

鹿沼市防災会議条例

昭和 39 年 6 月 30 日
条例第 31 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鹿沼市防災会議(以下「会議」という。)の所掌事務及び組織について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鹿沼市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 鹿沼市水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
- (3) 栃木県知事の部局内職員のうちから市長が任命する者
- (4) 鹿沼警察署長の職にある者
- (5) 市議会の議員のうちから市長が任命する者
- (6) 知識経験を有する者のうちから市長が任命する者
- (7) 副市長の職にある者
- (8) 市長がその部局内の職員のうちから任命する者
- (9) 教育長の職にある者
- (10) 消防長及び消防団長の職にある者
- (11) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (12) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する者

6 前項第1号から第3号まで、第5号及び第6号、第8号、第11号及び第12号の委員は、33人以内とする。

7 第5項第6号、第11号及び第12号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(平成20年8月1日決定)

鹿沼市防災会議条例第3条第4項の会長の職務を代理する委員は、所管の副市長とする。

附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

防災関係機関一覧表

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号	備 考	
県の機関等					
栃木県危機管理防災局危機管理課	宇都宮市塙田 1 丁目 1-20	028-623-2136	028-623-2146	500-2136	○
鹿沼県税事務所 (栃木県災害対策本部・上都賀支部長)	鹿沼市今宮町 1664-1	62-6203	62-6205	502-1110	○
指定地方行政機関					
関東農政局栃木県拠点	宇都宮市中央 2 丁目 1-16	028-633-3311	028-634-0042		●
鹿沼労働基準監督署	鹿沼市戸張町 2365-5	64-3215	64-3217		○
関東地方整備局宇都宮国道事務所	宇都宮市平松町 504	028-638-2181			
指定公共機関					
日本赤十字社 栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6	028-622-4801	028-624-4940		
東日本電信電話(株) 栃木支店災害対策室	宇都宮市平出工業団地 48-2	028-662-4256			●
東京電力パワーグリッド(株) 栃木 総支社(エリアソリューション総括グループ)	宇都宮市馬場通り 1-1-11	050-3090-9685	028-627-3351		●
東日本旅客鉄道(株)鹿沼駅	鹿沼市上野町 100	64-3223	64-3252		○
独立行政法人水資源機構	〃 口栗野 839-2	85-1110	85-1244		
指定地方公共機関					
関東自動車(株)鹿沼営業所	鹿沼市村井町 201	64-3161	64-3164		●
栃木県トラック協会 鹿沼支部((有)大昇商事陸運)	〃 日吉町 909-2	65-2246	60-1224		●
(株)エナジー宇宙鹿沼事業所	〃 茂呂 2030	64-1118	65-0648		●
東武鉄道(株)新鹿沼駅	〃 鳥居跡町 1475	64-2247	64-3876	売店 FAX	○
(一社)栃木県 LP ガス協会鹿沼支部	〃 緑町 1-2-13	64-9411	64-9411		
警察・消防					
鹿沼警察署	鹿沼市上殿町 1000-5	62-0110	62-0110	678	●
鹿沼市消防本部	〃 上殿町 520-1	63-1141	62-8234	661-310	●
鹿沼市消防署	〃 上殿町 520-1	63-1141	62-8234	661-110	
〃 消防署栗野分署	〃 口栗野 1913-1	85-3221	85-2888	661-402	
〃 消防署東分署	〃 さつき町 14-2	76-2858	76-2880	661-401	
〃 消防署北分署	〃 玉田町 455-6	64-1145	65-0528	661-403	
鹿沼市消防団	〃 上殿町 520-1	63-1141	62-8234	661-210	●
その他国・県の機関					
陸上自衛隊東部方面特科連隊	宇都宮市茂原 1-5-45	028-653-1551	028-653-1551	702-02	
関東総合通信局(MCA 無線無償貸出)	千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1774	03-6238-1789		
鹿沼税務署	鹿沼市東末広町 1934-24	64-2151	—		
鹿沼公共職業安定所	〃 睦町 287-20	62-5125	63-2482		○
鹿沼土木事務所	〃 今宮町 1664-1	65-3211	65-3218	502-3111	●
県西環境森林事務所	日光市瀬川 51-9	0288-21-1178	0288-21-1181	524-2912	●
上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町 1664-1	62-5236	65-7018	502-4110	●
県西健康福祉センター	〃 今宮町 1664-1	64-3125	64-3059	502-1410	●
上都賀教育事務所	〃 今宮町 1664-1	62-7167	62-0148	502-5410	○
公共的団体					
鹿沼郵便局	鹿沼市久保町 1692-2	64-355 1	62-6180		○
上都賀郡市医師会	〃 千手町 2506-8	64-5141	63-4945	夜間 64-3261	●
(一社) 鹿沼歯科医師会 (会長：さつきヶ丘鈴木歯科)	〃 栄町 2-10-1	65-4000			

< 総則の関係 >

機 関 名	住 所	電話番号	FAX 番号	備 考	
栃木県建設業協会鹿沼支部	〃 万町 752-6	65-2020	65-6592		●
上都賀農業協同組合	〃 鳥居跡町 983-1	65-1000	65-1009		○
鹿沼商工会議所	〃 睦町 287-16	65-1111	65-1114		○
栗野商工会	〃 口栗野 1655-1	85-2281	85-3355		○
鹿沼木工団地協同組合	〃 茂呂 2611-1	62-5171	62-5174		
鹿沼ケーブルテレビ(株)	〃 上野町 281-4	63-0005	63-1119		●
鹿沼市森林組合	〃 下沢 1310-2	64-9403	62-5108		
栗野森林組合	〃 下粕尾 136	85-2039	85-2072		
鹿沼市社会福祉協議会	〃 万町 931-1	65-5191	62-9361		○
上都賀獣医師会 (キンダーケア動物病院)	〃 上殿町 848-12	65-6699	63-5099		
(公) 日本水道協会栃木県支部	宇都宮市河原町 1-41	028-633-3241	028-633-3264		○
他の地方公共団体					
宇都宮市長	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2222	028-637-5151	601-2052	○
日光市長	日光市今市本町 1	0288-22-1111	0288-22-5137	607-1311	○
栃木市長	栃木市万町 9-25	0282-22-2535	0282-21-2673	603-703	○
壬生町長	壬生町大字壬生甲 3841-1	0282-82-1234	0282-82-8262	625-209	○
東京都足立区長	足立区中央本町 1-17-1	03-3880-5111	03-3880-5607		○
東京都墨田区長	墨田区吾妻橋 1-23-20	03-5608-6206	03-5608-6425		○
埼玉県春日部市長	春日部市中央 7-2-1	048-736-1111	048-733-3825		○

※「○」及び「●」は本部設置時の連絡先。連絡は総合政策部総務班長が行う。

※「●」は鹿沼市防災会議委員。

※「備考」は県防災行政ネットワーク番号（発信特番 鹿沼市は8、消防本部は88 又は 89

近年の主な災害一覧表

年	月日	気象名	旧鹿沼市	旧栗野町	最大時間雨量／累積雨量
昭和 50 年 (1975 年)	6 月 3 日	集中豪雨	床上浸水 34 戸 床下浸水 492 戸	—	
昭和 52 年 (1977 年)	9 月 19 日	暴風雨	堤防決壊 1 箇所	—	13mm／93mm
昭和 54 年 (1979 年)	10 月 19 日	台風 20 号	堤防決壊 10 箇所	—	13mm／105mm
昭和 55 年 (1980 年)	8 月 3 ～4 日	集中豪雨	床上浸水 3 戸 床下浸水 33 戸 田畑浸水 11ha 道路決壊 1 箇所	—	19mm／115mm
昭和 56 年 (1981 年)	8 月 22 ～23 日	台風 15 号	橋梁破損 1 箇所 道路流出 1 箇所 堤防決壊 15 箇所	建物一部破損 1 戸 床上浸水 1 戸 田畑浸水 0.02ha 道路埋没 1 箇所	29mm (39mm)／29mm (413mm)
昭和 57 年 (1982 年)	7 月 31 ～8 月 2 日	台風 10 号	橋梁流出 1 箇所 ・落下 1 箇所 道路流出 2 箇所	床上浸水 1 戸 堤防崩れ 9 箇所	19mm (26mm)／102mm (305mm)
昭和 57 年 (1982 年)	9 月 10 ～12 日	台風 18 号	建物半壊 3 箇所 床下浸水 17 箇所 田畑流失 3ha 浸水 40ha 橋梁流出 4 箇所 道路流出 16 箇所 ・決壊 5 箇所 堤防決壊 1 箇所 ・崩れ 60 箇所	床下浸水 14 戸 田畑浸水 340ha 道路決壊 6 箇所 堤防決壊 44 箇所	
昭和 58 年 (1983 年)	8 月 16 ～18 日	台風 5 号	—	堤防決壊 3 箇所	11mm (24mm)／127mm (510mm)
昭和 60 年 (1985 年)	7 月 1 日	台風 6 号	—	道路流出 3 箇所 堤防崩れ 4 箇所	13mm (40mm)／126mm (220mm)
昭和 61 年 (1986 年)	8 月 4 ～5 日	台風 10 号	床上浸水 4 戸 床下浸水 22 戸 田畑流失 0.25ha ・浸水 1.50ha 道路決壊 11 箇所 堤防崩れ 23 箇所	—	23mm／215mm
昭和 62 年 (1987 年)	9 月 10 日	集中豪雨	堤防崩れ 2 箇所 水あふれ 4 箇所	床下浸水 19 戸 田畑浸水 162.5ha 堤防崩れ 2 箇所 がけ崩れ 11 箇所	52mm (21mm)／82mm (94mm)
平成元年 (1989 年)	8 月 7 日	台風 13 号	建物全壊 1 戸 ・半壊 2 戸 建物一部破損 1 戸	—	4mm／15mm ＊風害
平成元年 (1989 年)	8 月 27 日	台風 17 号	—	堤防崩れ 3 箇所	13mm (23mm)／62mm (212mm)
平成 2 年 (1990 年)	8 月 10 日	台風 11 号	床下浸水 7 戸 堤防決壊 2 箇所 ・崩れ 11 箇所	床下浸水 4 箇所 堤防崩れ 5 箇所 土砂崩れ 3 箇所	26mm (36mm)／177mm (342mm)
平成 2 年 (1990 年)	9 月 19 日	台風 19 号	堤防崩れ 2 箇所 ・深掘れ 1 箇所 土砂流失 1 箇所	—	35mm／84mm
平成 2 年 (1990 年)	10 月 1 日	台風 2 号	床下浸水 2 戸 堤防深掘れ 1 箇所	—	13mm／127mm
平成 3 年 (1991 年)	7 月 31 日	集中豪雨	床上浸水 3 戸 床下浸水 24 戸	—	11mm／18mm

< 総則の関係 >

年	月日	気象名	旧鹿沼市	旧栗野町	最大時間雨量／累積雨量
平成3年 (1991年)	8月20日	台風12号	床下浸水21戸 橋梁流出2箇所 道路崩れ5箇所 堤防崩れ5箇所 土砂崩れ2箇所	建物一部破損1戸 床上浸水3戸 床下浸水12戸 田畑浸水46ha 道路崩れ8箇所 堤防崩れ16箇所 橋梁崩れ2箇所	21mm(33mm)／181mm(380mm)
平成3年 (1991年)	9月19 ～20日	台風18号	堤防崩れ1箇所	堤防崩れ2箇所	23mm(22mm)／151mm(207mm)
平成3年 (1991年)	10月12日	台風21号	護岸深掘れ1箇所	—	11mm／120mm
平成4年 (1992年)	10月19 ～21日	集中豪雨	道路崩れ2箇所 護岸深掘れ7箇所	—	10mm／78mm
平成5年 (1993年)	7月24 ～28日	台風4号 台風5号	道路崩れ4箇所 護岸深掘れ6箇所	—	28mm／62mm
平成5年 (1993年)	8月25 ～28日	台風11号	道路崩れ2箇所 護岸深掘れ4箇所	—	17mm／113mm
平成9年 (1997年)	6月20日	台風7号	床下浸水1箇所 河川先掘1箇所	堤防深掘れ1箇所	28mm(41mm)／127mm(170mm)
平成9年 (1997年)	8月2日	大雨	—	建物一部破損1戸 倉庫一部破損1棟	25mm(25mm)／31mm(38mm)
平成9年 (1997年)	8月3日	大雨	—	床下浸水1戸 堤防深掘れ及び水あふれ1箇所	15mm(7mm)／17mm(10mm)
平成10年 (1998年)	7月29日	大雨	—	床下浸水1戸 崖崩れ4箇所 土砂の流出3箇所	16mm(16mm)／36mm(47mm)
平成10年 (1998年)	8月30日	大雨	床上浸水1箇所、 床下浸水38箇所 堤防被害11箇所 護岸被害3箇所 流出橋脚1箇所 崖崩れ10箇所 水門崩落1箇所 道路崩落1箇所	宅地の水あふれ1箇所 堤防深掘れ1箇所	27mm(19mm)／377mm(385mm)
平成10年 (1998年)	9月16日	台風5号	床下浸水1箇所 堤防被害15箇所 護岸被害6箇所 道路被害2箇所 公園被害1箇所 橋桁流出1箇所	堤防崩れ17箇所 ・深掘れ2箇所 堤防浸水6箇所 浸水6箇所	28mm(40mm)／176mm(267mm)
平成11年 (1999年)	8月25日	大雨	—	堤防崩れ1箇所	6mm(0mm)／8mm(0mm)
平成12年 (2000年)	8月15日	大雨	—	床下浸水1戸	3mm(4mm)／3mm(9mm)
平成12年 (2000年)	8月16日	大雨	—	宅地への浸水1箇所	7mm(28mm)／12mm(51mm)
平成13年 (2001年)	8月22日	台風11号	床下浸水3戸 ※鹿沼市草久9世帯 に避難勧告(大芦川 氾濫の恐れ)	床下浸水4箇所 堤防崩れ5箇所 道路の水あふれ・浸水5箇所 家屋防御8箇所	25mm(45mm)／207mm(409mm)
平成13年 (2001年)	8月26 ～27日	大雨	道路浸水3箇所	床下浸水2戸 道路浸水2箇所 土砂崩れ1箇所 水あふれ1箇所	26日 24mm(8mm)／68mm(33mm) 27日 69mm(10mm)／141mm(29mm)
平成13年 (2001年)	9月10日	台風15号	引田で床下浸水 (戸数不明)	堤防深掘れ2箇所 土砂崩れ1箇所 浸水2箇所	37mm(29mm)／315mm(638mm)

< 総則の関係 >

年	月日	気象名	旧鹿沼市	旧栗野町	最大時間雨量／累積雨量
平成 14 年 (2002 年)	7 月 10 ～11 日	台風 6 号	床上浸水 2 戸 床下浸水 11 戸	—	37mm／357mm
平成 16 年 (2004 年)	10 月 21 日	台風 23 号	道路浸水 4 箇所 土砂流出 1 箇所	—	25mm／173mm
平成 17 年 (2005 年)	7 月 15 日	集中豪雨	床上浸水 3 戸 床下浸水 12 戸 道路浸水 1 箇所 河川被害 2 箇所 農業被害 5 箇所	—	82mm／111mm
平成 17 年 (2005 年)	7 月 26 日	台風 7 号	林道被害 5 箇所 道路施設被害 1 箇所	—	11mm／118mm
平成 17 年 (2005 年)	8 月 12 日	集中豪雨	道路施設被害 2 箇所 河川被害 1 箇所	—	31mm／86mm
平成 18 年 (2006 年)	8 月 22 日	集中豪雨	床下浸水 1 戸		38mm／78mm
平成 18 年 (2006 年)	10 月 6 日	台風 16 号	道路施設被害 1 箇所 倒木 10 箇所		8mm／90mm
平成 18 年 (2006 年)	12 月 26 日	集中豪雨	堤防洗くつ 1 箇所 農業被害 1 箇所 林道被害 1 箇所		29mm／140mm
平成 19 年 (2007 年)	7 月 15 日	台風 4 号	床下浸水 1 戸 倒木 1 箇所		17mm／130mm
平成 19 年 (2007 年)	7 月 29 日	集中豪雨	道路施設被害 1 箇所		12mm／43mm
平成 20 年 (2008 年)	5 月 20 日	集中豪雨	道路浸水 2 箇所 学校被害 1 箇所 (屋内運動場西 法面崩壊)		24mm／100mm
平成 20 年 (2008 年)	8 月 16 日	集中豪雨	床上浸水 3 戸 車両浸水 18 台 道路浸水 10 箇所 河川被害 1 箇所	床下浸水 46 戸 道路被害 14 箇所 下水道被害 5 箇所	67mm／128mm
平成 20 年 (2008 年)	8 月 28 日	集中豪雨	床下浸水 9 戸 道路被害 1 箇所 下水道被害 1 箇所 林道被害 3 箇所	車両浸水 1 台 道路浸水 14 箇所 土砂崩れ 6 箇所 堤防損壊 2 箇所	32mm／92mm
平成 20 年 (2008 年)	8 月 29 日	集中豪雨	床上浸水 1 戸 車両浸水 2 台 下水道被害 2 箇所	床下浸水 26 戸 道路浸水 11 箇所 林道被害 6 箇所	22mm／60mm
平成 20 年 (2008 年)	8 月 30 日	集中豪雨	床下浸水 8 戸 下水道被害 7 箇所	道路浸水 19 箇所 堤防損壊 4 箇所	44mm／75mm
平成 20 年 (2008 年)	9 月 1 日	集中豪雨	床下浸水 16 戸 道路浸水 1 箇所 堤防損壊 2 箇所	道路被害 2 箇所 林道被害 8 箇所	15mm／26mm * 栗野地区で発生
平成 21 年 (2009 年)	8 月 10 日	集中豪雨	道路浸水 13 箇所	林道被害 2 箇所	24mm／96mm
平成 22 年 (2010 年)	8 月 17 日	集中豪雨	床下浸水 3 戸	道路被害 1 箇所	30mm／45mm
平成 22 年 (2010 年)	8 月 24 日	集中豪雨	道路浸水 1 箇所		16mm／18mm

< 総則の関係 >

年	月日	気象名等	被害等の概要	最大時間雨量／累積雨量 または震度
平成 23 年 (2011 年)	3 月 11 日	東北地方太平洋 沖地震 (東日本大震災)	人的被害 負傷者 (軽傷) 4 人 住家被害 半壊 1 5 棟 一部破損 1, 3 5 0 棟 非住家被害 全壊 4 棟 半壊 2 棟 一部損壊 1 2 9 棟 公共施設被害 一部損壊 8 9 箇所 その他被害 道路 2 3 箇所 水道施設 1 箇所 停電 (永野地区) 4 6 2 戸 ブロック塀等 1 0 0 箇所 避難所の設置 市民等 3 箇所 福島県民 3 箇所	震度 5 強 (晃望台) 震度 5 弱 (今宮町、口栗野)
平成 23 年 (2011 年)	8 月 24 日	集中豪雨	住家被害 床下浸水 1 5 戸 その他被害 崖くずれ 1 箇所 ブロック塀等 1 箇所	29mm／31mm
平成 23 年 (2011 年)	9 月 21 日	台風 15 号	人的被害 負傷者 (重傷) 1 人 住家被害 床上浸水 7 戸 床下浸水 3 8 戸 その他被害 道路 3 4 箇所 橋りょう 1 3 箇所 公園 8 箇所 河川 1 0 1 箇所 林道 1 4 箇所 農業施設 5 7 箇所 水道施設 1 箇所 農作物 5. 4 2 h a 崖くずれ 2 箇所 避難勧告 2 1 9 戸 (5 5 0 人) 避難所の設置 7 箇所	23 mm／231 mm
平成 24 年 (2012 年)	5 月 3 日	集中豪雨	水路被害 1 箇所 林道被害 1 箇所 堰被害 1 箇所	16. 5 mm／199 mm
平成 24 年 (2012 年)	6 月 19 日	台風 4 号	非住家浸水 7 箇所 公園被害 1 箇所 道路被害 1 箇所	21. 5 mm／101. 5 mm
平成 24 年 (2012 年)	7 月 28 日	集中豪雨	床上浸水 1 箇所 床下浸水 1 箇所 土砂崩れ 1 箇所	測定不能
平成 24 年 (2012 年)	8 月 11 日	集中豪雨	床下浸水 6 箇所 非住家浸水 1 箇所	21 mm／48 mm
平成 24 年 (2012 年)	9 月 4 日	集中豪雨	床下浸水 4 箇所	24. 5 mm／40 mm
平成 25 年 (2013 年)	7 月 27 日	集中豪雨	住家被害 床上浸水 4 9 戸 床下浸水 1 3 8 戸 公的施設等 浸水被害 1 4 箇所 その他被害 土砂崩れ 1 5 箇所 道路 5 箇所 林道 1 箇所 公園 3 箇所 農業施設 2 4 箇所 避難所の設置 1 箇所	99mm／126. 5mm

< 総則の関係 >

年	月 日	気象名等	被害等の概要	最大時間雨量／累積雨量 または震度
平成 25 年 (2013 年)	8 月 6 日	集中豪雨	床下浸水 1 2 戸	58mm／59mm
平成 25 年 (2013 年)	9 月 4 日	竜巻	人的被害 負傷者（軽傷） 2 人 住家被害 一部破損 2 1 棟 非住家被害 全壊 5 棟 半壊 3 棟 一部破損 5 1 棟 その他被害 農業施設 1 7 箇所 農作物 総額 2, 100 千円	竜巻の強さ：F 1 (藤田スケール)
平成 25 年 (2013 年)	9 月 15 日	台風 18 号	公園被害 1 箇所 林道被害 2 箇所 農業用水路等被害 4 箇所	34. 5mm／121mm
平成 25 年 (2013 年)	10 月 15 日	台風 26 号	人的被害 負傷者（軽傷） 1 人 住家被害 一部破損 2 6 棟 非住家被害 全壊 2 棟 半壊 1 棟 一部破損 1 0 棟 その他被害 土砂崩れ 1 箇所 停電 6 地区 道路被害 2 1 箇所 農業施設 9 7 棟 農作物 総額 5, 100 千円	15. 5mm／93. 5mm
平成 26 年 (2014 年)	2 月 15 日	大雪	住家被害 一部破損 1 2 棟 公共施設 一部破損 1 棟 非住家被害 一部破損 2 棟 停電 1 7 地区、約 2, 900 件 その他被害 道路被害等 多数 農業施設 7 6 1 棟 農作物 総額 269, 322 千円 園芸用土被害 総額 1, 531, 850 千円 林産施設被害 総額 20, 500 千円	(参考) 宇都宮 降雪 25 cm 最深積雪 32 cm
平成 26 年 (2014 年)	6 月 8 日	集中豪雨	道路被害 3 箇所	33 mm/336 mm
平成 26 年 (2014 年)	6 月 9 日	集中豪雨	道路被害 1 箇所	41 mm/80 mm
平成 26 年 (2014 年)	8 月 10 日	台風 8 号 (竜巻)	人的被害 負傷者（軽傷） 1 人 住家被害 半壊 1 棟 一部破損 4 8 棟 非住家被害 全壊 9 棟 半壊 1 棟 一部破損 5 3 棟 その他被害 停電 1 地区 農作物 総額 6, 481 千円 農業施設 43 棟	竜巻の強さ：F 1 及び F 0 (藤田スケール)
平成 26 年 (2014 年)	10 月 6 日	台風 18 号	道路被害 1 2 箇所 避難準備情報 4 世帯 6 名	24 mm/164 mm
平成 26 年 (2014 年)	10 月 13 日	台風 19 号	道路被害 3 箇所 停電 3 地区 避難勧告 1 世帯 1 名	24 mm/177 mm

総則の関係

年	月日	気象名等	被害等の概要				最大時間雨量／ 累積雨量
平成 27 年 (2015 年)	6 月 23 日	集中豪雨	床下浸水 1 棟				3. 5mm/8. 0mm
平成 27 年 (2015 年)	7 月 16 日	台風 11 号	道路冠水 5 件 倒木 1 件				24. 5mm/150mm
平成 27 年 (2015 年)	8 月 2 日	降雹被害	農業被害 8 1 5 万円				0 mm/0 mm
平成 27 年 (2015 年)	9 月 9 日 ～10 日	関東・東北豪雨	人的被害 死者 1 名 重傷者 1 名 住家被害 全壊 1 0 棟 大規模半壊 3 棟 半壊 2 1 棟 床上浸水 3 1 9 棟 床下浸水 7 9 4 棟 一部損壊 2 0 棟 非住家被害 全壊 8 棟 半壊 3 棟 床上浸水 4 2 棟 床下浸水 7 8 棟 一部損壊 3 棟 その他被害 農業 被害金額 504 百万円 面積 約 339ha 林業 林道 40 件 土砂崩れ 102 件 土砂流出 48 件 商工業 被害件数 81 件 被害金額 132. 5 百万円 国県道通行止め 最大 24 か所 現在 なし 市道通行止め 最大 73 か所 現在 なし 避難所設置 最大設置数 32 か所				51 mm/507 mm
平成 28 年 (2016 年)	3 月 3 日～ 3 月 5 日	上永野 谷倉山林 野火災	焼失面積 山林 被害面積 16ha				国有林 15ha 民有地 1ha
平成 28 年 (2016 年)	8 月 3 日	集中豪雨	鹿沼木工団地内（市道 7015 号線）において、車 3 台水没、1 台破損				31. 0 mm/35 mm
平成 28 年 (2016 年)	8 月 17 日	集中豪雨	床下浸水 1 棟				10. 5 mm/35 mm
平成 28 年 (2016 年)	8 月 22 日	台風 9 号	倒木 7 か所 避難所設置 2 か所				30 mm/121 mm
平成 28 年 (2016 年)	9 月 7 日 8 日	豪雨及び 台風 13 号	床下浸水 1 棟 路面冠水 5 か所 避難所設置 2 か所				40 mm/111. 5 mm
平成 29 年 (2017 年)	7 月 25 日	大雨警報	床下浸水 1 棟				35 mm/41 mm
平成 29 年 (2017 年)	10 月 22 日 23 日	台風 21 号	床下浸水 1 棟 避難所開設 8 か所				30 mm/165 mm
平成 30 年 (2018 年)	8 月 10 日 ～11 日	大雨警報、 土砂災害警戒情報	避難所開設 2 か所、最大避難者数 2 世帯 7 名 通行止め 2 か所				11. 5 mm/22. 5 mm
平成 30 年 (2018 年)	8 月 31 日	大雨警報	通行止め 2 か所、車両水没 1 件				23 mm/27. 5 mm

総則の関係

年	月日	気象名等	被害等の概要	最大時間雨量／ 累積雨量
平成 30 年 (2018 年)	9 月 4 日 ～5 日	台風 21 号	軽症者 1 名	15 mm/25.5 mm
平成 30 年 (2018 年)	9 月 30 日 ～31 日	台風 24 号	自主避難者 1 名、住家被害 6 件（全て一部破損） 道路倒木被害 42 か所、通行止め最大 4 か所 農業被害額 39,446 千円	17 mm/54.5 mm 風速、風向き 12.8m/s 南南東
令和元年 (2019 年)	5 月 21 日	大雨警報	床下浸水 1 棟 通行止め 1 か所	21.5 mm/133 mm
令和元年 (2019 年)	7 月 24 日 ～25 日	大雨警報	床下浸水 1 棟 通行止め 3 か所	28 mm/84 mm
令和元年 (2019 年)	8 月 21 日 ～22 日	大雨警報	床下浸水 2 棟 通行止め 4 か所	33.5 mm/92.5 mm
令和元年 (2019 年)	9 月 8 日 ～9 日	台風 15 号	自主避難者 1 名 道路倒木被害 2 か所	12 mm/35.5 mm
令和元年 (2019 年)	9 月 10 日	大雨警報	通行止め 3 か所 車両水没 1 件	25.5 mm/26.5 mm
令和元年 (2019 年)	10 月 12 日 ～13 日	台風 19 号	人的被害 死者 2 名 重症 1 名 中等症 1 名 軽症 1 名 住家被害 全壊 12 棟 大規模半壊 4 棟 半壊 75 棟 一部損壊（準半壊） 155 棟 一部損壊（10%未満） 425 棟 非住家被害 全壊 2 棟 半壊 2 棟 一部損壊（準半壊） 15 棟 一部損壊（10%未満） 155 棟 その他被害 農業 被害金額 約 306 百万円 面積 約 23ha 林業 林道 25 路線 土砂崩れ 102 件 土砂流出 48 件 商工業 被害件数 90 件 被害金額 1,217 百万円 国県道通行止め 最大 11 か所 市道通行止め 最大 38 か所 避難所設置 最大設置数 31 か所 最大避難者数 1,275 人	49 mm/370.5 mm 日降水量 370mm は過去最大
令和元年 (2019 年)	10 月 25 日	大雨警報	避難所開設 25 か所、最大避難者数 13 世帯 24 名	19.5 mm/71.5 mm
令和 2 年 (2020 年)	4 月 13 日	強風	道路倒木被害 2 か所 住家被害 一部破損 7 棟 公共施設 一部破損 1 棟 非住家被害 一部破損 7 棟	最大瞬間風速 23.8m/s
令和 2 年 (2020 年)	4 月 18 日	大雨・洪水 警報	避難所開設 2 か所 通行止め 4 か所	29.5 mm/113.5 mm
令和 2 年 (2020 年)	6 月 11 日	大雨・洪水 警報	住家被害 一部破損 1 棟	56.5 mm/103.0 mm
令和 3 年 (2021 年)	2 月 13 日	福島県沖 地震	住家被害 一部破損 7 棟	震度 4（晃望台、口栗野）、3（今宮町）

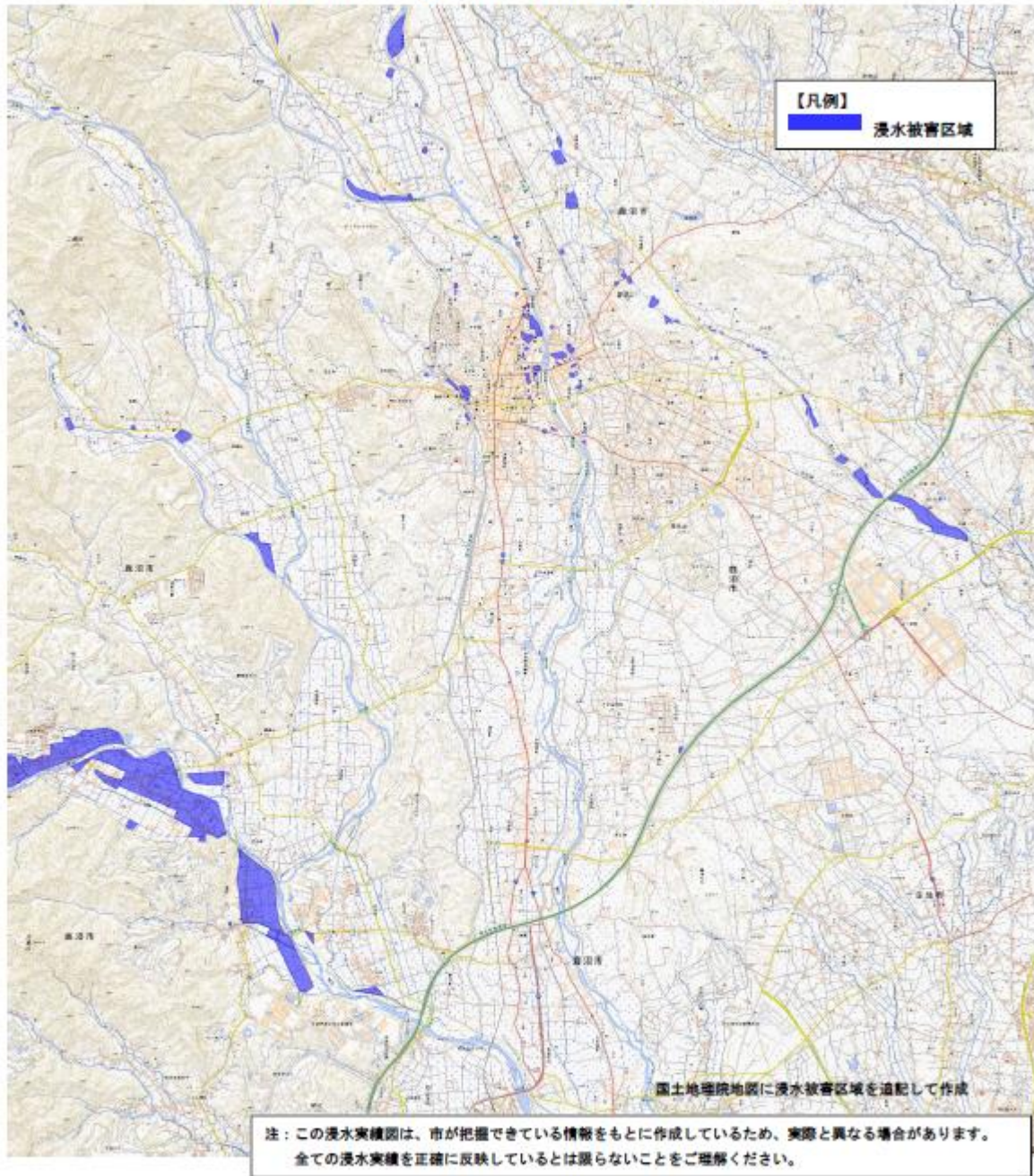
総則の関係

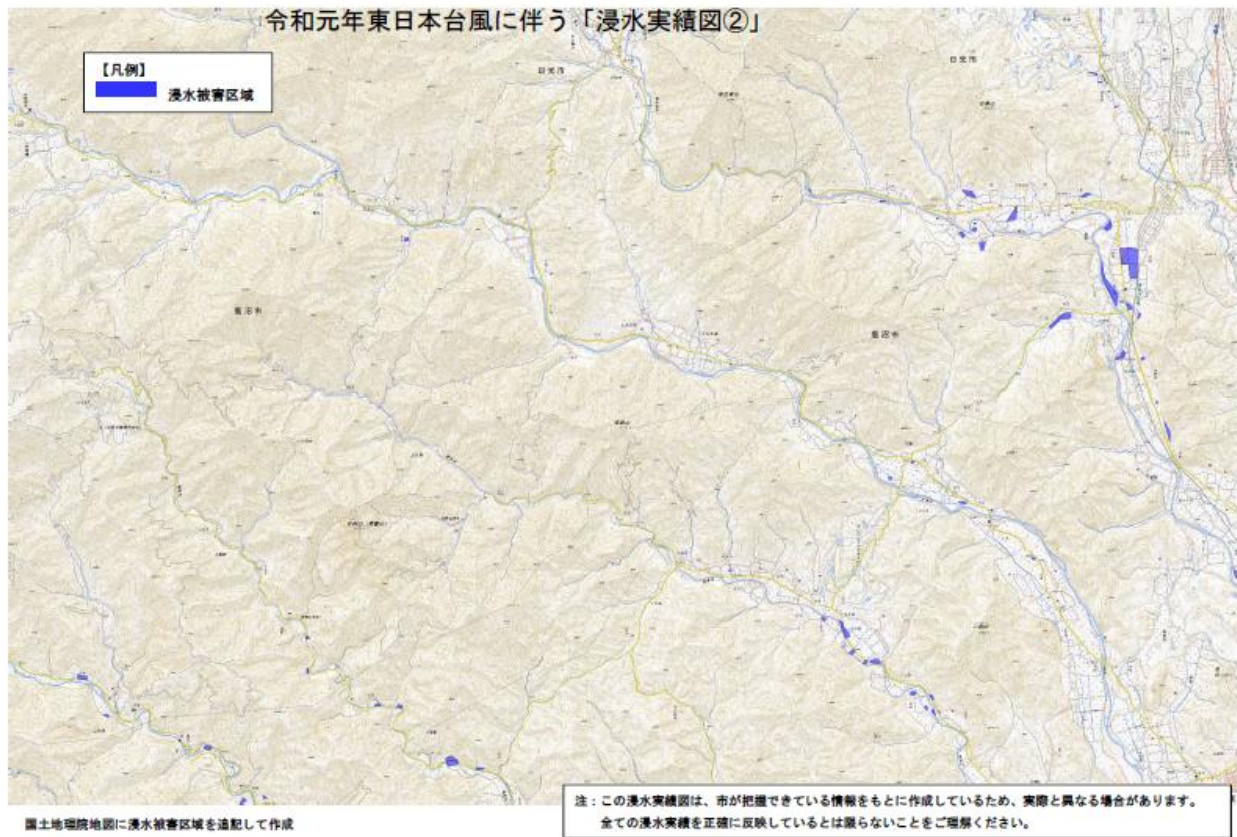
年	月日	気象名等	被害等の概要	最大時間雨量／ 累積雨量
令和3年 (2021年)	2月23日	強風	公共施設 一部破損 1棟	最大瞬間風速 18.6m/s
令和4年 (2022年)	2月21日	強風	中等症 1名	最大瞬間風速 13.3m/s
令和6年 (2024年)	8月13日	大雨・洪水 警報 土砂災害警戒情報	避難所開設2か所	26.5mm/27.0mm
令和6年 (2024年)	8月25日 ～26日	大雨・洪水 警報 土砂災害警戒情報	住家被害 半壊 1棟 床下浸水 20棟 非住家被害 浸水 2棟 その他被害 農業 水路 17か所 堰等 41か所 林業 林道 12路線 路肩決壊等 24か所 商工業 被害件数 3件 県道通行止め 多数 市道通行止め 最大 8か所 避難所開設 最大開設数 16か所 最大避難者数 16名	65.5mm/124.0mm

(令和6年11月30日現在)

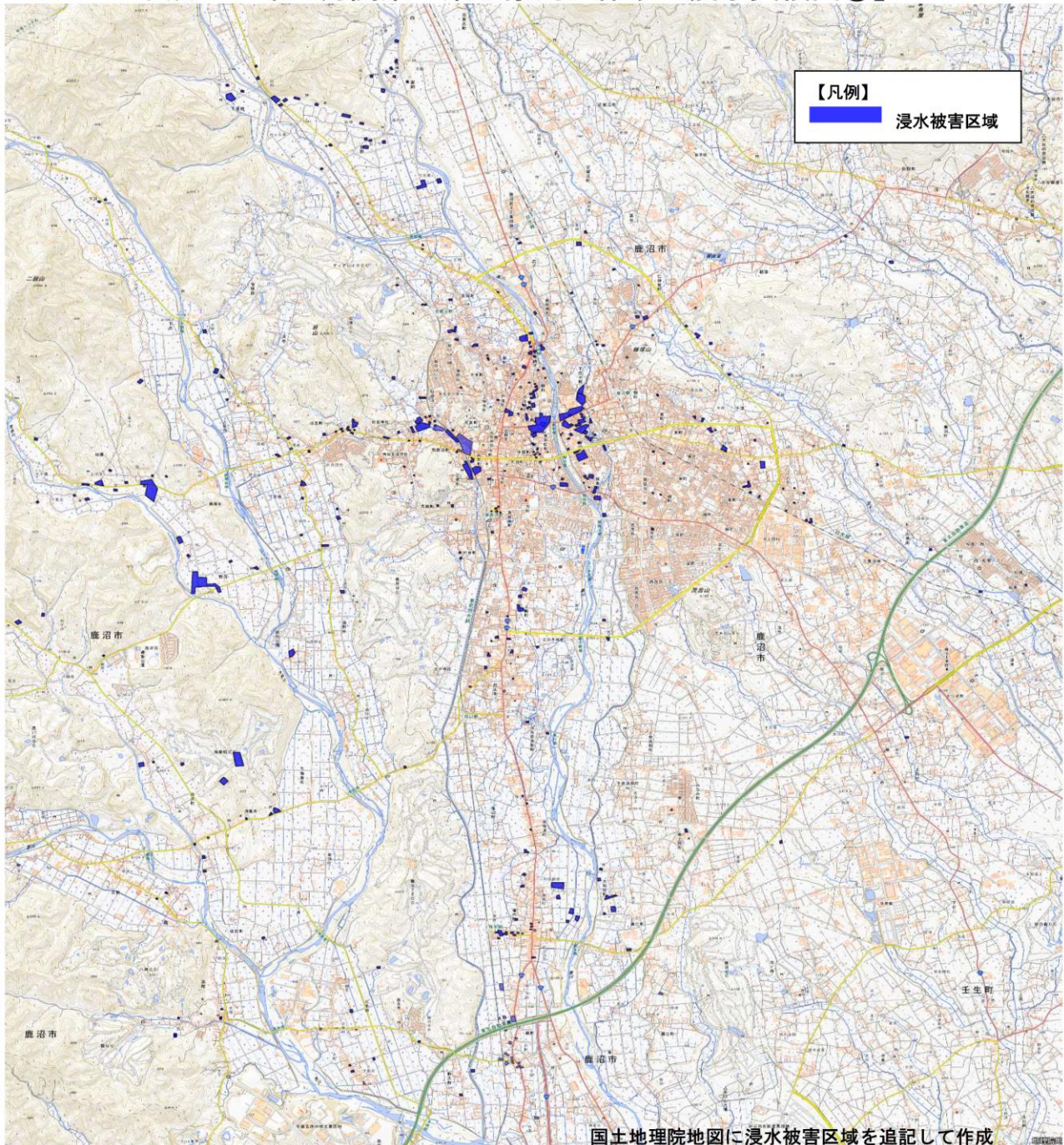
(注)「最大時間雨量/積算雨量」はアメダス鹿沼の観測値、()内はアメダス方塞山^{ほうさいざん}の値、アメダス方塞山^{ほうさいざん}は平成16年11月1日廃止されている。

令和元年東日本台風に伴う「浸水実績図①」



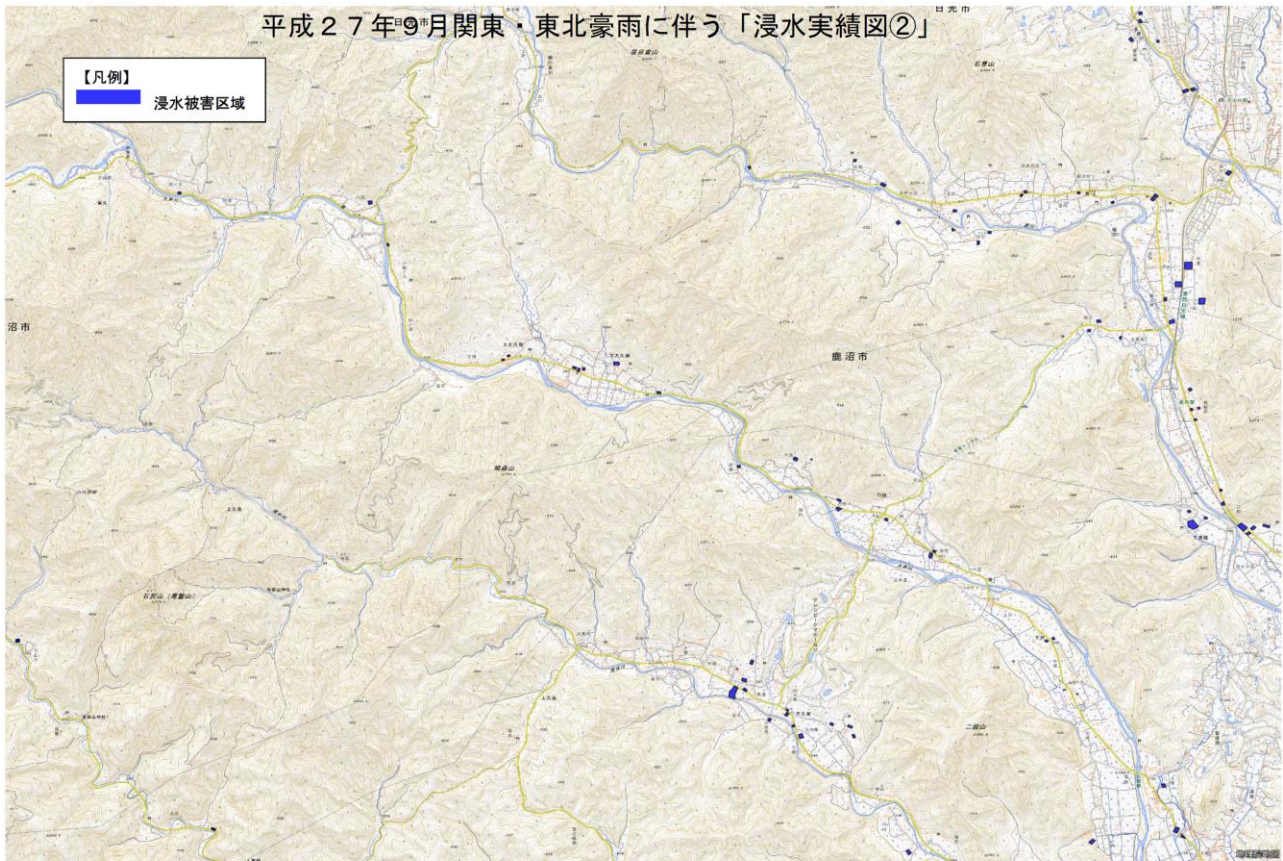


平成27年9月関東・東北豪雨に伴う「浸水実績図①」



注：この浸水実績図は、市が把握できている情報をもとに作成しているため、実際と異なる場合があります。
全ての浸水実績を正確に反映しているとは限らないことをご理解ください。

総則の関係



国土地理院地図に浸水被害区域を追記して作成

注：この浸水実績図は、市が把握できている情報をもとに作成しているため、実際と異なる場合があります。
全ての浸水実績を正確に反映しているとは限らないことをご理解ください。



国土地理院地図に浸水被害区域を追記して作成

注：この浸水実績図は、市が把握できている情報をもとに作成しているため、実際と異なる場合があります。
全ての浸水実績を正確に反映しているとは限らないことをご理解ください。

＜総則の関係＞

県内市町の直下に震源（M6.9）を想定した地震被害（栃木県平成 26 年作成資料から）

想定シーンについては、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなる冬の深夜、風速 10m/s の場合の被害を、それ以外の項目は、一部※を除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬の 18 時、風速 10m/s の場合の被害を記載した。 ※ エレベーター内閉じ込め者数は朝 7 時から 8 時、また帰宅困難者数は昼 12 時の時間帯を想定している。

市町の直下に震源を想定した地震(建物被害) 冬 深夜 最大風速+2σ

市町	建物被害										
	全壊				半壊				火災による建物被害		
	(棟)				(棟)				(件)	(件)	(棟)
	液状化	地震動	土砂災害	合計	液状化	地震動	土砂災害	合計	出火件数	残出火件数	焼失棟数
宇都宮市	64	9,777	6	9,847	136	28,382	14	28,532	20	4	342
足利市	177	8,763	40	8,980	373	15,782	94	16,250	14	7	560
栃木市	120	8,651	3	8,774	235	19,978	8	20,221	14	5	544
佐野市	132	6,714	2	6,848	258	11,139	5	11,401	11	4	174
鹿沼市	59	3,188	10	3,256	113	8,978	23	9,114	6	1	62
日光市	32	1,604	34	1,669	63	5,966	79	6,108	3	0	5
小山市	95	8,975	0	9,070	154	15,398	0	15,553	14	7	220
真岡市	31	3,666	3	3,700	59	8,749	6	8,814	6	2	135
大田原市	18	1,691	5	1,713	36	6,871	11	6,918	3	0	5
矢板市	15	1,074	2	1,091	29	3,757	4	3,791	2	0	5
那須塩原市	3	1,623	1	1,627	8	6,578	3	6,589	3	0	5
さくら市	21	975	2	998	45	3,629	5	3,679	2	0	0
那須烏山市	13	1,257	14	1,283	27	4,434	33	4,494	2	0	5
下野市	10	2,639	0	2,649	20	5,887	0	5,908	5	1	17
上三川町	10	1,279	0	1,289	20	3,201	0	3,222	2	0	5
益子町	6	698	2	706	18	2,302	4	2,324	1	0	0
茂木町	10	386	9	405	20	1,748	20	1,789	1	0	0
市貝町	3	592	2	597	6	2,040	6	2,052	1	0	0
芳賀町	8	819	1	828	14	2,626	2	2,642	1	0	0
壬生町	7	2,499	0	2,506	13	4,992	0	5,005	4	2	158
野木町	5	2,402	0	2,407	16	2,964	0	2,981	4	2	113
岩舟町	7	1,956	1	1,964	14	2,685	2	2,700	3	1	76
塩谷町	9	412	5	426	18	1,535	11	1,563	1	0	0
高根沢町	9	838	2	849	17	2,935	4	2,956	1	0	0
那須町	8	537	4	549	18	3,176	10	3,204	1	0	0
那珂川町	13	530	0	543	25	2,075	0	2,100	1	0	0

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。
注：各市町の数値は、当該市町直下地震の当該市町の被害のみを記載している。

市町の直下に震源を想定した地震(人的被害) 冬 深夜 最大風速+2σ

市町	人的被害																								要救助者
	死者					負傷者					重傷者					軽傷者数									
	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	
	計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内					
宇都宮市	604	64	1	5	0	610	7,222	1,025	1	18	0	7,241	1,049	219	0	5	0	1,054	6,173	806	0	13	0	6,186	2,992
足利市	560	36	4	14	0	578	4,724	520	5	18	0	4,746	961	112	2	5	0	969	3,762	408	2	13	0	3,778	1,875
栃木市	555	28	0	11	0	566	5,590	418	0	14	0	5,604	961	89	0	4	0	965	4,629	329	0	10	0	4,639	1,427
佐野市	430	24	0	4	0	434	3,366	356	0	6	0	3,372	720	76	0	2	0	722	2,645	280	0	4	0	2,650	1,219
鹿沼市	200	12	1	1	0	202	2,400	193	1	2	0	2,403	358	41	1	1	0	359	2,042	153	1	2	0	2,044	617
日光市	102	6	3	0	0	105	1,469	105	3	0	0	1,473	176	21	2	0	0	178	1,293	83	2	0	0	1,295	281
小山市	565	43	0	7	0	571	4,474	666	0	9	0	4,483	935	144	0	3	0	937	3,539	522	0	6	0	3,545	2,233
真岡市	235	15	0	3	0	237	2,438	224	0	4	0	2,443	410	48	0	1	0	411	2,029	176	0	3	0	2,032	781
大田原市	104	6	0	0	0	105	1,690	102	1	0	0	1,690	188	21	0	0	0	189	1,501	81	0	0	0	1,502	276
矢板市	66	4	0	0	0	67	981	61	0	0	0	981	123	13	0	0	0	124	857	48	0	0	0	857	196
那須塩原市	100	8	0	0	0	101	1,597	137	0	0	0	1,597	178	28	0	0	0	179	1,419	109	0	0	0	1,419	337
さくら市	60	4	0	0	0	60	930	69	0	0	0	930	111	14	0	0	0	111	818	54	0	0	0	819	222
那須烏山市	81	3	1	0	0	83	1,095	56	2	0	0	1,097	137	11	1	0	0	138	958	44	1	0	0	959	171
下野市	167	13	0	0	0	168	1,642	192	0	1	0	1,643	289	41	0	0	0	289	1,353	151	0	1	0	1,354	641
上三川町	79	6	0	0	0	79	892	88	0	0	0	893	145	19	0	0	0	145	747	69	0	0	0	747	282
益子町	45	3	0	0	0	45	565	42	0	0	0	565	74	9	0	0	0	74	490	33	0	0	0	491	113
茂木町	25	1	1	0	0	26	408	17	1	0	0	408	42	3	0	0	0	42	366	14	0	0	0	366	43
市貝町	38	2	0	0	0	38	522	24	0	0	0	523	67	5	0	0	0	67	456	19	0	0	0	456	86
芳賀町	52	2	0	0	0	53	700	34	0	0	0	700	94	7	0	0	0	94	605	27	0	0	0	605	128
壬生町	160	10	0	4	0	164	1,453	147	0	5	0	1,458	276	32	0	1	0	278	1,177	116	0	3	0	1,180	508
野木町	154	10	0	5	0	159	1,007	146	0	4	0	1,011	257	32	0	1	0	258	750	114	0	3	0	753	537
岩舟町	127	6	0	3	0	129	901	85	0	2	0	903	217	18	0	1	0	218	684	67	0	1	0	685	328
塩谷町	26	1	0	0	0	26	424	18	0	0	0	424	51	4	0	0	0	51	373	15	0	0	0	373	58
高根沢町	52	3	0	0	0	53	700	57	0	0	0	700	88	12	0	0	0	88	612	45	0	0	0	612	173
那須町	33	1	0	0	0	34	723	30	0	0	0	723	58	5	0	0	0	59	664	24	0	0	0	665	44
那珂川町	34	1	0	0	0	34	509	24	0	0	0	509	58	5	0	0	0	59	451	19	0	0	0	451	67

注：屋内収容物移動・転倒は、建物倒壊の死傷者の内数であるため、合計に加えていない。
注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。
注：各市町の数値は、当該市町直下地震の当該市町の被害のみを記載している。

＜総則の関係＞

市町の直下に震源を想定した地震(ライフライン・道路被害、生活支障) 冬 18 時 最大風速+2σ

市町	ライフライン被害（直後）						交通施設被害						生活への影響										災害廃棄物発生量	
	上水道	下水道	電力	通信	ガス	LP ガス	道路被害			鉄道被害			避難者数 (当日・1日後)			帰宅困難者		物資需要量 (当日・1日後)						
	(人)	(人)	(軒)	(回線)	(戸)	(戸)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(食)	(リットル)	(枚)	(基)	(万t)	(万t)		
	断水人口	支障人口	停電軒数	不通回線	供給停止戸数	供給停止戸数	高速道路	直轄国道	一般道	新幹線	在来線	避難所	避難行動要支援者	避難所外	帰宅困難者	滞留者	食料	飲料水	毛布	トイレ	可燃物	不燃物		
宇都宮市	152,550	113,447	25,727	20,326	43,526	29,338	4	5	182	10	89	21,037	3,619	14,025	21,481	27,446	75,735	457,651	42,075	12,986	24.1	86.4		
足利市	106,386	45,189	18,734	13,996	17,146	8,010	1	2	70	0	74	18,075	3,435	12,050	20,623	14,993	65,070	319,158	36,150	5,786	22.1	73.8		
栃木市	115,386	19,695	11,389	6,610	3,842	8,811	3	1	112	0	101	15,232	2,799	10,155	12,568	8,853	54,837	346,159	30,465	3,283	21.6	76.8		
佐野市	108,786	29,851	10,758	7,353	7,498	5,613	2	1	76	0	63	13,949	2,666	9,299	9,862	8,973	50,216	326,358	27,898	4,032	16.8	56.0		
鹿沼市	76,742	23,044	4,523	3,692	6,620	4,453	1	0	70	0	69	7,497	1,320	4,998	6,404	5,270	26,988	230,227	14,994	2,882	8.0	27.5		
日光市	40,107	11,712	2,201	1,495	143	3,846	3	0	96	0	117	2,776	542	1,851	6,032	3,582	9,995	120,321	5,553	1,411	4.1	12.0		
小山市	120,135	37,153	18,967	13,702	19,271	10,133	0	7	101	6	72	11,004	2,020	7,336	20,819	20,575	39,613	360,406	22,007	4,568	22.2	70.8		
真岡市	63,271	13,519	6,012	3,506	52	5,455	2	0	89	0	37	8,330	1,613	5,553	7,071	6,955	29,988	189,812	16,660	2,046	9.1	27.8		
大田原市	31,199	12,010	2,275	1,338	0	4,266	0	1	82	1	4	3,815	678	2,543	4,847	6,328	13,733	93,596	7,630	1,522	4.2	13.6		
矢板市	32,871	4,561	1,382	832	0	2,113	2	2	45	5	29	2,506	426	1,670	3,626	3,151	9,020	98,613	5,011	673	2.7	8.5		
那須塩原市	51,228	13,017	2,025	1,811	0	6,500	2	3	114	7	35	3,805	681	2,536	8,273	5,594	13,696	153,685	7,609	1,640	4.0	13.3		
さくら市	36,183	8,245	1,542	1,327	0	2,633	0	2	44	1	18	2,480	397	1,653	4,457	3,239	8,928	108,549	4,960	1,027	2.4	8.3		
那須烏山市	23,135	2,449	1,209	843	0	1,611	0	0	46	0	28	3,368	634	2,245	3,061	1,672	12,125	69,406	6,736	552	3.2	10.3		
下野市	53,187	15,518	6,202	2,917	3,079	3,587	0	3	40	4	26	5,958	961	3,972	7,390	4,505	21,450	159,560	11,917	1,993	6.5	21.1		
上三川町	22,370	10,328	3,513	1,196	345	2,177	1	2	27	1	6	2,963	468	1,975	3,243	3,507	10,665	67,109	5,925	1,231	3.1	10.4		
益子町	21,790	1,137	647	607	0	1,291	0	0	28	0	18	1,984	318	1,323	2,422	932	7,143	65,369	3,968	303	1.7	6.2		
茂木町	8,661	1,019	423	207	0	544	0	0	29	0	7	649	120	432	1,807	947	2,335	25,982	1,297	162	1.0	2.8		
市貝町	4,309	831	824	281	0	727	0	0	23	0	20	843	149	562	1,470	826	3,035	12,926	1,686	162	1.5	4.2		
芳賀町	10,481	2,262	1,713	760	19	902	0	0	34	0	0	1,412	240	941	1,738	6,532	5,084	31,444	2,824	347	2.0	6.2		
壬生町	33,473	15,778	5,048	3,139	0	3,255	1	0	31	0	28	5,200	1,384	3,467	3,828	2,436	18,720	100,418	10,400	1,891	6.2	20.0		
野木町	22,458	8,488	4,662	3,838	0	2,168	0	1	17	1	13	3,899	607	2,600	7,611	3,157	14,038	67,374	7,799	1,109	5.9	19.1		
岩舟町	17,404	4,220	3,225	1,211	0	1,246	1	1	19	0	23	2,876	487	1,917	2,211	989	10,354	52,212	5,752	641	4.8	14.8		
塩谷町	7,131	0	798	442	0	572	0	0	29	0	0	736	128	491	1,525	594	2,651	21,394	1,473	74	1.0	3.1		
高根沢町	26,796	6,143	1,748	935	5	2,136	0	1	32	0	30	954	158	636	3,445	1,840	3,435	80,389	1,908	690	2.1	6.5		
那須町	11,294	792	1,213	618	0	1,213	2	3	108	6	31	1,249	215	833	1,923	2,220	4,497	33,882	2,498	200	1.3	4.3		
那珂川町	8,292	2,160	730	324	0	758	0	0	31	0	0	810	154	540	1,922	968	2,917	24,875	1,621	287	1.3	3.9		

注：災害時要援護者は避難所避難者のうち数

注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。

注：各市町の数値は、当該市町直下地震の当該市町の被害のみを記載している。

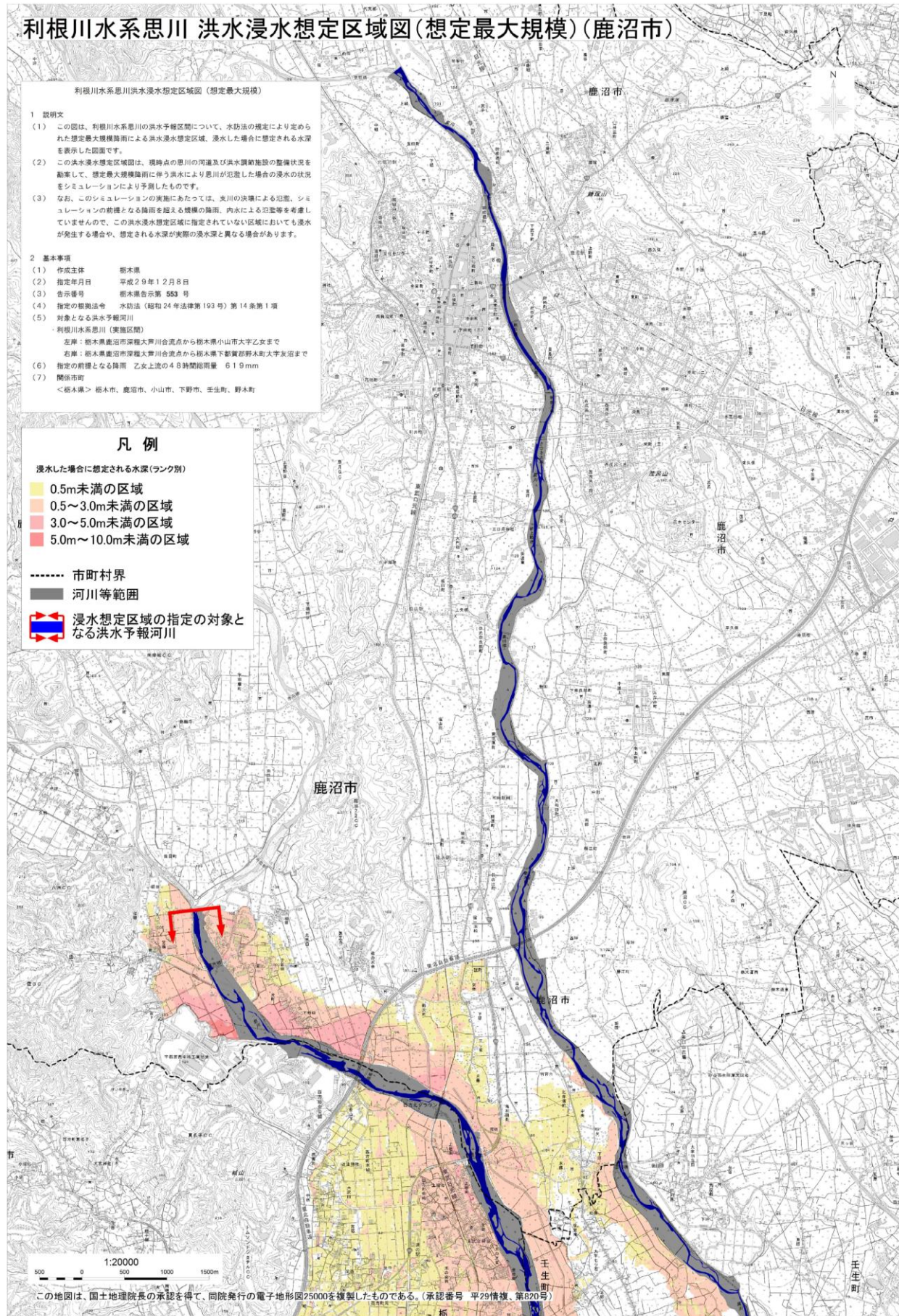
市町の直下に震源を想定した地震(その他被害) 冬 18 時 最大風速+2σ

市町	その他被害								経済被害		
	エレベータ	危険物施設被害			文化財被害		孤立集落	ため池	直接被害		
								(可能性が高い)			
		(人)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(集落)	(箇所)	(億円)	(億円)
閉じ込め者数	火災	流出	破損等	国指定	県指定	農業集落	箇所	建物資産等	ライフライン交通施設等	災害廃棄物	
宇都宮市	144	0	4	39	0	0	0	0	9,397	3,172	243.1
足利市	42	0	2	19	3	8	0	0	5,327	1,452	210.9
栃木市	20	0	1	16	0	1	0	0	5,836	715	216.5
佐野市	28	0	1	17	0	5	0	0	3,994	1,027	160.3
鹿沼市	16	0	1	15	0	2	0	0	2,422	822	78.1
日光市	7	0	1	8	0	0	0	0	1,420	503	35.5
小山市	47	0	2	25	0	0	0	0	6,061	1,297	204.6
真岡市	21	0	1	14	0	5	0	0	2,492	544	81.3
大田原市	13	0	1	8	0	0	0	0	1,585	498	39.1
矢板市	7	0	0	3	0	0	0	0	853	242	24.6
那須塩原市	18	0	1	8	0	0	0	0	1,458	475	38.1
さくら市	9	0	0	4	0	3	0	0	902	283	23.6
那須烏山市	4	0	0	4	0	0	1	1	1,055	121	29.6
下野市	28	0	1	11	0	0	0	0	1,782	700	60.7
上三川町	10	0	0	6	0	0	0	0	936	493	29.7
益子町	3	0	0	2	0	2	0	0	530	72	17.6
茂木町	0	0	0	1	0	0	0	0	321	57	8.4
市貝町	1	0	0	2	0	0	0	0	414	60	12.4
芳賀町	4	0	0	3	0	1	0	0	813	119	18.1
壬生町	11	0	1	7	0	1	0	0	1,827	490	57.5
野木町	5	0	1	5	1	0	0	0	1,298	213	55.0
岩舟町	3	0	0	3	0	0	0	0	962	216	43.3
塩谷町	1	0	0	1	0	0	0	0	254	13	9.2
高根沢町	4	0	0	2	0	0	0	0	636	205	18.8
那須町	2	0	0	3	0	0	0	0	536	97	12.3
那珂川町	1	0	0	2	0	0	0	0	449	103	11.5

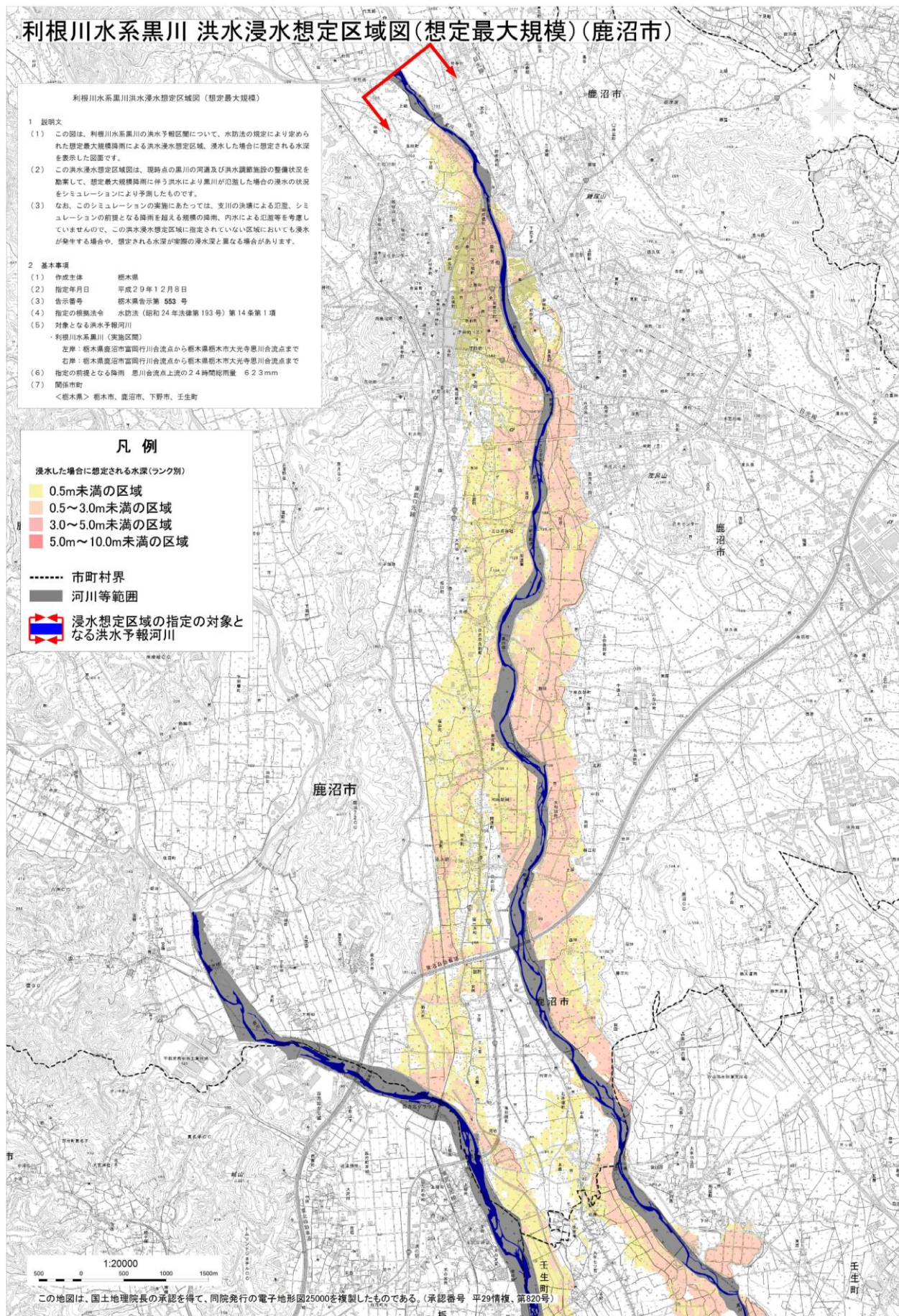
注：小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。
注：各市町の数値は、当該市町直下地震の当該市町の被害のみを記載している。

洪水浸水想定区域図

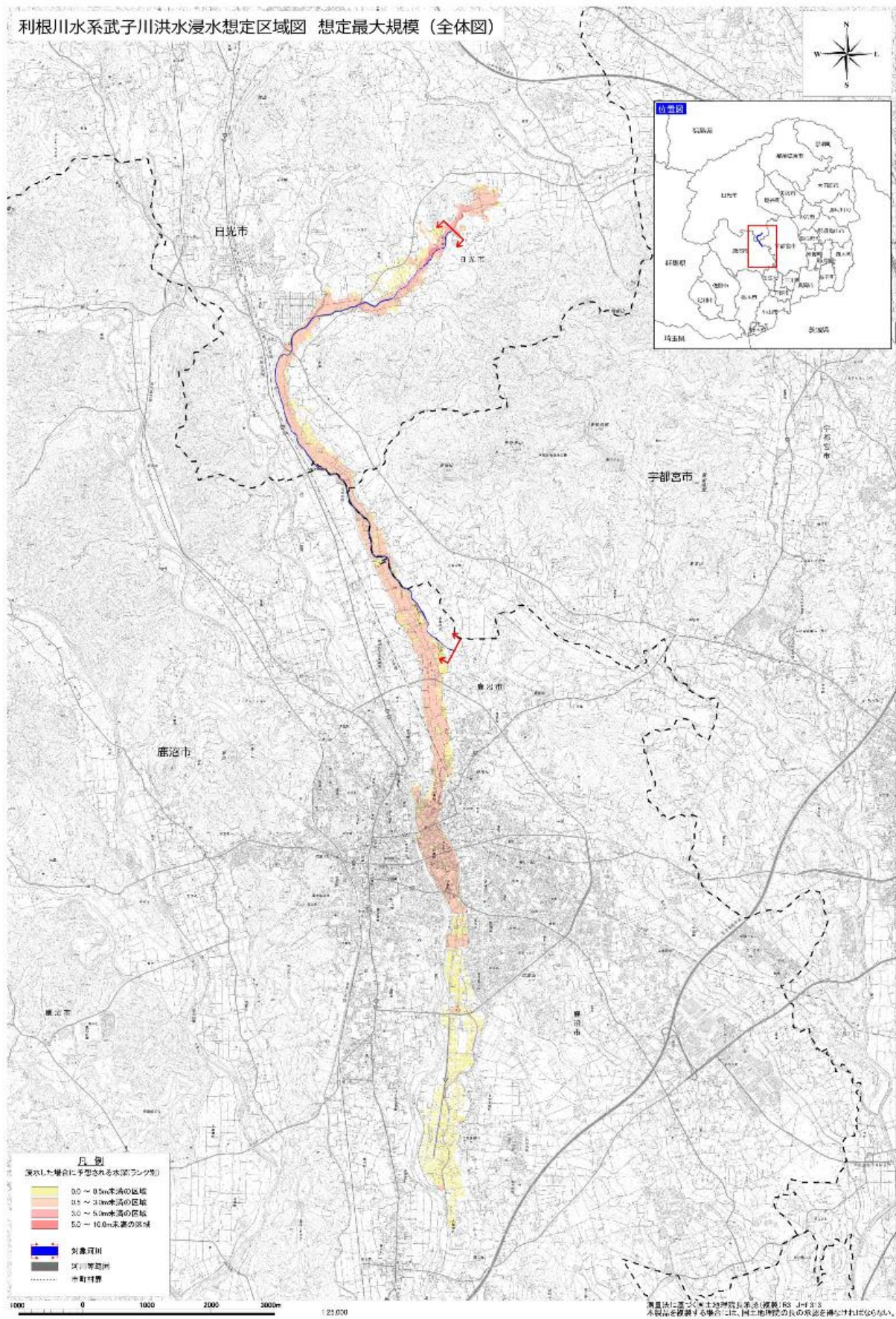
1. 思川

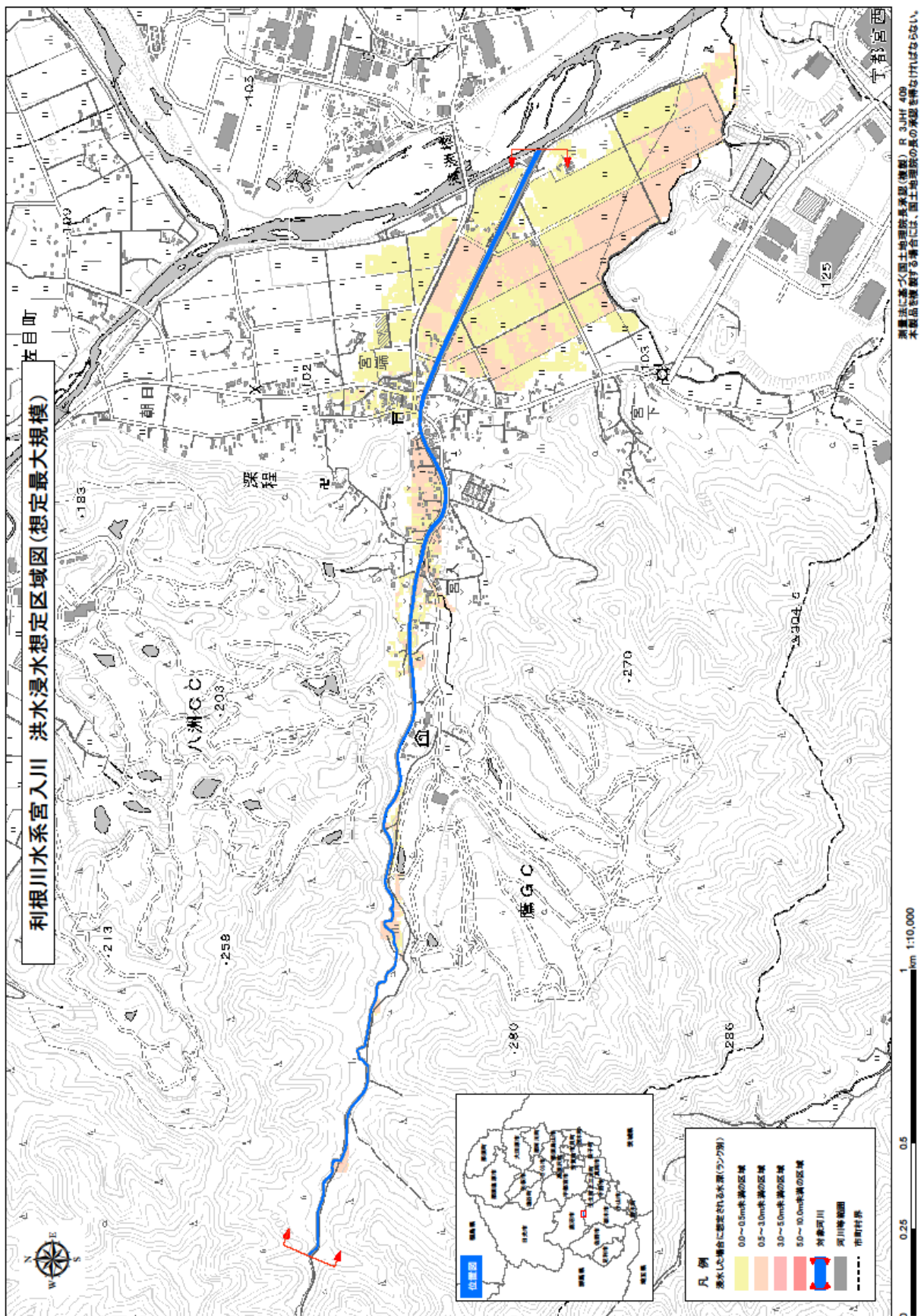


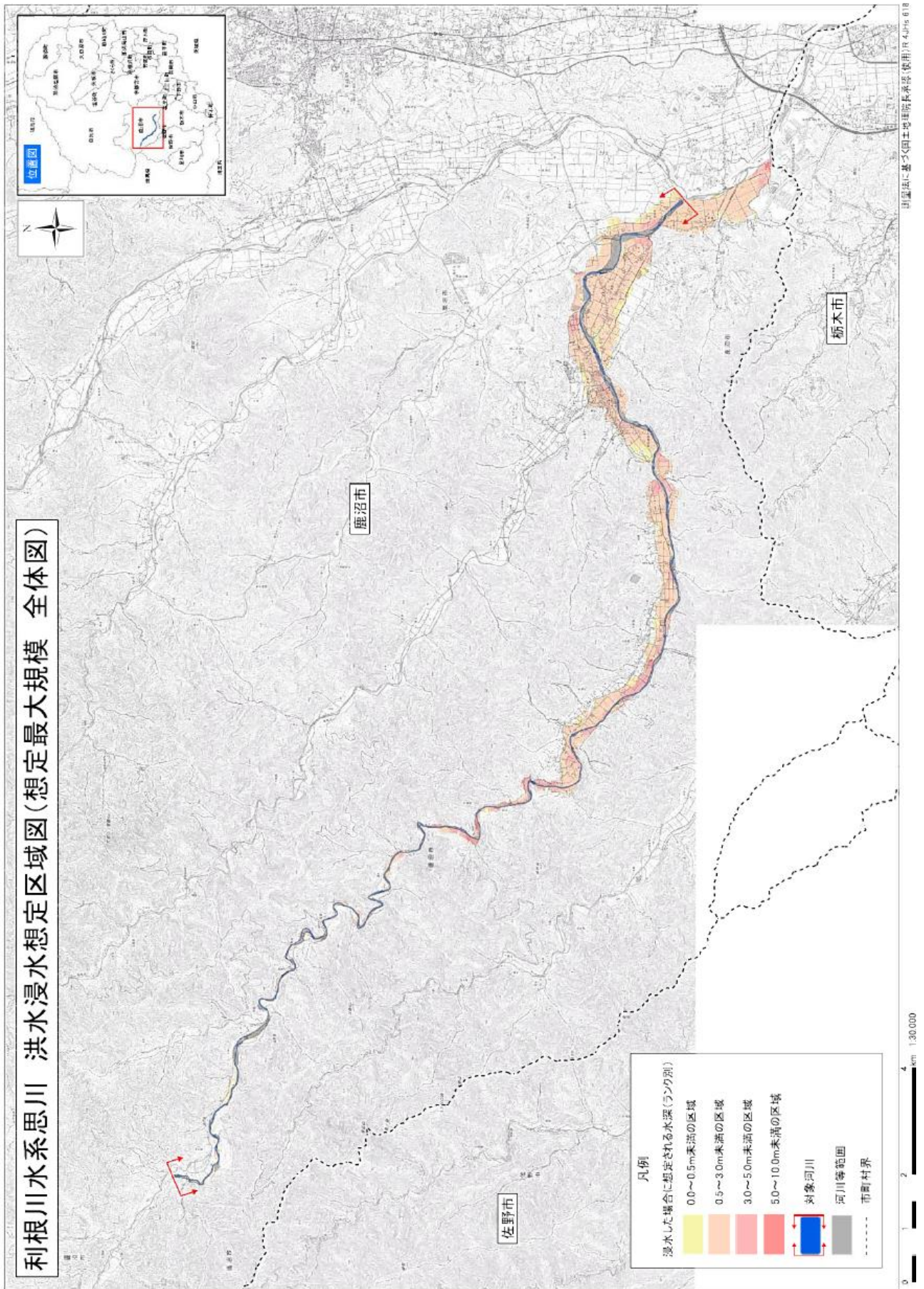
2. 黒川



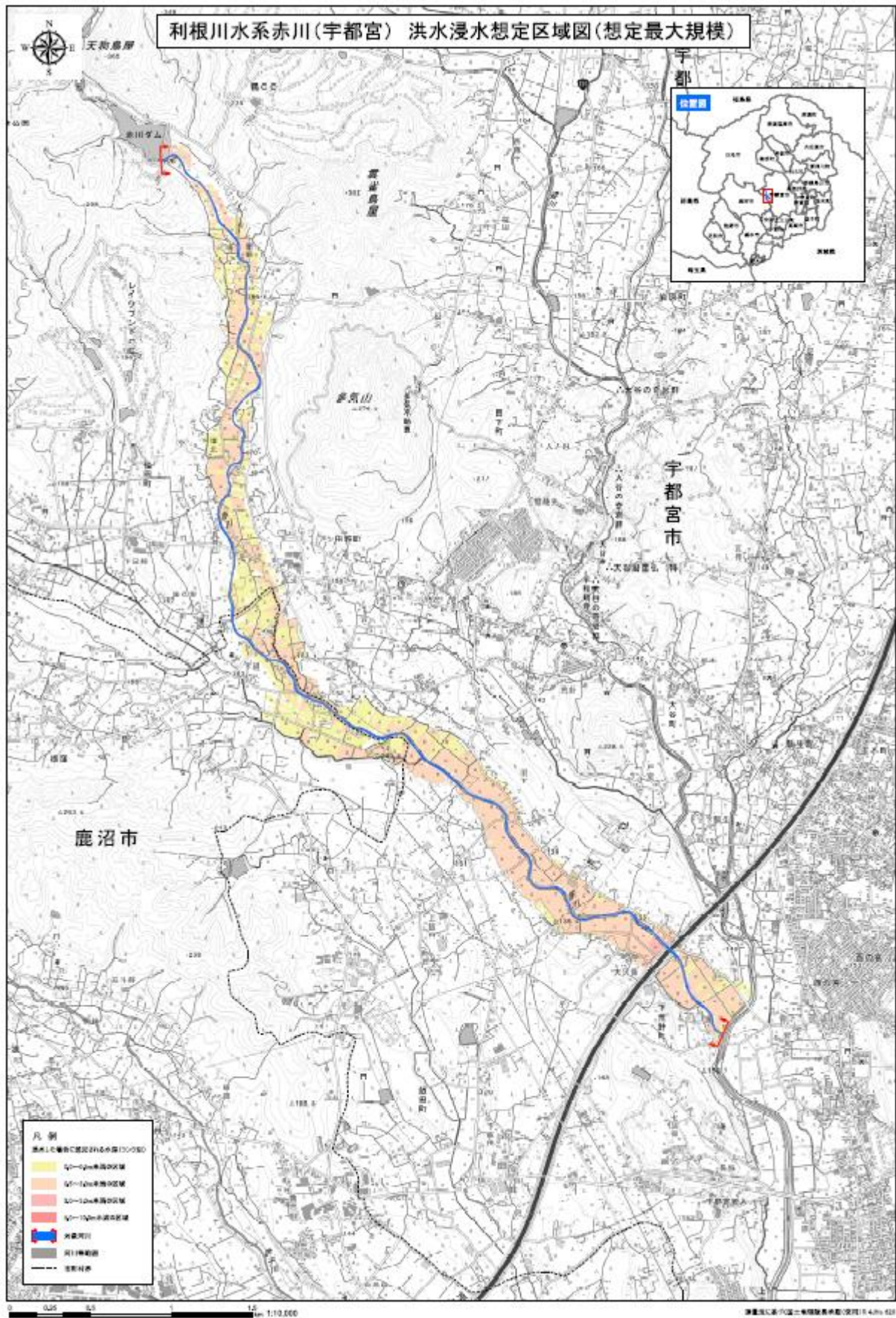
＜総則の関係＞

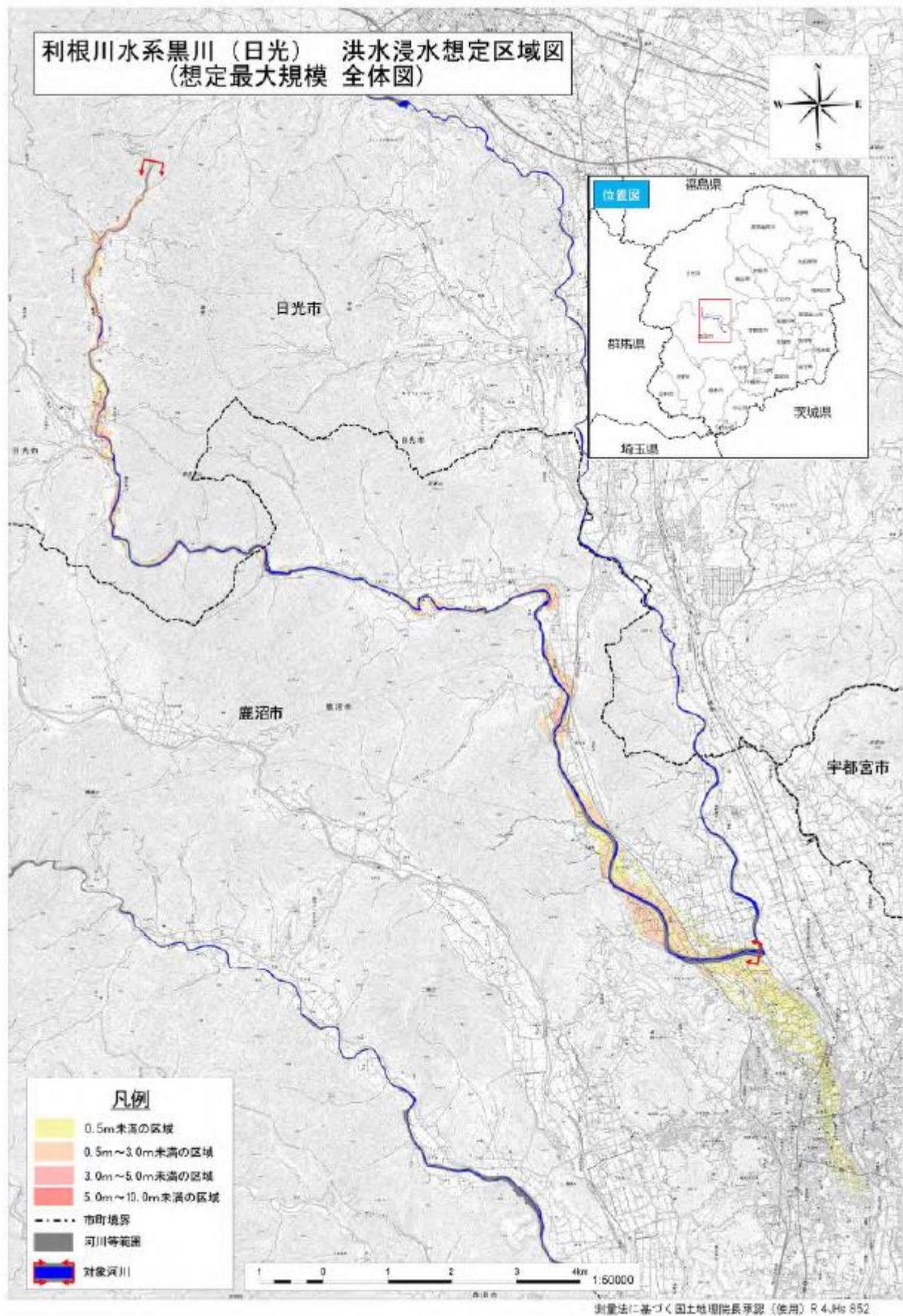


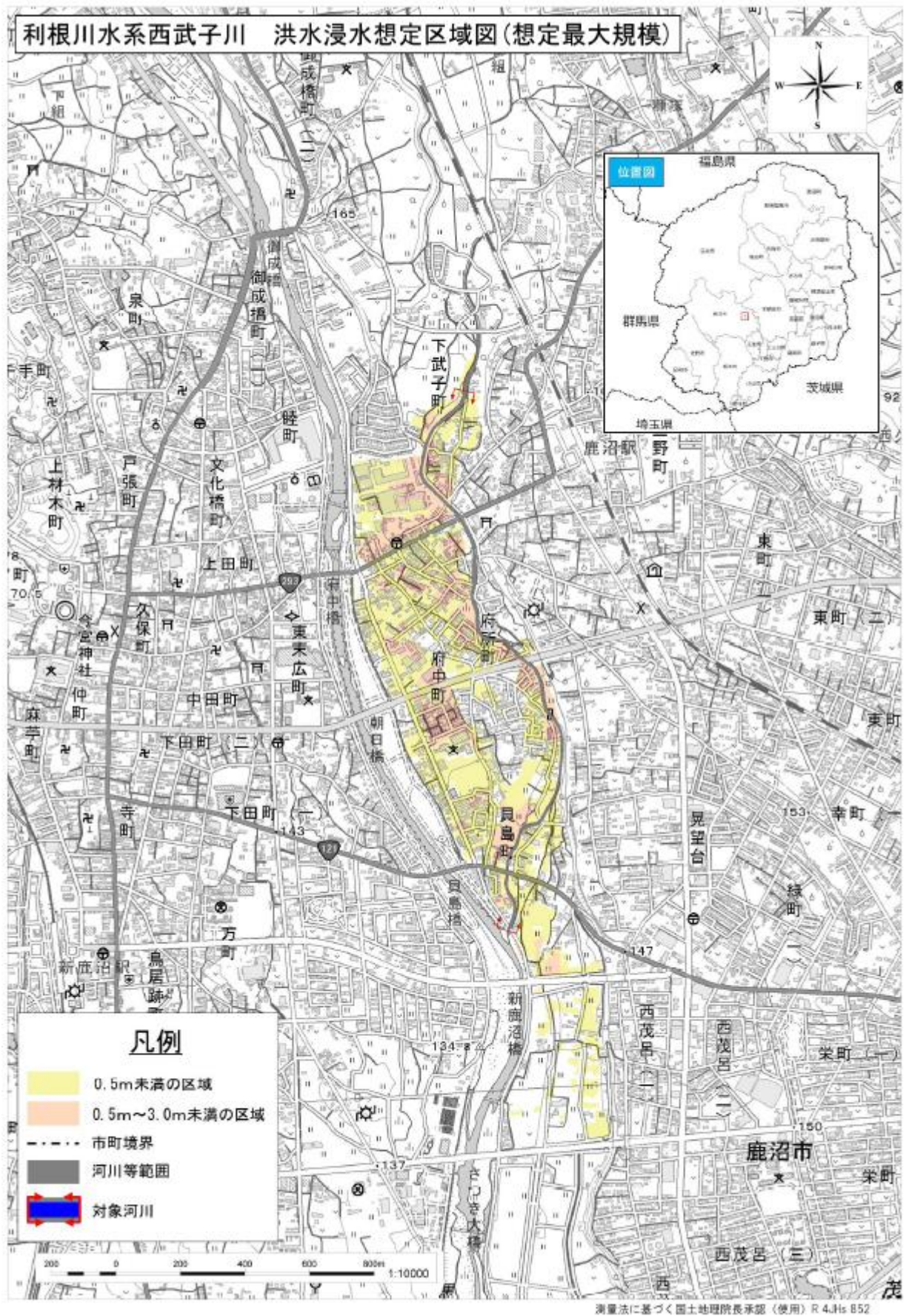


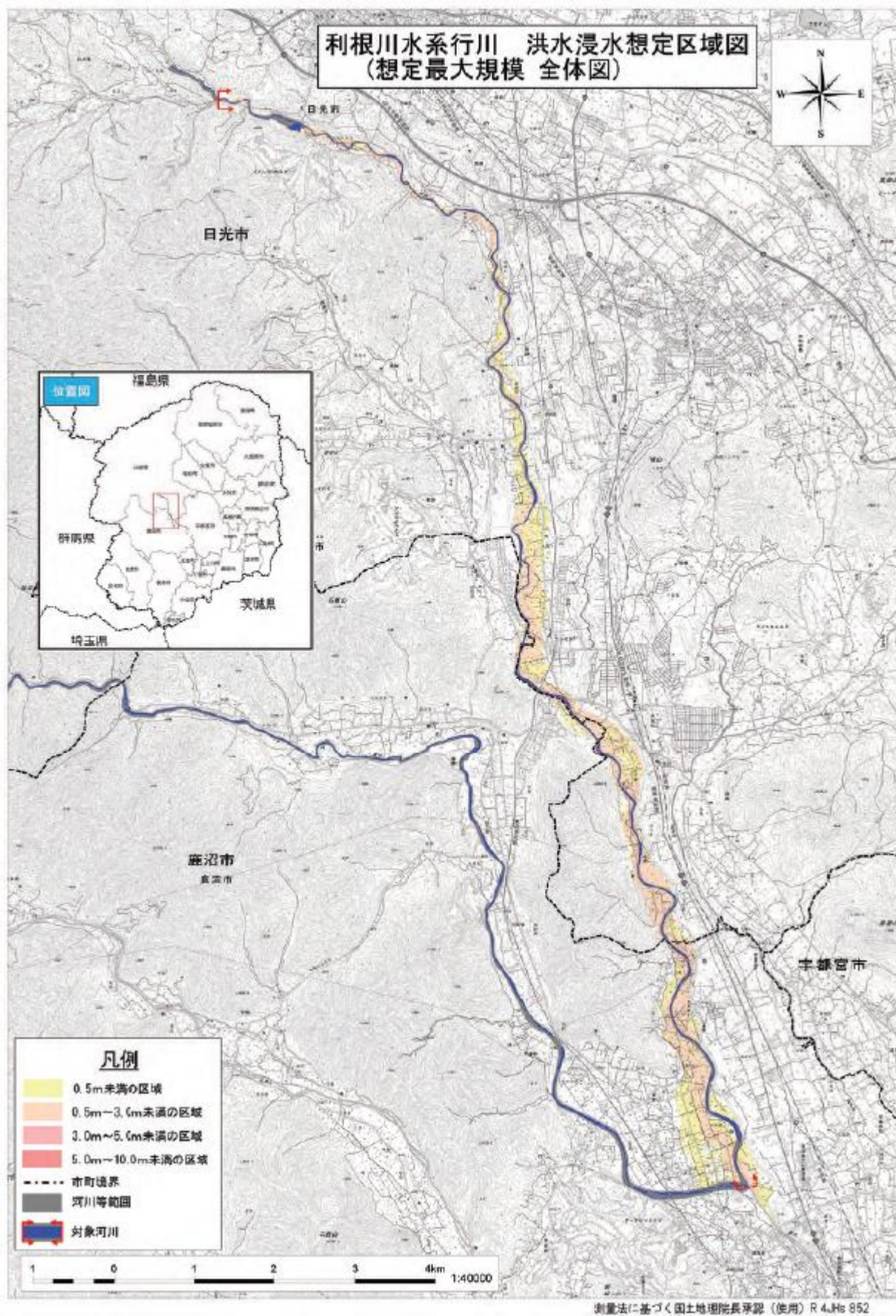


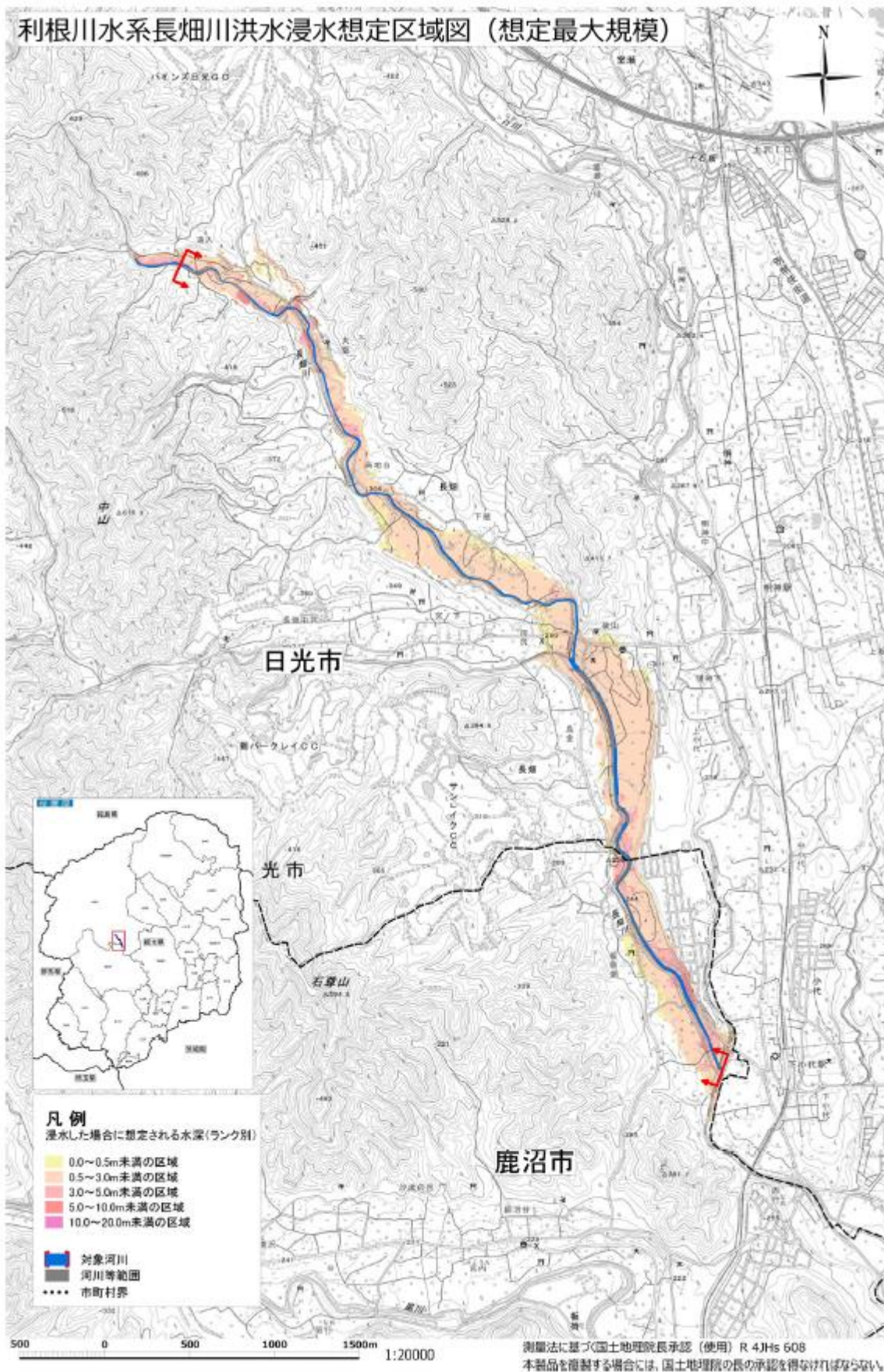


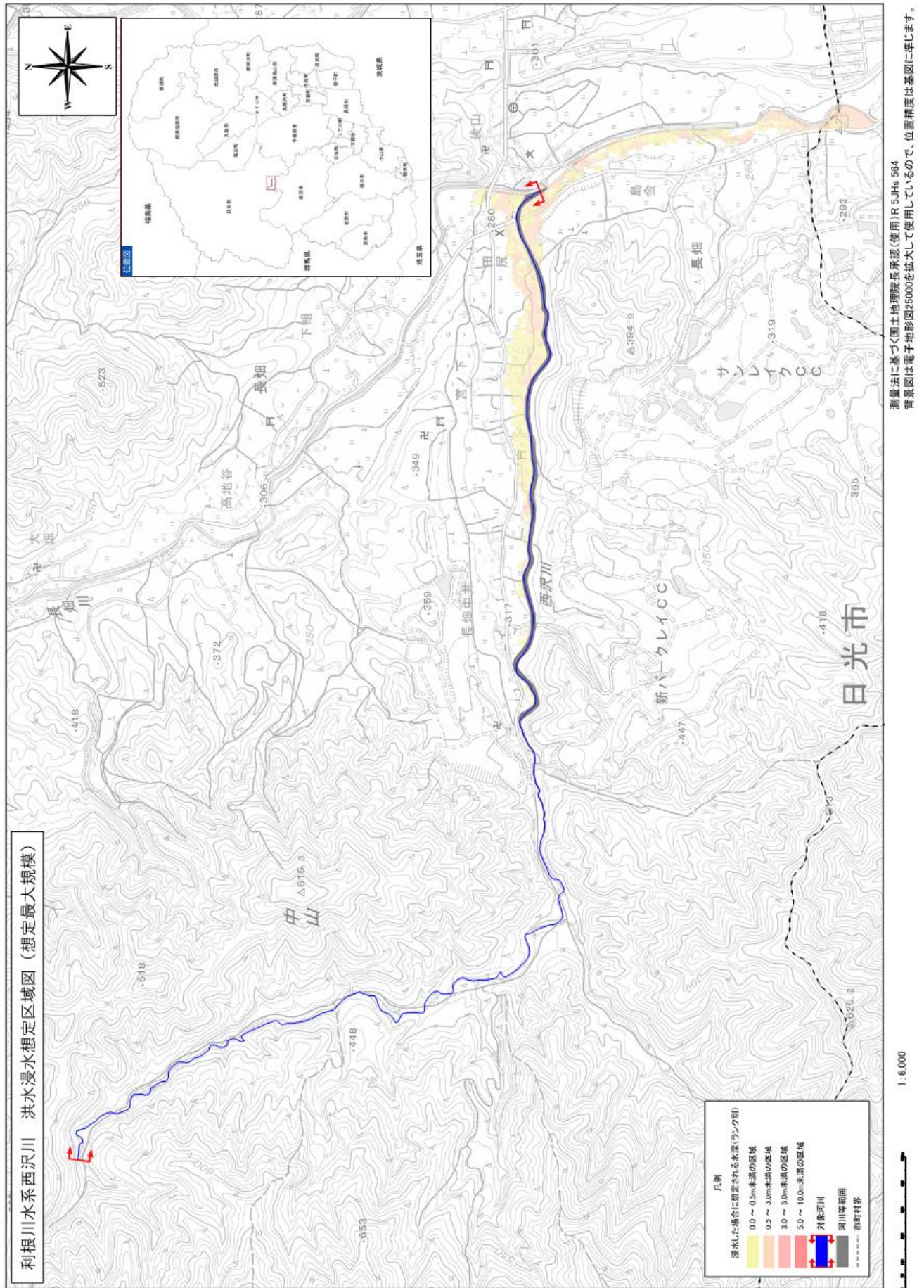


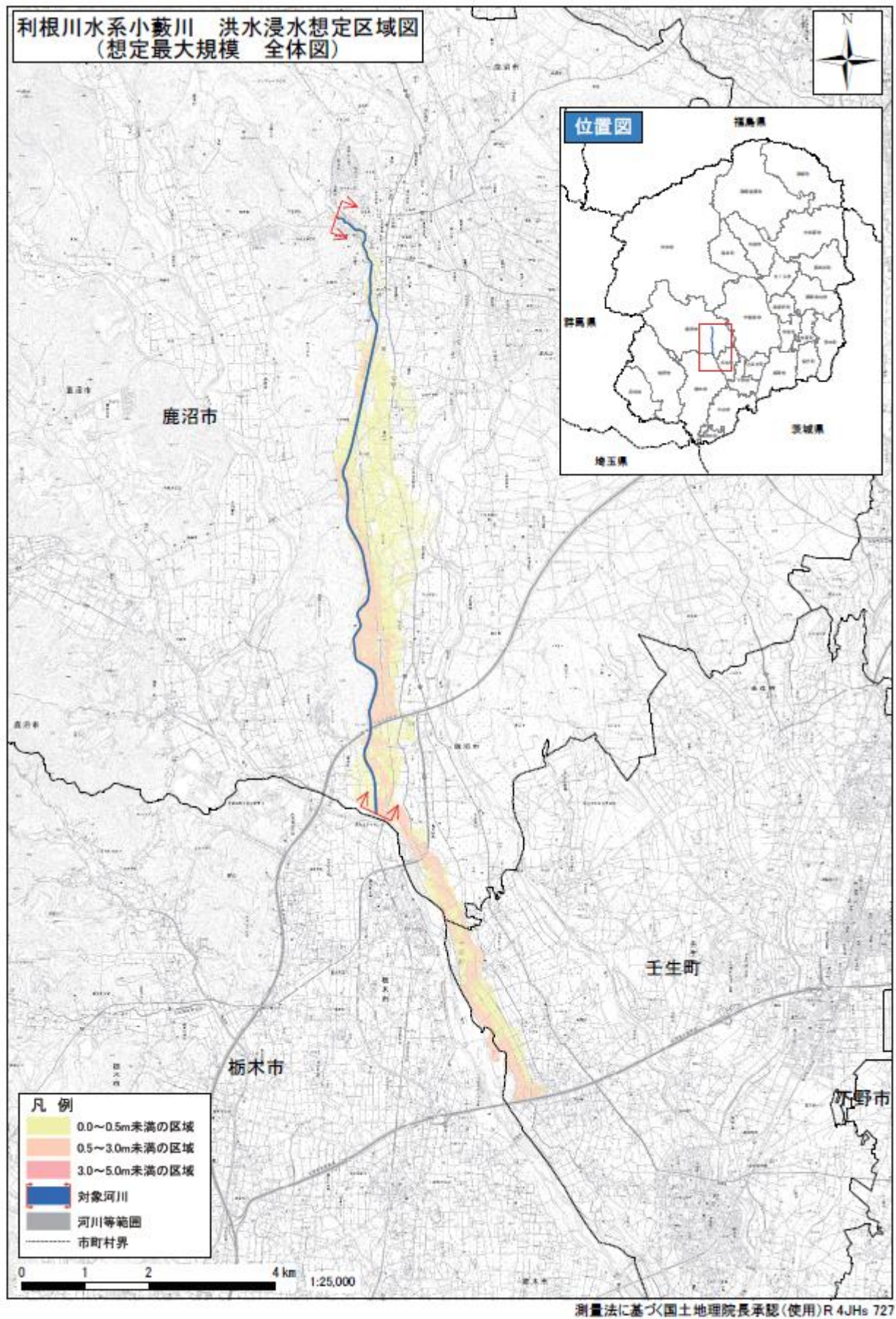


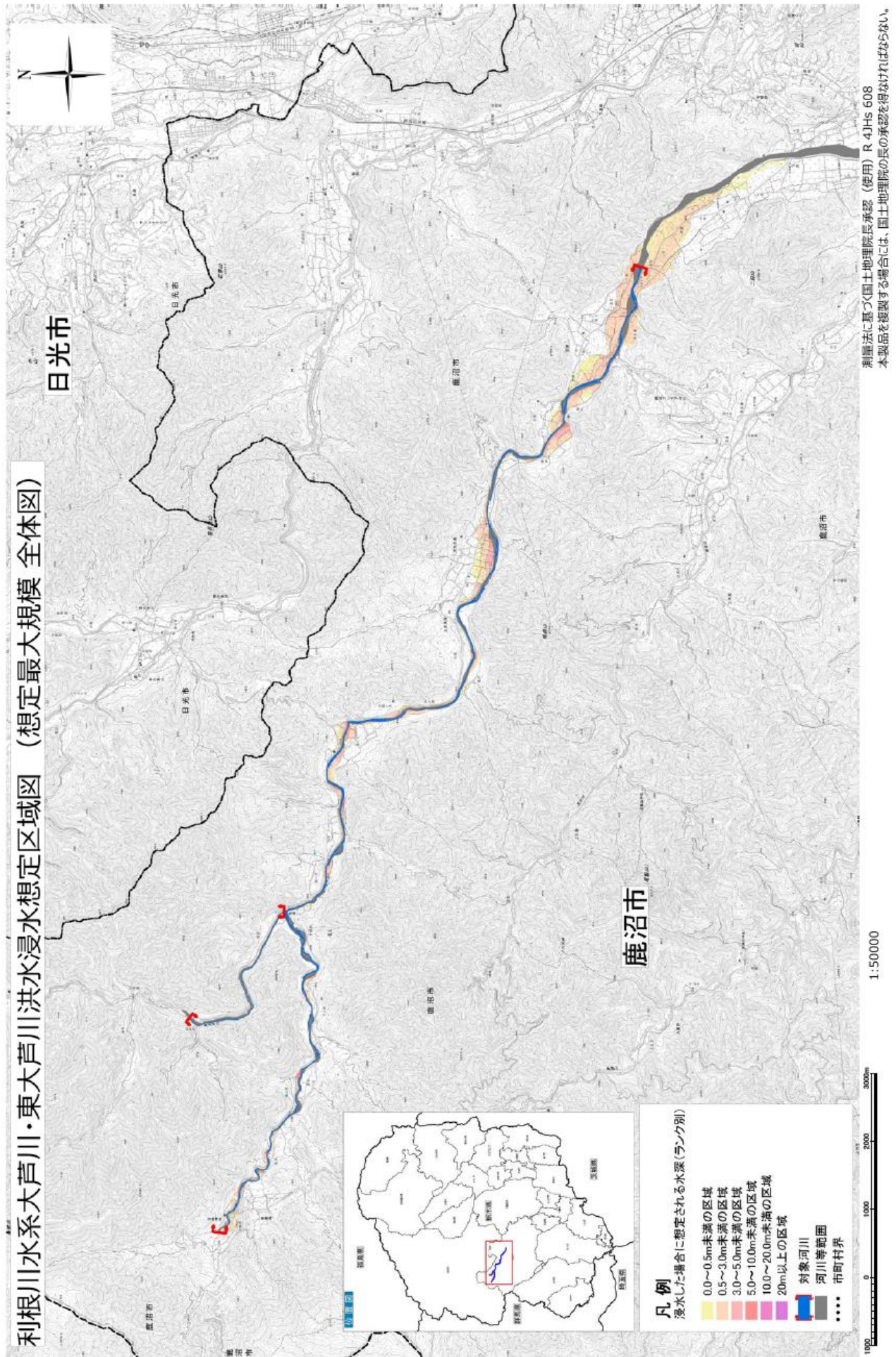


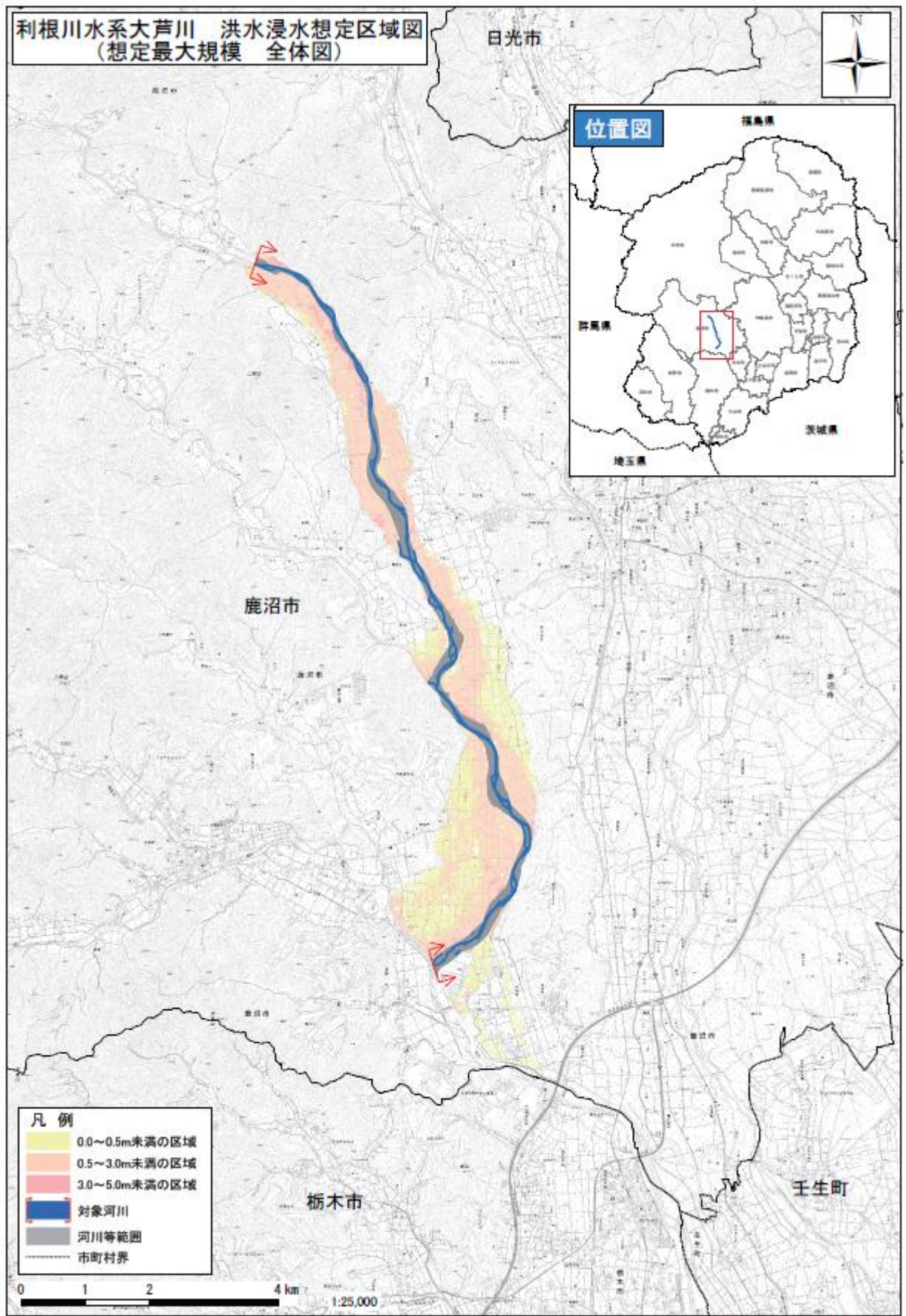


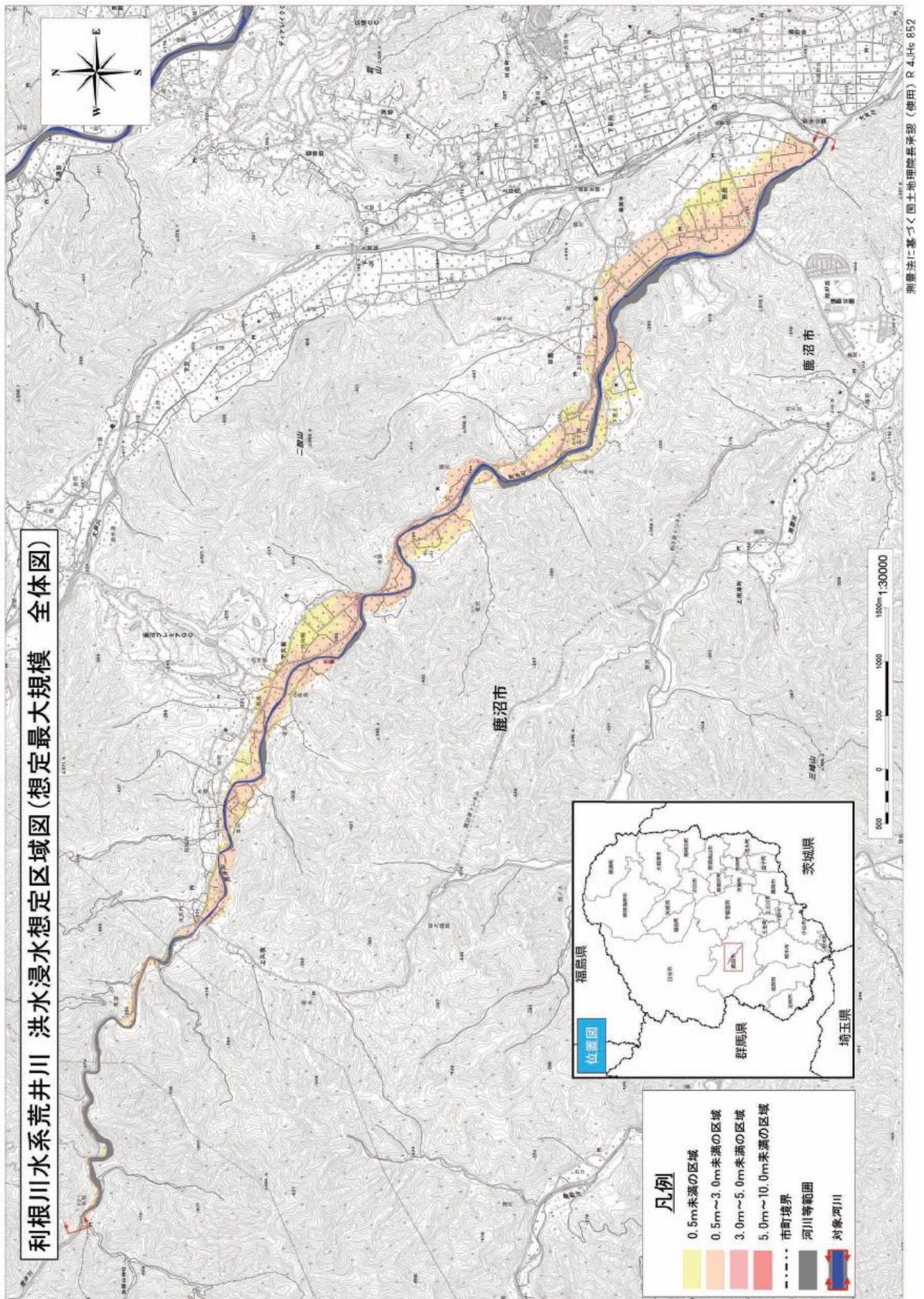


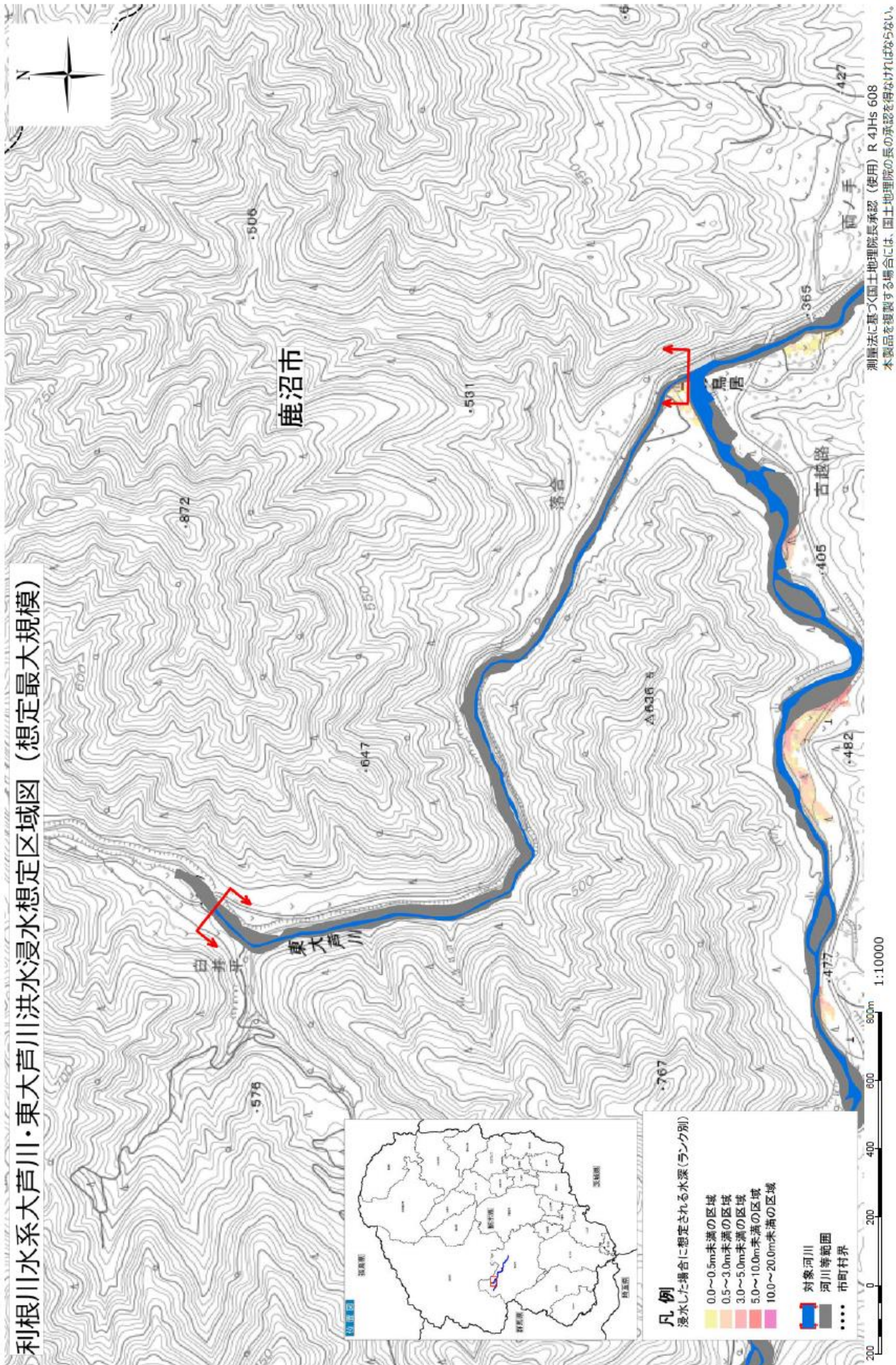


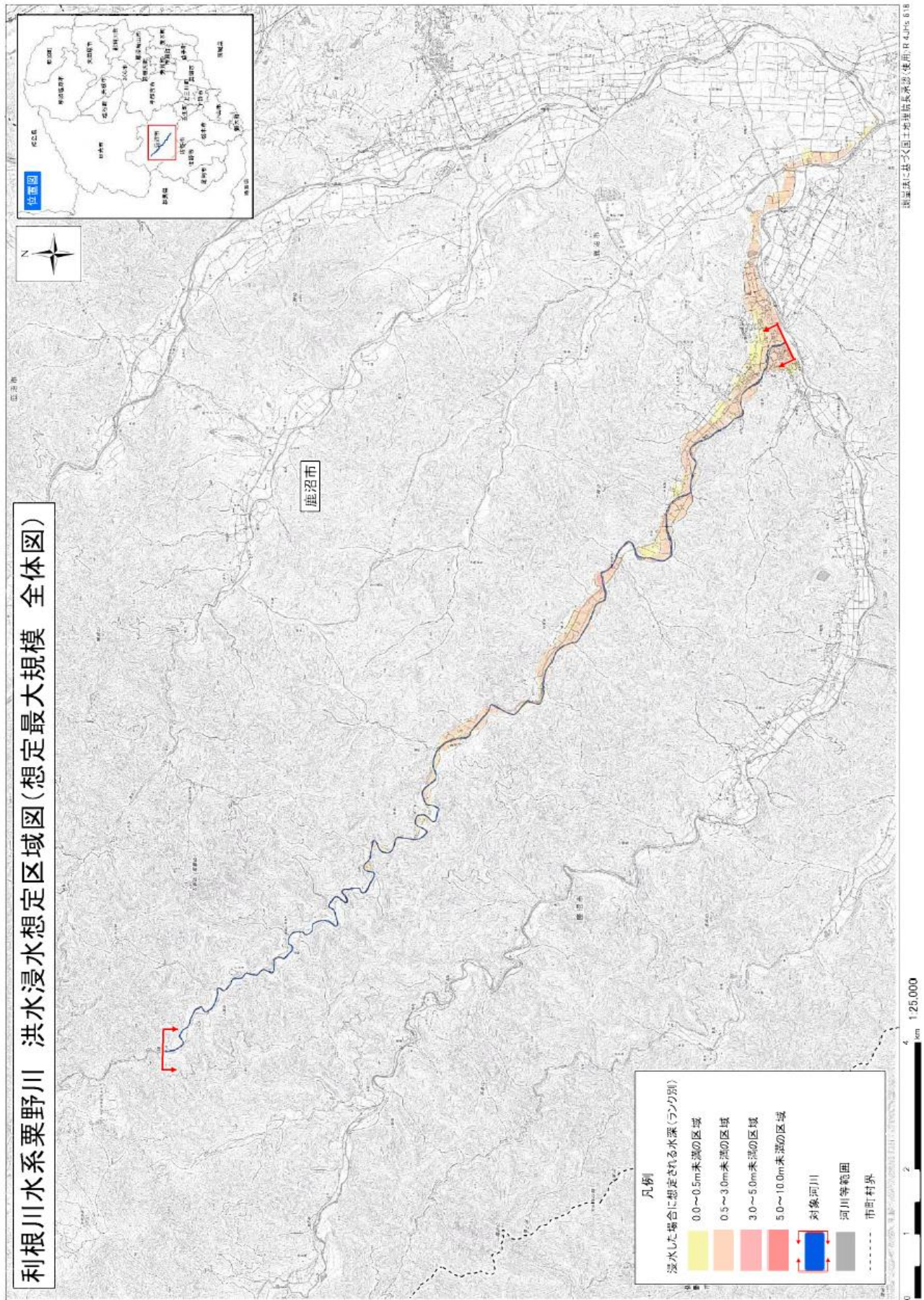


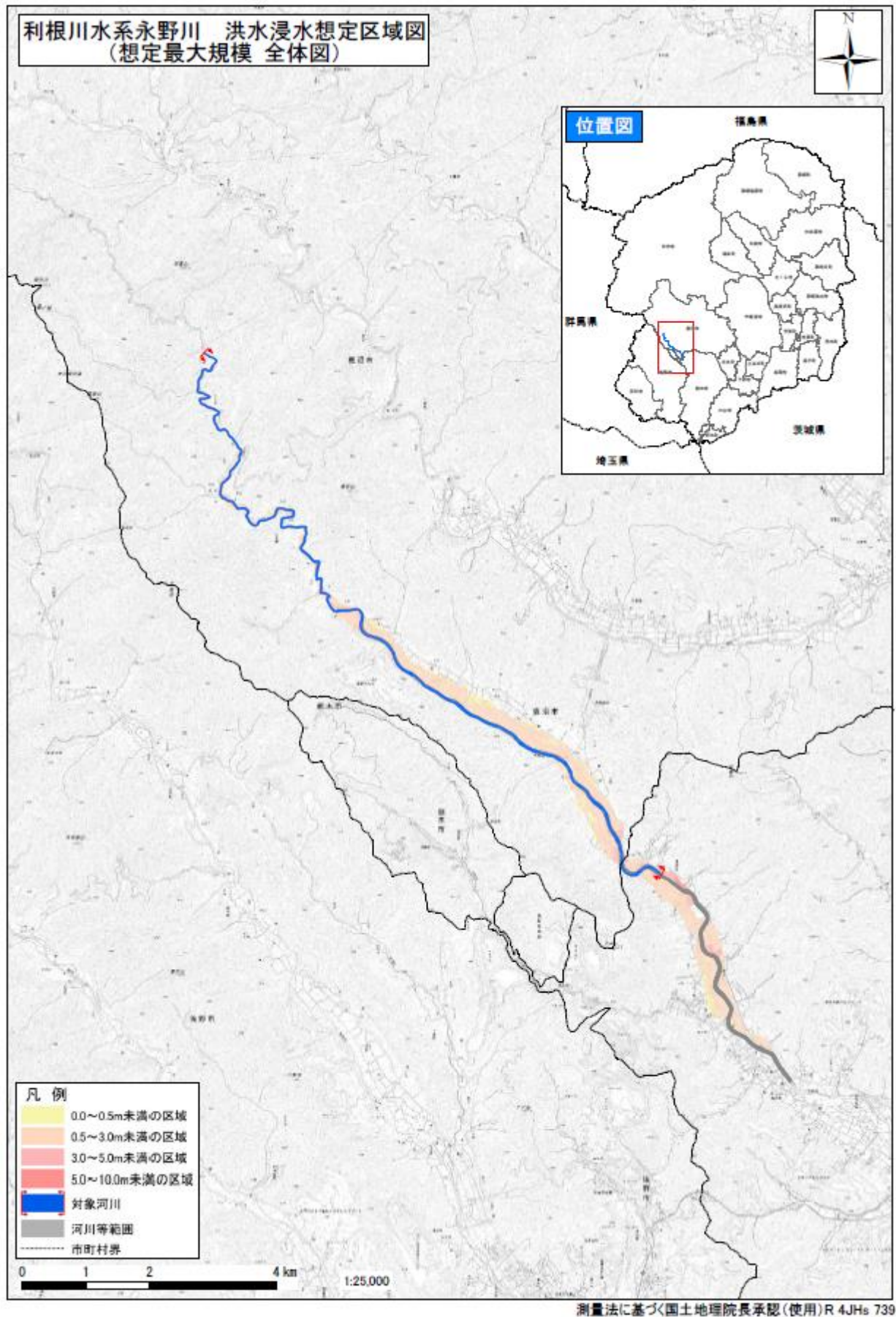












(削除)

鹿沼市災害対策本部条例

昭和 39 年 6 月 30 日
条例第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、鹿沼市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例(中略)は、公布の日から施行する

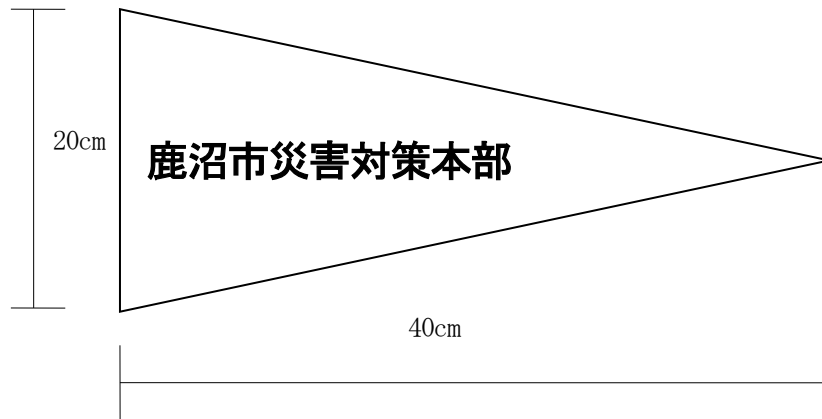
鹿沼市災害対策本部の腕章・標旗

(1) 腕章



- (注) 1 色は、白地に黒文字とする。
2 副本部長、本部員は、上記様式中「本部長」を「副本部長」、「本部員」とする。

(2) 標旗



震度階級解説関連表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目を覚ます。		
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4.5	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5.0	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ家具が移動することがある。	窓ガラスが、割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路被害が生じることがある。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.5	6強	立っていることができず、這わないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損する物がある。

非常通信設備等の状況

名称（概要）	市内の設置状況等
災害時優先電話 災害対策を行う機関の一般電話又は携帯電話について、あらかじめ指定された回線で、輻輳時にも優先的に接続される。	固定電話（市役所 7 回線、コミセン 5 回線） 携帯電話（市役所 4 回線、消防本部 6 回線）
消防無線 消防業務用の地上系無線で、消防署、消防団間の通信が可能。	市消防本部、消防署・分署、消防団
水道無線 水道業務用の地上系無線で、水道事業所と業務車両との通話等が可能。	市上下水道部
栃木県防災行政ネットワーク 防災業務用の衛星系と地上系無線の複合ネットワークで、県の機関、県下の市町村等との通話等が可能。	市役所、消防本部、県鹿沼土木事務所、鹿沼県税事務所、県西健康福祉センター、上都賀農業振興事務所、県西環境森林事務所、上都賀教育事務所、上都賀総合病院
警察無線 警察業務用の地上系無線で、県警本部、県下の警察署等との通話等が可能。	鹿沼警察署、高速道路交通警察隊

被害認定基準

被害の種類	基準（内閣府通知）
住 家	現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家の 全 壊 全 焼 流 失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（注2）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（注3）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家の 大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯を指し、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものをいう。
住家の 中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
住家の 半 壊 半 焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
住家の 準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものをいう。

（注1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（注2）「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（注3）「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

（注4）住家の損害割合による具体的な調査及び判定方法は、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき行う。

災害時における市町村相互応援に関する協定（県内市町）

（趣旨）

第1条 この協定は、栃木県内の市町において災害が発生し、被災市町のみでは、十分な応急処置が実施できない場合に、被災市町が県内他市町に要請する応援業務を円滑に実施するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- （5）火葬場の提供及びあっせん
- （6）ごみ、し尿等の処理のための車両及び施設の提供及びあっせん
- （7）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、事務職、技能職等の職員の派遣
- （8）ボランティアのあっせん
- （9）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 被災市町は、次の事項を明らかにして、口頭、電話又は電信により要請を行い、後日、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第6号に掲げるものの品名、数量等
- （3）前条第7号に掲げるものの職種別人員
- （4）応援の場所及び経路
- （5）応援を希望する期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の自主出動）

第4条 災害が発生し、緊急に応援出動をすることが必要と認めた市町は、自主的に出動できるものとする。

- 2 自主的に出動した応援市町は、被災状況等の情報を収集し、その情報を被災市町に提供するとともに当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。
- 3 前項による応援については、被災市町からの応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した費用は、被災市町の負担とする。ただし、前条に規定する被災地の情報収集活動に要した経費は、応援市町の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経

＜災害応援の関係＞

の負担については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

（経費の一時繰替え支弁）

第6条 応援市町は、被災市町が前条に規定する経費を支弁することが困難であり、かつ、その要請があったときは、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援市町が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途上において生じたものについては応援市町が、賠償するものとする。

（県の役割）

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町に対し支援・協力を行うものとする。

（連絡の窓口）

第9条 市町の相互応援に関する連絡窓口は防災主管課とし、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（補則）

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和4年2月22日から適用する。
- 2 平成8年7月30日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結は、県内全ての市町長の承諾書をもって証し、協定書を栃木県及び各市町において保有する。

令和4年2月22日

宇都宮市長	佐藤 栄 一
足利市長	早 川 尚 秀
栃木市長	大 川 秀 子
佐野市長	金 子 裕
鹿沼市長	佐 藤 信
日光市長	粉 川 昭

＜災害応援の関係＞

小山市長	浅 野 正 富
真岡市長	石 坂 真 一
大田原市長	津久井 富 雄
矢板市長	齋 藤 淳一郎
那須塩原市長	渡辺 美知太郎
さくら市長	花 塚 隆 志
那須烏山市長	川 俣 純 子
下野市長	広 瀬 寿 雄
上三川町長	星 野 光 利
益子町長	大 塚 朋 之
茂木町長	古 口 達 也
市貝町長	入 野 正 明
芳賀町長	見 目 匡
壬生町長	小 菅 一 弥
野木町長	真 瀬 宏 子
塩谷町長	見 形 和 久
高根沢町長	加 藤 公 博
那須町長	平 山 幸 宏
那珂川町長	福 島 泰 夫
栃木県知事	福 田 富 一

災害時における市町相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、「災害時における市町相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の携行品）

第2条 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

（応援職員に対する便宜の供与）

第3条 被災市町は、災害応急対策に支障のない範囲で、必要に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与するものとする。

（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第4条 協定第5条第1項に定める経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- （2）前号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定めるものとする。

（経費の支払方法）

第5条 応援市町が、協定第6条の規定に基づき、応援に要する経費を繰替支弁した場合には、次に定めるところにより算出した額について、被災市町に請求するものとする。

- （1）応援職員等の派遣については、前条に規定する額
- （2）備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- （3）調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- （4）車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- （5）施設の提供については、借上料
- （6）協定第2条第9号に規定する事項については、その実施に要した額

2 前項に定める請求は、応援市町長名による請求書（関係書類添付）により、被災市町長に請求するものとする。

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年2月22日から適用する。
- 2 平成8年7月30日から適用した実施細目は、これを廃止する。

足立区と鹿沼市との災害時における相互援助に関する協定

足立区と鹿沼市は、鹿沼市の豊かな自然の地に、足立区が野外レクリエーションセンターを設置したことを契機として、足立区と鹿沼市及び区民と市民が相互に理解を含め交流を続けている。

これからも、更に相互の親睦と友好を保つことを願い、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、足立区（以下「甲」という。）又は鹿沼市（以下「乙」という。）のいずれかに非常災害が発生した場合において、応急対策等の相互援助に関し必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲又は乙は、応急対策等に必要な物資・器材（以下「応急物資」という。）について、地域において十分な調達ができないときは、他方に対し応急物資の種類、数量、輸送方法その他必要な事項を示して、供給援助を要請することができるものとする。

2 甲又は乙は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでは収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設について、提供援助を要請することができるものとする。

（協力）

第3条 甲又は乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応急物資を調達し、他方に供給するよう努めるものとする。

2 甲又は乙は、前条第2項の規定により要請を受けた場合は、収容施設の提供に努めるものとする。

（応急物資）

第4条 前条第1項の規定により供給する応急物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) その他応急対策用資器材等

（応急物資の輸送）

第5条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

（経費の負担）

第6条 応急物資の供給及び施設提供に要する経費（輸送費を含む。）は、要請した側が負担するものとし、その額については、双方で協議して定める。

（協議）

第7条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

昭和63年11月1日

甲 東京都足立区千住1丁目4番18号
東京都足立区長 古 性 直

乙 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
栃木県鹿沼市長 稲 川 武

墨田区と鹿沼市との災害時における相互援助に関する協定

墨田区と鹿沼市は、墨田区と旧栗野町との間で築いてきた信頼関係を発展継承し、墨田区と鹿沼市及び区民と市民が相互に理解を深め、更に親睦と友好を保つことを願い、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の援助に関し、次のとおり協定する。

（協定の趣旨）

第1条 墨田区（以下「甲」という。）及び鹿沼市（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、この協定の定めるところにより相互に援助協力を行うものとする。

（災害応急対策用物資及び資器材の供給援助）

第2条 甲及び乙は、双方のいずれかに災害が発生した場合において、災害応急対策用物資及び資器材（以下「物資等」という。）が不足した場合、他方に供給援助を要請することができるものとする。

2 前項の規定により物資等の援助要請を受けた側は、別に定める要請内容に従って物資等を調達し、他方に可能な限り、これを供給するものとする。

3 前項の規定により供給する物資等は、次に掲げるものとする。

- （1）食料品
- （2）生活必需品
- （3）その他応急対策用資器材等

（職員の派遣）

第3条 甲及び乙は、応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができるものとする。

（収容施設の提供）

第4条 甲及び乙は、被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己の施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができるものとする。

（応援の手続き）

第5条 応援を要請する側は、次の事項を明らかにし、書面により要請する。ただし、書面による要請の時間がない場合は、口頭により要請し、後日、書面により要請するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）物資等の品名、数量等
- （3）職種別派遣人員
- （4）応援の場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）その他

（援助に要した経費の負担）

第6条 援助に要した経費（輸送費を含む。）は、要請側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成18年5月1日

甲 東京都墨田区吾妻橋1-23-20
墨田区
代表者 墨田区長 山 崎 昇

乙 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
代表者 鹿沼市長 阿 部 和

災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（東武百貨店・福田屋百貨店）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と〔株式会社東武宇都宮百貨店、株式会社福田屋百貨店〕（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

（食糧等の運搬）

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取り）

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施日）

この協定は、平成23年10月1日から実施する

<災害応援の関係>

本協定締結の証として本書を１２通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

別表第１

災 害 時 の 食 糧 ・ 生 活 必 需 品

No.	種 類	物 資
１	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
２	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
３	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
４	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
５	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸（粉）・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウエットティッシュ
６	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
７	食糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
 (2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成２３年１０月１日

宇都宮市旭１丁目１番５号
 宇都宮市
 宇都宮市長 佐 藤 栄 一

鹿沼市今宮町 1688 番地 1
 鹿沼市
 鹿沼市長 佐 藤 信

真岡市荒町 5191 番地
 真岡市
 真岡市長 井 田 隆 一

さくら市氏家 2771 番地
 さくら市
 さくら市長 人 見 健 次

下野市小金井 1127 番地
 下野市
 下野市長 広 瀬 寿 雄

日光市今市本町 1 番地
 日光市
 日光市長 斎 藤 文 夫

上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地
 上三川町
 上三川町長 星 野 光 利

芳賀町大字祖母井 1020 番地
 芳賀町
 芳賀町長 豊 田 征 夫

壬生町通町 12 番 22 号
 壬生町
 壬生町長 小 菅 一 弥

高根沢町大字石末 2053 番地
 高根沢町
 高根沢町長 高 橋 克 法

宇都宮市宮園町 5 番 4 号
 株式会社東武宇都宮百貨店
 代表取締役社長 根 津 公 一

宇都宮市戸祭元町 2 番 8 号
 株式会社福田屋百貨店
 代表取締役社長 福 田 宏 一

災害時における食糧・生活必需品等の確保に関する協定（とちぎコープ生活協同組合）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と、とちぎコープ生活協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1の物資を指定する。

（食糧等の運搬）

第5条 食糧等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取り）

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）

第9条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の法令を遵守するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

<災害応援の関係>

(実施日)

第11条 この協定は、平成23年10月1日から実施する。

本協定締結の証として本書を11通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第1

災 害 時 の 食 糧 ・ 生 活 必 需 品

No.	種 類	物 資
1	寝具類	毛布・布団・タオルケット・枕・座布団
2	衣料類	婦人服・子供服・男子衣料・下着類・タオル・靴下
3	炊事用具	鍋・釜・やかん・フライパン・しゃもじ・おたま
4	食器類	紙皿・紙コップ・箸・フォーク・スプーン
5	日用品雑貨	チリ紙・ティッシュ・石鹸・使い捨てライター・歯ブラシ・歯磨き粉・洗濯石鹸(粉)・紙オムツ・生理用品・マスク・軍手・ガムテープ・ウェットティッシュ
6	光熱材料	卓上ガスコンロ・ガスボンベ・電池・ローソク
7	食糧	米・パン・牛乳・各種缶詰・味噌・醤油・砂糖・調味料・各種野菜・粉ミルク・インスタントラーメン・ソーセージ・お茶・ジュース・マヨネーズ・玉子・菓子類・果物・塩

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成23年10月1日

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市

宇都宮市長 佐 藤 栄 一

鹿沼市今宮町1688番地1

鹿沼市

鹿沼市長 佐 藤 信

真岡市荒町5191番地

真岡市

真岡市長 井 田 隆 一

さくら市氏家2771番地

さくら市

さくら市長 人 見 健 次

下野市小金井1127番地

下野市

下野市長 広 瀬 寿 雄

日光市今市本町1番地

日光市

日光市長 斎 藤 文 夫

上三川町しらさぎ1丁目1番地

上三川町

上三川町長 星 野 光 利

芳賀町大字祖母井1020番地

芳賀町

芳賀町長 豊 田 征 夫

壬生町通町12番22号

壬生町

壬生町長 小 菅 一 弥

高根沢町大字石末2053番地

高根沢町

高根沢町長 高 橋 克 法

宇都宮市川田町858番地

とちぎコープ生活協同組合

理事長 片 桐 雅 義

災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定（赤帽）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下それぞれ「甲」という。）と赤帽栃木県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食糧、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため次のとおり物資の輸送協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力及び要請手続）

第2条 甲は、災害時において、物資輸送のため車両及び運転者（以下「車両等」という。）を必要とするときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請した理由
- (2) 要請した車両台数
- (3) 要請期間及び輸送する物資
- (4) その他必要な事項

（物資輸送協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の事由のない限りこれに協力し、車両等を供給するものとする。

（輸送業務）

第4条 甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

（報 告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
- (2) 従事日数及び走行距離
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第6条 輸送の協力に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）

第7条 乙は、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、この協定により協力できる組合員の名簿を毎年、甲に通知するものとする。

<災害応援の関係>

(協 議)

第 11 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び物資の輸送について必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(実施日)

第 12 条 この協定は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から実施する。

本協定締結の証として本書を 1 1 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 3 年 1 0 月 1 日

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号
宇都宮市
宇都宮市長 佐 藤 栄 一

鹿沼市今宮町 1688 番地 1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

真岡市荒町 5191 番地
真岡市
真岡市長 井 田 隆 一

さくら市氏家 2771 番地
さくら市
さくら市長 人 見 健 次

下野市小金井 1127 番地
下野市
下野市長 広 瀬 寿 雄

日光市今市本町 1 番地
日光市
日光市長 斎 藤 文 夫

上三川町しらさぎ 1 丁目 1 番地
上三川町
上三川町長 星 野 光 利

芳賀町大字祖母井 1020 番地
芳賀町
芳賀町長 豊 田 征 夫

壬生町通町 12 番 22 号
壬生町
壬生町長 小 菅 一 弥

高根沢町大字石末 2053 番地
高根沢町
高根沢町長 高 橋 克 法

宇都宮市下栗 1 丁目 4 番 3 号
赤帽栃木県軽自動車運送協同組合
理事長 原 田 守 男

災害時における備蓄品の共同利用に関する協定（6市4町）

栃木県央都市圏首長懇談会を構成する宇都宮市、鹿沼市、真岡市、さくら市、下野市、日光市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町（以下「6市4町」という。）は、災害時における備蓄品の共同利用について、次のとおり協定を締結する。

（備蓄品の提供）

第1条 6市4町の区域内において、災害が発生したときは、6市4町のうち災害を受けていない市町（以下「非被災市町」という。）は、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）に対し、その援助の要請に応じて備蓄品を提供するものとする。

（援助の要請）

第2条 被災市町が非被災市町へ援助を要請しようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 備蓄品の品名、数量等
- (3) 備蓄品の搬入場所及び方法等

2 援助の要請は、電話その他の通信手段によるものとし、後日、文書をもってその内容を通知するものとする。

（提供する備蓄品）

第3条 非被災市町が提供する備蓄品は、非被災市町が保有する食糧、飲料水、生活必需品及び防災資機材等とする。

（備蓄品の運搬）

第4条 備蓄品の運搬は、備蓄品を保有する市町が行うものとする。

（経費の負担）

第5条 備蓄品の提供に要した経費は、被災市町が負担するものとする。ただし、被災市町の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、被災市町と備蓄品を提供した市町との間で別途協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 6市4町は、この協定に基づく備蓄品の提供が円滑に行われるよう、備蓄等の状況に関する資料を相互に交換するとともに、常に情報の交換に努めるものとする。

（補 則）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、6市4町は記名押印のうえ各1通を保有する。

平成23年10月1日

宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
鹿沼市	鹿沼市長	佐藤信
真岡市	真岡市長	井田隆一
さくら市	さくら市長	人見健次
下野市	下野市長	広瀬寿雄
日光市	日光市長	斎藤文夫

上三川町	上三川町長	星野光利
芳賀町	芳賀町長	豊田征夫
壬生町	壬生町長	小菅一弥
高根沢町	高根沢町長	高橋克法

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書（建設業協会鹿沼支部）

鹿沼市（以下「甲」という。）と社団法人栃木県建設業協会鹿沼支部（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、集団災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

2 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあつては支部長を要請に関する連絡責任者とする。

（応急復旧対策等施工者）

第3条 乙は、応急復旧工事等を円滑に実施するため、加盟業者の工事施行区間又は区域をあらかじめ定めておかなければならない。ただし、災害の状況その他によりやむを得ない事情が発生したときは、工事施行区間又は区域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により工事施行区間及び区域を決定した場合は、応急対策業務の業務協力者の緊急連絡先、従業者数及び建設資機材種別等について記載した名簿を甲に提出するものとする。

3 乙は、前2項の規定により決定した工事施行区間及び区域、名簿等に変更が生じた場合は、直ちに甲に通知するものとする。

（業務の指示等）

第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第5条 乙は、甲の要請があつたときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成19年4月1日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成18年4月25日

甲 鹿沼市
市長 阿部和夫

乙 社団法人 栃木県建設業協会
鹿沼支部長 角田 満生

鹿沼市災害応急対策の相互協力に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）、栃木県鹿沼警察署（以下「乙」という。）及び財団法人栃木県建設業協会鹿沼支部（以下「丙」という。）は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策活動（災害対策基本法（昭和36法律第223号）に定める「災害応急対策」の実施に関する活動をいう。以下同じ。）の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙が災害応急対策活動に当たって、丙又は丙の加盟業者から、その保有する重機、ポンプその他の資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供、その他協力を受けることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策活動のため丙又は丙の加盟業者の協力が必要であると認める場合には、「災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書（建設業協会鹿沼支部）」（平成18年4月25日付け、以下「応急復旧対策協定」という。）第2条から第4条までの規定に準じ、丙に対して応援を要請する。

2 乙は、災害応急対策活動のため丙又は丙の加盟業者の協力が必要であると認める場合には、甲に対して前項の要請をするよう依頼し、依頼を受けた甲は直ちに丙に対して前項の応援を要請するものとする。この場合において、緊急を要し、事前に甲に依頼するいとまがないと認めるときは、乙が、丙又は丙の加盟業者に対して直接応援を要請できるものとし、乙は、事後速やかにその事実を甲に通知しなければならない。

（資機材等の提供）

第3条 丙又は丙の加盟業者は、この協定に基づく災害応急対策活動の応援に当たって、他に優先して資機材を提供するものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく災害応急対策活動に当たって、丙又は丙の加盟業者が要した費用は、応急復旧対策協定第6条の規定に準じ、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく丙又は丙の加盟業者が災害応急対策活動のため派遣した者が、当該活動により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（平成22年法律第50号）により行うものとし、これによりがたい場合は、甲、乙及び丙が協議のうえ処理する。

（遵守事項）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守する。

- (1) この協定を営利目的に利用しないこと。
- (2) この協定の実施に関して知りえた秘密を他に漏らさないこと。
- (3) この協定に基づく災害応急対策活動にあたっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了までに、甲、乙及び丙のいずれからも申出がない場合は、1年間を限度に延長するものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項の定めに疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要により、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が各記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年7月4日

甲	鹿沼市今宮町1688番地1 鹿沼市	市長	佐藤	信
乙	鹿沼市上殿町1000番地5 栃木県鹿沼警察署	署長	赤坂	浩
丙	鹿沼市万町752番地6 財団法人栃木県建設業協会鹿沼支部	支部長	川上	貢一

栃木県公設卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定

この協定は、栃木県内において地震等による災害が発生し、災害を受けた地域（以下「被災地域」という。）の公設卸売市場が生鮮食料品を被災者等に供給する場合において、災害を受けていない地域の公設卸売市場が友愛的精神に基づき、相互の救援協力し、緊急・応急措置として、被災地域における生鮮食料品の確保を図るため、この協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）被災者等に供給する生鮮食料品の提供
- （2）被災者等に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- （3）その他特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する地域の公設卸売市場は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号に掲げる応援を要請する場合においては、その品名及び数量
- （3）前条第2号に掲げる応援を要請する場合においては、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- （4）被災地域に開設されている公設卸売市場が複数にわたる場合、応援を要する公設卸売市場の特定及び当該市場への経路
- （5）応援の期間
- （6）人的応援を要請する場合においては、宿泊施設の確保
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協定の遵守）

第3条 応援を要請された地域の公設卸売市場は、信義誠実の原則にのっとり、速やかにこれに応じ、極力その要請内容の実現に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、応援を要請する公設卸売市場を開設する市町村の負担とする。ただし、応援する公設卸売市場が自主的に行う救援物資に伴う費用は無償とする。

（連絡担当部局）

第5条 この協定を締結する公設卸売市場は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、速やかに相互連絡をとるものとする。

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、この協定を締結する公設卸売市場が協議して定めるものとする。

第7条 この協定の締結を証するため、本協定書を8通作成し、各公設卸売市場は、記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成10年4月1日から効力を生ずる。

平成10年3月3日

黒磯那須公設地方卸売市場専務組合
組合長 藤 田 政 壽
矢板市公設地方卸売市場
矢板市長 山 口 公 久
日光地区広域行政専務組合
組合長 福 田 昭 夫
鹿沼市公設地方卸売市場
鹿沼市長 福 田 武

宇都宮市中央卸売市場
代表者 宇都宮市長 増山道保
芳賀地区広域行政事務組合
組合長 菊 池 恒三郎
足利市公設地方卸売市場
足利市長 早 川 一 夫
栃木県南公設地方卸売市場事務組合
管理者 船 田 章

災害発生時の協力に関する覚書

（目的）

第1条 この覚書は鹿沼市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第3条 甲及び乙は、鹿沼市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供(様式)

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第5条 第3条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 鹿沼市 総務部 危機管理監

乙 日本郵便株式会社 鹿沼郵便局 局長

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

以下余白

公益社団法人 日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会栃木県支部規則第7条の1の規定に基づき、地震、異常渇水その他の災害において、公益社団法人日本水道協会栃木県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が相互に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 災害救助法（昭和22年法律第118号）等の法令が適用された場合においては、応援活動及び応援に係る事務処理については、法令によるものとする。

(応援の内容)

第3条 会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水及び施設の応急復旧の作業に必要な職員の派遣
- (2) 応急給水に必要な給水用ポリタンク等の提供
- (3) 施設の応急復旧に必要な資器材の提供
- (4) 作業に必要な車両、機械等の提供
- (5) 水道公認工事店の斡旋

2 応援会員は、前項に定めるもののほか、特に被災会員から要請のあった事項について、これに応じるよう努力するものとする。

(応援の期間)

第4条 応援の期間は、原則として7日以内とする。ただし、協議によりその期間を延長することができる。

(費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、公益社団法人日本水道協会「地震等緊急時対応の手引き」の基準によることとし、これによりがたいときは、関係都市の協議によるものとする。

(応援の要請)

第6条 被災会員は、他の会員の応援を求めようとするときは、支部長を通し要請するものとする。

2 支部長は、別表第1の非常災害時の連絡先により、必要な措置を要請するものとする。

3 要請を受けた会員は、要請に応じるよう努力するものとする。

(要請の方法)

第7条 被災会員は、応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りではない。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする応援の内容
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援を要する期間
- (5) 必要とする資機材の種類及び数量
- (6) 応援の場所及び経路
- (7) その他必要な事項

(応援体制)

第8条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

(被応援体制)

第9条 被災会員は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍の斡旋その他必要な便宜を供与するものとする。

(応援物資等の調査)

第10条 会員は、非常災害時の応援を円滑に行うために、毎年度、職員の状況及び保有する物資、車両等を調査し、支部長に提出するものとする。

2 支部長は、前項の提出表を取りまとめ、会員に送付するものとする。

(協議)

第11条 この要綱の実施に関して必要な事項又はこの要綱に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

平成25年4月1日

鹿沼市	小山市	那須烏山市	高根沢町	日光社寺水道事務所
宇都宮市	真岡市	下野市	那須町	芳賀中部上水道企業団
足利市	大田原市	上三川町	那珂川町	
栃木市	矢板市	茂木町	壬生町	
佐野市	那須塩原市	野木町	栃木県企業局	
日光市	さくら市	塩谷町	宇都宮西中核工業団地事務組合削	

東北自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、佐野市、栃木市、鹿沼市、宇都宮市、塩谷広域行政組合、及び那須地区消防組合（以下「協定市町等」という。）の長は、協定市町等の行政区域のうち、東北自動車道（以下「高速道路」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、高速道路において火災、救急事故その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援）

第2条 協定市町等は、前条の目的を達成するため、協議により協定市町等の出場区域を定めるとともに、高速道路の災害の処理のため、協定市町等から応援の要請があった場合は、相互に消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

（出場消防隊等）

第3条 この協定により出場する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。ただし、高速道路築堤部の災害又は高速道路敷地内の建物火災の防ぎよに際し、側道等を利用する場合にあっては、この限りでない。

（出場区域）

第4条 協定市町等は、別表に掲げる出場区域表に基づき応援を行うものとする。

（特別応援）

第5条 協定市町等は高速道路に大災害が発生した場合その他特別の理由により当該協定市町等の長の要請があったときは、前条の規定にかかわらず、同条の出場区域表に基づいて応援を行う協定市町等以外の協定市町等に対し、特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

第6条 特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- （1） 災害発生 の場所及び災害の概要
- （2） 応援を要する消防隊等の種類及び数
- （3） その他活動内容等必要な事項

（応援消防隊等の出場）

第7条 この協定による消防隊等の出場は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実状に応じて、応援を行う協定市町等の消防長が決定する。

（指揮）

第8条 応援のため出場した消防隊等の指揮は、当該応援を要請した協定市町等の現場にある最高指揮者が行うものとする。

（災害の事務処理）

第9条 災害の事務処理は、その業務に従事した消防隊等が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合において、災害の原因、損害又は被救護者の調査事務が長時間を要するときは、他の協定市町等に事務処理の一部を依頼することができる。

（応援に要する経費の負担）

第10条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1） 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機具資材等で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物により、又はその経費を応援を受けた協定市町等が負担する。
- （2） 応援出場した消防隊等の活動が長時間にわたるため、燃料、機具若しくは、資材の補給又は給食等を必要とする場合は、応援を受けた協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- （3） 応援出場した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該消防隊員の所属する協定市町等の負担とする。
- （4） 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物施設その他第三者の損害に対する賠償費その他、前各号以外の諸経費の負担については、その都度協定市町等が協議して定めるものとする。

（情報交換等）

第11条 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報等を相互に通報するものとする。

＜災害応援の関係＞

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し疑義を生じた事項については、その都度協議のうえ、決定するものとする。

(実施要領)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防長が相互に協議のうえ定める。

附則

この協定は、平成27年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書6通を作成し、各々が記名押印のうえ各1通ずつ保管する。

平成27年9月30日

協 定 者

佐 野 市 長	岡 部 正 英
栃 木 市 長	鈴 木 俊 美
鹿 沼 市 長	佐 藤 信
宇 都 宮 市 長	佐 藤 栄 一
塩 谷 広 域 行 政 組 合	遠 藤 忠
那 須 地 区 消 防 組 合	阿 久 津 憲 二
管理 組合長	

別表

出 場 区 域 表

市町等	救急出場区域	消防出場区域
佐野市	栃木市	同左
栃木市	佐野市 鹿沼市	同左
鹿沼市	栃木市 宇都宮市	同左
宇都宮市	鹿沼市 塩谷広域行政組合消防本部	同左
塩谷広域行政組合	宇都宮市 那須地区消防組合	同左
那須地区消防組合	塩谷広域行政組合消防本部	同左

特殊災害消防相互応援協定書

(昭和56年5月20日)

(趣旨)

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常設消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合（以下「関係市町村」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

(応援地域)

第2条 この協定による応援地域は、関係市町村等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

(対照災害)

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予測される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

(応援要請)

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市長等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

(応援出動)

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- (1) 応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機械器具等の破損修理費の経費は、応援側の負担とする。
- (2) 化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- (3) 前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

(適用除外)

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は抵触する部分については、この協定を締結しないものとする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

宇都宮市長	増 山 道 保
足利市長	町 田 幸 久
栃木地区広域行政事務組合管理者	永 田 栄太郎
佐野地区広域消防組合長	鈴 木 達 三
鹿沼地区広域行政事務組合管理者	古 澤 俊 一
日光地区広域消防組合長	星 野 仁十郎
今市市長	斎 藤 昭 男
小山市長	栗 田 政 夫
芳賀地区広域行政事務組合長	菊 地 恒三郎
大田原地区広域消防組合長	渡 辺 正 義
塩谷広域行政組合管理者	大 谷 英 一
黒磯那須消防組合長	月 江 富治郎
石橋地区消防組合管理者	若 松 元 一
藤原町長	星 光 二
南那須地区広域行政事務組合	澤 村 一 郎

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と、鹿沼市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、鹿沼市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 鹿沼市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 鹿沼市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成24年6月20日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修

乙) 鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市 長 佐 藤 信

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

(令和6年度)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 350 円以内 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,883,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け又は災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,330 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

		区分		1人 世帯	2人 世 帯	3人 世 帯	4人 世 帯	5人 世 帯	6人以上 1人増す ごとに加算
		単位百円							
		全壊 全焼 流失	夏	198	254	377	450	570	83
			冬	328	424	590	690	870	120
		半壊 半焼 床上浸水	夏	65	87	130	159	200	28
			冬	104	136	194	234	290	38
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して 1 世帯当たり 51,500 円以内			災害発生の日から10日以内		1 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合） 2 資材費及び施工費用の合計		
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内			災害発生の日から3ヵ月以内				
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200 円 中学校生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円			災害発生の日から （教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内		1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上)226,100 円以内 小人(12歳未満)180,800 円以内			災害発生の日から10日以内		災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。		
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から10日以内		1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。		

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄・消毒等) 1 体当たり 3,600 円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり 5,700 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 140,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 25,500 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,000 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 14,900 円以内 救急救命士 14,400 円以内 土木技術、建築技術者 15,100 円以内 大工 28,300 円以内 左官 28,800 円以内 とび職 26,500 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 費用の限度額は栃木県災害救助法施行細則による

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

水防関係施設等一覧表

(1) 水防施設

種 類	名称及び所在地	備 考
水防倉庫	鹿沼市消防署（上殿町 520-1）	
	栗野分署（口栗野 1913-1）	
	東分署（さつき町 14-2）	
	北分署（玉田町 455-6）	
	北部防災コミュニティセンター（御成橋町 2-2197-1）	
	第 5 分団第 2 部車庫（上日向 375）	
	第 6 分団第 2 部車庫（加園 1884-1）	
	西大芦コミュニティセンター（草久 953-12）	
	板荷コミュニティセンター（板荷 3051-1）	
	南摩コミュニティセンター（油田町 924-5）	
	鹿沼土木事務所（上殿町 677-5）	県保有
水位観測局	武子川橋（深津 1407-2 地先）	武子川：水位・流量
	府中橋（府中町 194-5 地先）	黒 川：水位・流量
	御幣岩橋（下日向 697 地先）	大芦川：水位・流量
	天満橋（口栗野 724-3 地先）	思 川：水位・流量
河川カメラ	府中橋（府中町 194-5 地先）	黒 川：簡易型河川監視カメラ
	天満橋（口栗野 724-3 地先）	思 川：簡易型河川監視カメラ
	清南橋（久野 23-1 地先）	思 川：簡易型河川監視カメラ
	黒川橋（日光奈良部町 495-8 地先）	黒 川：簡易型河川監視カメラ
	武子川橋（深津 1407-2 地先）	武子川：簡易型河川監視カメラ
危機管理型 水位計	小藪橋（塩山町 995-1 地先）	小藪川：危機管理型水位計
	露取橋（西鹿沼町 138 地先）	小藪川：危機管理型水位計
	仁神堂橋（仁神堂 524-3 地先）	武子川：危機管理型水位計
	清南橋（深程 277-1 地先）	思 川：危機管理型水位計
	楡木橋（藤江町 1468-7 地先）	黒 川：危機管理型水位計
	堂坂橋（板荷 4308 地先）	黒 川：危機管理型水位計
	赤石橋（下南摩町 331-2 地先）	大芦川：危機管理型水位計
	中山橋（加園 2197-5 地先）	荒井川：危機管理型水位計
	清瀬橋（口栗野 806-1 地先）	栗野川：危機管理型水位計
	石倉橋（上永野 1261 地先）	永野川：危機管理型水位計
雨量観測所	[県] 鹿沼土木（今宮町 1664-1）	緯度 36° 33′ 58″ 経度 139° 44′ 32″
	[県] 古峰原（草久）	緯度 36° 38′ 58″ 経度 139° 32′ 10″
	[県] 栗野（口栗野 839-2）	緯度 36° 30′ 55″ 経度 139° 40′ 24″
	[県] 板荷（板荷 2997-13）	緯度 36° 38′ 30″ 経度 139° 41′ 50″
	[県] 真名子（深程 990-19）	緯度 36° 29′ 14″ 経度 139° 42′ 50″
	[県] 大久保（上大久保 323-1）	緯度 36° 37′ 26″ 経度 139° 37′ 41″
	[県] 下久我（下久我 74-4）	緯度 36° 34′ 53″ 経度 139° 40′ 01″
	[県] 遠木（中粕尾 1383-2）	緯度 36° 33′ 27″ 経度 139° 34′ 50″
	[県] 上粕尾（上粕尾 392-2）	緯度 36° 34′ 31″ 経度 139° 32′ 34″
	[県] 永野（下永野 1643-1）	緯度 36° 28′ 51″ 経度 139° 36′ 00″
	[国土交通省] 入栗野	緯度 36° 35′ 54″ 経度 139° 33′ 15″
	[国土交通省] 新落合（上永野）	緯度 36° 31′ 13″ 経度 139° 33′ 59″
	[国土交通省] 鹿沼（府中町）	緯度 36° 33′ 38″ 経度 139° 45′ 42″
	[国土交通省] 草久	緯度 36° 38′ 13″ 経度 139° 36′ 34″
	[気象庁] アメダス鹿沼（見野）	緯度 36° 35.5′ 経度 139° 44.1′

<二次災害防止の関係>

(2) 重要水防箇所

No.	種別	重要度	河川名	町名	場所	左右岸	延長	備考
1	堤防断面	B	思川	中粕尾	森	左右	400	
2	堤防断面 工作物	B B	思川	柏木	柏木橋上	左右	350	
3	堤体強度	B	思川	口栗野外		左右	3200	
4	堤防断面	B	思川	久野	下坪	右	300	
5	堤防断面	B	思川	深程	大芦川合流下	右	75	
6	堤防高	B	思川	北半田	東北道上2号	左	113	
7	堤防断面	B	小藪川	楡木町		左右	1600	
8	工作物 堤防断面	A B	武子川	仁神堂町	R293号下	左右	240	
9	堤防断面 堤体強度	B B	武子川	千渡	飯岡橋	左右	150	
10	工作物 堤防断面	A B	武子川	白桑田	松の木橋	左右	200	
11	工作物 堤防断面	A B	武子川	深津	大日橋	左右	600	
12	堤防断面	B	黒川（日光）	御成橋町	御成橋下	左	150	
13	堤防高	B	行川	富岡	富岡橋上	左	400	
14	堤防断面	B	荒井川	下久我	木戸入上下	左右	400	

<二次災害防止の関係>

土砂災害警戒区域等一覧表

(1) 急傾斜地の崩壊

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205- I -001	長ノ原	鹿沼市	板荷	長ノ原	
205- I -002	古峰原 I A	鹿沼市	草久	古峰原	
205- I -003	前畑 I A	鹿沼市	草久	前畑	
205- I -004	表口 I A	鹿沼市	草久	表口	
205- I -005	中ノ畑 I A	鹿沼市	草久	中ノ畑	
205- I -006	法長内	鹿沼市	上久我	法長内	
205- I -007	待居	鹿沼市	加園	待居	
205- I -009	上南摩小裏	鹿沼市	上南摩町	館の越	
205- I -010	西沢	鹿沼市	油田町	中の宮	
205- I -011	日満	鹿沼市	下南摩町	日満	
205- I -012	塩山	鹿沼市	塩山町	石山	
205- I -013	上上野	鹿沼市	御成橋町	上上野	
205- I -014	田代内 1	鹿沼市	下武子町	田代内	
205- I -015	府所	鹿沼市	上野町	中上野	
205- I -016	下上野 (下上野北)	鹿沼市	上上野	下上野北	
205- I -017	下上野南 3 号	鹿沼市	上野町	下上野南	
205- I -018	貝島	鹿沼市	貝島町	貝島	
205- I -019	鳩胸	鹿沼市	上殿町	鳩胸	
205- I -020	屋形小路	鹿沼市	茂呂	上野原	
205- I -021	西茂呂	鹿沼市	茂呂	西茂呂	
205- I -022	千手	鹿沼市	千手町	松原寺跡	
205- I -023	千手山	鹿沼市	千手町	松原寺跡	
205- I -024	千手山東	鹿沼市	千手町	松原寺跡	
205- I -025	坂田	鹿沼市	千手町	坂田	
205- I -026	日吉	鹿沼市	日吉町	猿岩	
205- I -027	金山	鹿沼市	日吉町	金山	
205- I -028	塩ノ折戸	鹿沼市	日吉町	塩ノ折戸	
205- I -029	金山	鹿沼市	日吉町	金山	
205- I -030	火打沢	鹿沼市	日吉町	火打沢	
205- I -031	長岡	鹿沼市	日吉町	長岡	
205- I -032	光大寺下	鹿沼市	西鹿沼町	光大寺下	
205- I -033	三幸町東	鹿沼市	鹿沼	三幸町	
205- I -034	三幸町	鹿沼市	三幸町	浅間	
205- I -037	深岩	鹿沼市	深岩		
205- I -038	猿岩 B	鹿沼市	日吉町	猿岩	
205- I -1001	象間 I A	鹿沼市	久野	象間	
205- I -1002	象間 I B	鹿沼市	深程	象間	
205- I -1003	象間 I C	鹿沼市	野尻	象間	
205- I -1004	永光内 I A	鹿沼市	上久我	永光内	
205- I -1005	初鹿沢 I A	鹿沼市	上久我	初鹿沢	
205- I -1006	寺山 I A	鹿沼市	上久我	寺山	
205- I -1007	石裂 I A	鹿沼市	上久我	石裂	
205- I -1008	谷津 A	鹿沼市	下久我	谷津	
205- I -1009	平沢 A	鹿沼市	加園	平沢	
205- I -1010	八ツ沢 I A	鹿沼市	加園	八ツ沢	
205- I -1011	坂田山 I A	鹿沼市	坂田山 2 丁目	坂田山	
205- I -1012	坂田 I A	鹿沼市	上材木町	坂田	
205- I -1013	金山下 I A	鹿沼市	日吉町	金山下	
205- I -1014	丸山下 I A	鹿沼市	加園	丸山下	
205- I -1015	北ノ内 I A	鹿沼市	加園	北ノ内	
205- I -1016	小鹿ノ入 I A	鹿沼市	草久	小鹿ノ入	
205- I -1017	下出 I A	鹿沼市	草久	下出	
205- I -1018	坂ノ下 A	鹿沼市	富岡	坂ノ下	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205-Ⅰ-1019	千渡 A	鹿沼市	千渡	千渡	
205-Ⅰ-1020	山根 A	鹿沼市	見野	山根	
322-Ⅰ-001	中坪 B	鹿沼市	上永野	中坪	
322-Ⅰ-002	中坪 A	鹿沼市	上永野	中坪	
322-Ⅰ-003	宮下 A	鹿沼市	深程	宮下	
322-Ⅰ-004	宮下 B	鹿沼市	深程	宮下	
322-Ⅰ-005	宮入 A	鹿沼市	深程	宮入	
322-Ⅰ-016	大越路 A	鹿沼市	下粕尾	大越路	
322-Ⅰ-017	大越路 B	鹿沼市	下粕尾	大越路	
322-Ⅰ-018	大越路 C	鹿沼市	下粕尾	大越路	
322-Ⅰ-019	大越路 D	鹿沼市	下粕尾	大越路	
322-Ⅰ-020	松崎 A	鹿沼市	下粕尾	小沼	
322-Ⅰ-021	松崎 B	鹿沼市	下粕尾	松崎	
322-Ⅰ-022	横町 A	鹿沼市	口栗野	横町	
322-Ⅰ-023	追地 A	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅰ-024	上五月 A	鹿沼市	入栗野	上五月	
322-Ⅰ-025	水沢 A	鹿沼市	入栗野	水沢	
322-Ⅰ-026	滝沢 A	鹿沼市	入栗野	滝沢	
322-Ⅰ-027	境沢 A	鹿沼市	入栗野	境沢	
322-Ⅰ-028	大栗 A	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅰ-029	日渡路 A	鹿沼市	口栗野	日渡路	
322-Ⅰ-030	三坪 A	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅰ-031	中妻 B	鹿沼市	口栗野	中妻	
322-Ⅰ-032	中妻 A	鹿沼市	口栗野	中妻	
322-Ⅰ-033	新宿 A	鹿沼市	口栗野	新宿	
322-Ⅰ-034	下の沢 A	鹿沼市	口栗野	下の沢	
322-Ⅰ-1001	叶桑沢Ⅰ A	鹿沼市	口栗野	叶桑沢	
322-Ⅰ-1002	板名Ⅰ A	鹿沼市	中栗野	板名	
322-Ⅰ-1003	下の沢Ⅰ A	鹿沼市	口栗野	下の沢	
322-Ⅰ-1004	蔵本Ⅰ E	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅰ-1005	森 A	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅰ-1006	森 B	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅰ-1010	上五月Ⅰ A	鹿沼市	入栗野	上五月	
205-Ⅱ-001	中坪Ⅱ A	鹿沼市	板荷	中坪	
205-Ⅱ-002	大登Ⅱ A	鹿沼市	板荷	大登	
205-Ⅱ-003	上岩鼻Ⅱ A	鹿沼市	板荷	上岩鼻	
205-Ⅱ-004	高野内Ⅱ A	鹿沼市	板荷	高野内	
205-Ⅱ-005	高芝Ⅱ A	鹿沼市	板荷	高芝	
205-Ⅱ-006	高芝Ⅱ B	鹿沼市	板荷	高芝	
205-Ⅱ-007	沙汰の目Ⅱ A	鹿沼市	板荷	沙汰の目	
205-Ⅱ-008	竹ノ内Ⅱ A	鹿沼市	板荷	竹ノ内	
205-Ⅱ-009	竹ノ内Ⅱ B	鹿沼市	板荷	竹ノ内	
205-Ⅱ-010	柿沢 A	鹿沼市	板荷	柿沢	
205-Ⅱ-011	柿沢 B	鹿沼市	板荷	柿沢	
205-Ⅱ-012	柿沢Ⅱ A	鹿沼市	板荷	柿沢	
205-Ⅱ-013	出戸柿沢Ⅱ A	鹿沼市	板荷	出戸柿沢	
205-Ⅱ-014	白沢 A	鹿沼市	板荷	白沢	
205-Ⅱ-015	白沢 B	鹿沼市	板荷	白沢	
205-Ⅱ-016	今里	鹿沼市	板荷	今里	
205-Ⅱ-017	長ノ原Ⅱ A	鹿沼市	板荷	長ノ原	
205-Ⅱ-018	長ノ原 A	鹿沼市	板荷	長ノ原	
205-Ⅱ-019	長ノ原 B	鹿沼市	板荷	長ノ原	
205-Ⅱ-020	長ノ原 C	鹿沼市	板荷	長ノ原	
205-Ⅱ-021	下長ノ原	鹿沼市	板荷	下長ノ原	
205-Ⅱ-022	川化	鹿沼市	板荷	川化	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205-Ⅱ-023	辺釣 A	鹿沼市	見野	辺釣	
205-Ⅱ-024	辺釣 B	鹿沼市	見野	辺釣	
205-Ⅱ-025	見野	鹿沼市	見野		
205-Ⅱ-026	山根 A	鹿沼市	見野	山根	
205-Ⅱ-027	野出畑	鹿沼市	富岡	野出畑	
205-Ⅱ-028	新屋敷	鹿沼市	富岡	新屋敷	
205-Ⅱ-029	平野 A	鹿沼市	富岡	平野	
205-Ⅱ-030	平野 B	鹿沼市	富岡	平野	
205-Ⅱ-031	田中	鹿沼市	富岡	田中	
205-Ⅱ-032	坂下 A	鹿沼市	平野	坂下	
205-Ⅱ-033	坂下 B	鹿沼市	富岡	坂下	
205-Ⅱ-034	山根 B	鹿沼市	見野	山根	
205-Ⅱ-035	山根 C	鹿沼市	見野	山根	
205-Ⅱ-036	宮脇 A	鹿沼市	富岡	宮脇	
205-Ⅱ-037	宮脇 C	鹿沼市	富岡	宮脇	
205-Ⅱ-038	宮脇 B	鹿沼市	富岡	宮脇	
205-Ⅱ-039	木曽	鹿沼市	武子	木曽	
205-Ⅱ-040	丸山風台	鹿沼市	富岡新田	丸山風台	
205-Ⅱ-041	玉田町	鹿沼市	玉田町		
205-Ⅱ-042	寺前田 B	鹿沼市	西鹿沼町	寺前田	
205-Ⅱ-043	寺前田 A	鹿沼市	西鹿沼町	寺前田	
205-Ⅱ-044	日吉町	鹿沼市	日吉町		
205-Ⅱ-045	二丁目	鹿沼市	御成橋町	二丁目	
205-Ⅱ-046	田代内 2-1	鹿沼市	御成橋町	田代内	
205-Ⅱ-047	田代内 2-2	鹿沼市	御成橋町	田代内	
205-Ⅱ-048	台坪	鹿沼市	千渡	台坪	
205-Ⅱ-049	西茂呂 A	鹿沼市	茂呂	西茂呂	
205-Ⅱ-050	西茂呂 B	鹿沼市	茂呂	西茂呂	
205-Ⅱ-051	西茂呂 C	鹿沼市	茂呂	西茂呂	
205-Ⅱ-052	露平ⅡA	鹿沼市	草久	露平	
205-Ⅱ-053	川中島ⅡA	鹿沼市	草久	川中島	
205-Ⅱ-054	白井平ⅡA	鹿沼市	草久	白井平	
205-Ⅱ-055	川向ⅡA	鹿沼市	草久	川向	
205-Ⅱ-056	馬返ⅡA	鹿沼市	草久	馬返	
205-Ⅱ-057	小桧ⅡA	鹿沼市	草久	小桧	
205-Ⅱ-058	落合ⅡA	鹿沼市	草久	落合	
205-Ⅱ-059	落合ⅡB	鹿沼市	草久	落合	
205-Ⅱ-060	古峰原ⅡA	鹿沼市	草久	古峰原	
205-Ⅱ-061	遠山ⅡA	鹿沼市	草久	遠山	
205-Ⅱ-062	原山ⅡA	鹿沼市	草久	原山	
205-Ⅱ-063	滝ヶ花ⅡA	鹿沼市	草久	滝ヶ花	
205-Ⅱ-064	森ノ下ⅡA	鹿沼市	草久	森ノ下	
205-Ⅱ-065	山神登ⅡA	鹿沼市	草久	山神登	
205-Ⅱ-066	森ⅡA	鹿沼市	草久	森	
205-Ⅱ-067	上ノ平ⅡA	鹿沼市	草久	上ノ平	
205-Ⅱ-068	澤口ⅡA	鹿沼市	草久	澤口	
205-Ⅱ-069	両ノ手	鹿沼市	草久	両ノ手	
205-Ⅱ-070	坂ノ萱ⅡA	鹿沼市	草久	坂ノ萱	
205-Ⅱ-071	小川ⅡA	鹿沼市	草久	小川	
205-Ⅱ-072	上内倉ⅡA	鹿沼市	草久	上内倉	
205-Ⅱ-073	上中内ⅡA	鹿沼市	草久	上中内	
205-Ⅱ-074	内出ⅡA	鹿沼市	草久	内出	
205-Ⅱ-075	上ノ内ⅡA	鹿沼市	草久	上ノ内	
205-Ⅱ-076	相ノ坪ⅡA	鹿沼市	草久	相ノ坪	
205-Ⅱ-077	南沢ⅡA	鹿沼市	草久	南沢	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205-Ⅱ-078	表口ⅡA	鹿沼市	草久	表口	
205-Ⅱ-079	小鹿ノ入ⅡA	鹿沼市	草久	小鹿ノ入	
205-Ⅱ-080	中ノ畑ⅡA	鹿沼市	草久	中ノ畑	
205-Ⅱ-081	中ノ畑ⅡB	鹿沼市	草久	中ノ畑	
205-Ⅱ-082	中ノ畑ⅡC	鹿沼市	草久	中ノ畑	
205-Ⅱ-083	原ⅡA	鹿沼市	草久	原	
205-Ⅱ-084	八丁畑ⅡA	鹿沼市	上大久保	八丁畑	
205-Ⅱ-085	栗坪ⅡA	鹿沼市	上大久保	栗坪	
205-Ⅱ-086	岩根沢ⅡA	鹿沼市	下大久保	岩根沢	
205-Ⅱ-087	寺畑ⅡA	鹿沼市	下大久保	寺畑	
205-Ⅱ-088	高畑ⅡB	鹿沼市	引田	高畑	
205-Ⅱ-089	上原ⅡA	鹿沼市	引田	上原	
205-Ⅱ-091	遅ノ沢口ⅡA	鹿沼市	引田	遅ノ沢口	
205-Ⅱ-092	稲山ⅡA	鹿沼市	引田	稲山	
205-Ⅱ-093	古関ⅡA	鹿沼市	引田	古関	
205-Ⅱ-094	古関ⅡB	鹿沼市	引田	古関	
205-Ⅱ-095	柏寺ⅡA	鹿沼市	引田	柏寺	
205-Ⅱ-096	山根ⅡA	鹿沼市	引田	山根	
205-Ⅱ-097	新屋敷ⅡA	鹿沼市	引田	新屋敷	
205-Ⅱ-098	岩花ⅡA	鹿沼市	引田	岩花	
205-Ⅱ-099	岩花ⅡB	鹿沼市	引田	岩花	
205-Ⅱ-100	一ノ沢ⅡB	鹿沼市	引田	一ノ沢	
205-Ⅱ-101	下原ⅡA	鹿沼市	引田	下原	
205-Ⅱ-102	下原ⅡB	鹿沼市	引田	下原	
205-Ⅱ-103	金山ⅡA	鹿沼市	下沢	金山	
205-Ⅱ-104	寄栗ⅡA	鹿沼市	上久我	寄栗	
205-Ⅱ-105	寄栗ⅡB	鹿沼市	上久我	寄栗	
205-Ⅱ-106	寄栗ⅡC	鹿沼市	上久我	寄栗	
205-Ⅱ-107	石裂ⅡA	鹿沼市	上久我	石裂	
205-Ⅱ-108	石裂ⅡB	鹿沼市	上久我	石裂	
205-Ⅱ-109	上馬澤ⅡA	鹿沼市	上久我	土馬澤	
205-Ⅱ-110	上馬澤ⅡB	鹿沼市	上久我	上馬澤	
205-Ⅱ-111	高手ⅡA	鹿沼市	上久我	高手	
205-Ⅱ-112	高手ⅡB	鹿沼市	上久我	高手	
205-Ⅱ-113	子佐部沢ⅡA	鹿沼市	上久我	子佐部沢	
205-Ⅱ-114	法長内A	鹿沼市	上久我	法長内	
205-Ⅱ-115	法長内B	鹿沼市	上久我	法長内	
205-Ⅱ-116	坂本A	鹿沼市	上久我	坂本	
205-Ⅱ-117	坂本B	鹿沼市	上久我	坂本	
205-Ⅱ-118	坂本C	鹿沼市	上久我	坂本	
205-Ⅱ-120	山神戸ⅡA	鹿沼市	上久我	山神戸	
205-Ⅱ-121	富沢	鹿沼市	上久我	富沢	
205-Ⅱ-122	馬場ⅡA	鹿沼市	下久我	馬場	
205-Ⅱ-123	老沢ⅡA	鹿沼市	下久我	老沢	
205-Ⅱ-124	岩渕沢	鹿沼市	下久我	岩渕沢	
205-Ⅱ-125	待居	鹿沼市	加園	待居	
205-Ⅱ-126	加蘇	鹿沼市	加園	待居	
205-Ⅱ-127	櫃沢A	鹿沼市	加園	櫃沢	
205-Ⅱ-128	櫃沢B	鹿沼市	下久我	櫃沢	
205-Ⅱ-129	櫃沢C	鹿沼市	加園	櫃沢	
205-Ⅱ-130	福沢	鹿沼市	加園	福沢	
205-Ⅱ-131	生子淵A	鹿沼市	加園	生子淵	
205-Ⅱ-132	生子淵B	鹿沼市	加園	生子淵	
205-Ⅱ-133	平沢	鹿沼市	加園	平沢	
205-Ⅱ-134	上見立	鹿沼市	加園	上見立	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205-Ⅱ-135	中見立	鹿沼市	加園	中見立	
205-Ⅱ-136	生子淵C	鹿沼市	加園	生子淵	
205-Ⅱ-137	生子淵D	鹿沼市	加園	生子淵	
205-Ⅱ-138	上河原	鹿沼市	加園	上河原	
205-Ⅱ-139	加園A	鹿沼市	加園		
205-Ⅱ-140	宿B	鹿沼市	加園	宿	
205-Ⅱ-143	膝付	鹿沼市	加園	膝付	
205-Ⅱ-144	加園B	鹿沼市	加園		
205-Ⅱ-145	野尻	鹿沼市	野尻		
205-Ⅱ-146	生尻	鹿沼市	下沢	生尻	
205-Ⅱ-147	下ノ内	鹿沼市	下沢	下ノ内	
205-Ⅱ-148	下尻A	鹿沼市	下沢	下尻	
205-Ⅱ-149	下尻B	鹿沼市	下沢	下尻	
205-Ⅱ-150	下尻C	鹿沼市	下沢	下尻	
205-Ⅱ-151	向原	鹿沼市	下沢	向原	
205-Ⅱ-152	大関A	鹿沼市	笹原田	大関	
205-Ⅱ-153	大関B	鹿沼市	笹原田	大関	
205-Ⅱ-154	上組	鹿沼市	上日向	上組	
205-Ⅱ-155	牛ヶ沢	鹿沼市	深岩	牛ヶ沢	
205-Ⅱ-156	上日向A	鹿沼市	上日向		
205-Ⅱ-157	上日向B	鹿沼市	上日向		
205-Ⅱ-158	上日向C	鹿沼市	上日向		
205-Ⅱ-159	上日向D	鹿沼市	上日向		
205-Ⅱ-160	猿岩A	鹿沼市	日吉町	猿岩	
205-Ⅱ-161	長岡	鹿沼市	日吉町	長岡	
205-Ⅱ-162	大谷内A	鹿沼市	下日向	大谷内	
205-Ⅱ-163	大谷内B	鹿沼市	下日向	大谷内	
205-Ⅱ-164	村井町A	鹿沼市	村井町		
205-Ⅱ-165	村井町B	鹿沼市	村井町		
205-Ⅱ-166	酒野谷	鹿沼市	酒野谷		
205-Ⅱ-194	室瀬C	鹿沼市	上南摩町	室瀬	
205-Ⅱ-195	昭和A	鹿沼市	上南摩町	昭和	
205-Ⅱ-196	昭和B	鹿沼市	上南摩町	昭和	
205-Ⅱ-197	館の越	鹿沼市	上南摩町	館の越	
205-Ⅱ-198	杓子沢C	鹿沼市	上南摩町	杓子沢	
205-Ⅱ-199	杓子沢A	鹿沼市	上南摩町	杓子沢	
205-Ⅱ-200	杓子沢B	鹿沼市	上南摩町	杓子沢	
205-Ⅱ-201	極楽寺	鹿沼市	上南摩町	極楽寺	
205-Ⅱ-202	堀の内	鹿沼市	上南摩町	堀の内	
205-Ⅱ-203	小中手沢	鹿沼市	上南摩町	小中手沢	
205-Ⅱ-204	栗沢C	鹿沼市	上南摩町	栗沢	
205-Ⅱ-205	巳午	鹿沼市	西沢町	巳午	
205-Ⅱ-206	三山沢A	鹿沼市	西沢町	三山沢	
205-Ⅱ-207	三山沢B	鹿沼市	西沢町	三山沢	
205-Ⅱ-208	三山沢C	鹿沼市	西沢町	三山沢	
205-Ⅱ-209	湯原崎A	鹿沼市	西沢町	湯原崎	
205-Ⅱ-210	湯原崎B	鹿沼市	西沢町	湯原崎	
205-Ⅱ-211	立岩	鹿沼市	油田町	立岩	
205-Ⅱ-212	田代内	鹿沼市	御成橋町	田代内	
205-Ⅱ-1001	入栗沢ⅡA	鹿沼市	久野	入栗沢	
205-Ⅱ-1002	下栗沢ⅡA	鹿沼市	楡木町	下栗沢	
205-Ⅱ-1003	八幡前ⅡA	鹿沼市	上南摩町	八幡前	
205-Ⅱ-1004	象間ⅡA	鹿沼市	上南摩町	象間	
205-Ⅱ-1005	堺沢ⅡA	鹿沼市	北半田	堺沢	
205-Ⅱ-1006	田ノ入口ⅡA	鹿沼市	西沢町	田ノ入口	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205-Ⅱ-1007	堂地入ⅡA	鹿沼市	西沢町	堂地入	
205-Ⅱ-1008	堂地入ⅡB	鹿沼市	上南摩町	堂地入	
205-Ⅱ-1009	長坂ⅡA	鹿沼市	上南摩町	長坂	
205-Ⅱ-1010	寄栗ⅡA	鹿沼市	上久我	寄栗	
205-Ⅱ-1011	坂本ⅡA	鹿沼市	上久我	坂本	
205-Ⅱ-1012	老沢ⅡA	鹿沼市	下久我	老沢	
205-Ⅱ-1013	大仁田ⅡA	鹿沼市	下久我	大仁田	
205-Ⅱ-1014	老沢ⅡB	鹿沼市	下久我	老沢	
205-Ⅱ-1015	坂丸ⅡA	鹿沼市	下久我	坂丸	
205-Ⅱ-1016	坂本ⅡB	鹿沼市	上久我	坂本	
205-Ⅱ-1017	石裂ⅡA	鹿沼市	上久我	石裂	
205-Ⅱ-1018	寄栗ⅡB	鹿沼市	上久我	寄栗	
205-Ⅱ-1019	杓子沢 A	鹿沼市	加園	杓子沢	
205-Ⅱ-1020	木戸 A	鹿沼市	下久我	木戸	
205-Ⅱ-1021	象間 A	鹿沼市	野尻	象間	
205-Ⅱ-1022	膝附 A	鹿沼市	上日向	膝附	
205-Ⅱ-1023	カケハシ A	鹿沼市	下日向	カケハシ	
205-Ⅱ-1024	八幡越路 A	鹿沼市	加園	八幡越路	
205-Ⅱ-1025	釜ヶ入 A	鹿沼市	加園	釜ヶ入	
205-Ⅱ-1026	平沢口 A	鹿沼市	加園	平沢口	
205-Ⅱ-1027	岩渕 A	鹿沼市	下久我	岩渕	
205-Ⅱ-1028	櫃沢 A	鹿沼市	加園	櫃沢	
205-Ⅱ-1029	上中山 A	鹿沼市	加園	上中山	
205-Ⅱ-1030	塩ノ畑 A	鹿沼市	加園	塩ノ畑	
205-Ⅱ-1031	上見立 A	鹿沼市	加園	上見立	
205-Ⅱ-1032	待居 B	鹿沼市	加園	待居	
205-Ⅱ-1033	下ノ内 A	鹿沼市	下沢	下ノ内	
205-Ⅱ-1034	釜ヶ入 B	鹿沼市	下沢	釜ヶ入	
205-Ⅱ-1035	寺内Ⅱ A	鹿沼市	西鹿沼町	寺内	
205-Ⅱ-1036	釜田Ⅱ A	鹿沼市	花岡町	釜田	
205-Ⅱ-1037	金ヶ沢Ⅱ A	鹿沼市	塩山町	金ヶ沢	
205-Ⅱ-1038	大社久保Ⅱ A	鹿沼市	塩山町	大社久保	
205-Ⅱ-1039	坂田山Ⅱ A	鹿沼市	坂田山 4 丁目	坂田山	
205-Ⅱ-1040	西富士据Ⅱ A	鹿沼市	花岡町	西富士据	
205-Ⅱ-1041	比沙門堂Ⅱ A	鹿沼市	村井町	比沙門堂	
205-Ⅱ-1042	小桧ⅡB	鹿沼市	草久	小桧	
205-Ⅱ-1043	重平ⅡA	鹿沼市	草久	重平	
205-Ⅱ-1044	押越ⅡA	鹿沼市	草久	押越	
205-Ⅱ-1045	押越ⅡB	鹿沼市	草久	押越	
205-Ⅱ-1046	内倉ⅡA	鹿沼市	草久	内倉	
205-Ⅱ-1047	上河原ⅡA	鹿沼市	草久	上河原	
205-Ⅱ-1048	表口ⅡB	鹿沼市	草久	表口	
205-Ⅱ-1049	中ノ畑ⅡD	鹿沼市	草久	中ノ畑	
205-Ⅱ-1050	湯方地ⅡA	鹿沼市	草久	湯方地	
205-Ⅱ-1051	下岡ⅡA	鹿沼市	草久	下岡	
205-Ⅱ-1052	大久保ⅡA	鹿沼市	下大久保	大久保	
205-Ⅱ-1053	下大久保宮内ⅡA	鹿沼市	下大久保	下大久保宮内	
205-Ⅱ-1054	下大久保下原ⅡA	鹿沼市	下大久保	下大久保下原	
205-Ⅱ-1055	稲山ⅡB	鹿沼市	引田	稲山	
205-Ⅱ-1056	稲山ⅡC	鹿沼市	引田	稲山	
205-Ⅱ-1057	片山ⅡA	鹿沼市	引田	片山	
205-Ⅱ-1058	古戸中ⅡA	鹿沼市	引田	古戸中	
205-Ⅱ-1059	小田ヶ原ⅡA	鹿沼市	引田	小田ヶ原	
205-Ⅱ-1060	岩行 A	鹿沼市	板荷	岩行	
205-Ⅱ-1061	赤行 A	鹿沼市	板荷	赤行	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205-Ⅱ-1062	下遠部 A	鹿沼市	下遠部	下遠部	
205-Ⅱ-1063	万五郎内 A	鹿沼市	武子	万五郎内	
205-Ⅱ-1064	川向 A	鹿沼市	富岡	川向	
205-Ⅱ-1065	下遠部 B	鹿沼市	下遠部	下遠部	
205-Ⅱ-1066	入木戸 A	鹿沼市	笹原田	入木戸	
205-Ⅱ-1067	糠塚山 A	鹿沼市	仁神堂町	糠塚山	
205-Ⅱ-1068	山根 B	鹿沼市	板荷	山根	
205-Ⅱ-1069	上今里 A	鹿沼市	板荷	上今里	
205-Ⅱ-1070	与松 A	鹿沼市	板荷	与松	
205-Ⅱ-1071	入柿沢 A	鹿沼市	板荷	入柿沢	
205-Ⅱ-1072	山根 C	鹿沼市	見野	山根	
322-Ⅱ-001	蔵本Ⅱ A	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅱ-002	蔵本Ⅱ B	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅱ-003	山口Ⅱ A	鹿沼市	上永野	山口	
322-Ⅱ-004	落合Ⅱ A	鹿沼市	上永野	落合	
322-Ⅱ-005	落合Ⅱ B	鹿沼市	上永野	落合	
322-Ⅱ-006	落合Ⅱ C	鹿沼市	上永野	落合	
322-Ⅱ-007	植竹Ⅱ A	鹿沼市	上永野	植竹	
322-Ⅱ-008	植竹Ⅱ B	鹿沼市	上永野	植竹	
322-Ⅱ-009	植竹Ⅱ C	鹿沼市	上永野	植竹	
322-Ⅱ-010	与州Ⅱ A	鹿沼市	上永野	与州	
322-Ⅱ-011	川久保Ⅱ A	鹿沼市	上永野	川久保	
322-Ⅱ-012	落合Ⅱ D	鹿沼市	上永野	落合	
322-Ⅱ-013	黒麦Ⅱ A	鹿沼市	上永野	黒麦	
322-Ⅱ-014	黒麦Ⅱ B	鹿沼市	上永野	黒麦	
322-Ⅱ-015	黒麦Ⅱ C	鹿沼市	上永野	黒麦	
322-Ⅱ-016	渋垂Ⅱ A	鹿沼市	上永野	渋垂	
322-Ⅱ-017	渋垂Ⅱ B	鹿沼市	上永野	渋垂	
322-Ⅱ-018	渋垂Ⅱ C	鹿沼市	上永野	渋垂	
322-Ⅱ-019	渋垂Ⅱ D	鹿沼市	上永野	渋垂	
322-Ⅱ-020	山口Ⅱ B	鹿沼市	上永野	山口	
322-Ⅱ-021	大畑Ⅱ A	鹿沼市	上永野	大畑	
322-Ⅱ-022	大畑Ⅱ B	鹿沼市	上永野	大畑	
322-Ⅱ-023	山口Ⅱ C	鹿沼市	上永野	山口	
322-Ⅱ-024	中坪Ⅱ A	鹿沼市	上永野	中坪	
322-Ⅱ-025	沢坪Ⅱ A	鹿沼市	上永野	沢坪	
322-Ⅱ-026	久分Ⅱ A	鹿沼市	下永野	久分	
322-Ⅱ-027	下元Ⅱ A	鹿沼市	下永野	下元	
322-Ⅱ-028	下元Ⅱ B	鹿沼市	下永野	下元	
322-Ⅱ-029	山際Ⅱ A	鹿沼市	下永野	山際	
322-Ⅱ-030	山際Ⅱ B	鹿沼市	下永野	山際	
322-Ⅱ-031	山際Ⅱ C	鹿沼市	下永野	山際	
322-Ⅱ-032	蔵本Ⅱ C	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅱ-033	宮下Ⅱ B	鹿沼市	深程	宮下	
322-Ⅱ-034	宮入Ⅱ A	鹿沼市	深程	宮入	
322-Ⅱ-035	下坪Ⅱ A	鹿沼市	久野	下坪	
322-Ⅱ-036	下坪Ⅱ B	鹿沼市	久野	下坪	
322-Ⅱ-037	中坪Ⅱ B	鹿沼市	久野	中坪	
322-Ⅱ-038	上坪Ⅱ A	鹿沼市	久野	上坪	
322-Ⅱ-039	上坪Ⅱ B	鹿沼市	久野	上坪	
322-Ⅱ-040	大越路Ⅱ A	鹿沼市	下粕尾	大越路	
322-Ⅱ-041	布施谷Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	布施谷	
322-Ⅱ-042	加戸笠丸Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	加戸笠丸	
322-Ⅱ-043	加戸Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	加戸	
322-Ⅱ-044	馬置Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	馬置	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
322-Ⅱ-045	栃原細尾Ⅱ A	鹿沼市	上粕尾	栃原細尾	
322-Ⅱ-046	山ノ神Ⅱ A	鹿沼市	上粕尾	山ノ神	
322-Ⅱ-047	田ノ端Ⅱ A	鹿沼市	上粕尾	田ノ端	
322-Ⅱ-048	大井Ⅱ A	鹿沼市	上粕尾	大井	
322-Ⅱ-049	大井Ⅱ B	鹿沼市	上粕尾	大井	
322-Ⅱ-050	大井Ⅱ C	鹿沼市	上粕尾	大井	
322-Ⅱ-051	北村Ⅱ A	鹿沼市	上粕尾	北村	
322-Ⅱ-052	北村Ⅱ B	鹿沼市	上粕尾	北村	
322-Ⅱ-053	北村Ⅱ C	鹿沼市	上粕尾	北村	
322-Ⅱ-054	半縄Ⅱ A	鹿沼市	上粕尾	半縄	
322-Ⅱ-055	半縄Ⅱ B	鹿沼市	上粕尾	半縄	
322-Ⅱ-056	栃原細尾Ⅱ B	鹿沼市	上粕尾	栃原細尾	
322-Ⅱ-057	栃原細尾Ⅱ C	鹿沼市	上粕尾	栃原細尾	
322-Ⅱ-058	栃原細尾Ⅱ D	鹿沼市	上粕尾	栃原細尾	
322-Ⅱ-059	栃原細尾Ⅱ E	鹿沼市	上粕尾	栃原細尾	
322-Ⅱ-060	栃原細尾Ⅱ F	鹿沼市	上粕尾	栃原細尾	
322-Ⅱ-061	馬置Ⅱ B	鹿沼市	上粕尾	馬置	
322-Ⅱ-062	遠木Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-063	遠木Ⅱ B	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-064	遠木Ⅱ C	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-065	遠木Ⅱ D	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-066	遠木Ⅱ E	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-067	遠木Ⅱ F	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-068	加戸笠丸Ⅱ D	鹿沼市	中粕尾	加戸笠丸	
322-Ⅱ-069	加戸笠丸Ⅱ E	鹿沼市	中粕尾	加戸笠丸	
322-Ⅱ-070	加戸笠丸Ⅱ B	鹿沼市	中粕尾	加戸笠丸	
322-Ⅱ-071	加戸笠丸Ⅱ C	鹿沼市	中粕尾	加戸笠丸	
322-Ⅱ-072	笠丸Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	笠丸	
322-Ⅱ-073	笠丸Ⅱ B	鹿沼市	中粕尾	笠丸	
322-Ⅱ-074	森Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅱ-075	森Ⅱ B	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅱ-076	布施谷Ⅱ B	鹿沼市	中粕尾	布施谷	
322-Ⅱ-077	布施谷Ⅱ C	鹿沼市	中粕尾	布施谷	
322-Ⅱ-078	布施谷Ⅱ D	鹿沼市	中粕尾	布施谷	
322-Ⅱ-079	布施谷Ⅱ E	鹿沼市	中粕尾	布施谷	
322-Ⅱ-080	城山下Ⅱ A	鹿沼市	中粕尾	城山下	
322-Ⅱ-081	大越路Ⅱ B	鹿沼市	下粕尾	大越路	
322-Ⅱ-082	小宮沢Ⅱ A	鹿沼市	下粕尾	小宮沢	
322-Ⅱ-083	叶Ⅱ A	鹿沼市	口栗野	叶	
322-Ⅱ-084	桑沢Ⅱ A	鹿沼市	口栗野	桑沢	
322-Ⅱ-085	桑沢Ⅱ B	鹿沼市	口栗野	桑沢	
322-Ⅱ-086	叶桑沢Ⅱ A	鹿沼市	口栗野	叶桑沢	
322-Ⅱ-087	板名Ⅱ A	鹿沼市	中栗野	板名	
322-Ⅱ-088	追地Ⅱ A	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅱ-089	追地Ⅱ B	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅱ-090	追地Ⅱ C	鹿沼市	中粕尾	追地	
322-Ⅱ-091	追地Ⅱ D	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅱ-092	追地Ⅱ E	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅱ-093	追地Ⅱ F	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅱ-094	菅沼Ⅱ A	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅱ-095	水沢Ⅱ A	鹿沼市	入栗野	水沢	
322-Ⅱ-096	水沢Ⅱ B	鹿沼市	入栗野	水沢	
322-Ⅱ-097	水沢Ⅱ C	鹿沼市	入栗野	水沢	
322-Ⅱ-098	尾ざくⅡ A	鹿沼市	入栗野	尾ざく	
322-Ⅱ-099	尾ざくⅡ B	鹿沼市	入栗野	尾ざく	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
322-Ⅱ-100	上五月ⅡA	鹿沼市	入粟野	上五月	
322-Ⅱ-101	上五月ⅡB	鹿沼市	入粟野	上五月	
322-Ⅱ-102	尾ざくⅡC	鹿沼市	入粟野	尾ざく	
322-Ⅱ-103	尾ざくⅡD	鹿沼市	入粟野	尾ざく	
322-Ⅱ-104	水沢ⅡD	鹿沼市	入粟野	水沢	
322-Ⅱ-105	水沢ⅡE	鹿沼市	入粟野	水沢	
322-Ⅱ-106	水沢ⅡF	鹿沼市	入粟野	水沢	
322-Ⅱ-107	水沢ⅡG	鹿沼市	入粟野	水沢	
322-Ⅱ-108	滝沢ⅡA	鹿沼市	入粟野	滝沢	
322-Ⅱ-109	滝ノ端ⅡA	鹿沼市	入粟野	滝ノ端	
322-Ⅱ-110	滝沢ⅡB	鹿沼市	入粟野	滝沢	
322-Ⅱ-111	滝沢ⅡC	鹿沼市	入粟野	滝沢	
322-Ⅱ-112	滝沢ⅡD	鹿沼市	入粟野	滝沢	
322-Ⅱ-113	滝沢ⅡE	鹿沼市	入粟野	滝沢	
322-Ⅱ-114	境沢ⅡA	鹿沼市	入粟野	境沢	
322-Ⅱ-115	境沢ⅡB	鹿沼市	入粟野	境沢	
322-Ⅱ-116	境沢ⅡC	鹿沼市	入粟野	境沢	
322-Ⅱ-117	境沢ⅡD	鹿沼市	入粟野	境沢	
322-Ⅱ-118	出口ⅡA	鹿沼市	入粟野	出口	
322-Ⅱ-119	出口ⅡB	鹿沼市	入粟野	出口	
322-Ⅱ-120	出口ⅡC	鹿沼市	入粟野	出口	
322-Ⅱ-121	大栗ⅡA	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅱ-122	大栗ⅡB	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅱ-123	大栗ⅡC	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅱ-124	大栗ⅡD	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅱ-125	大栗ⅡE	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅱ-126	菅沼ⅡB	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅱ-127	菅沼ⅡC	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅱ-128	追小ⅡA	鹿沼市	中栗野	追小	
322-Ⅱ-129	小金沢ⅡA	鹿沼市	中栗野	小金沢	
322-Ⅱ-130	板名ⅡB	鹿沼市	中栗野	板名	
322-Ⅱ-131	板名ⅡC	鹿沼市	中栗野	板名	
322-Ⅱ-132	板名ⅡD	鹿沼市	中栗野	板名	
322-Ⅱ-133	炭谷ⅡA	鹿沼市	口栗野	炭谷	
322-Ⅱ-134	三坪ⅡA	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-135	三坪ⅡB	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-136	三坪ⅡC	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-137	三坪ⅡD	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-138	三坪ⅡE	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-1001	大畑ⅡA	鹿沼市	上永野	大畑	
322-Ⅱ-1002	久分ⅡA	鹿沼市	下永野	久分	
322-Ⅱ-1003	久分ⅡB	鹿沼市	下永野	久分	
322-Ⅱ-1004	三坪ⅡA	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-1005	叶桑沢ⅡB	鹿沼市	口栗野	叶桑沢	
322-Ⅱ-1006	叶桑沢ⅡD	鹿沼市	口栗野	叶桑沢	
322-Ⅱ-1007	板名ⅡB	鹿沼市	口栗野	板名	
322-Ⅱ-1008	蔵本ⅡA	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅱ-1009	蔵本ⅡB	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅱ-1010	蔵本ⅡC	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅱ-1011	沢坪ⅡA	鹿沼市	上永野	沢坪	
322-Ⅱ-1012	沢坪ⅡC	鹿沼市	上永野	沢坪	
322-Ⅱ-1013	三坪ⅡC	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-1014	三坪ⅡD	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅱ-1015	仲町ⅡA	鹿沼市	久野	仲町	
322-Ⅱ-1016	山口ⅡA	鹿沼市	上永野	山口	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
322-Ⅱ-1017	久分ⅡC	鹿沼市	下永野	久分	
322-Ⅱ-1018	叶桑沢ⅡE	鹿沼市	口栗野	叶桑沢	
322-Ⅱ-1019	落ノ沢ⅡA	鹿沼市	久野	落ノ沢	
322-Ⅱ-1020	蔵本ⅡD	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅱ-1021	下元ⅡA	鹿沼市	下永野	下元	
322-Ⅱ-1024	発光路ⅡA	鹿沼市	上粕尾	発光路	
322-Ⅱ-1025	笹平ⅡA	鹿沼市	上粕尾	笹平	
322-Ⅱ-1026	笹平ⅡB	鹿沼市	上粕尾	笹平	
322-Ⅱ-1027	大井ⅡA	鹿沼市	上粕尾	大井	
322-Ⅱ-1028	栃原ⅡA	鹿沼市	上粕尾	栃原	
322-Ⅱ-1029	馬置ⅡA	鹿沼市	中粕尾	馬置	
322-Ⅱ-1030	馬置ⅡB	鹿沼市	中粕尾	馬置	
322-Ⅱ-1031	遠木ⅡA	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-1032	遠木ⅡB	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅱ-1033	加戸ⅡB	鹿沼市	中粕尾	加戸	
322-Ⅱ-1036	森ⅡA	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅱ-1037	布施谷ⅡA	鹿沼市	中粕尾	布施谷	
322-Ⅱ-1038	松崎ⅡA	鹿沼市	下粕尾	松崎	
322-Ⅱ-1039	柏木ⅡA	鹿沼市	下粕尾	柏木	
322-Ⅱ-1041	叶桑沢ⅡA	鹿沼市	口栗野	叶桑沢	
322-Ⅱ-1042	菅沼ⅡD	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅱ-1043	菅沼ⅡE	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅱ-1044	菅沼ⅡF	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅱ-1045	出口ⅡD	鹿沼市	入栗野	出口	
322-Ⅱ-1046	境沢ⅡE	鹿沼市	入栗野	境沢	
322-Ⅱ-1047	境沢ⅡF	鹿沼市	入栗野	境沢	
322-Ⅱ-1048	尾ざくⅡE	鹿沼市	入栗野	尾ざく	
322-Ⅱ-1049	上五月ⅡC	鹿沼市	入栗野	上五月	
322-Ⅱ-1050	上五月ⅡD	鹿沼市	入栗野	上五月	
322-Ⅱ-1051	追地ⅡG	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅱ-1052	追地ⅡH	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅱ-1053	板名ⅡE	鹿沼市	中栗野	板名	
322-Ⅱ-1054	寄居ⅡA	鹿沼市	北半田	寄居	
322-Ⅱ-1055	下坪ⅡA	鹿沼市	西沢町	下坪	
322-Ⅱ-1056	上半田ⅡB	鹿沼市	北半田	上半田	
322-Ⅱ-1057	沢ⅡA	鹿沼市	深程	沢	
322-Ⅱ-1058	井戸沢ⅡA	鹿沼市	西沢町	井戸沢	
322-Ⅱ-1059	大荷場ⅡA	鹿沼市	深程	大荷場	
322-Ⅱ-1060	宮沢ⅡA	鹿沼市	上南摩町	宮沢	
322-Ⅱ-1061	宿ⅡA	鹿沼市	上南摩町	宿	
205-Ⅲ-001	上岩鼻ⅢA	鹿沼市	板荷	上岩鼻	
205-Ⅲ-002	竹ノ内ⅢA	鹿沼市	板荷	竹ノ内	
205-Ⅲ-003	長ノ原b	鹿沼市	板荷	長ノ原	
205-Ⅲ-004	長ノ原a	鹿沼市	板荷	長ノ原	
205-Ⅲ-005	白井平b	鹿沼市	草久	白井平	
205-Ⅲ-006	白井平a	鹿沼市	草久	白井平	
205-Ⅲ-007	落平	鹿沼市	草久	落平	
205-Ⅲ-008	古峰原a	鹿沼市	草久	古峰原	
205-Ⅲ-009	滝ノ花b	鹿沼市	草久	滝ノ花	
205-Ⅲ-010	滝ノ花a	鹿沼市	草久	滝ノ花	
205-Ⅲ-011	高畑b	鹿沼市	引田	高畑	
205-Ⅲ-012	高畑a	鹿沼市	引田	高畑	
205-Ⅲ-013	稲山	鹿沼市	引田	稲山	
205-Ⅲ-014	稲山ⅢA	鹿沼市	引田	稲山	
205-Ⅲ-015	中坪	鹿沼市	下沢	中坪	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
205-Ⅲ-016	石裂b	鹿沼市	上久我	石裂	
205-Ⅲ-017	石裂a	鹿沼市	上久我	石裂	
205-Ⅲ-018	福沢	鹿沼市	加園	福沢	
205-Ⅲ-027	小中手 a	鹿沼市	上南摩町	小中手	
205-Ⅲ-028	油田町	鹿沼市	油田町	油田町	
205-Ⅲ-1001	坂本ⅢA	鹿沼市	上久我	坂本	
205-Ⅲ-1002	釜淵ⅢA	鹿沼市	上久我	釜淵	
205-Ⅲ-1003	久保ⅢA	鹿沼市	上久我	久保	
205-Ⅲ-1004	石裂ⅢA	鹿沼市	上久我	石裂	
205-Ⅲ-1005	待居 A	鹿沼市	加園	待居	
205-Ⅲ-1006	塩ノ畑 B	鹿沼市	加園	塩ノ畑	
205-Ⅲ-1007	古内 A	鹿沼市	加園	古内	
205-Ⅲ-1008	半沢ⅢA	鹿沼市	花岡町	半沢	
205-Ⅲ-1009	溜ノ上ⅢA	鹿沼市	花岡町	溜ノ上	
205-Ⅲ-1010	南原ⅢA	鹿沼市	日吉町	南原	
205-Ⅲ-1011	津村入ⅢA	鹿沼市	日吉町	津村入	
205-Ⅲ-1012	津村ⅢA	鹿沼市	日吉町	津村	
205-Ⅲ-1013	南原ⅢB	鹿沼市	塩山町	南原	
205-Ⅲ-1014	砂場ⅢA	鹿沼市	草久	砂場	
205-Ⅲ-1015	古越路ⅢA	鹿沼市	草久	古越路	
205-Ⅲ-1016	古越路ⅢB	鹿沼市	草久	古越路	
205-Ⅲ-1017	小川ⅢA	鹿沼市	草久	小川	
205-Ⅲ-1018	明戸向ⅢA	鹿沼市	草久	明戸向	
205-Ⅲ-1019	塩沢ⅢA	鹿沼市	草久	塩沢	
205-Ⅲ-1020	八丁畑ⅢA	鹿沼市	上大久保	八丁畑	
205-Ⅲ-1021	黒犬原ⅢA	鹿沼市	引田	黒犬原	
205-Ⅲ-1022	大下ⅢA	鹿沼市	引田	大下	
205-Ⅲ-1023	下沢宮内ⅢA	鹿沼市	下沢	下沢宮内	
205-Ⅲ-1024	岩岸ⅢA	鹿沼市	下沢	岩岸	
205-Ⅲ-1025	中道ⅢA	鹿沼市	深岩	中道	
205-Ⅲ-1026	和田ⅢA	鹿沼市	深岩	和田	
205-Ⅲ-1027	坂本ⅢA	鹿沼市	上久我	坂本	
205-Ⅲ-1028	日陰 A	鹿沼市	板荷	日陰	
205-Ⅲ-1029	川化 A	鹿沼市	板荷	川化	
205-Ⅲ-1030	いずみ野 A	鹿沼市	板荷	いずみ野	
205-Ⅲ-1031	坂ノ下 B	鹿沼市	笹原田	坂ノ下	
205-Ⅲ-1032	笹原田南 A	鹿沼市	笹原田	笹原田南	
205-Ⅲ-1033	後田 A	鹿沼市	千渡	後田	
205-Ⅲ-1034	堀ノ内 A	鹿沼市	板荷	堀ノ内	
205-Ⅲ-1035	木戸ケ沢 A	鹿沼市	板荷	木戸ケ沢	
322-Ⅲ-001	山際ⅢA	鹿沼市	下永野	山際	
322-Ⅲ-002	山際ⅢB	鹿沼市	下永野	山際	
322-Ⅲ-003	黒麦ⅢA	鹿沼市	上永野	黒麦	
322-Ⅲ-004	落合ⅢA	鹿沼市	上永野	落合	
322-Ⅲ-005	川久保ⅢA	鹿沼市	上永野	川久保	
322-Ⅲ-006	渋垂ⅢA	鹿沼市	上永野	渋垂	
322-Ⅲ-007	山口ⅢA	鹿沼市	上永野	山口	
322-Ⅲ-008	蔵本ⅢA	鹿沼市	下永野	蔵本	
322-Ⅲ-009	宮入ⅢA	鹿沼市	深程	宮入	
322-Ⅲ-010	朝日ⅢA	鹿沼市	深程	朝日	
322-Ⅲ-011	下坪ⅢA	鹿沼市	久野	下坪	
322-Ⅲ-012	中坪ⅢA	鹿沼市	久野	中坪	
322-Ⅲ-013	中坪ⅢB	鹿沼市	久野	中坪	
322-Ⅲ-014	中坪ⅢC	鹿沼市	久野	中坪	
322-Ⅲ-015	中坪ⅢD	鹿沼市	久野	中坪	

< 二次災害防止の関係 >

箇所番号	箇所名	位 置			備考
		地域	大字	小字	
322-Ⅲ-016	加戸笠丸ⅢA	鹿沼市	中粕尾	加戸笠丸	
322-Ⅲ-017	遠木ⅢA	鹿沼市	中粕尾	遠木	
322-Ⅲ-018	栃原細尾ⅢA	鹿沼市	上粕尾	栃原細尾	
322-Ⅲ-019	半縄ⅢA	鹿沼市	上粕尾	半縄	
322-Ⅲ-020	山ノ神ⅢA	鹿沼市	上粕尾	山ノ神	
322-Ⅲ-021	馬置ⅢA	鹿沼市	上粕尾	馬置	
322-Ⅲ-022	加戸笠丸ⅢB	鹿沼市	中粕尾	加戸笠丸	
322-Ⅲ-023	三坪ⅢA	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅲ-024	菅沼ⅢA	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅲ-025	菅沼ⅢB	鹿沼市	中栗野	菅沼	
322-Ⅲ-026	出口ⅢA	鹿沼市	入栗野	出口	
322-Ⅲ-027	滝沢ⅢA	鹿沼市	入栗野	滝沢	
322-Ⅲ-028	滝沢ⅢB	鹿沼市	入栗野	滝沢	
322-Ⅲ-029	水沢ⅢA	鹿沼市	入栗野	水沢	
322-Ⅲ-030	尾ざくⅢA	鹿沼市	入栗野	尾ざく	
322-Ⅲ-031	上五月ⅢA	鹿沼市	入栗野	上五月	
322-Ⅲ-032	道の端ⅢA	鹿沼市	入栗野	道の端	
322-Ⅲ-033	出口ⅢB	鹿沼市	入栗野	出口	
322-Ⅲ-034	大栗ⅢA	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅲ-1001	中妻ⅢA	鹿沼市	口栗野	中妻	
322-Ⅲ-1002	叶桑沢ⅢC	鹿沼市	口栗野	叶桑沢	
322-Ⅲ-1003	三坪ⅢB	鹿沼市	口栗野	三坪	
322-Ⅲ-1004	沢坪ⅢB	鹿沼市	上永野	沢坪	
322-Ⅲ-1005	日渡路ⅢA	鹿沼市	口栗野	日渡路	
322-Ⅲ-1006	釜場ⅢA	鹿沼市	口栗野	釜場	
322-Ⅲ-1007	横町ⅢA	鹿沼市	口栗野	横町	
322-Ⅲ-1008	上粕尾ⅢA	鹿沼市	上粕尾	上粕尾	
322-Ⅲ-1009	大井ⅢA	鹿沼市	上粕尾	大井	
322-Ⅲ-1010	栃原ⅢA	鹿沼市	上粕尾	栃原	
322-Ⅲ-1011	笠丸ⅢA	鹿沼市	中粕尾	笠丸	
322-Ⅲ-1012	笠丸ⅢB	鹿沼市	中粕尾	笠丸	
322-Ⅲ-1013	森ⅢA	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅲ-1014	森ⅢB	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅲ-1015	森ⅢC	鹿沼市	中粕尾	森	
322-Ⅲ-1016	松崎ⅢA	鹿沼市	下粕尾	松崎	
322-Ⅲ-1017	小金沢ⅢA	鹿沼市	中栗野	小金沢	
322-Ⅲ-1018	大栗ⅢB	鹿沼市	中栗野	大栗	
322-Ⅲ-1019	滝沢ⅢC	鹿沼市	入栗野	滝沢	
322-Ⅲ-1020	滝ノ端ⅢB	鹿沼市	入栗野	滝ノ端	
322-Ⅲ-1021	滝ノ端ⅢC	鹿沼市	入栗野	滝ノ端	
322-Ⅲ-1022	水沢ⅢB	鹿沼市	入栗野	水沢	
322-Ⅲ-1023	追地ⅢA	鹿沼市	中栗野	追地	
322-Ⅲ-1024	上半田ⅢA	鹿沼市	深程	上半田	
322-Ⅲ-1025	柏木ⅢA	鹿沼市	柏木	柏木	
322-Ⅲ-1026	発光路ⅢA	鹿沼市	上粕尾	発光路	

※箇所番号内のローマ数字(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)は次のランクを意味する。

Ⅰ：人家5戸以上の箇所。ただし、5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

Ⅱ：人家が1～4戸の箇所

Ⅲ：人家は無いが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

< 二次災害防止の関係 >

(2) 土石流

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
ランクⅠ（人家5戸以上。5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、発電所等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。）						
J2113-4	利根川	荒井川	旭が丘沢	鹿沼市	旭が丘	
J2113-6	利根川	荒井川	野尻一号沢	鹿沼市	旭が丘	
2145	利根川	大芦川	手洗上沢	鹿沼市	引田	
J2133	利根川	大芦川	岩井道下沢	鹿沼市	引田	
2148	利根川	黒川	川化沢	鹿沼市	下遠部	
2116	利根川	荒井川	馬場上沢	鹿沼市	下久我	
2117	利根川	荒井川	馬場下沢	鹿沼市	下久我	
2144	利根川	大芦川	岩根沢	鹿沼市	下大久保	
J2142-8	利根川	大芦川	大久保沢	鹿沼市	下大久保	
2122	利根川	大芦川	中坪上沢	鹿沼市	下沢	
2105	利根川	荒井川	下見立上沢	鹿沼市	加園	
2119	利根川	荒井川	待居沢	鹿沼市	加園	
2120	利根川	荒井川	福沢	鹿沼市	加園	
J2113-8	利根川	荒井川	壺ヶ沢	鹿沼市	加園	
J2115	利根川	荒井川	平沢	鹿沼市	加園	
2106	利根川	荒井川	富沢上沢	鹿沼市	上久我	
2108	利根川	荒井川	樋口沢	鹿沼市	上久我	
2109	利根川	荒井川	馬返一号沢	鹿沼市	上久我	
2110	利根川	荒井川	法長内一号沢	鹿沼市	上久我	
2111	利根川	荒井川	和田内上沢	鹿沼市	上久我	
2112	利根川	荒井川	和田内下沢	鹿沼市	上久我	
2113	利根川	荒井川	寺畑上沢	鹿沼市	上久我	
2114	利根川	荒井川	寺畑下沢	鹿沼市	上久我	
2115	利根川	荒井川	四組一号沢	鹿沼市	上久我	
J2121	利根川	荒井川	大水沢	鹿沼市	上久我	
J2125-1	利根川	荒井川	薬師堂浦山	鹿沼市	上久我	
J2127	利根川	荒井川	馬返二号沢	鹿沼市	上久我	
2142	利根川	大芦川	上大久保上沢	鹿沼市	上大久保	
2143	利根川	大芦川	上大久保下沢	鹿沼市	上大久保	
2103	利根川	南摩川	象間沢	鹿沼市	上南摩町	
J2111-2	利根川	南摩川	広巖寺裏山	鹿沼市	上南摩町	
J2113-5	利根川	南摩川	西沢一号沢	鹿沼市	西沢町	
2123	利根川	大芦川	塩沢	鹿沼市	草久	
2125	利根川	大芦川	鹿の入沢	鹿沼市	草久	
2126	利根川	大芦川	追越沢	鹿沼市	草久	
2127	利根川	西大芦川	樺ヶ沢	鹿沼市	草久	
2128	利根川	西大芦川	原山下沢	鹿沼市	草久	
2129	利根川	西大芦川	原山上沢	鹿沼市	草久	
2130	利根川	西大芦川	足尾沢	鹿沼市	草久	
2131	利根川	西大芦川	宇遠沢	鹿沼市	草久	
2134	利根川	東大芦川	落合沢	鹿沼市	草久	
2135	利根川	大芦川	桑名沢	鹿沼市	草久	
2136	利根川	大芦川	内倉一号沢	鹿沼市	草久	
2137	利根川	大芦川	内倉沢	鹿沼市	草久	
2138	利根川	大芦川	滝の沢	鹿沼市	草久	
2139	利根川	大芦川	八岡沢	鹿沼市	草久	
2140	利根川	大芦川	小鹿の入上沢	鹿沼市	草久	
2141	利根川	大芦川	小鹿の入下沢	鹿沼市	草久	
J2140-3	利根川	大芦川	内倉上沢	鹿沼市	草久	
J2142-6	利根川	大芦川	赤羽沢	鹿沼市	草久	
2162	利根川	小蔵川	日吉沢	鹿沼市	日吉町	
2163	利根川	小蔵川	岩山沢	鹿沼市	日吉町	
J2147-3	利根川	小蔵川	岩山下沢	鹿沼市	日吉町	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
2149	利根川	黒川	柿沢向沢	鹿沼市	板荷	
2151	利根川	黒川	岩行一号沢	鹿沼市	板荷	
2152	利根川	黒川	大原二号沢	鹿沼市	板荷	
2153	利根川	黒川	高野内沢	鹿沼市	板荷	
2155	利根川	黒川	沙汰の目沢	鹿沼市	板荷	
2156	利根川	黒川	桑ヶ沢	鹿沼市	板荷	
2157	利根川	黒川	殿ヶ沢	鹿沼市	板荷	
2158	利根川	黒川	板荷五号沢	鹿沼市	板荷	
2159	利根川	黒川	長ノ原上沢	鹿沼市	板荷	
2164	利根川	長畑川	板荷畑四号沢	鹿沼市	板荷	
2160	利根川	行川	坂下上沢	鹿沼市	富岡	
2161	利根川	行川	平野沢	鹿沼市	富岡	
2104	利根川	荒井川	野尻上沢	鹿沼市	野尻	
2303	利根川	思川	宇都野沢	鹿沼市	遠木	
2308	利根川	思川	遠木沢	鹿沼市	遠木	
2323	利根川	思川	横町沢	鹿沼市	横町	
2344	利根川	永野川	下越路沢	鹿沼市	下元	
2345	利根川	永野川	下元沢	鹿沼市	下元	
2325	利根川	栗野川	上五月上沢	鹿沼市	下五月	
2322	利根川	思川	根岸沢	鹿沼市	叶	
J2325	利根川	思川	根岸下沢	鹿沼市	叶	
J2325-2	利根川	桑沢川	桑沢一号沢	鹿沼市	叶桑沢	
J2325-3	利根川	桑沢川	桑沢二号沢	鹿沼市	叶桑沢	
J2325-4	利根川	桑沢川	桑沢三号沢	鹿沼市	叶桑沢	
J2325-5	利根川	桑沢川	桑沢四号沢	鹿沼市	叶桑沢	
J2361-1	利根川	永野川	程ヶ沢上沢	鹿沼市	久分	
J2361-2	利根川	永野川	程ヶ沢	鹿沼市	久分	
J2362	利根川	永野川	空引沢	鹿沼市	久分	
2340	利根川	永野川	島田沢	鹿沼市	久保田	
J2358-1	利根川	永野川	大畑二号沢	鹿沼市	久保田	
J2358-2	利根川	永野川	大畑三号沢	鹿沼市	久保田	
2301	利根川	思川	鍛冶屋沢	鹿沼市	宮下	
J2300-1	利根川	宮入川	鍛冶屋沢	鹿沼市	宮下	
J2300-2	利根川	宮入川	深程一号沢	鹿沼市	宮下	
J2301	利根川	宮入川	下宮入沢	鹿沼市	宮入	
2306	利根川	思川	細尾上沢	鹿沼市	細尾	
J2310	利根川	思川	細尾沢	鹿沼市	細尾	
J2312	利根川	思川	山の神一号沢	鹿沼市	山の神	
J2313-1	利根川	思川	山の神二号沢	鹿沼市	山の神	
J2349	利根川	永野川	相沢	鹿沼市	山口	
2346	利根川	永野川	山際沢	鹿沼市	山際	
J2362-1	利根川	永野川	山際二号沢	鹿沼市	山際	
J2362-2	利根川	永野川	山際三号沢	鹿沼市	山際	
J2328-1	利根川	栗野川	羽根場沢	鹿沼市	出口	
J2329	利根川	栗野川	羽場見沢	鹿沼市	出口	
2337	利根川	永野川	学校沢	鹿沼市	小佐	
J2352	利根川	永野川	塩沢	鹿沼市	小佐	
2318	利根川	思川	下神社沢	鹿沼市	松崎	
2319	利根川	思川	大久保沢	鹿沼市	松崎	
2320	利根川	思川	上寺横沢	鹿沼市	松崎	
2321	利根川	思川	下寺横沢	鹿沼市	松崎	
J2324-1	利根川	思川	下神社二号沢	鹿沼市	松崎	
2324	利根川	栗野川	シボチ沢	鹿沼市	上五月	
J2331-1	利根川	栗野川	上五月二号沢	鹿沼市	上五月	
J2332	利根川	栗野川	上五月一号沢	鹿沼市	上五月	
J2368-1	利根川	松葉川	落の沢	鹿沼市	上坪	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
2304	利根川	思川	北村沢	鹿沼市	上粕尾	
2305	利根川	思川	イビニ沢	鹿沼市	上粕尾	
2338	利根川	永野川	おはやし沢	鹿沼市	植竹	
2309	利根川	思川	上森沢	鹿沼市	森	
2326	利根川	栗野川	水沢	鹿沼市	水沢	
2330	利根川	栗野川	木の子沢	鹿沼市	菅沼	
2336	利根川	永野川	御沢	鹿沼市	倉本	
J2346	利根川	永野川	倉本二号沢	鹿沼市	倉本	
J2346-1	利根川	永野川	中堀沢	鹿沼市	倉本	
J2317-1	利根川	思川	大井沢	鹿沼市	大井	
2315	利根川	思川	大越寺沢	鹿沼市	大越寺	
2312	利根川	思川	布施谷沢	鹿沼市	大越路	
2313	利根川	思川	学校沢	鹿沼市	大越路	
2314	利根川	思川	大越路沢	鹿沼市	大越路	
2316	利根川	思川	上宮沢	鹿沼市	大越路	
2328	利根川	栗野川	久曾久保沢	鹿沼市	大栗	
2329	利根川	栗野川	待居沢	鹿沼市	大栗	
J2340-2	利根川	栗野川	待居上沢	鹿沼市	大栗	
2339	利根川	永野川	大畑沢	鹿沼市	大畑	
J2339	利根川	栗野川	滝沢一号沢	鹿沼市	滝沢	
2342	利根川	永野川	谷久保沢	鹿沼市	沢坪	
J2360	利根川	永野川	沢坪三号沢	鹿沼市	沢坪	
J2361	利根川	永野川	沢坪四号沢	鹿沼市	沢坪	
2333	利根川	栗野川	上神社沢	鹿沼市	中妻	
2334	利根川	栗野川	神社沢	鹿沼市	中妻	
J2326	利根川	栗野川	妙見寺裏山沢	鹿沼市	中妻	
2341	利根川	永野川	上中坪沢	鹿沼市	中坪	
J2359	利根川	永野川	蕉根沢	鹿沼市	中坪	
J2359-1	利根川	永野川	谷久保上沢	鹿沼市	中坪	
J2340-4	利根川	栗野川	小金沢一号沢	鹿沼市	追小	
J2365	利根川	栗野川	追地六号沢	鹿沼市	追地	
2331	利根川	栗野川	付木沢	鹿沼市	日渡路	
2307	利根川	思川	馬置沢	鹿沼市	馬置	
J2368-3	利根川	思川	柏木公民館	鹿沼市	柏木	
J2368-4	利根川	思川	イ下沢	鹿沼市	柏木	
J2313-3	利根川	思川	羽立一号沢	鹿沼市	発光路	
J2335	利根川	栗野川	尾削沢	鹿沼市	尾ざく	
2310	利根川	思川	轟上沢	鹿沼市	布施谷	
2311	利根川	思川	轟沢	鹿沼市	布施谷	
J2355-1	利根川	栗野川	与洲一号沢	鹿沼市	与洲	
J2345	利根川	栗野川	釜場下沢	鹿沼市	釜場	
B2001	利根川	思川	森一号沢	鹿沼市	森	
B2002	利根川	思川	大越路一号沢	鹿沼市	大越路	
B2003	利根川	栗野川	上五月四号沢	鹿沼市	上五月	
B1001	利根川	荒井川	中見立一号沢	鹿沼市	加園	
B1002	利根川	荒井川	下山下一号沢	鹿沼市	加園	
B1003	利根川	荒井川	下山下二号沢	鹿沼市	加園	
B1004	利根川	南摩川	竹之入一号沢	鹿沼市	西沢町	
B1005	利根川	荒井川	永光内沢	鹿沼市	上久我	
B1006	利根川	荒井川	下堀沢	鹿沼市	加園	
B1007	利根川	荒井川	谷田ヶ沢	鹿沼市	加園	
B1008	利根川	荒井川	上川原沢	鹿沼市	加園	
B1009	利根川	荒井川	上木戸沢	鹿沼市	加園	
B1010	利根川	大芦川	火打沢	鹿沼市	日吉町	
B1011	利根川	大芦川	正田沢	鹿沼市	酒野谷	
B1012	利根川	大芦川	寺前沢	鹿沼市	下日向	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
B1013	利根川	大芦川	居森山沢	鹿沼市	引田	
B1014	利根川	黒川	森之下二号沢	鹿沼市	笹原田	
B1015	利根川	黒川	前沢	鹿沼市	板荷	
B1016	利根川	長畑川	橋本沢	鹿沼市	板荷	
B1017	利根川	行川	いずみ野沢	鹿沼市	板荷	
B1018	利根川	黒川	上長野原沢	鹿沼市	板荷	
ランクⅡ（人家が1～4戸）						
2146	利根川	大芦川	片山沢	鹿沼市	引田	
2147	利根川	荒井川	下原下沢	鹿沼市	引田	
J2131	利根川	大芦川	上坪上沢	鹿沼市	引田	
J2132	利根川	大芦川	岩井道下沢	鹿沼市	引田	
J2133-1	利根川	大芦川	岩井道下沢	鹿沼市	引田	
J2134	利根川	大芦川	稲山一号沢	鹿沼市	引田	
J2134-1	利根川	大芦川	落合沢A	鹿沼市	引田	
J2134-2	利根川	大芦川	落合沢B	鹿沼市	引田	
J2135	利根川	大芦川	高畑沢	鹿沼市	引田	
J2135-1	利根川	大芦川	桑名沢A	鹿沼市	引田	
J2135-2	利根川	大芦川	桑名沢B	鹿沼市	引田	
J2144	利根川	大芦川	手洗下沢	鹿沼市	引田	
J2145	利根川	大芦川	手洗上沢A	鹿沼市	引田	
J2145-1	利根川	大芦川	手洗上沢B	鹿沼市	引田	
J2146	利根川	大芦川	小岩花沢	鹿沼市	引田	
J2147	利根川	荒井川	下原上沢	鹿沼市	引田	
J2147-5	利根川	黒川	腰掛入沢	鹿沼市	下遠部	
2118	利根川	荒井川	松居上一号沢	鹿沼市	下久我	
J2116	利根川	荒井川	櫃沢	鹿沼市	下久我	
J2118	利根川	荒井川	馬場上沢A	鹿沼市	下久我	
J2118-1	利根川	荒井川	馬場上沢B	鹿沼市	下久我	
J2119	利根川	荒井川	小奈良下沢	鹿沼市	下久我	
J2119-1	利根川	荒井川	小奈良沢	鹿沼市	下久我	
J2129-1	利根川	荒井川	馬越沢	鹿沼市	下久我	
J2143	利根川	大芦川	下大久保三号沢	鹿沼市	下大久保	
J2143-1	利根川	大芦川	仲ノ沢	鹿沼市	下大久保	
J2143-2	利根川	大芦川	梨の木沢	鹿沼市	下大久保	
J2129-10	利根川	大芦川	稲荷沢	鹿沼市	下沢	
J2129-11	利根川	大芦川	桑の木沢	鹿沼市	下沢	
J2129-12	利根川	大芦川	小沢	鹿沼市	下沢	
J2129-13	利根川	大芦川	荷朝慕沢	鹿沼市	下沢	
J2129-9	利根川	大芦川	廻沢	鹿沼市	下沢	
J2130	利根川	大芦川	中坪沢	鹿沼市	下沢	
J2130-1	利根川	大芦川	いど沢	鹿沼市	下沢	
2121	利根川	大芦川	下ノ内沢	鹿沼市	加園	
J2113-7	利根川	荒井川	平沢A	鹿沼市	加園	
J2114	利根川	荒井川	平沢B	鹿沼市	加園	
J2115-1	利根川	荒井川	後沢	鹿沼市	加園	
J2115-2	利根川	荒井川	平沢C	鹿沼市	加園	
J2117-1	利根川	荒井川	左衛門ヶ沢	鹿沼市	加園	
J2129-2	利根川	荒井川	福沢A	鹿沼市	加園	
J2129-3	利根川	荒井川	上寺沢	鹿沼市	加園	
J2129-4	利根川	荒井川	胡桃原沢	鹿沼市	加園	
J2129-5	利根川	荒井川	赤岩沢	鹿沼市	加園	
J2129-6	利根川	荒井川	福沢B	鹿沼市	加園	
J2129-7	利根川	荒井川	堂の入沢	鹿沼市	加園	
J2129-8	利根川	大芦川	滝ノ沢	鹿沼市	加園	
J2153	利根川	黒川	宝瀬沢	鹿沼市	見野	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
J2153-1	利根川	行川	高野内沢A	鹿沼市	見野	
J2147-1	利根川	大芦川	岩井沢	鹿沼市	笹原田	
J2117	利根川	荒井川	壺ヶ沢A	鹿沼市	松居	
2107	利根川	荒井川	小水沢	鹿沼市	上久我	
J2100-1	利根川	栗野川	宮ノ入沢	鹿沼市	上久我	
J2100-2	利根川	栗野川	境沢	鹿沼市	上久我	
J 2100-3	利根川	栗野川	番ヶ沢	鹿沼市	上久我	
J2104	利根川	南摩川	坂本一号沢	鹿沼市	上久我	
J2105	利根川	南摩川	坂本二号沢	鹿沼市	上久我	
J2105-1	利根川	南摩川	中北沢	鹿沼市	上久我	
J2106	利根川	南摩川	坂本三号沢	鹿沼市	上久我	
J2106-1	利根川	南摩川	麻打沢	鹿沼市	上久我	
J2106-2	利根川	荒井川	松ヶ沢	鹿沼市	上久我	
J2106-3	利根川	荒井川	藤ノ実沢	鹿沼市	上久我	
J2106-4	利根川	荒井川	あまが沢	鹿沼市	上久我	
J2106-5	利根川	荒井川	富沢上沢A	鹿沼市	上久我	
J2106-6	利根川	荒井川	富沢上沢B	鹿沼市	上久我	
J2119-3	利根川	荒井川	墓場ノ沢	鹿沼市	上久我	
J2119-4	利根川	荒井川	あぶが沢	鹿沼市	上久我	
J2119-5	利根川	南摩川	女鹿沢	鹿沼市	上久我	
J2120	利根川	荒井川	馬返四号沢	鹿沼市	上久我	
J2122	利根川	荒井川	神社沢	鹿沼市	上久我	
J2123	利根川	荒井川	樋口沢A	鹿沼市	上久我	
J2124	利根川	荒井川	樋口沢B	鹿沼市	上久我	
J2125	利根川	荒井川	樋口沢C	鹿沼市	上久我	
J2126	利根川	荒井川	中の沢	鹿沼市	上久我	
J2128	利根川	荒井川	馬返三号沢	鹿沼市	上久我	
J2129	利根川	荒井川	大水沢A	鹿沼市	上久我	
J2142-7	利根川	大芦川	野出久保沢	鹿沼市	上大久保	
J2101	利根川	南摩川	栗沢	鹿沼市	上南摩町	
J2101-1	利根川	南摩川	学校沢A	鹿沼市	上南摩町	
J2101-2	利根川	南摩川	学校沢B	鹿沼市	上南摩町	
J2111	利根川	南摩川	室瀬上沢	鹿沼市	上南摩町	
J2111-3	利根川	南摩川	滝の沢	鹿沼市	上南摩町	
J2112	利根川	南摩川	室瀬沢	鹿沼市	上南摩町	
J2113	利根川	南摩川	広厳寺裏山沢A	鹿沼市	上南摩町	
J2113-1	利根川	南摩川	前の山沢	鹿沼市	上南摩町	
J2113-2	利根川	南摩川	広厳寺裏山沢B	鹿沼市	上南摩町	
J2113-3 (1)	利根川	南摩川	広厳寺裏山沢C	鹿沼市	上南摩町	
J2113-3 (2)	利根川	南摩川	広厳寺裏山沢D	鹿沼市	上南摩町	
J2147-4	利根川	小薮川	出戸野沢	鹿沼市	西鹿沼町	
J2151	利根川	小薮川	西鹿沼沢	鹿沼市	西鹿沼町	
J2152	利根川	小薮川	室瀬上沢	鹿沼市	西鹿沼町	
J2100-4	利根川	南摩川	三山沢	鹿沼市	西沢町	
J2153-6	利根川	武子川	炭釜入沢	鹿沼市	千渡	
2124	利根川	大芦川	鹿の入三号沢	鹿沼市	草久	
2132	利根川	西大芦川	ティリ沢	鹿沼市	草久	
2133	利根川	東大芦川	向沢	鹿沼市	草久	
J2136	利根川	大芦川	塩沢上沢	鹿沼市	草久	
J2136-1	利根川	大芦川	こがら沢	鹿沼市	草久	
J2137	利根川	大芦川	小川沢	鹿沼市	草久	
J2137-1	利根川	西大芦川	重平沢	鹿沼市	草久	
J2137-2	利根川	西大芦川	赤羽沢A	鹿沼市	草久	
J2137-3	利根川	西大芦川	赤羽沢B	鹿沼市	草久	
J2137-4	利根川	西大芦川	下ノ向沢	鹿沼市	草久	
J2137-5	利根川	西大芦川	的場沢	鹿沼市	草久	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
J2138	利根川	西大芦川	社沢	鹿沼市	草久	
J2138-1	利根川	東大芦川	滝の沢A	鹿沼市	草久	
J2138-2	利根川	東大芦川	滝の沢B	鹿沼市	草久	
J2138-3	利根川	東大芦川	滝の沢C	鹿沼市	草久	
J2139	利根川	東大芦川	八岡沢B	鹿沼市	草久	
J2140	利根川	大芦川	小鹿の入り上沢A	鹿沼市	草久	
J2140-1	利根川	大芦川	穴沢	鹿沼市	草久	
J2140-2	利根川	大芦川	小鹿の入上沢B	鹿沼市	草久	
J2141	利根川	大芦川	滝ヶ原沢	鹿沼市	草久	
J2142	利根川	大芦川	シトキガ窪沢	鹿沼市	草久	
J2142-1	利根川	大芦川	神明沢	鹿沼市	草久	
J2142-2	利根川	大芦川	上大久保上沢A	鹿沼市	草久	
J2142-3	利根川	大芦川	上大久保上沢B	鹿沼市	草久	
J2142-4	利根川	大芦川	中ノ沢	鹿沼市	草久	
J2142-5	利根川	大芦川	吉野入沢	鹿沼市	草久	
J2147-2	利根川	大芦川	羽賀沢	鹿沼市	日吉町	
2150	利根川	黒川	岩行四号沢	鹿沼市	板荷	
2154	利根川	黒川	板荷一号沢	鹿沼市	板荷	
2165	利根川	長畑川	板荷畑三号沢	鹿沼市	板荷	
J2147-10	利根川	黒川	長ノ原上沢A	鹿沼市	板荷	
J2147-11	利根川	黒川	長ノ原上沢B	鹿沼市	板荷	
J2147-12	利根川	黒川	滝ノ沢	鹿沼市	板荷	
J2147-6	利根川	黒川	川化沢A	鹿沼市	板荷	
J2147-7	利根川	黒川	とち沢	鹿沼市	板荷	
J2147-8	利根川	黒川	川化沢B	鹿沼市	板荷	
J2147-9	利根川	黒川	白沢	鹿沼市	板荷	
J2148	利根川	黒川	川化沢A	鹿沼市	板荷	
J2148-1	利根川	黒川	川化沢B	鹿沼市	板荷	
J2149	利根川	黒川	柿沢向沢A	鹿沼市	板荷	
J2149-1	利根川	黒川	柿沢向沢B	鹿沼市	板荷	
J2149-3	利根川	黒川	岩行二号沢	鹿沼市	板荷	
J2150	利根川	黒川	大原三号沢	鹿沼市	板荷	
J2150-1	利根川	黒川	岩行三号沢	鹿沼市	板荷	
J2150-2	利根川	黒川	岩行三号沢A	鹿沼市	板荷	
J2150-3	利根川	黒川	岩行三号沢B	鹿沼市	板荷	
J2150-4	利根川	黒川	岩行三号沢C	鹿沼市	板荷	
J2150-5	利根川	黒川	岩行三号沢D	鹿沼市	板荷	
J2150-6	利根川	黒川	足ヶ沢	鹿沼市	板荷	
J2150-7	利根川	黒川	沼ノ入沢	鹿沼市	板荷	
J2150-8	利根川	黒川	一ノ沢	鹿沼市	板荷	
J2153-4	利根川	行川	平野沢B	鹿沼市	板荷	
J2153-5	利根川	長畑川	平野沢C	鹿沼市	板荷	
J2153-2	利根川	行川	沢ノ入沢	鹿沼市	富岡	
J2153-3	利根川	行川	平野沢A	鹿沼市	富岡	
J2320	利根川	思川	ツヨタカ沢	鹿沼市	遠木	
J2321	利根川	思川	遠木一号沢	鹿沼市	遠木	
J2322	利根川	思川	遠木二号沢	鹿沼市	遠木	
J2322-1	利根川	思川	遠木三号沢	鹿沼市	遠木	
J2323	利根川	思川	加戸三号沢	鹿沼市	遠木	
J2334-2	利根川	栗野川	下五月二号沢	鹿沼市	下五月	
J2303	利根川	思川	布施谷沢	鹿沼市	下向	
J2306-2	利根川	思川	笠丸二号沢	鹿沼市	加戸笠丸	
J2307	利根川	思川	笠丸一号沢	鹿沼市	加戸笠丸	
J2308	利根川	思川	加戸一号沢	鹿沼市	加戸笠丸	
J2308-1	利根川	思川	加戸二号沢	鹿沼市	加戸笠丸	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
J2324	利根川	思川	加戸四号沢	鹿沼市	加戸笠丸	
J2325-6	利根川	思川	叶桑沢	鹿沼市	叶	
J2339-1	利根川	栗野川	境沢二号沢	鹿沼市	境沢	
J2339-2	利根川	栗野川	境沢一号沢	鹿沼市	境沢	
J2367	利根川	栗野川	九瀬沢	鹿沼市	境沢	
J2368	利根川	栗野川	唐傘沢	鹿沼市	境沢	
J2369	利根川	栗野川	小境三号沢	鹿沼市	境沢	
J2363	利根川	思川	松崎沢	鹿沼市	桑沢	
J2309	利根川	思川	馬置沢	鹿沼市	細尾	
J2317	利根川	思川	大井沢	鹿沼市	笹平	
J2344	利根川	栗野川	三坪下沢	鹿沼市	三坪	
J2344-3	利根川	栗野川	三坪沢	鹿沼市	三坪	
J2311-1	利根川	思川	山ノ神一号沢	鹿沼市	山の神	
J2311-3	利根川	思川	山ノ神二号沢	鹿沼市	山の神	
J2313	利根川	思川	山ノ神沢	鹿沼市	山ノ神	
J2350	利根川	永野川	山口一号沢	鹿沼市	山口	
J2351	利根川	永野川	山口二号沢	鹿沼市	山口	
J2357-2	利根川	永野川	山口三号沢	鹿沼市	山口	
J2356	利根川	永野川	長下沢	鹿沼市	渋垂	
J2356-1	利根川	永野川	渋垂一号沢	鹿沼市	渋垂	
J2357	利根川	永野川	渋垂下沢	鹿沼市	渋垂	
J2357-1	利根川	永野川	渋垂二号沢	鹿沼市	渋垂	
J2340	利根川	栗野川	唐沢	鹿沼市	出口	
J2340-1	利根川	栗野川	宮内沢	鹿沼市	出口	
J2340-5	利根川	栗野川	追地小金沢	鹿沼市	小金沢	
J2331	利根川	栗野川	白ヶ沢	鹿沼市	上五月	
J2333	利根川	栗野川	上五月沢	鹿沼市	上五月	
J2334	利根川	栗野川	上五月一号沢	鹿沼市	上五月	
J2347	利根川	永野川	蔵本一号沢	鹿沼市	上新田	
J2368-2	利根川	松葉川	落沢三号沢	鹿沼市	上坪	
J2355	利根川	永野川	大鹿沢	鹿沼市	植竹	
J2306	利根川	思川	森一号沢	鹿沼市	森	
J2305	利根川	思川	森三号沢	鹿沼市	森三号沢	
J2329-5	利根川	栗野川		鹿沼市	水沢	
J2329-6	利根川	栗野川	尾ざく一号沢	鹿沼市	水沢	
J2336-1	利根川	栗野川	天出沢	鹿沼市	水沢	
J2337	利根川	栗野川	水沢一号沢	鹿沼市	水沢	
J2337-1	利根川	栗野川	水沢二号沢	鹿沼市	水沢	
J2327-6	利根川	栗野川	菅沼三号沢	鹿沼市	菅沼	
J2366	利根川	栗野川	菅沼五号沢	鹿沼市	菅沼	
J2354	利根川	永野川	川久保沢	鹿沼市	川久保	
J2345-1	利根川	永野川	御沢	鹿沼市	倉本	
J2345-2	利根川	永野川	信濃沢	鹿沼市	倉本	
J2346-2	利根川	永野川		鹿沼市	倉本	
J2346-3	利根川	永野川	信濃沢	鹿沼市	倉本	
J2348	利根川	永野川	寺坂沢	鹿沼市	倉本	
J2327-7	利根川	栗野川	菅沼二号沢	鹿沼市	大栗	
J2328	利根川	栗野川	菅沼一号沢	鹿沼市	大栗	
2327	利根川	栗野川	滝端沢	鹿沼市	滝ノ端	
J2329-1	利根川	栗野川	滝ノ端二号沢	鹿沼市	滝の端	
J2329-4	利根川	栗野川	滝ノ端一号沢	鹿沼市	滝の端	
2343	利根川	永野川	下沢坪沢	鹿沼市	沢坪	
J2327	利根川	栗野川	炭谷沢	鹿沼市	炭谷	
J2358-a	利根川	永野川	島田沢	鹿沼市	中坪	
J2340-3	利根川	栗野川	菅沼四号沢	鹿沼市	追小	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
2347	利根川	粟野川	追地七号沢	鹿沼市	追地	
2348	利根川	粟野川	追地三号沢	鹿沼市	追地	
J2327-2	利根川	追地川	追地二号沢	鹿沼市	追地	
J2327-3	利根川	追地川	追地沢	鹿沼市	追地	
J2327-4	利根川	追地川	追地一号沢	鹿沼市	追地	
J2327-5	利根川	追地川	和名場沢	鹿沼市	追地	
J2364	利根川	粟野川	追地四号沢	鹿沼市	追地	
J2314	利根川		発光路沢	鹿沼市	田ノ端	
J2316	利根川	思川		鹿沼市	田ノ端	
J2318	利根川	思川	栃原沢	鹿沼市	栃原	
J2319	利根川	思川	松の木沢	鹿沼市	栃原	
J2343-1	利根川	粟野川	松木沢	鹿沼市	日渡路	
J2313-2	利根川	思川	東沢	鹿沼市	発光路	
J2340-6	利根川	粟野川	板名沢	鹿沼市	板名	
J2341	利根川	粟野川	上板名沢	鹿沼市	板名	
J2342	利根川	粟野川	馬の沢	鹿沼市	板名	
J2343	利根川	粟野川	小前沢	鹿沼市	板名沢	
J2330	利根川	粟野川	尾ざく二号沢	鹿沼市	尾ざく	
J2330-1	利根川	粟野川	下五月一号沢	鹿沼市	尾ざく	
J2336	利根川	粟野川	尾ざく沢	鹿沼市	尾ざく	
J2305	利根川	思川	森三号沢	鹿沼市	森	
J2305-1	利根川	思川	森二号沢	鹿沼市	茂手	
J2306-1	利根川	思川	笠丸三号沢	鹿沼市	茂手	
J2355-2	利根川	永野川	黒麦沢	鹿沼市	与洲	
J2370	利根川	思川		鹿沼市	落ノ沢	
J2353	利根川	永野川	落合沢	鹿沼市	落合	
B1001	利根川	荒井川	象間一号沢	鹿沼市	野尻	
B1002	利根川	荒井川	万五郎台一号沢	鹿沼市	野尻	
B1003	利根川	南摩川	三山沢一号沢	鹿沼市	西沢町	
B1004	利根川	南摩川	坂下一号沢	鹿沼市	上南摩町	
B1005	利根川	南摩川	室瀬口一号沢	鹿沼市	上南摩町	
B1006	利根川	荒井川	石裂沢	鹿沼市	上久我	
B1007	利根川	荒井川	老沢	鹿沼市	下久我	
B1008	利根川	荒井川	坂本一号沢	鹿沼市	上久我	
B1009	利根川	荒井川	坂本二号沢	鹿沼市	上久我	
B1010	利根川	荒井川	坂本三号沢	鹿沼市	上久我	
B1011	利根川	荒井川	初鹿沢	鹿沼市	上久我	
B1012	利根川	荒井川	和田内沢	鹿沼市	上久我	
B1013	利根川	荒井川	釜ヶ入沢	鹿沼市	加園	
B1014	利根川	荒井川	中見立沢	鹿沼市	加園	
B1015	利根川	大芦川	田ノ入沢	鹿沼市	加園	
B1016	利根川	南摩川	象間沢	鹿沼市	上南摩町	
B1017	利根川	大芦川	落内沢	鹿沼市	下日向	
B1018	利根川	大芦川	塩沢一号沢	鹿沼市	草久	
B1019	利根川	大芦川	下原沢	鹿沼市	引田	
B1020	利根川	黒川	森之下一号沢	鹿沼市	笹原田	
B1021	利根川	黒川	上登沢	鹿沼市	板荷	
B1022	利根川	黒川	山根一号沢	鹿沼市	富岡	
B1023	利根川	黒川	山根二号沢	鹿沼市	富岡	
B2001	利根川	永野川	蔵本一号沢	鹿沼市	蔵本	
B2002	利根川	永野川	蔵本二号沢	鹿沼市	蔵本	
B2003	利根川	永野川	黒麦沢	鹿沼市	黒麦	
B2004	利根川	粟野川	三坪沢	鹿沼市	三坪	
B2005	利根川	永野川	落合一号沢	鹿沼市	落合	
B2006	利根川	永野川	落合二号沢	鹿沼市	落合	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
B2007	利根川	思川	半縄一号沢	鹿沼市	半縄	
B2008	利根川	思川	細尾二号沢	鹿沼市	細尾	
B2009	利根川	思川	加戸一号沢	鹿沼市	加戸	
B2011	利根川	栗野川	日渡路四号沢	鹿沼市	日渡路	
B2012	利根川	栗野川	追地八号沢	鹿沼市	追地	
B2013	利根川	栗野川	追地九号沢	鹿沼市	追地	
B2014	利根川	栗野川	菅沼七号沢	鹿沼市	菅沼	
B2015	利根川	栗野川	菅沼八号沢	鹿沼市	菅沼	
B2016	利根川	栗野川	境沢三号沢	鹿沼市	境沢	
B2017	利根川	栗野川	境沢四号沢	鹿沼市	境沢	
B2018	利根川	栗野川	大栗沢口沢	鹿沼市	大栗	
B2019	利根川	栗野川	大荷沢	鹿沼市	大荷	
ランクⅢ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流）						
02105	利根川		松原寺沢	鹿沼市	千手町	
02101	利根川	小藪川	野長沢	鹿沼市	楡木町	
02103	利根川	小藪川	新畑沢	鹿沼市	花岡町	
02104	利根川	小藪川	田内沢	鹿沼市	花岡町	
02102	利根川	小藪川	寺田沢	鹿沼市	縦山町	
02106	利根川		小塩沢	鹿沼市	千渡	
02323	利根川	思川	下の沢 1	鹿沼市	下の沢	
02324	利根川	思川	下の沢 2	鹿沼市	下の沢	
02307	利根川	思川	下向沢	鹿沼市	下向	
J2304	利根川	思川	於林沢	鹿沼市	加戸笠丸	
02301	利根川	宮入川	宮入沢	鹿沼市	宮入	
02311	利根川	桑沢川	桑沢一号沢	鹿沼市	桑沢	
02312	利根川	桑沢川	桑沢二号沢	鹿沼市	桑沢	
J2325-1	利根川	桑沢川	桑沢三号沢	鹿沼市	桑沢	
J2311-2	利根川	思川	山の神沢	鹿沼市	山の神	
J2358	利根川	永野川	山口沢	鹿沼市	山口	
02306	利根川	思川	小宮沢	鹿沼市	小宮沢	
02303	利根川	思川	松崎 1 号沢	鹿沼市	松崎	
02304	利根川	思川	松崎 2 号沢	鹿沼市	松崎	
02305	利根川	思川	松崎 3 号沢	鹿沼市	松崎	
J2332-1	利根川	栗野川	上五月 1 号沢	鹿沼市	上五月	
J2334-1	利根川	栗野川	上五月 2 号沢	鹿沼市	上五月	
02302	利根川	松葉川	上坪沢	鹿沼市	上坪	
02310	利根川	思川	森沢	鹿沼市	森	
J2327-8	利根川	栗野川	大栗沢	鹿沼市	大栗	
J2348-1	利根川	永野川	大黒目沢	鹿沼市	大黒目	
J2329-2	利根川	栗野川	滝ノ端 1 号沢	鹿沼市	滝の端	
J2329-3	利根川	栗野川	滝ノ端 2 号沢	鹿沼市	滝の端	
02317	利根川	栗野川	炭谷 1 号沢	鹿沼市	炭谷	
02318	利根川	栗野川	炭谷 2 号沢	鹿沼市	炭谷	
02319	利根川	栗野川	炭谷 3 号沢	鹿沼市	炭谷	
02320	利根川	栗野川	炭谷 4 号沢	鹿沼市	炭谷	
02313	利根川	栗野川	中妻 1 号沢	鹿沼市	中妻	
02314	利根川	栗野川	中妻 2 号沢	鹿沼市	中妻	
J2315	利根川	思川	田ノ沢端	鹿沼市	田ノ端	
J2308-2	利根川	思川	栃原細尾 1 号沢	鹿沼市	栃原細尾	
J2308-3	利根川	思川	栃原細尾 2 号沢	鹿沼市	栃原細尾	
02315	利根川	栗野川	日渡路 1 号沢	鹿沼市	日渡路	
02316	利根川	栗野川	日渡路 2 号沢	鹿沼市	日渡路	
02321	利根川	栗野川	日渡路 3 号沢	鹿沼市	日渡路	
J2311	利根川	思川	半縄沢	鹿沼市	半縄	
J2327-1	利根川	栗野川	板名沢	鹿沼市	板名	

< 二次災害防止の関係 >

番号	河 川 名			位 置		備 考
	水系名	幹川名	溪流名	地域	大字・小字	
02306	利根川	思川	小宮沢	鹿沼市	細尾	
02308	利根川	思川	布施谷 1 号沢	鹿沼市	布施谷	
02309	利根川	思川	布施谷 2 号沢	鹿沼市	布施谷	
B1001	利根川	荒井川	寄栗沢	鹿沼市	上久我	
B1002	利根川	荒井川	坂本四号沢	鹿沼市	上久我	
B1003	利根川	荒井川	釜ヶ入沢	鹿沼市	加園	
B1004	利根川	荒井川	田ノ入沢	鹿沼市	加園	
B1005	利根川	荒井川	坂丸沢	鹿沼市	下久我	
B1006	利根川	大芦川	川原田沢	鹿沼市	塩山町	
B1007	利根川	大芦川	塩沢二号沢	鹿沼市	草久	
B1008	利根川	大芦川	鬼来沢	鹿沼市	草久	
B1009	利根川	大芦川	日六沢	鹿沼市	草久	
B1010	利根川	大芦川	上山沢	鹿沼市	上大久保	
B1011	利根川	黒川	入木戸沢	鹿沼市	笹原田	
B1012	利根川	黒川	下遠部上沢	鹿沼市	板荷	
B1013	利根川	黒川	上の山沢	鹿沼市	板荷	
B1014	利根川	黒川	北ノ平沢	鹿沼市	板荷	
B1015	利根川	黒川	唐沢	鹿沼市	板荷	
B1016	利根川	行川	越路沢	鹿沼市	板荷	
B2001	利根川	永野川	久分一号沢	鹿沼市	久分	
B2002	利根川	永野川	久分二号沢	鹿沼市	久分	
B2003	利根川	思川	細尾一号沢	鹿沼市	細尾	
B2004	利根川	栗野川	追地十号沢	鹿沼市	追地	
B2005	利根川	栗野川	下羽根場見一号沢	鹿沼市	下羽根場見	
B2006	利根川	栗野川	下羽根場見二号沢	鹿沼市	下羽根場見	
B2007	利根川	栗野川	出口一号沢	鹿沼市	出口	
B2008	利根川	思川	中坪一号沢	鹿沼市	中坪	
B2009	利根川	思川	松崎一号沢	鹿沼市	松崎	
B2010	利根川	思川	半縄二号沢	鹿沼市	半縄	

(3) 地すべり

No.	箇所名	大字	保全対象人家	保全対象耕地	保全対象公共施設	備考
1	引 田	引 田			有	
2	古越路	草 久			有	
3	細尾	上粕尾				

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

No.	箇所名	位 置	指定日	番号等	面積(ha)
1	上上野	鹿沼市御成橋町字上上野	S52. 11. 25 H 3. 6. 11 H 4. 9. 29 H 7. 3. 17	栃告第 1019 号 栃告第 464 号 追加 栃告第 697 号 追加 栃告第 148 号 追加	1. 95
2	横町	鹿沼市口栗野字横町・城山	S52. 11. 25 S61. 2. 14	栃告第 1019 号 栃告第 138 号 追加	2. 73
3	光大寺下	鹿沼市西鹿沼町字光大寺下	S53. 7. 28	栃告第 697 号	0. 55
4	下上野	鹿沼市上野字下上野	S54. 8. 14	栃告第 742 号	0. 68
5	千手	鹿沼市西千手町	S55. 1. 4	栃告第 1 号	0. 10
6	仲町	鹿沼市口栗野字上仲町	S56. 3. 17	栃告第 298 号	1. 07
7	貝島	鹿沼市貝島町字下上野・貝島・上野町	S57. 10. 1 S62. 8. 11 H16. 7. 30	栃告第 880 号 栃告第 608 号 追加 栃告第 425 号 追加	4. 35
8	鳥居前 1 号	鹿沼市花岡町字鳥居前	S57. 10. 1	栃告第 880 号	0. 35
9	日吉	鹿沼市日吉町字猿岩	S58. 5. 17	栃告第 446 号	2. 02
10	境沢	鹿沼市入栗野字境沢	S58. 5. 17	栃告第 446 号	0. 97
11	鳩胸	鹿沼市上殿町字鳩胸	S59. 4. 17 S62. 8. 11	栃告第 347 号 栃告第 608 号 追加	3. 16
12	三幸町	鹿沼市三幸町浅間	S59. 10. 2	栃告第 783 号	0. 55
13	塩ノ折戸	鹿沼市日吉町字塩ノ折戸	S62. 3. 13	栃告第 196 号	0. 27
14	長岡	鹿沼市日吉町字長岡	S62. 3. 13	栃告第 196 号	0. 13
15	日満	鹿沼市下南摩町字日満	S62. 3. 13	栃告第 196 号	1. 40
16	田代内	鹿沼市下武子町字田代内	S62. 6. 19	栃告第 485 号	0. 63
17	西沢	鹿沼市西沢町	S63. 3. 11	栃告第 176 号	1. 60
18	加蘇	鹿沼市加園字福沢	H 1. 2. 3	栃告第 86 号	0. 54
19	千手山	鹿沼市千手町	H 2. 7. 27	栃告第 535 号	0. 48
20	府所	鹿沼市府所	H 2. 7. 27	栃告第 535 号	1. 06
21	千手山東	鹿沼市千手町	H 4. 9. 29	栃告第 697 号	0. 44
22	日吉公園北	鹿沼市日吉町字長岡	H 7. 3. 17	栃告第 148 号	0. 03
23	両ノ手	鹿沼市草久字丸山	H 8. 3. 26	栃告第 233 号	0. 41
24	金山	鹿沼市日吉町	H 8. 10. 25	栃告第 746 号	1. 59
25	西茂呂	鹿沼市西茂呂	H13. 6. 8	栃告第 324 号	2. 70
26	火打沢	鹿沼市日吉町字火打沢	H13. 6. 8	栃告第 324 号	0. 99
27	西茂呂	鹿沼市西茂呂	H16. 7. 30	栃告第 425 号	2. 32
28	塩山	鹿沼市塩山町	H16. 7. 30	栃告第 425 号	0. 30
29	長ノ原	鹿沼市板荷	H22. 4. 27	栃告第 269 号	7. 92
30	貝島	鹿沼市貝島	H23. 3. 22	栃告第 141 号	0. 06
31	大越路B	鹿沼市下粕尾	H26. 9. 30	栃告第 451 号	0. 81
32	大越路C	鹿沼市下粕尾	H26. 9. 30	栃告第 451 号	0. 84
33	上南摩小裏	鹿沼市上南摩町	H29. 8. 18	栃告第 381 号	2. 51
34	宮入A	鹿沼市深程	R 3. 9. 10	栃告第 478 号	0. 80

山地災害危険地区（県環境森林部所管）一覧表

(1) 山腹崩壊危険地区（鹿沼地域）

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
1	大原	鹿沼		板荷	ヤマキサワ	33	無	205-1
2	岩鼻	鹿沼		板荷	中之内	61	県道	205-2
3	高野内	鹿沼		板荷	高野内	30	市道	205-3
4	薬師寺	鹿沼		板荷	ヤクシイリ	6	市道	205-4
5	高芝	鹿沼		板荷	キリトウシ	14	市道	205-5
6	里のめ	鹿沼		板荷	出入	5	市道	205-6
7	桑ヶ沢	鹿沼		板荷	桑ヶ沢	4	市道	205-7
8	細地	鹿沼		板荷	ナキムシ	21	県道	205-8
9	板荷畑	鹿沼		板荷	ヌカ沢	5	市道	205-9
10	越路	鹿沼		板荷	ミズノキ		国道	205-11
11	赤行	鹿沼		板荷	熊の殿	2	無	205-12
12	木戸ヶ沢	鹿沼		板荷	愛宕山		県道	205-13
13	岩行	鹿沼		板荷	岩行	11	県道	205-14
14	入柿沢	鹿沼		板荷	サンノウウラ	5	市道	205-15
15	山根	鹿沼		板荷	仏ヶ沢	11	県道	205-16
16	出戸柿沢	鹿沼		板荷	白沢オコシ	6	県道	205-17
17	竹之内	鹿沼		板荷	竹之内	12	小学校／県道	205-19
18	倉ヶ島	鹿沼		板荷	マルヤマ		無	205-20
19	今里	鹿沼		板荷	今里	4	鉄道	205-21
20	出入	鹿沼		板荷	今里	12	鉄道	205-22
21	与松	鹿沼		板荷	ワサビ沢	3	鉄道／県道	205-23
22	岩下	鹿沼		板荷	黒岩	31	鉄道／県道	205-24
23	下長の原(1)	鹿沼		板荷	北の入	44	鉄道／県道	205-25
24	下長の原(2)	鹿沼		板荷	沼の入	6	鉄道／県道	205-26
25	下長の原(3)	鹿沼		板荷	ナミイワ	20	鉄道／県道	205-27
26	川化	鹿沼		板荷	山の神沢	6	林道	205-28
27	赤行台	鹿沼		板荷	アカナメダイ	1	県道	205-165
28	岩下(2)	鹿沼		板荷	アシガサワ	2	鉄道／県道	205-166
29	欠の下	鹿沼		板荷	欠の下		県道	205-340
30	まぶた沢	鹿沼		草久	シノダイラ		林道	205-29
31	古峰原裏山	鹿沼		草久	裏山	19	無	205-30
32	家富連山	鹿沼		草久	横根	25	県道	205-31
33	上年保	鹿沼		草久	上年保		林道	205-32
34	麓平(2)	鹿沼		草久	サワムコウ		林道	205-33
35	麓平(1)	鹿沼		草久	サワムコウ		林道	205-34
36	川中島	鹿沼		草久	川中島	1	林道	205-35
37	下座返	鹿沼		草久	シモザキ	6	林道	205-36
38	白井平(1)	鹿沼		草久	白井平	11	林道	205-37
39	白井平(2)	鹿沼		草久	カワムカイ	5	林道	205-38
40	馬返	鹿沼		草久	馬返	3	市道	205-39
41	松手	鹿沼		草久	松手向	6	林道	205-40
42	滝ヶ花	鹿沼		草久	裏山	40	市道	205-41
43	原山	鹿沼		草久	モリノウエ	28	県道	205-42
44	下原山	鹿沼		草久	坂の下	2	県道	205-43
45	下ノ向	鹿沼		草久	ムカイッパラ	10	県道	205-44
46	金剛山	鹿沼		草久	スゲノサワ	2	県道	205-45
47	重平	鹿沼		草久	ハウタイラ	8	県道	205-46
48	古越路(1)	鹿沼		草久	コエジ沢	12	県道	205-47
49	古越路(2)	鹿沼		草久	南山	27	県道	205-48
50	落合	鹿沼		草久	落合	42	県道	205-49
51	両の手	鹿沼		草久	横平	35	県道	205-50
52	内倉(1)	鹿沼		草久	坂の下	26	県道	205-51
53	内倉(2)	鹿沼		草久	フシノキウリ	13	無	205-52

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
54	内倉(3)	鹿沼		草久	シノサワ	13	無	205-53
55	大谷橋(1)	鹿沼		草久	オオゲ	5	県道	205-54
56	大谷橋(2)	鹿沼		草久	ヤシキウチ	16	県道	205-55
57	八岡(1)	鹿沼		草久	ヤシキウラ	60	郵便局／県道	205-56
58	八岡(2)	鹿沼		草久	ヤシキウラ	36	小学校／コミセン／県道	205-57
59	八岡(3)	鹿沼		草久	片道	46	県道	205-58
60	小鹿ノ入	鹿沼		草久	ナダイラ	31	県道	205-59
61	鹿ノ入(1)	鹿沼		草久	マルヤマ	3	林道	205-60
62	鹿ノ入(2)	鹿沼		草久	上の内	18	無	205-61
63	鹿ノ入(3)	鹿沼		草久	シモウエ	4	無	205-62
64	不動沢	鹿沼		草久	不動沢	66	県道	205-63
65	中ノ畑	鹿沼		草久	中畑	40	県道	205-64
66	下岡	鹿沼		草久	ヨシノイリ	11	県道	205-65
67	古峰神社	鹿沼		草久	ヨコネ	13	県道	205-167
68	西原	鹿沼		上大久保	沢入	13	県道	205-66
69	岩根(1)	鹿沼		上大久保	シモカノ	4	市道	205-68
70	岩根(2)	鹿沼		上大久保	イワネザワ	18	市道	205-69
71	長昌寺	鹿沼		上大久保	寺久保	30	無	205-70
72	大芦神社前	鹿沼		上大久保	ヒラガサワ	26	県道	205-71
73	カミノムカイ	鹿沼		上大久保	カミノムカイ	9	県道	205-72
74	柏峰	鹿沼		上大久保	柏峰	1	県道	205-73
75	桑ヶ沢	鹿沼		下大久保	ヤナガサワ	24	無	205-153
76	佐部沢	鹿沼		下大久保	明松沢口	4	林道	205-334
77	寄栗	鹿沼		上久我	寄栗	7	林道	205-74
78	新台林	鹿沼		上久我	寄栗	5	林道	205-75
79	火打石	鹿沼		上久我	寄栗	9	林道	205-76
80	石裂	鹿沼		上久我	石裂	37	県道	205-77
81	神社裏	鹿沼		上久我	ムカイザワ	24	県道	205-78
82	石裂下	鹿沼		上久我	石裂	23	県道	205-79
83	馬返し	鹿沼		上久我	馬返	48	県道	205-80
84	法長内	鹿沼		上久我	ドウノイリ	23	県道	205-81
85	大出沢	鹿沼		上久我	ホリマガ沢	14	県道	205-82
86	坂本(1)	鹿沼		上久我	キタノサワ	9	県道	205-83
87	坂本(2)	鹿沼		上久我	西畑	17	県道	205-84
88	滝の沢	鹿沼		上久我	ミノワ	16	県道	205-85
89	小木畑	鹿沼		上久我	ウメガサワ	18	無	205-86
90	小佐部沢	鹿沼		上久我	ニジュウダ	34	県道	205-87
91	大佐部沢	鹿沼		上久我	ジサン	11	無	205-88
92	老沢	鹿沼		上久我	ヤマネミチ	25	無	205-89
93	馬返	鹿沼		上久我	寺畑	19	無	205-90
94	坂本(3)	鹿沼		上久我	ハツガザワ	4	県道	205-154
95	馬場	鹿沼		下久我	坂丸	4	林道	205-91
96	ヒラノハタ	鹿沼		下久我	ヤズ	3	無	205-92
97	ヒケノハタ	鹿沼		下久我	ヒラノハタ	71	無	205-93
98	岩渕	鹿沼		下久我	ノジリ	22	無	205-94
99	待居	鹿沼		加園	待居	87	県道	205-95
100	コスギ	鹿沼		加園	コスギ	1	県道	205-96
101	見立(1)	鹿沼		加園	カミミタテ	24	無	205-97
102	見立(2)	鹿沼		加園	テラワ	37	無	205-98
103	上河原	鹿沼		加園	フジヤマ	34	小学校／県道	205-99
104	加園	鹿沼		加園	ハチマンコエシ	43	県道	205-100
105	福沢	鹿沼		加園	フクザワ	32	中学校／県道	205-155
106	ヒザツキ	鹿沼		加園	ヒザツキ	19	市道	205-160
107	山根	鹿沼		加園	山根	11	市道	205-336
108	八ツ沢	鹿沼		加園	八ツ沢	3	市道	205-337
109	ヒツ沢	鹿沼		加園	櫃沢	9	林道	205-338

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
110	後沢	鹿沼		加園	後沢	16	無	205-348
111	小丸山	鹿沼		野尻	小丸山	16	県道	205-339
112	片の道	鹿沼		引田	片の道	15	県道	205-101
113	高畑(1)	鹿沼		引田	高畑	24	市道	205-102
114	高畑(2)	鹿沼		引田	高畑	18	市道	205-103
115	手洗	鹿沼		引田	手洗	35	無	205-104
116	稲山	鹿沼		引田	稲山	36	市道	205-105
117	岩花	鹿沼		引田	岩花	21	県道	205-106
118	岩井戸	鹿沼		引田	岩井戸	89	無	205-107
119	下原	鹿沼		引田	ヒノキガクボ	30	無	205-108
120	局裏	鹿沼		引田	下原	27	郵便局／県道	205-117
121	岩の花(2)	鹿沼		引田	カシワデラ	89	県道	205-159
122	稲山(2)	鹿沼		引田	大滝沢	17	市道	205-168
123	下遠部	鹿沼		下遠部	ウエノ	9	市道	205-109
124	腰掛	鹿沼		下遠部	腰掛	3	市道	205-110
125	返釣	鹿沼		見野	松久保	106	鉄道／県道	205-111
126	原坪	鹿沼		見野	松久保	12	無	205-112
127	山根	鹿沼		見野	山根	20	無	205-116
128	丸ヶ沢	鹿沼		富岡	丸ヶ沢	5	無	205-114
129	坂下	鹿沼		富岡	坂下	7	無	205-115
130	坂下(2)	鹿沼		富岡	坂下	7	市道	205-156
131	新屋敷	鹿沼		富岡	新屋敷	7	無	205-113
132	中坪	鹿沼		下沢	小沢	22	無	205-118
133	下の内	鹿沼		下沢	セトヤマ	54	無	205-119
134	向山(1)	鹿沼		下沢	向山	4	無	205-123
135	廻り沢	鹿沼		下沢	廻り沢	2	無	205-344
136	笹原田(3)	鹿沼		笹原田	中の内	5	無	205-120
137	コナカウチ	鹿沼		笹原田	大橋	4	市道	205-121
138	笹原田(6)	鹿沼		笹原田	大松沢	1	市道	205-122
139	善喜内	鹿沼		笹原田	善喜内	5	市道	205-343
140	深岩(1)	鹿沼		深岩	ミナミ	18	市道	205-124
141	深岩(3)	鹿沼		深岩	ウシガサワ	5	無	205-125
142	上日向(1)	鹿沼		上日向	タジマ	4	無	205-126
143	上日向(2)	鹿沼		上日向	山本	41	無	205-127
144	大谷内	鹿沼		下日向	石倉山	8	無	205-137
145	西鹿沼	鹿沼		日吉町	寺花		無	205-128
146	地藏	鹿沼		日吉町	入の内	4	無	205-129
147	ハンザワ	鹿沼		日吉町	ハンザワ	2	無	205-135
148	川田	鹿沼		日吉町	石倉山	14	市道	205-140
149	タカヤマシタ	鹿沼		日吉町	高山下	2	中学校	205-346
150	千手山(1)	鹿沼		千手町	坂田	43	市道	205-130
151	西鹿沼(5)	鹿沼		西鹿沼町	小藪山	153	県道	205-131
152	日吉町(1)	鹿沼		西鹿沼町	小藪山	24	無	205-132
153	光大寺	鹿沼		西鹿沼町	小藪山	48	無	205-133
154	花岡	鹿沼		花岡町	フジヤマ	36	無	205-134
155	富士山	鹿沼		花岡町	ヒガシフジヤマ	4	無	205-136
156	村井(1)	鹿沼		花岡町	ウメノキタイラ	17	市道	205-138
157	村井(2)	鹿沼		村井町	シゲイシ	12	無	205-139
158	秋葉神社	鹿沼		上南摩	栗沢	12	無	205-142
159	栗沢入	鹿沼		上南摩	栗沢	3	無	205-143
160	蔵間口	鹿沼		上南摩	コナカ	23	無	205-144
161	象間(1)	鹿沼		上南摩	象間	70	県道	205-157
162	象間(2)	鹿沼		上南摩	象間	19	市道	205-158
163	上加園	鹿沼		上南摩	ムロゼ	41	無	205-161
164	上南摩(1)	鹿沼		上南摩	タキノサワ	24	小学校／県道	205-162
165	上南摩(2)	鹿沼		上南摩	タキノサワ	55	小学校／県道	205-163

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
166	室瀬	鹿沼		上南摩	ムロセ	24	無	205-164
167	上南摩(3)	鹿沼		上南摩	小中手	4	県道	205-345
168	酒野谷(1)	鹿沼		酒野谷	寺山	7	無	205-145
169	山ぎわ	鹿沼		楡木	西山	19	無	205-146
170	大斜窪	鹿沼		塩山	大斜窪	33	県道	205-147
171	塩山(1)	鹿沼		塩山	大斜窪	2	県道	205-149
172	塩山(2)	鹿沼		塩山	前山		無	205-151
173	学校裏	鹿沼		西沢	ニシクチイリ	9	小学校／県道	205-150
174	神明宮	鹿沼		野沢	ツチクボ	2	県道	205-152
175	中ノ宮	鹿沼		油田町	中ノ宮	6	小学校／県道	205-342
176	大山	鹿沼		玉田町	大山		市道	205-347

(2) 山腹崩壊危険地区(栗野地域)

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
1	キハダ沢	鹿沼		入栗野	横根		林道	205-169
2	ツウジンボウ沢(1)	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-170
3	ツウジンボウ沢(2)	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-171
4	横根口	鹿沼		入栗野	横根	16	県道	205-172
5	荷場民宿裏	鹿沼		入栗野	荷場	33	無	205-173
6	クマノハラ	鹿沼		入栗野	クマノハラ	19	県道	205-175
7	上五月	鹿沼		入栗野	上五月	19	無	205-176
8	ツボウチ	鹿沼		入栗野	ツボウチサワ	3	県道	205-177
9	小川沢口	鹿沼		入栗野	小川	5	県道	205-178
10	五月	鹿沼		入栗野	五月	27	県道	205-179
11	橋本	鹿沼		入栗野	橋本	8	県道	205-180
12	五月沢	鹿沼		入栗野	五月沢	5	県道	205-181
13	下五月	鹿沼		入栗野	オザク	16	県道	205-182
14	大出日向	鹿沼		入栗野	大出日向	16	無	205-183
15	尾ザク	鹿沼		入栗野	尾ザク	9	県道	205-184
16	タツミ沢	鹿沼		入栗野	タツミサワ	7	県道	205-185
17	松葉沢	鹿沼		入栗野	ショウノ沢	7	県道	205-186
18	オソ沢	鹿沼		入栗野	オソ沢	8	県道	205-187
19	天出沢	鹿沼		入栗野	アマデ沢	10	県道	205-188
20	馬返(2)	鹿沼		入栗野	アナノ沢	6	県道	205-189
21	馬返(1)	鹿沼		入栗野	ウマガエシ	8	無	205-190
22	赤沼	鹿沼		入栗野	アカヌマザワ	7	無	205-191
23	水沢口	鹿沼		入栗野	セリガ沢	15	県道	205-192
24	水沢	鹿沼		入栗野	イラサク	2	県道	205-193
25	イシウチ	鹿沼		入栗野	石内	3	県道	205-194
26	コタツメ	鹿沼		入栗野	オダワ	22	県道	205-195
27	滝の沢(2)	鹿沼		入栗野	タキノサワ	18	県道	205-196
28	滝の端	鹿沼		入栗野	タキノハシ	23	無	205-197
29	滝の沢(1)	鹿沼		入栗野	マツガサワ	19	県道	205-198
30	シゲクラ	鹿沼		入栗野	シゲクラ	58	県道	205-199
31	境沢山	鹿沼		入栗野	境沢山	42	無	205-200
32	境沢	鹿沼		入栗野	境沢山	23	無	205-201
33	境沢入	鹿沼		入栗野	コサワ	2	無	205-202
34	出口	鹿沼		入栗野	クボ山	102	郵便局／県道	205-203
35	唐沢	鹿沼		入栗野	宮内沢	14	無	205-204
36	与の作	鹿沼		入栗野	ヨノサク	20	無	205-324
37	マナイタブチ	鹿沼		中栗野	マナイタブチ	34	無	205-205
38	前沢	鹿沼		中栗野	カミノマエサワ	22	無	205-206
39	大栗	鹿沼		中栗野	ナシガ沢	29	無	205-207
40	松坂	鹿沼		中栗野	ミヌキウチウラ	41	無	205-208

<二次災害防止の関係>

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
41	大荷沢	鹿沼		中栗野	オオニサワグチ	5	無	205-209
42	追地口	鹿沼		中栗野	ハッサククボ	11	無	205-210
43	追地(2)	鹿沼		中栗野	矢ヶ沢	37	無	205-211
44	追地(1)	鹿沼		中栗野	オオマトロ	28	無	205-212
45	ヨシキクボ	鹿沼		中栗野	ヨシケクボ	20	無	205-213
46	板名	鹿沼		中栗野	シチロザワ	30	県道	205-214
47	カミヤザワ	鹿沼		中栗野	セコザワ	10	無	205-215
48	板名(2)	鹿沼		中栗野	カミノオオサワ	22	県道	205-325
49	大栗(2)	鹿沼		中栗野	カタミネ	56	県道	205-333
50	小前沢口	鹿沼		口栗野	小前沢	62	無	205-216
51	月木	鹿沼		口栗野	月の木沢	52	無	205-217
52	八坂下	鹿沼		口栗野	マツノキ	8	無	205-218
53	桑沢	鹿沼		口栗野	船ヶ沢	9	無	205-219
54	明神	鹿沼		口栗野	明神	4	無	205-220
55	妙見寺	鹿沼		口栗野	クラカケヤマ	12	無	205-221
56	上町	鹿沼		口栗野	台ノ入	27	無	205-222
57	城山裏	鹿沼		口栗野	城山裏	51	無	205-223
58	中妻	鹿沼		口栗野	久保内	54	保育所／市道	205-224
59	愛宕山	鹿沼		口栗野	城山	137	県道	205-225
60	新宿	鹿沼		口栗野	フジゴシ	131	無	205-226
61	釜場	鹿沼		口栗野	アミダヤヤマ		無	205-227
62	桑沢(2)	鹿沼		口栗野	マルガサク	3	県道	205-326
63	桑沢(3)	鹿沼		口栗野	樽代	8	市道	205-341
64	忽滑山	鹿沼		口栗野	忽滑山	19	無	205-350
65	炭谷沢	鹿沼		口栗野	炭谷沢	1	無	205-351
66	山の神入	鹿沼		上粕尾	ノゼイ	36	無	205-228
67	山の神(1)	鹿沼		上粕尾	ノゼイ	50	無	205-230
68	入道クボ	鹿沼		上粕尾	入道クボ	7	無	205-231
69	発光路	鹿沼		上粕尾	沢入口	25	無	205-232
70	発光路神社下	鹿沼		上粕尾	ドウソジン	2	無	205-233
71	笹平	鹿沼		上粕尾	ササダイラ	5	県道	205-234
72	へび地藏裏	鹿沼		上粕尾	オオサワ	18	無	205-235
73	大井	鹿沼		上粕尾	ハリヤマ	39	県道	205-236
74	北村	鹿沼		上粕尾	ナギ	7	無	205-237
75	木落	鹿沼		上粕尾	キオトシ	18	無	205-238
76	東光寺裏	鹿沼		上粕尾	ウチイデ	32	無	205-239
77	ユブネ沢	鹿沼		上粕尾	マツバ	31	市道	205-240
78	上粕尾小裏	鹿沼		上粕尾	ハヤユキグチ	24	林道	205-241
79	半縄	鹿沼		上粕尾	ハガシ	37	県道	205-242
80	アカノマル	鹿沼		上粕尾	アカノマル	6	県道	205-243
81	細尾(2)	鹿沼		上粕尾	宿閑沢	20	郵便局／県道	205-244
82	細尾(1)	鹿沼		上粕尾	裏山	18	県道	205-245
83	栃原	鹿沼		上粕尾	クロヅクリ	11	県道	205-246
84	栃原向	鹿沼		上粕尾	ウダヤマ	17	無	205-247
85	松ノ木(1)	鹿沼		上粕尾	イチノクボ	12	県道	205-248
86	松ノ木(2)	鹿沼		上粕尾	シモタガワ	19	県道	205-249
87	フジヤマクボ	鹿沼		上粕尾	フジウラ		県道	205-250
88	中山	鹿沼		上粕尾	中山	14	県道	205-251
89	馬置	鹿沼		上粕尾	タケノウチ	11	無	205-252
90	高畑	鹿沼		上粕尾	高畑		県道	205-335
91	三国	鹿沼		上粕尾	三国		無	205-349
92	栃原	鹿沼		上粕尾	栃原	2	県道	205-352
93	依田ヶ沢	鹿沼		中粕尾	トウキイタ	14	県道	205-253
94	カミノテ	鹿沼		中粕尾	カミノタイラ	36	県道	205-254
95	アケ沢	鹿沼		中粕尾	アケザワ	15	県道	205-255
96	遠木	鹿沼		中粕尾	アケザワ	44	県道	205-256

<二次災害防止の関係>

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
97	遠木沢	鹿沼		中粕尾	遠木沢	32	県道	205-257
98	遠木向	鹿沼		中粕尾	ヒカゲ	37	無	205-258
99	高畑	鹿沼		中粕尾	タカバタケ	15	無	205-259
100	モンド向	鹿沼		中粕尾	モンドムカイ	6	県道	205-260
101	長林	鹿沼		中粕尾	長林	38	コミセン／県道	205-261
102	加戸沢	鹿沼		中粕尾	シゲロカド	10	無	205-262
103	道祖神	鹿沼		中粕尾	ドウソジン	12	県道	205-263
104	笠丸	鹿沼		中粕尾	ドウソジン	26	県道	205-264
105	上向	鹿沼		中粕尾	上向	22	無	205-265
106	森	鹿沼		中粕尾	ヤマノボウ	1	無	205-266
107	弁天	鹿沼		中粕尾	フジヤマ	23	県道	205-267
108	後山	鹿沼		中粕尾	後山	28	県道	205-268
109	馬場沢	鹿沼		中粕尾	カタヤマ	29	無	205-269
110	片山	鹿沼		中粕尾	片山	1	無	205-270
111	笠丸(2)	鹿沼		中粕尾	カドムカイ	15	県道	205-330
112	赤芝	鹿沼		中粕尾	見久	22	県道	205-332
113	粕尾局裏	鹿沼		下粕尾	ミヌマ	128	郵便局／県道	205-271
114	慈眼寺裏	鹿沼		下粕尾	スワ	83	無	205-272
115	城山	鹿沼		下粕尾	シロヤマ	51	県道	205-273
116	粕尾小学校裏	鹿沼		下粕尾	ナカザワ	34	小学校	205-274
117	中沢	鹿沼		下粕尾	ナカザワ	37	無	205-275
118	上宮沢	鹿沼		下粕尾	ナカザワ	87	無	205-276
119	キツネノハナ	鹿沼		下粕尾	キツネノハナ	65	県道	205-277
120	上松崎	鹿沼		下粕尾	ウルシガクボ	58	無	205-278
121	松崎	鹿沼		下粕尾	トリドウ	71	無	205-279
122	カツニチ沢	鹿沼		下粕尾	ノボリシタ	85	無	205-280
123	中河原	鹿沼		下粕尾	ナカガワラ	88	無	205-281
124	与州	鹿沼		上永野	ヒラマ	19	無	205-282
125	川久保向	鹿沼		上永野	オザワ	14	無	205-283
126	植竹向	鹿沼		上永野	向山	43	無	205-284
127	落合	鹿沼		上永野	エドザワ	10	無	205-285
128	タカ沢	鹿沼		上永野	タカイザワ	13	県道	205-286
129	塩沢	鹿沼		上永野	ニシノコクボ	11	県道	205-287
130	塩沢口	鹿沼		上永野	サワクチ	14	無	205-288
131	黒麦	鹿沼		上永野	クロムギサワ	51	県道	205-289
132	黒麦東山	鹿沼		上永野	ハガシヤマ	29	県道	205-290
133	渋垂	鹿沼		上永野	サワイリ	4	無	205-291
134	カナクボ	鹿沼		上永野	カナクボ	26	無	205-292
135	ヤシキズキ	鹿沼		上永野	ヤシキズキ	9	無	205-293
136	宮原	鹿沼		上永野	ミヤハラ	15	無	205-294
137	山口	鹿沼		上永野	ミヤハラ	45	無	205-295
138	大畑	鹿沼		上永野	ミョウジョウ	51	県道	205-296
139	大畑前山	鹿沼		上永野	オオハタマエヤマ	75	無	205-297
140	大畑橋向	鹿沼		上永野	カラツザワ	60	無	205-298
141	久保田	鹿沼		上永野	スワウラ	26	無	205-299
142	裏山	鹿沼		上永野	ウラヤマ	64	無	205-300
143	中坪	鹿沼		上永野	タニクボ	58	コミセン／保育所	205-301
144	柳沢	鹿沼		上永野	ヤナギサワ	33	無	205-302
145	百川	鹿沼		上永野	ナメカイ		林道	205-327
146	川久保	鹿沼		上永野	フツブチ	19	県道	205-331
147	長谷寺裏	鹿沼		下永野	ツネイズミ	36	無	205-303
148	トチクボ	鹿沼		下永野	ヤマシタトチクボ	6	無	205-304
149	蔵本裏山	鹿沼		下永野	ハヤシノクボ	28	無	205-305
150	蔵本	鹿沼		下永野	サワノウエイリ	70	無	205-306
151	御沢	鹿沼		下永野	御沢	29	無	205-307
152	前山	鹿沼		下永野	マエヤマ	5	県道	205-308

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
153	下広	鹿沼		下永野	ミヤノウエウラ	126	県道	205-328
154	小棚	鹿沼		久野	コダナ	266	市道	205-310
155	関口	鹿沼		久野	セキグチダイ	11	市道	205-311
156	カジヤ沢	鹿沼		久野	カジヤサワ	19	無	205-312
157	寄居口	鹿沼		久野	ヨリイ	12	無	205-313
158	寄居	鹿沼		久野	フドウチ	5	無	205-314
159	桶ヶ内	鹿沼		久野	コダナ	8	林道	205-329
160	柏木	鹿沼		深程	サルダ	11	無	205-309
161	モモノキハラ	鹿沼		深程	モモノキハラ	14	無	205-315
162	女渚	鹿沼		深程	オオサワ	18	県道	205-316
163	口無沢	鹿沼		深程	クチナシサワ		県道	205-317
164	岩下向	鹿沼		深程	岩下	20	無	205-318
165	岩下	鹿沼		深程	岩下	69	無	205-319
166	深程	鹿沼		深程	岩下	119	無	205-320
167	田ノ入	鹿沼		深程	田ノ入	6	無	205-321
168	宮の入	鹿沼		深程	ミヤザワ	45	無	205-322
169	イドザワ	鹿沼		深程	イドザワ	29	県道	205-323

(3) 崩壊土砂流出危険地区（鹿沼地域）

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
1	茂烏旗(1)	鹿沼		板荷	茂烏旗		県道	205-1
2	茂烏旗(3)	鹿沼		板荷	茂烏旗		県道	205-2
3	茂烏旗(4)	鹿沼		板荷	松手		県道	205-3
4	茂烏旗(2)	鹿沼		板荷	スズクボ		県道	205-4
5	茂烏旗(5)	鹿沼		板荷	黒石		県道	205-5
6	唐沢	鹿沼		板荷	クズレメ		県道	205-6
7	高野内	鹿沼		板荷	マルヤマ	142	県道	205-7
8	高芝	鹿沼		板荷	切道	36	無	205-8
9	桑ヶ沢	鹿沼		板荷	桑ヶ沢	41	県道	205-9
10	殿の入	鹿沼		板荷	殿の入	24	県道	205-10
11	板荷畑(2)	鹿沼		板荷	赤坂	21	市道	205-11
12	板荷畑(3)	鹿沼		板荷	茶ノ木沢	7	市道	205-12
13	越路	鹿沼		板荷	竹之内		市道	205-13
14	板荷畑(3)	鹿沼		板荷	アカイシ	7	無	205-14
15	日陰山沢	鹿沼		板荷	サボメ		無	205-15
16	梅ノ木沢	鹿沼		板荷	梅ノ木タテメ	3	市道	205-16
17	桜ヶ入	鹿沼		板荷	西山	17	市道	205-17
18	沢入	鹿沼		板荷	松原	28	市道	205-18
19	滝ノ沢	鹿沼		板荷	滝ノ沢	50	市道	205-19
20	大沢	鹿沼		板荷	大沢	14	市道	205-20
21	柿沢(2)	鹿沼		板荷	ホリノクボ		県道	205-22
22	柿沢(1)	鹿沼		板荷	コブ沢	8	県道	205-23
23	沢口入	鹿沼		板荷	ヒジマガリ	27	県道	205-24
24	上ノ山	鹿沼		板荷	ナカノザワ	8	市道	205-25
25	足ヶ沢	鹿沼		板荷	足ヶ沢	5	県道	205-26
26	水越沢	鹿沼		板荷	辺釣	14	鉄道/県道	205-28
27	沢入	鹿沼		板荷	大久保	22	無	205-177
28	薄倉沢	鹿沼		板荷	薄倉沢		県道	205-181
29	大原	鹿沼		板荷	ナカノウチ	14	県道	205-383
30	小沢	鹿沼		板荷	小沢	15	県道	205-393
31	道灌沢	鹿沼		板荷	道灌外		市道	205-409
32	川化	鹿沼		板荷	ナバタケ	12	市道	205-411
33	長坂下	鹿沼		板荷	長坂下	11	無	205-416

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
34	ゲノコワ沢	鹿沼		草久	河原小屋		林道	205-30
35	日光沢	鹿沼		草久	河原小屋		林道	205-31
36	林沢(2)	鹿沼		草久	河原小屋		林道	205-32
37	林沢(1)	鹿沼		草久	河原小屋		林道	205-33
38	篠沢	鹿沼		草久	河原小屋		林道	205-34
39	岩手沢	鹿沼		草久	カミノムカイ		林道	205-35
40	まぶた沢	鹿沼		草久	シノダイラ		林道	205-36
41	マタギゴヤ沢	鹿沼		草久	カミノムカイ		林道	205-37
42	奴沢	鹿沼		草久	シノダイラ		林道	205-38
43	タツメガ沢	鹿沼		草久	カミノムカイ		林道	205-39
44	馬道沢	鹿沼		草久	馬道沢		林道	205-41
45	アシ沢	鹿沼		草久	ジョウネンボ	1	林道	205-42
46	アイノクラ沢	鹿沼		草久	シモノムカイ		林道	205-43
47	河原小屋下流(2)	鹿沼		草久	コウザンイリ		林道	205-44
48	河原小屋下流(3)	鹿沼		草久	イシゴヤ		林道	205-45
49	川中島	鹿沼		草久	ナベガサワ		林道	205-46
50	菰平(1)	鹿沼		草久	菰平		無	205-47
51	菰平(2)	鹿沼		草久	ナガクボ		無	205-48
52	稻荷沢	鹿沼		草久	裏山	39	県道	205-49
53	合の沢	鹿沼		草久	合の沢	18	県道	205-50
54	萱の手(1)	鹿沼		草久	タキノイリ		林道	205-51
55	萱の手(2)	鹿沼		草久	ニシムカイ		林道	205-52
56	足尾沢	鹿沼		草久	横根		県道	205-53
57	藤倉沢	鹿沼		草久	横根	1	県道	205-54
58	藤倉沢支流	鹿沼		草久	サクラッパラ	18	県道	205-55
59	棚入沢支流	鹿沼		草久	サクラッパラ	8	県道	205-56
60	棚入沢	鹿沼		草久	マツデムコウ	4	県道	205-57
61	焼山沢	鹿沼		草久	ウシロウラ	8	県道	205-58
62	日六沢	鹿沼		草久	アイノカヤ沢	3	県道	205-59
63	滝ヶ花	鹿沼		草久	コトリヤ	2	無	205-60
64	畑の沢	鹿沼		草久	タテノサワ	41	県道	205-61
65	岩岳	鹿沼		草久	シカバ	4	県道	205-62
66	樺ヶ沢	鹿沼		草久	ナガクボ	9	県道	205-63
67	スガノ沢	鹿沼		草久	ナガクボ	4	県道	205-64
68	重平沢	鹿沼		草久	重平	9	県道	205-65
69	追越沢	鹿沼		草久	古越路沢	14	県道	205-66
70	落合(1)	鹿沼		草久	コヒノキザワ	13	市道	205-67
71	落合(2)	鹿沼		草久	タキノウエ		市道	205-68
72	両の手(2)	鹿沼		草久	クワナ	72	県道	205-69
73	両ノ手(1)	鹿沼		草久	トイクチ	18	県道	205-70
74	内倉(3)	鹿沼		草久	フシノキイリ	38	県道	205-71
75	内倉(2)	鹿沼		草久	内倉内	23	県道	205-72
76	小川沢	鹿沼		草久	小川沢	1	県道	205-73
77	内倉(1)	鹿沼		草久	イモガラザワ	30	県道	205-74
78	滝ヶ原	鹿沼		草久	タキガハラ	4	県道	205-75
79	江戸沢	鹿沼		草久	井戸沢	8	県道	205-76
80	八岡滝沢	鹿沼		草久	タキガワラ	36	郵便局/県道	205-77
81	小越路沢	鹿沼		草久	ヤシキウチ	1	小学校/県道	205-78
82	ナリ沢	鹿沼		草久	片の道	4	県道	205-79
83	小鹿ノ入沢	鹿沼		草久	オウロウバタ	53	県道	205-80
84	唐沢	鹿沼		草久	シモウエ	96	林道	205-81
85	関場沢(2)	鹿沼		草久	ハチガサワ	7	県道	205-82
86	関場沢(1)	鹿沼		草久	栗ヶ沢	20	無	205-83
87	大塩沢	鹿沼		草久	ワノシタ	6	市道	205-84
88	滝沢	鹿沼		草久	滝沢	32	市道	205-85
89	小倉沢	鹿沼		草久	小倉沢		林道	205-167

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
90	上之台	鹿沼		草久	上之台	24	県道	205-182
91	字穴沢	鹿沼		草久	阿佐穴	12	県道	205-183
92	石裂沢	鹿沼		草久	石裂沢		林道	205-184
93	カケザワ	鹿沼		草久	掛ノ沢	8	県道	205-379
94	ウトウ沢	鹿沼		草久	ウトウ沢		県道	205-381
95	内倉(4)	鹿沼		草久	神明峰	23	県道	205-392
96	岩根沢	鹿沼		下大久保	岩根沢	76	県道	205-86
97	ウツ沢	鹿沼		下大久保	ウツ沢	22	県道	205-87
98	関封沢	鹿沼		下大久保	セキカケ沢		県道	205-88
99	舟ヶ沢	鹿沼		下大久保	舟ヶ沢		県道	205-89
100	曲手沢(2)	鹿沼		下大久保	瀬ノ向	1	県道	205-382
101	寄栗(4)	鹿沼		上久我	オオタキザワ		林道	205-90
102	寄栗(3)	鹿沼		上久我	オオタキザワ		林道	205-91
103	寄栗(2)	鹿沼		上久我	オオタキザワ		林道	205-92
104	寄栗(1)	鹿沼		上久我	オオタキザワ		林道	205-93
105	寄栗(5)	鹿沼		上久我	オオタキザワ		林道	205-94
106	寄栗(6)	鹿沼		上久我	オオタキザワ		林道	205-95
107	寄栗(7)	鹿沼		上久我	生所		林道	205-96
108	バラガ沢(2)	鹿沼		上久我	バラガ沢	1	林道	205-97
109	バラガ沢(1)	鹿沼		上久我	裏山	5	林道	205-98
110	深沢	鹿沼		上久我	深沢	3	林道	205-99
111	寄栗小川沢(2)	鹿沼		上久我	ダイモチ沢	4	林道	205-100
112	寄栗小川沢(1)	鹿沼		上久我	裏山	6	林道	205-101
113	新台林	鹿沼		上久我	火打石沢	2	林道	205-102
114	裏山	鹿沼		上久我	裏山	10	林道	205-103
115	火打石沢(3)	鹿沼		上久我	火打石沢	7	林道	205-104
116	火打石沢(2)	鹿沼		上久我	火打石沢	11	林道	205-105
117	火打石沢(1)	鹿沼		上久我	火打石沢	12	林道	205-106
118	道祖神	鹿沼		上久我	ドウソジン		林道	205-107
119	タカハタ沢	鹿沼		上久我	タカハタ沢		林道	205-108
120	イシタツメ	鹿沼		上久我	イシタツメ		林道	205-109
121	白根沢	鹿沼		上久我	白根	2	県道	205-110
122	黄金沢	鹿沼		上久我	白根	2	県道	205-111
123	松出沢	鹿沼		上久我	松出	1	県道	205-112
124	曲手沢	鹿沼		上久我	マガツレ		県道	205-113
125	ドウツレ沢	鹿沼		上久我	ドゾラ沢		県道	205-114
126	滝の沢(2)	鹿沼		上久我	タキノサワ	22	県道	205-115
127	滝の沢(1)	鹿沼		上久我	ミサワ	23	県道	205-116
128	御沢	鹿沼		上久我	御沢	29	林道	205-117
129	大水沢	鹿沼		上久我	大水沢	1	林道	205-118
130	小水沢	鹿沼		上久我	小水沢	2	県道	205-119
131	小菅沢	鹿沼		上久我	コスゲ沢	23	県道	205-120
132	大出沢	鹿沼		上久我	大出沢	3	県道	205-121
133	坂本(2)	鹿沼		上久我	ウシロ沢	8	県道	205-122
134	坂本(1)	鹿沼		上久我	出入		県道	205-123
135	境沢(1)	鹿沼		上久我	ハンガ沢	13	市道	205-124
136	境沢(2)	鹿沼		上久我	マツノ沢	14	市道	205-125
137	境沢(3)	鹿沼		上久我	ミヤノイリ	8	市道	205-126
138	小佐部沢	鹿沼		上久我	ヒガイノサワ	37	県道	205-127
139	大佐部沢	鹿沼		上久我	コシハツ沢	46	県道	205-128
140	セバヤ沢	鹿沼		上久我	セバヤ沢	83	県道	205-129
141	ヤコド	鹿沼		上久我	サゴイ	32	林道	205-130
142	蛇麦沢	鹿沼		上久我	アブムギ	15	県道	205-168
143	下石裂	鹿沼		上久我	石裂	13	県道	205-384
144	裏山	鹿沼		上久我	裏山	26	県道	205-400
145	老沢(3)	鹿沼		下久我	老沢	7	林道	205-400

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
146	老沢(2)	鹿沼		下久我	老沢	1	林道	205-131
147	老沢(1)	鹿沼		下久我	老沢		林道	205-132
148	坂丸沢	鹿沼		下久我	坂丸	24	林道	205-133
149	大仁田沢	鹿沼		下久我	大仁田		無	205-134
150	引田道	鹿沼		下久我	ハギノテ		県道	205-135
151	小奈良	鹿沼		下久我	小奈良	4	無	205-136
152	ウシロハラ	鹿沼		下久我	ウシロウ	12	無	205-137
153	岩渕	鹿沼		下久我	岩渕沢	20	県道	205-138
154	木戸入沢	鹿沼		下久我	木戸	8	無	205-139
155	待井	鹿沼		下久我	岩渕沢	17	県道	205-140
156	上山中	鹿沼		加園	上山中	22	無	205-141
157	福ヶ沢(1)	鹿沼		加園	福沢	26	中学校／県道	205-143
158	福ヶ沢(2)	鹿沼		加園	福ヶ沢	18	無	205-144
159	釜ヶ入(2)	鹿沼		加園	フタマタ		林道	205-145
160	釜ヶ入(1)	鹿沼		加園	ナガミネ	1	林道	205-146
161	ヒツ沢(1)	鹿沼		加園	ヒツ沢	4	林道	205-147
162	ヒツ沢(2)	鹿沼		加園	ヒツ沢		林道	205-148
163	ヒツ沢(3)	鹿沼		加園	アラクラ		林道	205-149
164	ヒツ沢(4)	鹿沼		加園	タチガサワ	1	林道	205-150
165	ヒツ沢(5)	鹿沼		加園	クワノキザワ		林道	205-151
166	ヒツ沢(6)	鹿沼		加園	ヒツ沢	1	林道	205-152
167	ヒツ沢(7)	鹿沼		加園	ヒツ沢	3	林道	205-153
168	平沢	鹿沼		加園	平沢	18	林道	205-154
169	小手の入沢(1)	鹿沼		加園	オデイリ	7	市道	205-155
170	小手の入沢(2)	鹿沼		加園	カミミタテ	7	市道	205-156
171	ヒツ沢	鹿沼		加園	ヒツザワ	5	林道	205-180
172	興源寺	鹿沼		加園	ハツ沢	10	市道	205-396
173	山根	鹿沼		加園	山根	14	市道	205-397
174	杓子沢	鹿沼		加園	杓子沢外	7	県道	205-402
175	三ツ越路	鹿沼		加園	三ツ越路	7	市道	205-404
176	桑原	鹿沼		加園	小沢外	6	市道	205-406
177	上手沢	鹿沼		加園	上手沢	9	市道	205-415
178	上寺坂	鹿沼		加園	待居	8	無	205-418
179	古中入	鹿沼		引田	イモリヤマ	21	県道	205-157
180	古越路	鹿沼		引田	コタチイワ		県道	205-158
181	平野	鹿沼		引田	ヒナタヤマ	15	市道	205-159
182	稲山	鹿沼		引田	稲山	34	市道	205-169
183	大沢	鹿沼		引田	オオサワ	37	無	205-171
184	中の沢	鹿沼		引田	ナカノサワ	10	県道	205-172
185	ヨモギ沢	鹿沼		引田	ヨモギ沢	9	県道	205-173
186	岩花	鹿沼		引田	オオサワイリ	39	県道	205-179
187	オオサワ	鹿沼		引田	桧木日影	46	市道	205-386
188	イマナガサワ	鹿沼		引田	イマナガサワ	19	市道	205-387
189	カマドグラ	鹿沼		引田	竈倉	15	市道	205-405
190	長安寺	鹿沼		引田	手洗	23	県道	205-408
191	菅ノ沢	鹿沼		引田	菅ノ沢	32	市道	205-412
192	坂下	鹿沼		富岡	谷入	9	無	205-160
193	上坪	鹿沼		下沢	大平	18	県道	205-161
194	中坪	鹿沼		下沢	ワリガクボ	21	無	205-162
195	下沢	鹿沼		下沢	前山	22	市道	205-163
196	日朝暮	鹿沼		下沢	ニッチョウボ	4	市道	205-178
197	杓子沢	鹿沼		上南摩町	杓沢	1	県道	205-164
198	象間	鹿沼		上南摩町	杓沢	5	県道	205-165
199	栗沢	鹿沼		上南摩町	栗沢		市道	205-166
200	ナナマガリ沢	鹿沼		上南摩町	ナナマガリ	9	県道	205-170
201	室瀬(3)	鹿沼		上南摩町	ムロセ	33	林道	205-174

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
202	ママノシタ	鹿沼		上南摩町	ママノシタ	5	県道	205-175
203	宮内台	鹿沼		上南摩町	コシノサワ	6	林道	205-176
204	上南摩	鹿沼		上南摩町	滝ノ沢	14	県道	205-414
205	上南摩（1）	鹿沼		上南摩町	滝ノ沢	11	県道	205-421
206	下南摩	鹿沼		下南摩町	宇都木沢		無	205-410
207	上野	鹿沼		下遠部	上野	41	無	205-398
208	山根(2)	鹿沼		見野	山根	14	市道	205-399
209	野尻	鹿沼		野尻	大石ケ入外	5	県道	205-401
210	味噌ヶ入	鹿沼		富岡	味噌ヶ入	21	無	205-423

(4) 崩壊土砂流出危険地区（栗野地域）

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
1	蛇塚沢	鹿沼		入栗野	横根	1	県道	205-185
2	上五月(1)	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-186
3	上五月(2)	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-187
4	上五月(3)	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-188
5	ツウジンボウ沢(2)	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-189
6	ツウジンボウ沢(1)	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-190
7	鳥屋下	鹿沼		入栗野	横根		県道	205-191
8	荷場(4)	鹿沼		入栗野	横根	1	県道	205-192
9	荷場(3)	鹿沼		入栗野	荷場	11	県道	205-193
10	荷場(2)	鹿沼		入栗野	荷場	12	県道	205-194
11	荷場(1)	鹿沼		入栗野	クマノハラ	12	県道	205-195
12	上五月(4)	鹿沼		入栗野	入五月	12	県道	205-196
13	入五月	鹿沼		入栗野	入五月	9	県道	205-197
14	シラガ沢	鹿沼		入栗野	シラガ沢	6	県道	205-198
15	フクガ沢	鹿沼		入栗野	フクガ沢	10	県道	205-199
16	シボウチ沢	鹿沼		入栗野	シボウチ沢	17	県道	205-200
17	小川沢	鹿沼		入栗野	坂本	3	県道	205-201
18	尾ざく沢	鹿沼		入栗野	尾ざく		県道	205-202
19	タツミ沢	鹿沼		入栗野	タツミ沢	13	県道	205-203
20	オソ沢	鹿沼		入栗野	オソ沢	6	県道	205-204
21	アナノ沢	鹿沼		入栗野	アナノ沢	3	県道	205-205
22	天出沢	鹿沼		入栗野	天出沢		県道	205-206
23	馬返	鹿沼		入栗野	アカヌマ沢	9	県道	205-207
24	赤沼沢	鹿沼		入栗野	アカヌマ沢	7	県道	205-208
25	水沢(1)	鹿沼		入栗野	水沢	5	県道	205-209
26	水沢(2)	鹿沼		入栗野	テンジンサワ	2	県道	205-210
27	滝ノ端向	鹿沼		入栗野	滝の沢	31	県道	205-211
28	ニタ沢	鹿沼		入栗野	ニタ沢	28	県道	205-212
29	境沢西ノ入	鹿沼		入栗野	ミズザカイ	4	県道	205-213
30	境沢東山	鹿沼		入栗野	東山	15	県道	205-214
31	羽根羽見沢	鹿沼		入栗野	オオハタ沢	24	無	205-215
32	下羽根羽見沢	鹿沼		入栗野	ハネバミ沢	13	県道	205-216
33	唐沢	鹿沼		入栗野	唐沢	13	県道	205-217
34	宮内	鹿沼		入栗野	ミヤウチ沢	13	県道	205-218
35	滝の端	鹿沼		入栗野	滝の端向	2	県道	205-380
36	井戸沢	鹿沼		入栗野	井戸沢	3	県道	205-419
37	栗野福ヶ沢	鹿沼		入栗野	福ヶ沢	11	県道	205-219
38	セキネオ沢	鹿沼		中栗野	セキネオ沢	1	県道	205-219
39	大栗沢	鹿沼		中栗野	マツガサワ	3	林道	205-220
40	大栗	鹿沼		中栗野	クリキガ沢	27	県道	205-221
41	松坂	鹿沼		中栗野	キノコザワ	3	県道	205-222
42	大荷沢	鹿沼		中栗野	大荷沢	10	無	205-223
43	田原神社	鹿沼		中栗野	スガヌマ	4	県道	205-224

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
44	追地ワナ場	鹿沼		中栗野	ワナバグチ	23	林道	205-225
45	追地オオマト沢	鹿沼		中栗野	ワナバグチ	38	林道	205-226
46	追地	鹿沼		中栗野	ホウノキ沢	11	林道	205-227
47	名武戸	鹿沼		中栗野	名武戸沢	11	県道	205-228
48	板名(3)	鹿沼		中栗野	板名入口	13	林道	205-229
49	板名(2)	鹿沼		中栗野	シチロザワ	15	県道	205-230
50	板名(1)	鹿沼		中栗野	馬の沢	30	県道	205-231
51	炭谷沢	鹿沼		中栗野	スミタニザワ	4	市道	205-232
52	ヒエ沢	鹿沼		中栗野	ヒエ沢	2	無	205-234
53	堂の入	鹿沼		中栗野	ヤタノハタ	9	無	205-371
54	追地モモザワ	鹿沼		中栗野	モモザワ	6	市道	205-372
55	松阪沢	鹿沼		中栗野	松阪下		県道	205-395
56	ヨドコロ	鹿沼		中栗野	興所	11	県道	205-413
57	小前沢	鹿沼		口栗野	小前沢	27	県道	205-233
58	月木	鹿沼		口栗野	月の木沢	33	県道	205-235
59	松木沢	鹿沼		口栗野	松木沢	9	林道	205-236
60	松木沢(1)	鹿沼		口栗野	オカノイリ	13	無	205-237
61	松木沢(2)	鹿沼		口栗野	ヨシザワ		無	205-238
62	栗沢	鹿沼		口栗野	オキウチ	19	無	205-239
63	妙見寺	鹿沼		口栗野	クラカケヤマ	15	無	205-240
64	桑沢	鹿沼		口栗野	タキノサワ	6	市道	205-241
65	根岸	鹿沼		口栗野	根岸	13	県道	205-242
66	イドサワ	鹿沼		口栗野	イドザワ	7	県道	205-243
67	吉沢	鹿沼		口栗野	タマタマウエノ	27	保育所／市道	205-244
68	釜場	鹿沼		口栗野	ウエノサワ	98	無	205-245
69	ワナ沢	鹿沼		上粕尾	木浦沢		県道	205-246
70	横根(1)	鹿沼		上粕尾	横根		県道	205-247
71	横根(2)	鹿沼		上粕尾	横根		県道	205-248
72	奥深沢(1)	鹿沼		上粕尾	横根		県道	205-249
73	奥深沢(2)	鹿沼		上粕尾	ノゼイ		県道	205-250
74	木裏沢	鹿沼		上粕尾	イバナクラ		林道	205-251
75	ノゼイ	鹿沼		上粕尾	ノゼイ	5	県道	205-252
76	ニウトウカボ(1)	鹿沼		上粕尾	入道クボ	3	県道	205-253
77	ニウトウカボ(2)	鹿沼		上粕尾	入道クボ	3	県道	205-254
78	東沢	鹿沼		上粕尾	カキノタイラ	6	県道	205-255
79	羽立沢	鹿沼		上粕尾	ヨウノサワ		市道	205-256
80	発光路	鹿沼		上粕尾	沢入口	74	県道	205-257
81	アマヒラザワ	鹿沼		上粕尾	アマヒラザワ	15	県道	205-259
82	大久保沢	鹿沼		上粕尾	河原木戸		県道	205-260
83	田ノ端(2)	鹿沼		上粕尾	ヒキレ	8	県道	205-261
84	田ノ端(1)	鹿沼		上粕尾	キッカケ沢	7	県道	205-262
85	ツルオロシ	鹿沼		上粕尾	ツルオロシ		林道	205-263
86	カノウヅカ	鹿沼		上粕尾	カノウヅカ		県道	205-264
87	大井沢	鹿沼		上粕尾	大井沢	14	県道	205-265
88	北村本流	鹿沼		上粕尾	カキミタイラ	4	林道	205-266
89	北村第一支溪	鹿沼		上粕尾	大久保	1	林道	205-267
90	北村第二支溪	鹿沼		上粕尾	シレガサワ	43	林道	205-268
91	井戸沢	鹿沼		上粕尾	井戸沢	16	林道	205-269
92	ヒラタニ	鹿沼		上粕尾	ヒラタニ	33	林道	205-270
93	湯舟沢	鹿沼		上粕尾	湯舟沢	20	県道	205-271
94	モモレ沢	鹿沼		上粕尾	モモレ沢	1	県道	205-272
95	半縄滝ノ沢	鹿沼		上粕尾	タキノ沢		県道	205-273
96	赤丸	鹿沼		上粕尾	赤丸	4	県道	205-274
97	細尾	鹿沼		上粕尾	トイグチ	21	郵便局／県道	205-275
98	細尾沢口	鹿沼		上粕尾	細尾沢口	10	県道	205-276
99	栃原	鹿沼		上粕尾	カノクボ	20	県道	205-277

< 二次災害防止の関係 >

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
100	上ノ山台地	鹿沼		上粕尾	栗林	7	無	205-278
101	滝の沢	鹿沼		上粕尾	滝の沢	7	県道	205-279
102	ウルシ沢	鹿沼		上粕尾	ウルシ沢	10	県道	205-280
103	大井(2)	鹿沼		上粕尾	オオサワ	21	県道	205-385
104	セトウチ	鹿沼		上粕尾	セトウチ	11	県道	205-403
105	沼ノ沢	鹿沼		中粕尾	沼の沢	12	県道	205-281
106	タカヒラ	鹿沼		中粕尾	タカヒラ		県道	205-282
107	赤芝(1)	鹿沼		中粕尾	赤芝		県道	205-283
108	赤芝(2)	鹿沼		中粕尾	赤芝		県道	205-284
109	マメクサ	鹿沼		中粕尾	マメクサ		県道	205-285
110	ヨッタカ沢	鹿沼		中粕尾	ヨッタカ沢	10	県道	205-286
111	遠木湯舟沢	鹿沼		中粕尾	湯舟沢	27	県道	205-287
112	鹿州	鹿沼		中粕尾	鹿ノ久保	8	県道	205-288
113	遠木向	鹿沼		中粕尾	ヒカゲ	17	無	205-289
114	遠木沢	鹿沼		中粕尾	遠木沢	19	県道	205-290
115	ハネバミ	鹿沼		中粕尾	ハネバミ	7	県道	205-291
116	カシワダチ	鹿沼		中粕尾	ウマノタイラ	1	県道	205-292
117	ウマノ平(2)	鹿沼		中粕尾	ウマノタイラ	1	県道	205-293
118	ウマノ平(1)	鹿沼		中粕尾	ウマノタイラ	7	県道	205-294
119	タカバタケ	鹿沼		中粕尾	中内沢	24	無	205-295
120	シゲロ沢	鹿沼		中粕尾	シゲロ沢	15	無	205-296
121	カド沢	鹿沼		中粕尾	カド沢	2	無	205-297
122	ドロミキ	鹿沼		中粕尾	ドロミキ	4	県道	205-298
123	オニ沢	鹿沼		中粕尾	オニ沢	3	無	205-299
124	笠丸	鹿沼		中粕尾	コサワ	6	無	205-300
125	ワラビ沢	鹿沼		中粕尾	塩沢	11	県道	205-301
126	ミハル沢	鹿沼		中粕尾	ミハル沢	39	無	205-303
127	粕尾島田沢	鹿沼		中粕尾	栃木沢	13	無	205-304
128	前沢	鹿沼		中粕尾	前沢	23	県道	205-305
129	粕尾桑沢	鹿沼		中粕尾	桑沢	17	県道	205-306
130	五郎沢	鹿沼		中粕尾	カブネ	1	無	205-307
131	馬場沢(2)	鹿沼		中粕尾	テットウ畑		県道	205-308
132	馬場沢(1)	鹿沼		中粕尾	馬場沢	1	県道	205-309
133	於林沢	鹿沼		中粕尾	矢沢	2	無	205-310
134	轟沢	鹿沼		中粕尾	トドロキ	76	県道	205-311
135	大久保	鹿沼		中粕尾	大久保	17	無	205-312
136	丑野	鹿沼		中粕尾	丑野		県道	205-390
137	足沢	鹿沼		中粕尾	三沼	32	県道	205-394
138	入沢	鹿沼		下粕尾	入沢	44	県道	205-313
139	中沢(2)	鹿沼		下粕尾	中沢	70	無	205-314
140	中沢(1)	鹿沼		下粕尾	中沢	82	県道	205-315
141	大越路沢	鹿沼		下粕尾	大越路沢	21	県道	205-316
142	宮沢	鹿沼		下粕尾	宮沢	49	県道	205-317
143	寒沢	鹿沼		下粕尾	寒沢		無	205-318
144	ウルシガクボ	鹿沼		下粕尾	ウルシガクボ	82	県道	205-319
145	上松崎(1)	鹿沼		下粕尾	大久保	54	県道	205-320
146	上松崎(2)	鹿沼		下粕尾	イワシタ	63	県道	205-321
147	松崎	鹿沼		下粕尾	カマシタ	34	県道	205-322
148	葛生沢	鹿沼		下粕尾	葛生沢	45	県道	205-323
149	中河原	鹿沼		下粕尾	中河原	54	県道	205-324
150	寺沢	鹿沼		上永野	寺沢口		県道	205-325
151	百川(1)	鹿沼		上永野	アカナギ		県道	205-326
152	百川(2)	鹿沼		上永野	スズドクボ		県道	205-327
153	百川(3)	鹿沼		上永野	ウシオイテ		県道	205-328
154	大鹿沢	鹿沼		上永野	大鹿沢	6	県道	205-329
155	植竹	鹿沼		上永野	植竹沢	17	県道	205-330

<二次災害防止の関係>

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
156	落合	鹿沼		上永野	屋敷裏	8	県道	205-331
157	塩沢(2)	鹿沼		上永野	コテザワ	5	県道	205-332
158	塩沢(1)	鹿沼		上永野	熊沢	6	県道	205-333
159	黒麦東山	鹿沼		上永野	クロムギ沢	24	県道	205-334
160	渋垂	鹿沼		上永野	カシザワ	19	県道	205-335
161	ヤシキスギ(1)	鹿沼		上永野	ヒラガメ	15	県道	205-336
162	ヤシキスギ(2)	鹿沼		上永野	オオヤスダ	3	県道	205-337
163	相沢(1)	鹿沼		上永野	ハギノサワロ	3	県道	205-338
164	相沢(2)	鹿沼		上永野	オオニンバ	4	県道	205-339
165	相沢(3)	鹿沼		上永野	リュウセンシン	3	県道	205-340
166	大畑	鹿沼		上永野	ミョウジョウ	18	県道	205-341
167	久保田	鹿沼		上永野	ガケノウエ	35	県道	205-342
168	島田沢(2)	鹿沼		上永野	シタマツダ		県道	205-343
169	島田沢(1)	鹿沼		上永野	シマガ沢		県道	205-344
170	向山(3)	鹿沼		上永野	マガリテザワ	2	林道	205-345
171	向山(2)	鹿沼		上永野	ケイロクザワ	2	林道	205-346
172	向山(1)	鹿沼		上永野	ミョウガザワ	15	林道	205-347
173	蕪根沢	鹿沼		上永野	大畑	19	県道	205-348
174	麦穂沢	鹿沼		上永野	麦穂沢	49	県道	205-349
175	小越路(2)	鹿沼		上永野	ササクボヒナタ	97	無	205-350
176	小越路(1)	鹿沼		上永野	ササクボヒカゲ	85	無	205-351
177	北の入沢	鹿沼		上永野	キタノイリニシ	9	無	205-378
178	釜ヶ沢	鹿沼		上永野	釜ノ沢	10	無	205-388
179	佐目地	鹿沼		上永野	佐目地	14	林道	205-391
180	大畑前山	鹿沼		上永野	大畑前山	31	県道	205-422
181	ウバガ沢	鹿沼		下永野	ウバガ沢		林道	205-352
182	唐鋤沢	鹿沼		下永野	唐鋤沢	43	県道	205-353
183	大越路	鹿沼		下永野	クマクボ	97	県道	205-354
184	寺坂沢	鹿沼		下永野	寺坂	7	林道	205-355
185	小半沢	鹿沼		下永野	小半沢	7	無	205-356
186	下ノ沢	鹿沼		下永野	アカサカ	78	県道	205-357
187	シナノ沢	鹿沼		下永野	シナノ沢	4	市道	205-358
188	薬師入	鹿沼		下永野	ハヤシクボ	29	市道	205-359
189	蔵本	鹿沼		下永野	オオサワ	20	市道	205-360
190	蔵本沢	鹿沼		下永野	オオサワ	29	無	205-361
191	御沢(2)	鹿沼		下永野	オザワ	18	無	205-362
192	御沢(1)	鹿沼		下永野	シギザワ	17	無	205-363
193	ミョウガサワ	鹿沼		下永野	ミョウガサワ	30	県道	205-373
194	コヤマザワ	鹿沼		下永野	コヤマザワ	54	県道	205-374
195	中堀沢	鹿沼		下永野	露ヶ沢	50	市道	205-389
196	笹久保	鹿沼		下永野	笹久保	7	無	205-417
197	程ヶ沢	鹿沼		下永野	程沢		無	205-420
198	柏木	鹿沼		深程	ホトケクデ	2	市道	205-364
199	深程	鹿沼		深程	スガマ		無	205-368
200	宮下	鹿沼		深程	カジヤ沢	10	無	205-369
201	猿田	鹿沼		深程	猿田	5	市道	205-370
202	シバノ沢	鹿沼		久野	シバノサワ		無	205-365
203	落の沢	鹿沼		久野	落の沢		市道	205-366
204	寄居	鹿沼		久野	寄居	9	無	205-367
205	下ノ沢(1)	鹿沼		久野	セキグチダイ	9	市道	205-375
206	下ノ沢(2)	鹿沼		久野	セキグチダイ	15	市道	205-376
207	イド沢	鹿沼		柏木	イド沢	28	市道	205-377

< 二次災害防止の関係 >

(5) 地すべり危険地区（栗野地域）

番号	地区名	位置				直接保全対象		
		郡市	町村	大字	字	人家戸数	公共施設・種類	危険地区番号
1	細尾	鹿沼		上粕尾	ナギ	16	県道	205-1
2	馬返	鹿沼		入栗野	赤沼	23	県道	205-2

山地災害危険地区（林野庁所管）一覧表

危険地区 番 号	保安林等	他の法令等 の 指 定	荒廃状況	地域	大字	字
205-001	水かん	砂防・土砂	有	鹿沼	草久	横根国有林
205-001	水かん	砂防・土砂	無	栗野	上粕尾	八石沢国有林
205-001	水かん	砂防・土砂	無	栗野	上粕尾	八石沢国有林
205-001	水かん	砂防・土砂	無	栗野	上粕尾	八石沢国有林

＜二次災害防止の関係＞

(削除)

指定緊急避難場所、指定避難所一覧表

災害対策基本法に基づき指定した指定緊急避難場所及び指定避難所

No.	施設・場所名	指定緊急避難場所					指定避難所	対象町名、地区名の目安	収容可能人数	注意点
		洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫				
1	西中学校	○	○	○		○	○	西鹿沼町、日吉町、日吉台団地	876	
2	中央小学校	○	○	○		○	○	久保町、銀座1～2丁目、今宮町、仲町、麻苧町、石橋町、下材木町、下横町、末広町、中田町、下田町2丁目 【洪水時】上に加え寺町、朝日町、東末広町、下田町1丁目、上田町	779	
3	東中学校			○			○	貝島町(黒川の東側・坂上)、上野町、府所町、府中町、府所本町、東町1～3丁目	1122	・洪水浸水想定区域内
4	東小学校			○			○	朝日町、東末広町	522	・洪水浸水想定区域内
5	県立鹿沼高等学校	○	○	○		○	○	寺町、蓬萊町、鳥居跡町、万町、下田町1丁目、上殿町(鹿沼環状線の北側)、貝島町(黒川の西側)、村井町	752	・洪水浸水想定区域内
6	情報センター	○	○	○		○	○	上田町、睦町、文化橋町	500	・洪水浸水想定区域内
7	北小学校	○	○	○		○	○	御成橋町1丁目、泉町、戸張町、千手町、上材木町、天神町、坂田山1～4丁目、玉田町 【洪水時】上に加え文化橋町、睦町	398	
8	県立鹿沼商工高等学校	○	○	○		○	○	三幸町、花園町 【洪水時】上に加え上殿町(黒川西側の環状線北側)、貝島町(黒川の西側)、蓬萊町、鳥居跡町、万町	1511	
9	東部台コミュニティセンター	○	○	○		○	○	東部台地区 【洪水時のみ】府中町、貝島町(黒川の東側・坂上)、府所町、府所本町	599	
10	菊沢コミュニティセンター	○	○	○		○	○	御成橋町2丁目、菊沢地区	264	
11	菊沢東小学校	○	○	○		○	○	武子、下武子町、仁神堂町、柳窪、高谷、古賀志町、千渡(県道鹿沼宇都宮線の北側) 【洪水時】上に加え府所町、府所本町	634	
12	菊沢西小学校	○	○	○		○	○	見野、富岡、下遠部	488	
13	西小学校	○	○	○		○	○	酒野谷、下日向、上日向、深岩、笹原田、下沢、引田	267	
14	北押原小学校	○	○	○		○	○	上殿町(鹿沼環状線の南側)、樺山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町	494	・洪水浸水想定区域内
15	板荷小学校	○	○	○		○	○	板荷	420	・校舎2階以上を避難所として使用。
16	加園小学校	○	○	○		○	○	野尻、加園、下久我、上久我	416	
17	石川小学校	○	○	○		○	○	上石川、下石川、さつき町、流通センター、茂呂(東北自動車道の南側)	406	
18	津田小学校	○	○	○		○	○	深津、白桑田、松原1～4丁目	488	
19	池ノ森小学校	○	○	○		○	○	池ノ森	399	
20	さつきが丘小学校	○	○	○		○	○	幸町2丁目、栄町1～3丁目、茂呂(東北自動車道の北側)、千渡(県道鹿沼宇都宮線の南側)、緑町2～3丁目	542	
21	みどりが丘小学校	○	○	○		○	○	上殿町(黒川の東側)、見望台、幸町1丁目、緑町1丁目、西茂呂1～4丁目	466	
22	南摩中学校	○	○	○		○	○	佐日町、油田町、下南摩町、西沢町	325	
23	上南摩小学校	○	○	○		○	○	上南摩町、旭が丘	416	・土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流)にかかると。 ・校舎2階以上を避難所として使用。
24	南押原中学校	○	○	○		○	○	磯町、野沢町、亀和田町、北赤塚町	415	
25	南押原小学校	○	○	○		○	○	磯町、野沢町、亀和田町、北赤塚町	446	
26	楡木小学校	○	○	○		○	○	楡木町、大和田町(黒川の西側) 【洪水時以外】上に加え藤江町	407	
27	藤江地区コミュニティセンター	○				○	○	【洪水時のみ】藤江町	60	藤江地区コミュニティセンターは、黒川の洪水時のみ、自治会の協力により開設
28	みなみ小学校	○	○	○			○	【洪水時以外】 南上野町、大和田町(黒川の東側)	340	みなみ小学校は低地で浸水の可能性があるため内水氾濫時に開設せず、鹿沼南高等学校に避難

< 二次災害防止の関係 >

No.	施設・場所名	指定緊急避難場所					指定避難所	対象町名、地区名の目安	収容可能人数	注意点
		洪水	土砂災害	地震	大規模火災	内水氾濫				
29	県立鹿沼南高等学校	○	○	○		○	○	上奈良部町、下奈良部町、みなみ町 【洪水時】上に加え南上野町、大和田町 (黒川の東側)	750	みなみ小学校は低地で浸水の可能性があるため内水 氾濫時に開設せず、鹿沼南高等学校に避難
30	栗野中学校	○	○	○		○	○	口栗野、柏木、中栗野、入栗野、粕尾地 区、永野地区、久野	1090	
31	栗野小学校			○			○	口栗野、中栗野、入栗野、粕尾地区、永野 地区	249	・水害時は避難所を開設しない。
32	栗野勤労者体育センター	○	○			○	○	口栗野、中栗野、入栗野、粕尾地区、永野 地区、久野	571	・地震時は避難所を開設しない。
33	永野小学校	○	○	○		○	○	下永野、上永野	281	・土砂災害警戒区域(土石流)にかか る。 ・校舎2階を避難所として使用。
34	清洲第一小学校			○			○	久野、深程(思川の西側)	281	
35	真名子夢ホール	○					○	【洪水時のみ】深程(思川の西側)	101	思川の洪水時のみ開設
36	真名子小学校	○					○	【洪水時のみ】深程(思川の西側)	325	思川の洪水時のみ開設
37	清洲第二小学校	○	○	○		○	○	北半田、深程(思川の東側) 【洪水時】上に加え久野、深程(思川の西 側)	281	
38	東大芦コミュニティセンター	○	○			○	○	東大芦地区	110	地震時は避難所を開設しない。
39	北押原コミュニティセンター		○	○			○	北押原地区	235	・洪水浸水想定区域内 ・洪水、内水氾濫時は避難所を開設しない。
40	板荷コミュニティセンター	○	○	○		○	○	板荷地区	100	
41	西大芦コミュニティセンター	○	○	○		○	○	西大芦地区	113	・土砂災害及び地震時は避難所を開設しない。
42	北大飼コミュニティセンター	○	○	○		○	○	北大飼地区	242	
43	南摩コミュニティセンター	○	○	○		○	○	南摩地区	260	
44	南押原コミュニティセンター		○	○			○	南押原地区	110	・洪水浸水想定区域内 ・洪水、内水氾濫時は避難所を開設しない。
45	栗野コミュニティセンター	○	○			○	○	栗野地区、粕尾地区、永野地区	203	地震時は避難所を開設しない。 ・浸水リスク想定区域内
46	粕尾コミュニティセンター	○				○	○	粕尾地区	73	・土砂災害警戒区域にかか る。 ・土砂災害及び地震時は避難所を開設しない。 ・洪水浸水想定区域内
47	清洲コミュニティセンター		○	○			○	清洲地区	86	・洪水浸水想定区域内 ・洪水、内水氾濫時は避難所を開設しない。
48	旧西大芦小学校				○			西大芦地区	2028	
49	黒川緑地				○			旧鹿沼地区	4100	
50	千手山公園				○			旧鹿沼地区	1850	
51	御殿山公園				○			旧鹿沼地区	2350	
52	富士山公園				○			旧鹿沼地区	4250	
53	晃望台公園				○			東部台地区	260	
54	西茂呂近隣公園				○			東部台地区	1050	
55	ふれあい公園				○			東部台地区	550	
56	松原近隣公園				○			北大飼地区	1100	
57	鹿沼運動公園				○			南摩地区	8750	
58	児子沼公園				○			北大飼地区	2900	
59	台の原公園				○			北大飼地区	1250	
60	自然の森総合公園				○			北大飼地区	4550	
61	栗野総合運動公園				○			栗野地区	4450	
62	旧栗野中学校				○			栗野地区	700	
63	旧栗野第二小学校				○			栗野地区	250	
64	旧上粕尾小学校				○			粕尾地区	175	
65	旧久我小学校				○			加蘇地区	2659	

- * 指定緊急避難場所は想定される災害種別ごとに指定する。
- * 指定避難所は災害種別ごとの指定はしないが、発生した自然災害により、開設できない場合がある。
- * 学校等における収容施設は体育館を基本とするが、洪水時や体育館のみでは収容しきれない場合など、避難生活に大きな支障が見込まれる場合には、空き教室等を利用する。その際、普通教室1室の定員は30名を基本とする。
- * 「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」は土砂災害防止法に、「洪水浸水想定区域」は水防法に基づき、それぞれ知事が指定をする。

一時（いつとき）避難場所（自治会避難場所）

自治会（自主防災会）が定めた、住民が協力して災害から身を守るための一時的な避難場所。

自治会 (自主防災会)		一時（いっとき）避難場所（自治会避難場所）
鹿沼	泉町	泉町自治会館
	睦町	睦会館
	久保町銀座	中央小学校
	千手町	千手町自治会館、鹿沼市民プール駐車場、北小学校
	今宮町	中央小学校、御殿山公園
	仲町	中央小学校
	麻苧町	麻苧町自治会館、中央小学校
	石橋町	薬王寺境内
	下材木町	下材木町自治会館
	寺町	鹿沼高校、寺町自治会館
	三幸町	三幸町自治会館
	鳥居跡町	鹿沼商工高校、鹿沼高校、東武新鹿沼駅連絡橋
	万町	万町自治会館
	文化橋町	市民情報センター
	上田町	上田町自治会館
	朝日町	朝日町自治会館
	末広町	荒川株式会社、中央小学校
	東末広町	東末広町公民館、東小学校、市民情報センター
	中田町	たまち公園、東小学校、鹿沼キリスト教会、中央小学校
	下横町	薬王寺、まちなか交流プラザ
	下田町1丁目	下田町自治会館
	貝島町	ツルハドラッグ駐車場、星の宮公園、元ココス駐車場、貝島町公民館
	上野町	上野町児童公園、上野町第一自治会館、上野町第二自治会館
	府所町	府所稲荷神社社務所
	府中町	府中町市営住宅、東中学校
	府所本町	府所稲荷神社社務所
西鹿沼町	西鹿沼町自治会館	
菊沢	日吉町	日吉町自治会館、やまびこ荘、千寿荘、西中学校、鹿沼信金西支店、ヤオハン西店、
	日吉台団地	日吉台団地自治会館、児童公園
	花岡町	鹿沼商工高校
	坂田山	坂田山防災センター
	見野	見野集落センター
	下遠部	下遠部コミュニティセンター
	富岡	菊沢西小学校
	武子	菊沢東小学校、菊沢コミュニティセンター
	武子ニュータウン	菊沢東小学校、菊沢コミュニティセンター、武子ニュータウン集会所
	下武子町、城山	下武子町自治会館、菊沢東小学校
東大芦	仁神堂町	仁神堂町公民館、菊沢コミュニティセンター
	栃窪	栃窪会館
	千渡	千渡自治会館、鹿沼病院清和記念館（体育館）
	酒野谷	酒野谷公民館
	下日向	東大芦コミュニティセンター、下日向集落センター
	上日向	西小学校、東大芦コミュニティセンター
北押原	深岩	西小学校
	下沢	下沢生活向上センター、東大芦コミュニティセンター
	引田	引田生活向上センター
	上殿町	上殿ふれあいセンター、鹿沼信金南支店、老人保健施設かみつが、デイホームサービスあゆみ
	樫山町	北押原小学校、北押原コミュニティセンター
板荷	下奈良部町	奈良部農村生活改善センター
	上奈良部町	奈良部農村生活改善センター
	みなみ町	鹿沼南高校駐車場
	板荷1区	板荷1区生活向上センター、東武板荷駅前、板荷コミュニティセンター
	板荷2区	板荷2区生活向上センター、板荷コミュニティセンター
	板荷3区	3区自治会館
	板荷4区	板荷4区生活センター
	板荷5区	板荷コミュニティセンター
	板荷6区	板荷コミュニティセンター
板荷7区	7区自治会館、板荷コミュニティセンター	
板荷8区	8区自治会公民館、板荷コミュニティセンター	
板荷9区	板荷コミュニティセンター、板荷9区公民館	

<二次災害防止の関係>

自治会 (自主防災会)		一時（いつとき）避難場所（自治会避難場所）
西大芦	西大芦 1 区	大葦神社事務所、西大芦東生活改善センター、西大芦いきいきホットホーム、古鹿ノ入集落センター、鹿ノ入集会所、旧西大芦小学校、西大芦コミュニティセンター、下大久保バス停隣の空地
	西大芦 2 区	大久保田中バス停付近、神舟神社、西大芦東生活改善センター、西大芦コミュニティセンター
	西大芦 3 区	西大芦東生活改善センター、西大芦コミュニティセンター
	西大芦 4 区	古鹿ノ入集落センター、鹿ノ入集会所、旧西大芦小学校、西大芦コミュニティセンター
	西大芦 5 区	西大芦コミュニティセンター、5 の 1 自治会館、西大芦西生活改善センター
	西大芦 6 区	6 区自治会館、西大芦コミュニティセンター
	西大芦 8 区	8 区自治会館
加蘇	野尻	野尻公民館
	加園	加園自治会館、加園小学校
	加園上	中加園生活改善センター、加園小学校
	下久我	下久我自治会館、旧久我小学校
	上久我第 1	上久我第一自治会館、天理教会、旧久我小学校
	上久我第 2	馬返ふれあいセンター、旧久我小学校
北大飼	上石川	北大飼コミュニティセンター、石川小学校、上石川公民館
	茂呂	茂呂公民館
	白桑田	白桑田公民館、津田小学校
	深津	北大飼コミュニティセンター、津田小学校
	池ノ森	池ノ森自治会館、池ノ森小学校
東部台	晃望台	晃望台公園
	東町	東町公園、東町第一会館 他
	幸町 1 丁目	旧上都賀農業振興事務所駐車場、幸町 1 丁目自治会館
	幸町 2 丁目	幸町 2 丁目自治会館
	緑町	緑町自治会館、緑町児童公園
	西茂呂	西茂呂集会所
	栄町 1 丁目	ふれあい公園
	栄町 2 丁目	なかよし公園、さつきが丘小学校
南摩	栄町 3 丁目	ほほえみ公園
	佐目町	佐目町自治会館
	油田町	油田町自治会館
	下南摩町	南摩中学校、南摩コミュニティセンター、下南摩町自治会館
	西沢町 1 区	西沢 1 区公民館、南摩中学校
	西沢町 2 区	西沢 2 区自治会館、南摩中学校、南摩コミュニティセンター
	上南摩町	上南摩自治会館
	旭が丘	上南摩小学校、市運動公園補助球場、市運動公園北側駐車場、自治会館
南押原	楡木寿町	楡木小学校、楡木公民館、南押原コミュニティセンター
	楡木日之出町	楡木小学校
	楡木開運町	開運町自治会館
	磯町	磯町公民館、南押原小学校、南押原中学校
	野沢町	野沢町公民館、神明宮事務所
	亀和田町	亀和田町集落センター
	北赤塚町	南押原小学校、北赤塚町公民館
	藤江町	藤江町コミュニティセンター、楡木小学校
	南上野町	南上野町公民館、みなみ小学校
栗野	大和田町	南上野町公民館、藤江町コミュニティセンター、楡木小学校、南押原中学校、鹿沼南高校
	釜場	釜場自治会館、図書館栗野館
	新宿	新宿公民館、栗野小学校
	下の沢	下の沢公民館、栗野コミュニティセンター
	下町	栗野小学校
	上町柏木	上町公民館、栗野中学校
	叶桑沢	叶桑沢自治会館
	横町	横町自治会館公民館、栗野小学校、栗野コミュニティセンター
	中妻	中妻自治会館、栗野コミュニティセンター
	三坪	栗野コミュニティセンター、三坪自治会館、妙見寺
粕尾	中栗野	自治会公民館、旧栗野第二小学校、鹿沼市栗野都市農村交流館
	入栗野	出口滝沢生活改善センター、水沢尾ざく集会センター、五月公民館、つつじの湯
永野	上粕尾	発光路公民館、第八区公民館、栃原細尾公民館、馬置公民館
	下粕尾	大越路公民館
清洲	上永野	永野コミュニティセンター、永野小学校、自治会公民館
	久野	久野公民館（中坪）
	北半田	清洲第二小学校
深程	深程	深程中央公民館、清洲コミュニティセンター、無量寺院、宇都宮西中核工業団地、鷹ゴルフ

＜二次災害防止の関係＞

※緊急時の一時（いつとき）避難場所（自治会避難場所）について

ここに記載のある、あらかじめ指定された一時（いつとき）避難場所（自治会避難場所）以外にも、緊急時には、民間施設等の協力を得ることにより、一時（いつとき）避難場所（自治会避難場所）とすることができる。

洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の避難実施要領

1 水防法第15条関係

(1) 住洪水予報等の伝達者については市危機管理監とする。警報等の伝達方法は、防災情報メール、防災情報アプリ、鹿沼市LINE、緊急速報メール、鹿沼市ホームページ、鹿沼ケーブルテレビ、自治会長への電話、広報車等による巡回広報とする。

避難対象地区	避難所	河川														備 考
		黒川	思川	行川	長畑川	西沢川	赤川	武子川	西武子川	小藪川	東大芦川	大芦川	宮入川	荒井川	栗野川	永野川
玉田町、御成橋町1丁目、泉町、戸張町、睦町、文化橋町、千手町、天神町、上材木町	北小学校	●														
銀座1～2丁目、末広町、仲町、下横町、中田町、下田町2丁目、上田町、久保町、寺町、朝日町、東末広町、下田町1丁目	中央小学校	●														
万町、上殿町（黒川西側の環状線北側）、貝島町（黒川の西側）	鹿沼商工高等学校	●														
御成橋町2丁目	菊 沢 コミュニティセンター	●														
下奈良部町、大和田町（黒川の東側）、上奈良部町、南上野町	鹿沼南高等学校	●														
大和田町（黒川の西側）	楡木小学校	●														
藤江町	藤江町コミュニティセンター	●														※黒川の洪水時のみ開設
下遠部	菊沢西小学校	●														
板荷	板荷コミュニティセンター 板荷小学校	●		●	●	●										板荷小学校は浸水リスク想定区域内のため、校舎2階以上を避難所として使用。
見野	菊沢西小学校	●		●												
栃窪	菊沢東小学校						●									
下武子町、府所町、府所本町	菊沢東小学校	●							●							
府中町、貝島町（黒川の東側、坂上）	東部台コミュニティセンター	●							●							
上殿町（黒川の東側）	みどりが丘小学校	●							●							
蓬莱町、鳥居跡町	鹿沼商工高等学校	●								●						
上殿町（環状線の南側）、縦山町、塩山町、奈佐原町、日光奈良部町	北押原小学校	●								●						※洪水浸水想定区域内（浸水深0.5m未満）のため、氾濫前に収容
楡木町	楡木小学校	●								●						
北赤塚町	南押原中学校、南押原小学校	●	●													
磯町、野沢町、亀和田町	南押原中学校、南押原小学校	●	●							●						
上粕尾、中粕尾、下粕尾	粕尾コミュニティセンター 栗野勤労者体育センター		●													
柏木、久野	栗野中学校 栗野コミュニティセンター 清洲第二小学校		●													
西沢町、佐目町	南摩中学校 南摩コミュニティセンター		●								●			●		
口栗野	栗野中学校 栗野コミュニティセンター 栗野勤労者体育センター		●											●		
北半田、深程（思川の東側）	清洲第二小学校		●									●	●			
深程（思川の西側）	真名子小学校※ 真名子夢ホール※		●									●	●			※思川の洪水時のみ、災害時応援協定により開設
富岡	菊沢西小学校			●												
高谷、武子、仁神堂町、千渡（県道鹿沼宇都宮線の北側）	菊沢東小学校							●								
千渡（県道鹿沼宇都宮線の南側）	さつきが丘小学校							●								
白桑田、深津	津田小学校							●								
日吉町、西鹿沼町	西中学校									●						
麻芋町	中央小学校									●						
三幸町、花岡町、村井町	鹿沼商工高等学校									●						
下大久保、上大久保、草久	西大芦コミュニティセンター										●	●				

<二次災害防止の関係>

避難対象地区	避難所	河川														備 考	
		黒川	思川	行川	長畑川	西沢川	赤川	武子川	西武子川	小藪川	東大芦川	大芦川	宮入川	荒井川	栗野川	永野川	
引田、下沢、上日向、下日向、酒野谷	西小学校											●					
下南摩町、油田町	南摩中学校											●					
加園、野尻	加園小学校											●		●			
上久我、下久我	加園小学校													●			
入栗野、中栗野	栗野中学校 栗野コミュニティセンター 栗野勤労者体育センター														●		
上永野、下永野	永野小学校 栗野勤労者体育センター															●	永野小学校は土砂災害警戒区域(土石流)にかかるため、校舎2階を避難所として使用。

＜二次災害防止の関係＞

(2) 要配慮者利用施設、不特定多数の者が利用する地下施設等
洪水予報等の伝達者については市危機管理監とする。

種別	施設名	所在地	電話番号	対象河川（浸水深）
病院	上都賀総合病院	下田町 1-1033	64-2186	黒川（0.5m 未満）
診療所	大野医院	上田町 1915	65-3661	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	デイホームあゆみ	上殿町 721-1	60-2717	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	さわやかかぬま館	寺町 914-1	77-7400	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	いずみの里	泉町 2396-3	77-8177	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	At Home こころ	下田町 2-1050-2	74-5667	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	ほっとホームたまち	中田町 1352-7	65-7081	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	グループホームふれんど楡木	楡木町 720-1	74-7011	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	ケアステーションあさひ鹿沼	貝島町 5038-5	74-5921	黒川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	ふるさとホーム鹿沼	貝島町 5038-5	74-5923	黒川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	グループホームふれんどかぬま	貝島町 793-2	74-7477	黒川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	デイホームシャローム	貝島町 834-3	65-0590	黒川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	茶寮ピオトピア	北半田 1489-1	75-2800	思川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	花の器	北半田 1489-3	71-3939	思川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	デイサービス「暖らいふ」	北半田 1489-6	75-2883	思川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	デイサービスセンターいちごいちえ	万町 754-1	60-1115	黒川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	サービス付き高齢者向け住宅いちごいちえ	万町 754-1	60-1115	黒川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	宅老所はいこんちよ	御成橋町 1 丁目 2406-8	78-4347	黒川（0.5m 未満）
老人福祉	特別養護老人ホームハーモニー	村井町 146-6	63-5555	小藪川（0.5m 未満）
老人福祉	デイサービスセンターメロディー	村井町 146-6	63-5536	小藪川（0.5m 未満）
老人福祉	リハビリ処カークヤ	榎山町 606-2	78-5565	小藪川（0.5m 未満）
老人福祉	デイホームさつき	下沢 420-7	62-1422	大芦川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	特別養護老人ホームグリーンホーム	下日向 438-1	63-3800	大芦川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	グリーンホームデイサービスセンター	下日向 438-1	63-3800	大芦川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	ケアハウスなめがわ	富岡 914-8	62-1211	行川（0.5m 未満）
老人福祉	かのん	口栗野 862-1	85-8088	思川・栗野川（3.0～5.0m 未満）
老人福祉	特別養護老人ホームボブリ	下永野 270-2	84-7330	永野川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	和音	下永野 245-3	84-7332	永野川（0.5～3.0m 未満）
老人福祉	西鹿沼けあけあ	西鹿沼町 21-1	78-0344	小藪川（0.5m 未満）
高齢福祉	みなみふれあいセンター（南押原デイサービス）	楡木町 5	75-2220	黒川（家屋倒壊等氾濫想定区域）
障害福祉	プレリユード鹿沼	日光奈良部町 351-5	65-3464	黒川（0.5m 未満）
障害福祉	希望の家 スカイハイ	御成橋町 1-3002-13	65-7448	黒川（0.5m 未満）
障害福祉	希望の家 パワー	御成橋町 1-3002-13	64-1011	黒川（0.5m 未満）
障害福祉	希望の家 フレンズ	戸張町 2289-13	62-4011	黒川（0.5m 未満）
障害福祉	ミンナのオウチ	楡木町 457-1	77-7311	黒川（0.5m 未満）
障害福祉	希望の家 ジャンプ	玉田町 323-5	64-7748	黒川（0.5～3.0m 未満）
障害福祉	希望の家 ステップ	睦町 314-10	64-9449	黒川（0.5～3.0m 未満）
障害福祉	希望の家 フリーダム	下田町 2 丁目 1098-3	60-5833	黒川（0.5～3.0m 未満）
障害福祉	希望の家 リズム	朝日町 1947	65-6922	黒川（0.5～3.0m 未満）
障害福祉	放課後等デイサービスきずな+	上殿町 459-1	74-5050	黒川（0.5m～3.0m 未満）
障害福祉	ミンナのミカタ楡木	楡木町 458	77-7572	黒川（0.5m 未満）
障害福祉	日向希望の家	酒野谷 1166	62-8335	大芦川（0.5～3.0m 未満）
障害福祉	シンフォニーあわの	下永野 236-5	84-8004	黒川（0.5m 未満）
障害福祉	ソーシャルインクルーホーム鹿沼榎山町	榎山町 620-1	74-5806	小藪川（0.5m 未満）
障害福祉	日々とスバイス	上田町 1913	88-9064	黒川（0.5～3.0m 未満）
障害福祉	グループホームはなみどりふところほんちょう	府所本町 214-9	080-7316-3429	黒川・西武子川（0.5～3.0m 未満）
児童福祉	太陽さんさん保育園	銀座 1-1875	77-7191	黒川（0.5～3.0m 未満）
児童養護	くがの家（地域小規模グループホーム）	上久我 1078-3	65-8870	荒井川（0.5～3.0m 未満）
幼稚園	聖母幼稚園	戸張町 2491	63-2789	黒川（0.5m 未満）
幼稚園	鹿沼幼稚園	東末広町 1934-18	62-2831	黒川（0.5～3.0m 未満）
保育所	青い鳥幼児園	鳥居跡町 985-8	62-8730	黒川（0.5m 未満）
保育所	こじか保育園	万町 919	62-3571	黒川（0.5m 未満）
保育所	沖保育園	上殿町 515-5	65-1187	黒川（0.5m 未満）
保育所	沖保育園分園	上殿町 721-4	65-0089	黒川（0.5m 未満）
保育所	清洲保育園	深程 116-1	75-5811	思川（0.5～3.0m 未満）
保育所	リトルもろ	貝島町 658-1	77-7120	黒川（0.5m～3.0m 未満）
保育所	南保育園	磯町 126-1	75-2041	黒川（家屋倒壊等氾濫想定区域）
保育所	あづま保育園	千渡 750	62-1187	武子川（0.5m 未満）
保育所	村井保育園	村井町 126-1	62-5225	小藪川（0.5m 未満）
保育所	栗野保育園	口栗野 754-3	85-2366	思川・栗野川（0.5～3.0m 未満）
認可外保育	かみつが保育園	下田町 1-5504-4	74-5560	黒川（0.5～3.0m 未満）
認可外保育	宇都宮ヤクルト販売（株）鹿沼中央保育所	貝島町 5028-3	64-4592	黒川（0.5～3.0m 未満）
学童保育	青い鳥キッズクラブ	鳥居跡町 985-8	60-1699	黒川（0.5m 未満）
学童保育	AI A・S・A 愛学童保育	上殿町 721-4	65-0089	黒川（0.5m 未満）
学童保育	スマイルクラブ	楡木町 492-1	75-3565	黒川（0.5m 未満）
学童保育	学童保育クラブ宙	玉田町 60-2	070-1374-7097	黒川（0.5～3.0m 未満）
学童保育	東児童会	東末広町 1082	63-8309	黒川（0.5～3.0m 未満）
学童保育	学童保育きよすクラブ	深程 116-1	85-2358	思川（0.5～3.0m 未満）
学童保育	学童保育館にっこりくらぶ	上材木町 1753	62-5974	黒川（0.5m 未満）

< 二次災害防止の関係 >

種別	施設名	所在地	電話番号	対象河川（浸水深）
学童保育	わんぱくランド	千渡 750	62-1187	武子川（0.5m 未満）
学童保育	元気いたがっ子クラブ	板荷 2775	64-8464	黒川（0.5～3.0m 未満）
学童保育	菊沢西学童	見野 75	080-5175-1924	黒川（0.5m 未満）
学童保育	学童保育かもしかクラブ	村井町 126-1	62-5225	小藪川（0.5m 未満）
学童保育	加蘇地区学童クラブ	加園 2800	090-3219-3996	荒井川（0.5m 未満）
学校	北押原中学校	縦山町 297	62-3473	黒川・小藪川（0.5m 未満）
学校	北押原小学校	縦山町 82	62-3480	黒川（0.5m 未満）
学校	鹿沼高校	万町 960	62-5115	黒川（0.5m 未満）
学校	東小学校	東末広町 1082	62-7245	黒川（0.5～3.0m 未満）
学校	東中学校	府中町 393	62-7225	黒川・西武子川（0.5～3.0m 未満）
学校	津田小学校	深津 1390	76-2608	武子川（0.5m 未満）
学校	板荷小学校	板荷 2775	64-8251	黒川（0.5～3.0m 未満）
学校	菊沢西小学校	見野 75	62-3479	黒川（0.5m 未満）
学校	北小学校	泉町 2457	62-3421	黒川（0.5m 未満）
学校	清洲第二小学校	北半田 1515	75-2662	大芦川（0.5m 未満）
学校	加園小学校	加園 2800	62-3482	荒井川（0.5m 未満）
学校	清洲第一小学校	久野 620-1	85-2543	思川（0.5～3.0m 未満）
学校	栗野小学校	口栗野 802	85-2034	思川・栗野川（0.5～3.0m 未満）
学校	栗野中学校	口栗野 1160	85-8787	思川（0.5～3.0m 未満）
地活センター	鹿沼ひまわり	御成橋町 1-2278-7	63-3014	黒川（0.5m 未満）
その他	ひまわりサロン	万町 919	62-3571	黒川（0.5m 未満）
その他	あおぞらサロン	深程 116-1	75-5811	思川（0.5～3.0m 未満）
その他	つどいの広場ゆーとりん	西鹿沼町 160-1	63-1003	小藪川（0.5～3.0m 未満）

※病院、診療所は、有床施設・透析治療が行われる施設を対象とする。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条関係

(1) 住民

洪水予報等の伝達者については市危機管理監とする。警報等の伝達方法は、防災情報メール、防災情報アプリ、鹿沼市LINE、緊急速報メール、鹿沼市ホームページ、鹿沼ケーブルテレビ、自治会長への電話、広報車等による巡回広報とする。

現象	対象区域箇所番号	避難所
急傾斜	205-I-027～033・162・1013、205-II-042～044・160・161・1035、205-III-1010～1012	西中学校
急傾斜	205-I-016・017	東中学校
急傾斜	205-I-034・035・037、205-II-164・165・1041	鹿沼高等学校
急傾斜	205-I-023～026・1011・1012、205-II-041・1039、322-II-133～138	北小学校
急傾斜	205-II-1036・1040、205-III-1008・1009	鹿沼商工高等学校
急傾斜	205-I-013・014、205-II-045～047	菊沢コミュニティセンター
急傾斜	205-I-015・1019、205-II-039・040・048・1063・1067、205-III-1033	菊沢東小学校
急傾斜	205-I-1018・1020、205-II-023～038・1035・1062・1064・1065・1072	菊沢西小学校
急傾斜	205-I-155、205-II-088～103・146～159・162・163・166・1022・1023・1033・1034・1055～1059・1066、205-III-011～015・1021～1026・1031・1032	西小学校
急傾斜	205-I-012、205-II-1037・1038、205-III-1013	北押原小学校
急傾斜	205-II-001～022・1060・1061・1068～1071、205-III-001～004・1028～1030・1034・1035	板荷小学校
急傾斜	205-I-002～005・1016・1017、205-II-052～087・1042～1054、205-III-005～010・1014～1020	西大芦コミュニティセンター
急傾斜	205-I-006・007・1004～1010・1014・1015、205-II-104～118・120～145、1010～1021・1024～1032、205-III-016～018・023・1001～1007・1027	加園小学校
急傾斜	205-I-020・022、205-II-049～051	さつきが丘小学校
急傾斜	205-I-019	みどりが丘小学校
急傾斜	205-I-010・011・1001～1003、205-II-205～211・1005～1008、205-III-028、322-I-029～033	南摩中学校
急傾斜	205-I-009、205-II-119、205-II-167～204、205-II-1001～1004、322-II-1060・1061、205-III-019～022、205-III-024～027	上南摩小学校
急傾斜	205-II-1009	楡木小学校
急傾斜	322-I-022・029～033・1001～1003・1010、322-II-133～138・1004～1007、1013～1015・1018・1041～1053、322-III-023・1001～1003・1005～1007・1017～1023	栗野小学校
急傾斜	322-I-023～028、322-II-083～132・1038・1039、322-III-024～034・1025	栗野中学校
急傾斜	322-I-007～021・1005・1006、322-II-040～082・1024～1037、322-III-016～022・1008～1016・1026	粕尾コミュニティセンター
急傾斜	322-I-001・002・1004、322-II-001～032・1001～1003・1008～1012・1016・1017・1020・1021、322-III-001～008・1004	永野小学校
急傾斜	322-I-003～006、322-II-033～039・1019・1054～1059、322-III-009～015・1024	清洲第二小学校
土石流	2162・2163、J2147-2～3、J2151、J2152、I B1010	西中学校
土石流	02103・02104、2101～2103、J2101～J2103、J2101-1～6、J2103-1～5、J2107～J 2113、J2107-1～4、J2111-2・3、J2113-1～4、J2113-6	鹿沼高等学校
土石流	02105	北小学校
土石流	02106、J2153-6	菊沢東小学校
土石流	2148、2160・2161、J2147-5、J2153、J2153-1～3、II B1022・1023、	菊沢西小学校
土石流	2122、2145～2147、J2129-10～13、J2129-9、J2130～J2135、J2130-1、J2133-1、J2134-1・2、J2135-1・2、J2144～J 2147、J2145-1、J2147-1、I B1011～1014、II B1017・1019・1020、III B1011	西小学校
土石流	02102、III B1006	北押原小学校
土石流	2149～2159、2164・2165、J2147-10～12、J2147-6～9、J2148～J2150、J2148-1、J2149-1・3、J2150-1～8、J2153-4～5、I B1015～1018、II B1021、III B1012～1016	板荷小学校

< 二次災害防止の関係 >

現象	対象区域箇所番号	避難所
土石流	2123～2144、J2136～J2143、J2136-1、J2137-1～5、J2138-1～3、J2140-1～3、J2142-1～8、J2143-1・2、 Ⅱ B1018、ⅢB1007～1010	西大芦コミュニティセンター
土石流	2104～2121、J2100-1～3、J2104～J2106、J2106-1～6、J2113-7・8、J2114～J2129、J2115-1・2、J2117-1、 J2118-1、J2119-1～5、J2125-1、J2129-1～8、Ⅰ B1001～1003・1005、Ⅱ B1001・1002・1006～1015、 ⅢB1001～1005	加園小学校
土石流	J2100-4、J2113-5、Ⅰ B1004、Ⅱ B1003	南摩中学校
土石流	2101～2103、J2101～J2103、J2101-1～6、J2103-1～5、J2107～J 2113、J2107-1～4、J2111-2・3、 J2113-1～4、J2113-6、Ⅱ B1004・1005・1016	上南摩小学校
土石流	02101	楡木小学校
土石流	02313～02324、2323、2331・2333・2334、J2326・J2327、J2343-1、J2344・J2345、J2344-3、Ⅰ B2003、 Ⅱ B2004、Ⅱ B2011～2019、ⅢB2004～2007	栗野小学校
土石流	02311・02312、2322、2324～2330、2347・2348 J2325、J2325-1～6、J2327-1～8、J2328～J2343、J2328-1、 J2329-1～6、J2330-1、J2331-1、J2332-1、J2334-1・2J2336-1、J2337-1、J2339-1・2、J2340-1～6、J2341、 J2342、J2363～J2368、J2368-3・4、J2369	栗野中学校
土石流	02303～02310、2303～2316、2317～2321、J2303～J2308、J2308-2・3、J2305-1、J2306-1・2、J2308-1、 J2309～J2324、J2311-1～3、J2313-1～3、J2317-1、J2322-1、J2324-1、Ⅰ B2001・1002、Ⅱ B2007～2009、 ⅢB2003、ⅢB2009	粕尾コミュニティセンター
土石流	2336～2346、J2345-1・2、J2346～J2362、J2346-1～3、J2348-1、J2355-1・2、J2356-1、J2357-1・2、 J2358-1～3、J2359-1、J2361-1・2、J2362-1・2、Ⅱ B2001～2003、Ⅱ B2005・2006、ⅢB2001・2002	永野小学校
土石流	02301・02302、2301、J2300-1・2、J2301J2368-1・2、J2370、ⅢB2008	清洲第二小学校
地すべり	草久、両ノ手	西大芦コミュニティセンター
地すべり	引田	西小学校
地すべり	上粕尾	粕尾コミュニティセンター

<二次災害防止の関係>

(2) 要配慮者利用施設、不特定多数の者が利用する地下施設等
警報等の伝達者は危機管理監とする。

種別	施設名	所在地	電話番号	対象区域箇所番号
高齢福祉	芦の子田中さん家	草久 986-1	70-1070	急傾斜 205-Ⅰ-004 急傾斜 205-Ⅱ-078-1 土石流 2139-2
高齢福祉	無量荘(デイサービス)	板荷 2971-1	64-8371	土石流 2158
高齢福祉	むへん	板荷 2972-1	77-5400	土石流 2158
高齢福祉	養護老人ホーム鹿沼市千寿荘	日吉町 386	62-3561	土石流 2104
高齢福祉	かすお(デイサービス)	中粕尾 255-2	83-7500	土石流 2311
高齢福祉	ほほえみ鹿沼	上南摩町 195-9	77-7381	急傾斜 205-Ⅰ-1001
高齢福祉	介護老人保健施設ほほえみ	今宮町 1682-2	64-2134	急傾斜 205-Ⅰ-1012
障がい福祉	シンフォニーあわの	下永野 236-5	84-8004	土石流 J 2346-1
障がい福祉	クルーキッズ鹿沼	日吉町 839-8	74-79001	急傾斜 205-Ⅰ-026
保育	なんま保育園	西沢町 434	63-8327	土石流 J2113-5
保育	認定おおぞらこども園	口栗野 1397-1	85-3800	土石流 J2325-6
児童福祉	学童保育元気クラブ(栗野福祉センター)	口栗野 1817	85-3800	急傾斜 322-Ⅰ-031 土石流 2333
児童福祉	夢広場なんま学童	西沢町 329-2	77-3622	急傾斜 205-Ⅰ-010
児童福祉	加蘇地区学童クラブ	加園 2800	090-3219-3996	土石流Ⅰ B1002 土石流Ⅰ B1003
児童福祉	くがの家	上久我 1078-3	71-1103	土石流 J 2119-3
児童福祉	元気いたがっ子クラブ	板荷 2775	64-8464	土石流 J2150-4
学校	永野小学校	上永野 310	84-0023	急傾斜 322-Ⅱ-1012 土石流 J2360 土石流 J2361
学校	加蘇中学校	加園 1841	64-0962	急傾斜 205-Ⅰ-007 土石流 J2129-4
学校	上南摩小学校	上南摩町 732	77-3073	急傾斜 205-Ⅰ-009 土石流 J2111-2
学校	南摩小学校	油田町 1000	77-2014	急傾斜 205-Ⅰ-010
学校	粕尾小学校	下粕尾 1444-1	83-0866	急傾斜 322-Ⅰ-017 急傾斜 322-Ⅰ-018 土石流 2313
学校	板荷小学校	板荷 2775	64-8251	土石流 J2150-4
学校	加園小学校	加園 2800	62-3482	土石流Ⅰ B1002 土石流Ⅰ B1003
学校	鹿沼東高等学校	千渡 2050	62-7051	急傾斜 205-Ⅰ-1019
病院	御殿山病院	今宮町 1682-2	64-2131	急傾斜 205-Ⅰ-1012

※病院、診療所は、有床施設・透析治療が行われる施設を対象とする。

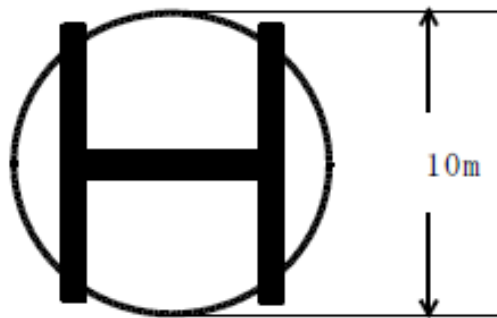
臨時ヘリポート設置基準

1 選定上の留意点

- (1) 地盤は、堅固な平坦地のこと。(コンクリートが最適)
- (2) 地面斜度 6 度以内のこと。
- (3) 四方に仰角 9 度 (OH-6 の場合は 12 度) 以上の障害物がないこと。
又離着陸に要する地積 (次ページ参照) を確保できること。
- (4) 二方向以上から離着陸が可能であること。
- (5) 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- (6) 大型車両等が進入できること。
- (7) 林野火災における空中消火基地の場合、面積 (100m×100m 以上)、水利 (100t 以上) を考慮すること。
 - ① 水利、水源に近いこと。
 - ② 複数の駐機が可能なこと。
 - ③ 補給基地が設けられること。
 - ④ 気流が安定していること。

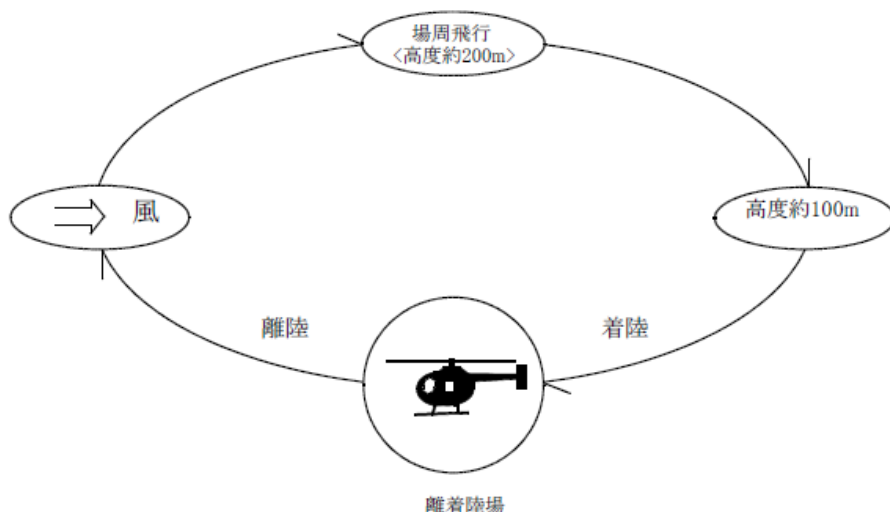
2 整備上の留意点

- (1) 風向風速を上空から確認できるようにするためヘリポート近くに立てる吹き流し、旗又は発煙筒を事前に準備しておく。また、夜間用には灯火標識 (着陸地点の各隅に示すカンテラ等) を用意しておく。
- (2) 着陸点の中央にH印を示すための石灰粉等を準備しておく。



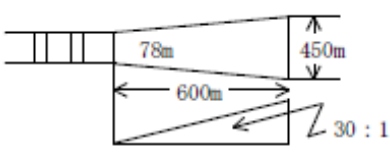
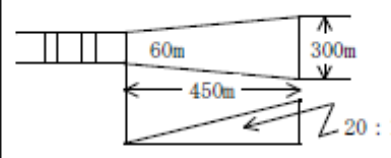
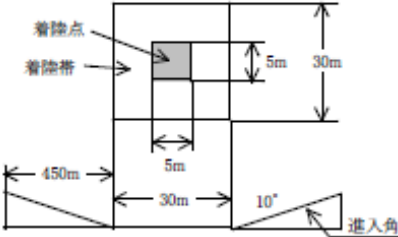
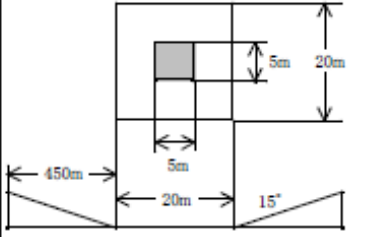
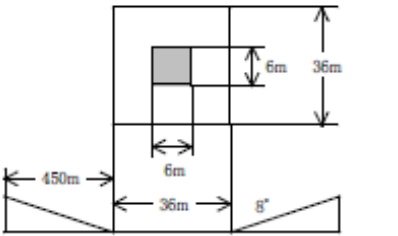
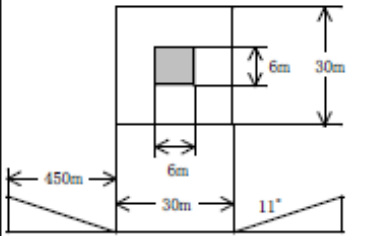
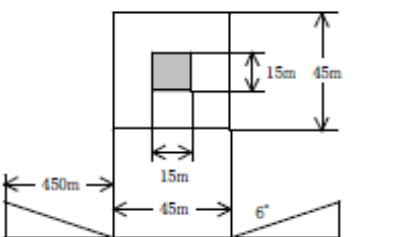
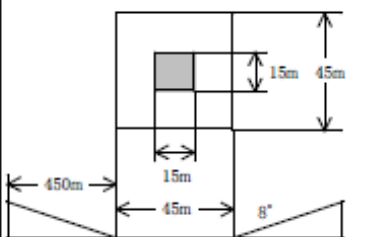
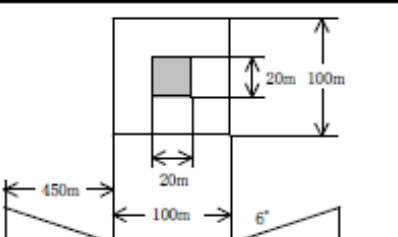
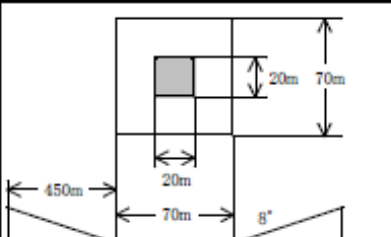
- (3) 物資を大量に輸送する場合には、搭載量を超過しないようするための重量計を用意しておく。
- (4) 離着陸場と市役所等との連絡を行う通信手段、機器を用意しておく。
- (5) その他、消火設備、補給設備等を準備しておく。

※ヘリコプターは風に向って通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではないため、ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくことが重要である。



3 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

(1) 着陸のための最小限所要地積

1			a	b	c
			項 目	標 準	応 急
2	固定翼機	LR-1	滑走路	800m 30m 	600m 20m 
			進入区域		
3	回 転 翼 機	OH-6			
4		UH-1H AH-1S			
5		V-107 UH-60J			
6		CH-47			
備 考			1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

(2) 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1	a	b	c
	機 種	同時発着数 4	同時発着数 1 2
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H、AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107、UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

臨時ヘリポート等一覧表

(1) 飛行場外離着陸場

No	場外離着陸場名	所在地 (栃木県及び郡名略)	適地面積	承諾者
1	鹿沼市消防本部	鹿沼市上殿町 520-1	94m×69m	鹿沼市長(消防本部) (0289)63-1141
2	栗野総合運動公園	鹿沼市口栗野 1222-3	210m×125m	鹿沼市長(スポーツ振興課) (0289)63-2253

(2) 災害時のヘリコプターの発着適地点一覧

No	発着場	所在地	適地面積	摘要
1	中央小学校校庭	今宮町 1624	70m×80m	東側校舎、東西南北側民家
2	北小学校校庭	泉町 2457	80m×80m	北側校舎、南側樹木、東側民家
3	東中学校校庭	府中町 393	100m×100m	北側校舎、東西南側民家
4	西小学校校庭	上日向 606	60m×80m	北側校舎、東側樹木
5	旧久我小学校校庭	上久我 60-3	60m×70m	西側校舎
6	板荷小学校校庭	板荷 2775	70m×57m	北側校舎
7	菊沢東小学校校庭	仁神堂町 530	75m×66m	北側校舎
8	北中学校校庭	武子 708	90m×80m	北側校舎
9	北押原中学校校庭	縦山町 297	120m×70m	北側校舎、西・南側民家
10	津田小学校校庭	深津 1390	80m×60m	北側校舎
11	池ノ森小学校校庭	池ノ森 757-1	100m×80m	北側校舎
12	北犬飼中学校校庭	上石川 1573	120m×70m	北側校舎
13	南摩中学校校庭	西沢町 1414	75m×80m	北側校舎
14	南押原中学校校庭	磯町 1085	65m×80m	北側校舎
15	みなみ小学校校庭	南上野町 503	150m×90m	北側校舎、東側樹木
16	黒川緑地公園	府中町 391-2 地先	100m×50m	南・北側橋梁
17	鹿沼運動公園陸上競技場	旭が丘 3164-1	115m×170m	東側トレーニングセンター
18	自然の森総合公園野球場	流通センター102	100m×120m	周囲樹木
19	古峯神社駐車場	草久 3027	120m×70m	南側山林
20	栗野コミュニティスポーツ施設	口栗野 1812	93m×95m	北側旧校舎、西側市施設
21	粕尾コミュニティスポーツ施設	中粕尾 273-2	95m×65m	北西側市施設、北側山林
22	永野第1コミュニティスポーツ施設	上永野 770	78m×75m	西側市施設、北側山林
23	芦の郷公園	引田 1789-1	61m×75m	北側民家、西側市施設
24	西大芦フォレストビレッジ	草久 930-2	100m×110m	南側高台、周囲立木、北西側バックネット
25	台の原公園野球場	さつき町 2	115m×124m	北側・西側高圧鉄塔、北側バックネット、周囲立木

備蓄倉庫等一覧表 (R7.1 現在)

No.	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11			
備蓄倉庫等名称	コミュニティ 防災センター (昭和 56 年度)		北部防災 コミュニティセンター (平成 13 年度)		東中学校 備蓄倉庫 (平成 13 年度)		津田小学校 備蓄倉庫 (平成 14 年度)		菊沢西小学校 備蓄倉庫 (平成 15 年度)		菊沢東小学校 備蓄倉庫 (平成 17 年度)		西中学校 備蓄倉庫 (平成 18 年度)		中央小学校 備蓄倉庫 (平成 23 年度)		栗野小学校 備蓄倉庫 (平成 26 年度)		東分署・各コミセン (菊沢以外 13 箇所) (平成 19 年度)		その他の避難所等 (32 箇所)		合 計 (全体面積㎡)	
倉庫面積(㎡)	300.05		90.20		51.45		48.00		48.00		48.00		46.89		44.00		40.00						766.59	
備蓄品名称	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位
食糧品	7,186	食	1,192	食	298	食	196	食	596	食	596	食	344	食	692	食	346	食	2,480	食	4,322	食	17,775	食
(ビスケット)	5,136	食	192	食	48	食	96	食	96	食	96	食	144	食	192	食	96	食	1,584	食	1,806	食	9,486	食
(アルファ米)	2,050	食	1,000	食	250	食	100	食	500	食	500	食	200	食	500	食	250	食	896	食	2,043	食	8,289	食
飲料水 (500ml)	13,032	本	480	本	120	本	240	本	240	本	168	本	240	本	240	本	168	本	1,800	本	1,660	本	18,388	本
毛布 (真空パック毛布)	2,207	枚	516	枚	120	枚	200	枚	220	枚	220	枚	430	枚	220	枚	120	枚	1,793	枚	1,520	枚	7,566	枚
アルミマット	90	枚	70	枚	20	枚	70	枚	20	枚	30	枚	60	枚	60	枚	30	枚	500	枚	350	枚	1,300	枚
非常用トイレ	5,200	回	100	回	100	回	200	回	120	回	100	回	120	回	100	回	100	回	1,300	回	3,700	回	11,140	回
かまどセット(五升釜)	4	台	1	台	1	台	1	台	1	台	1	台	1	台									10	台

【その他の資機材備蓄状況】

コミュニティ 防災センター	スプーンセット、卓上コンロ、卓上ガスボンベ、缶入アルコール燃料、石油ストーブ、可搬式動力ポンプ、ハンドマイク、ラジオ、トランシーバー、組立テント（2 間×3 間）、投光器、発電機、ガソリン携行缶、給水タンク（1000 リットル）、救急担架、脚立、非常用飲料水タンク、車椅子、救急医療セット、災害組織用救急箱、ワンタッチ式リヤカー、チェンソー、油圧式ジャッキ(2 トン)、ボトルクリップ、ボール(L=50cm)、万能オノ、スコップ、金棒(L=1.5m)、かけや、ナタ、オノ、ツルハシ、トラロープ（L=50m）、雨合羽、軍手、ゴム手袋(厚手)、腕章、ヘルメット、皮手袋、ヘッドランプ、懐中電灯、ビニールシート、ワンタッチテント、トイレ処理セット、段ボールベット、段ボールパーテーション、寝具セット、マスク、非接触型温度計、ワンタッチパーテーション、業務用扇風機、スポットクーラー、コードリール、手指消毒剤、ペーパータオル、ウェットティッシュ、フェイスシールド、防護服、使い捨て手袋 等
北部防災コミュニティセンター	救急医療セット、ワンタッチ式リヤカー、ワンタッチトイレ、ワンタッチテント、ガソリン発電機、ガソリン携行缶、LED 作業灯、段ボールベット、段ボールパーテーション、寝具セット、マスク、非接触型温度計、ワンタッチパーテーション、業務用扇風機、スポットクーラー、コードリール、手指消毒剤、ペーパータオル、ウェットティッシュ、フェイスシールド、防護服、使い捨て手袋 等
各コミセン (菊沢コミセン以外)	ガソリン発電機、ガソリン携行缶、ドラムコード、LED 作業灯、LED ランタン、段ボールパーテーション、マスク、非接触型温度計、ワンタッチパーテーション、業務用扇風機、スポットクーラー、コードリール、手指消毒剤、ペーパータオル、ウェットティッシュ、フェイスシールド、防護服、使い捨て手袋 等
学校	段ボールパーテーション、マスク、非接触型温度計、ワンタッチパーテーション、業務用扇風機、スポットクーラー、コードリール、手指消毒剤、ペーパータオル、ウェットティッシュ、フェイスシールド、防護服、使い捨て手袋 等

鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 4 日

条例第 50 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異状な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が、死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては、250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 9 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第 2 条に規定する場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円

エ 住居の全体が滅失(全壊、全焼及び流失を含む。)した場合 350 万円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間は、そのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する

鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 4 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿沼市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鹿沼市条例第 50 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害弔慰金の支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込書の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害状況、

＜災害復旧・復興の関係＞

得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人と連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑登録証明書(印鑑証明書を含む。以下同じ。)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(住所又は氏名の変更届)

第17条 借受人又は保証人について住所又は氏名の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡

＜災害復旧・復興の関係＞

たときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する

生活再建等の支援制度一覧

制 度 の 名 称	被災者生活再建支援制度					
支 援 の 種 類	給付					
支 援 の 内 容	●災害により住宅が全壊等した世帯に対して、生活再建資金を支給 ■支給限度額					
	被害等	世帯人員	合 計	基 礎 支 援 金	加算支援金	
					建設又は購入	補 修 賃 借
	全壊世帯	単身／複数	225／300	75／100	150／200	75／100 37.5／50
	大規模半壊世帯	単身／複数	187.5／250	37.5／50	150／200	75／100 37.5／50
	中規模半壊	単身／複数	75／100	—	75／100	37.5／50 18.75／25
活 用 で き る 方	●本制度が適用された地域で次の世帯 ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、総間規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）					
お 問 い 合 わ せ	都道府県、市町村					

制 度 の 名 称	災害弔慰金					
支 援 の 種 類	給付					
支 援 の 内 容	●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給 ●災害弔慰金の支給額は次のとおり ・生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給					
活 用 で き る 方	●災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方）のご遺族 ●支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母					
お 問 い 合 わ せ	市町村					

制 度 の 名 称	災害障害見舞金					
支 援 の 種 類	給付					
支 援 の 内 容	●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給					
活 用 で き る 方	●災害により以下のような重い障害を受けた方 ① 両眼が失明した人 ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥ 両上肢の用を全廃した人 ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧ 両下肢の用を全廃した人 ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人					
お 問 い 合 わ せ	市町村					

制 度 の 名 称	災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）			
支 援 の 種 類	貸付			
支 援 の 内 容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。貸付限度額等は次のとおり。			
	貸 付 限 度 額		世帯主に1か月以上の負傷がある場合	世帯主に1か月以上の負傷がない場合
		ア 当該負傷のみ	150万円	－
		イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	150万円
		ウ 住居の半壊	270万円	170万円
		エ 住居の全壊	350万円	250万円 （エの場合を除く）
		エ 住居の全体の滅失又は流失	－	350万円
	貸付利率	年3％（据置期間中は無利子）		
	据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
	償還期間	10年以内（据置期間を含む）		
活 用 で き る 方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の1／3以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ●所得制限がある。			
	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額		
	1人	220万円		
	2人	430万円		
	3人	620万円		
	4人	730万円		
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。		
	問 い 合 わ せ	市町村		

制 度 の 名 称	災害援護資金（生活福祉資金制度）		
支 援 の 種 類	融資		
支 援 の 内 容	●災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費を貸し付ける。		
	●住宅の補修、家財の購入に活用できる。		
	●貸付限度額等は次のとおり。		
	貸 付 限 度 額	150万円	
	貸 付 利 率	年３％（据置期間中は無利子）	
	据 置 期 間	１年以内（災害の場合２年以内とすることができる）	
	償 還 期 間	７年以内	
活 用 で き る 方	●低所得世帯、生活保護世帯が対象。		
	●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。		
問 い 合 わ せ	都道府県、市町村、社会福祉協議会		

<災害復旧・復興の関係>

制 度 の 名 称	災害復旧資金貸付												
支 援 の 種 類	融資												
支 援 の 内 容	●災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資 ●災害復旧資金貸付は、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫において受付 ●国民生活金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおり <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ●中小企業金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>1億5千万円以内</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>10年以内（うち2年以内の据置可能）</td></tr> </table> ●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸 付 限 度 額</td><td>必要に応じ一般貸付枠を超える額</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr> </table> ●国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる。	貸 付 限 度 額	①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内	償 還 期 間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸 付 限 度 額	1億5千万円以内	償 還 期 間	10年以内（うち2年以内の据置可能）	貸 付 限 度 額	必要に応じ一般貸付枠を超える額	償 還 期 間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）
貸 付 限 度 額	①直接的な被害を受けた中小企業者（「被害証明書」、「特別被害証明書」又は「り災証明書」が必要）：6,000万円以内 ②取引先等が被災したため売上が減少する等間接的な被害を受けた中小企業者：被害証明書等を持っている者：6,000万円以内 被害証明書等を持っていない者：3,000万円以内												
償 還 期 間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸 付 限 度 額	1億5千万円以内												
償 還 期 間	10年以内（うち2年以内の据置可能）												
貸 付 限 度 額	必要に応じ一般貸付枠を超える額												
償 還 期 間	設備資金20年以内（うち3年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち3年以内の据置可能）												
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等												
お問い合わせ	日本政策金融公庫、商工組合中央金庫												

制 度 の 名 称	災害復旧高度化資金						
支 援 の 種 類	融資						
支 援 の 内 容	●大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸し付ける。 ●支援の内容は次のとおり <table border="1"> <tr> <td>貸 付 割 合</td><td>90%以内</td></tr> <tr> <td>償 還 期 間</td><td>20年以内（うち3年以内の据置可能）</td></tr> <tr> <td>貸 付 利 率</td><td>無利子</td></tr> </table> ●資本金や業種等の条件がある。	貸 付 割 合	90%以内	償 還 期 間	20年以内（うち3年以内の据置可能）	貸 付 利 率	無利子
貸 付 割 合	90%以内						
償 還 期 間	20年以内（うち3年以内の据置可能）						
貸 付 利 率	無利子						
活用できる方	●中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合。 ①既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合 ②施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合						
問 い 合 わ せ	都道府県、中小企業基盤整備機構						

制 度 の 名 称	日本政策金融公庫による資金貸付
支 援 の 種 類	融資
支 援 の 内 容	日本政策金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行う。 ○主な農業融資 農業経営維持安定資金：災害等により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金融資 農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金融資 ○主な林業融資 林業経営安定資金：樹苗等で災害により必要となる経営再建・収入減補てんのための資金融資 林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資 ○主な漁業融資 沿岸漁業経営安定資金：経営再建・収入減補てんのための資金融資 漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧等の資金融資 ○農林漁業共通 農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金融資 ●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がある。
活用できる方	●農林漁業者、組合
問 い 合 わ せ	日本政策金融公庫

制度の名称	天災融資制度																																												
支援の種類	融資																																												
支援の内容	●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。																																												
	●天災融資制度の内容は次のとおり。																																												
	【天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法】																																												
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分 \ 融資限度額</th><th colspan="3">①又は②のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>55</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>45</td><td>200</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>50</td><td>500</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>50</td><td>200</td><td>2,000</td></tr></table>				区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額			①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500	一般農業者	45	200	2,000	林業者		45	200	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	500	2,500	水産動植物養殖資金	50	500	2,500	一般漁業者	50	200	2,000
	区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額																																										
			①損失額の%	②万円																																									
				個人	法人																																								
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500																																								
		一般農業者	45	200	2,000																																								
	林業者		45	200	2,000																																								
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																									
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500																																									
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500																																									
	一般漁業者	50	200	2,000																																									
●被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。																																													
【激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律】																																													
<table><tr><th colspan="2" rowspan="3">区分 \ 融資限度額</th><th colspan="3">①又は②のうちどちらか低い金額</th></tr><tr><th rowspan="2">①損失額の%</th><th colspan="2">②万円</th></tr><tr><th>個人</th><th>法人</th></tr><tr><td rowspan="2">農業者</td><td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般農業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td colspan="2">林業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="4">漁業</td><td>漁具購入資金</td><td>80</td><td>5,000</td><td>5,000</td></tr><tr><td>漁船建造・取得資金</td><td>80</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>水産動植物養殖資金</td><td>60</td><td>600</td><td>2,500</td></tr><tr><td>一般漁業者</td><td>60</td><td>250</td><td>2,500</td></tr></table>				区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額			①損失額の%	②万円		個人	法人	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500	一般農業者	60	250	2,000	林業者		60	250	2,000	漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000	漁船建造・取得資金	80	600	2,500	水産動植物養殖資金	60	600	2,500	一般漁業者	60	250	2,500	
区分 \ 融資限度額		①又は②のうちどちらか低い金額																																											
		①損失額の%	②万円																																										
			個人	法人																																									
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500																																									
	一般農業者	60	250	2,000																																									
林業者		60	250	2,000																																									
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000																																									
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500																																									
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500																																									
	一般漁業者	60	250	2,500																																									
●貸付利率、償還期限は次のとおりです。																																													
<table><tr><td>資格者</td><td>貸付利率</td><td>償還期限</td></tr><tr><td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者</td><td>6.5%以内</td><td>3年、4年、5年以内</td></tr><tr><td>(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者</td><td>5.5%以内</td><td>5年、6年以内</td></tr><tr><td>(イ) 特別被害農林漁業者</td><td>3.0%以内</td><td>6年以内</td></tr></table>				資格者	貸付利率	償還期限	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内	(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内	(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																														
資格者	貸付利率	償還期限																																											
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内																																											
(ア) 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内																																											
(イ) 特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内																																											
活用できる方	● 次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた方が対象。																																												
	(ア) 被害農林漁業者		(イ) 特別被害農林漁業者																																										
	1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上 2 樹体の損失額が30%以上		左のうち損失額が50%以上																																										
	1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上 2 林業施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上																																										
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上 2 水産施設の損失額が50%以上		左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上																																										
問い合わせ	市町村																																												

栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害の発生時において、栃木県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援（以下「相互応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に基づく相互応援については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び第67条第1項の規定により、県と県内の市町村との間で締結した「災害時における市町村相互応援に関する協定」の規定に関わらず、この協定を適用する。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物及び被災した市町村等による処理が困難と認められるその他廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあつせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあつせん
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に必要な行為

(応援要請)

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭又は電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び前項の規定による応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合においては、応援を要請した市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市町村等は、自らの業務に支障がない限り、応援を実施するものとする。

2 県又は被災した市町村等からの応援の要請がない場合において、緊急に応援の必要があると認めた市町村等は、応援を行うことができるものとする。

3 前項の規定により応援を行う市町村等は、その内容を県に報告するものとする。

(応援実施内容の報告)

第5条 前条に基づき応援を実施した市町村等は、その応援内容を応援報告書により県に報告するものとする。

(経費負担)

第6条 第4条第1項及び第2項に規定する応援に要する経費は、被災した市町村等が負担するものとし、応援した市町村等に支払うものとする。なお、その額は当該市町村等の間で協議の上、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 県及び市町村等は、平常時から必要な情報の相互交換等を実施し、この協定に基づく応援が円滑に行われるように努めるものとする。

(民間業者への協力要請)

第8条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、県においては環境森林部廃棄物対策課、市町村等においては、廃棄物処理担当部署とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成20年4月1日から適用する

<災害応援の関係>

この協定を証するため、本書 41 通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 20 年 3 月 21 日

栃木県知事 福 田 富 一

鹿沼市の防災行政無線等を活用した広報に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社宇都宮支社（以下「乙」という。）は、甲所有の同報系防災行政無線及び株式会社鹿沼ケーブルテレビによる文字情報システム（以下「防災行政無線等」という。）を活用した広報について、以下のとおり協定を締結する。

（広報の要請）

第1条 乙は、次の掲げるような事象が生じ、又は生ずるおそれがある場合、甲に対し、甲の所有する防災行政無線等を活用した広報を要請（以下「本要請」という。）することができる。

- (1) 電力需要の急増による節電のお願い
- (2) 電力不足による広範囲での停電の発生
- (3) その他非常災害等による停電の発生

2 前項の場合において、本要請については、乙の平日における勤務時間内に限るものとする。ただし、地域住民に甚大な影響が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合は、この限りではない。

（連絡方法及び要請内容）

第2条 前条に基づき広報を要請する場合、乙は、電話又はファクシミリにより行うものとする。

2 前項の本要請内容については、別紙1及び別紙2を標準とする。

（広報の決定及び内容）

第3条 甲は、第1条及び第2条に基づく乙からの要請に対して、広報の必要性を判断し、その可否について、電話又はファクシミリにより乙に連絡するものとする。

なお、広報の内容については、乙から提供される第2条の情報を原則とするが、その都度、甲乙協議の上決定するものとし、広報は甲の職員が行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

2 この協定に定める事項は、平成20年7月1日から実施する。

上記協定書の証として、本書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐藤 信

乙 栃木県宇都宮市戸祭1丁目11番18号
東京電力株式会社宇都宮支社
支社長 稲垣 宜昭

鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

1 目的

この協定は、鉄道災害発生時において鉄道事業者及び消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に努めるとともに、公共交通機関の早期運転再開の実施を図ることを目的とする。

2 用語の定義

- (1) 鉄道事業者とは、栃木県内で運行する鉄道事業者で別表のとおりとする。
- (2) 消防機関とは、栃木県内の消防本部で別表のとおりとする。
- (3) 消防隊とは、消防機関が編成する指揮隊、救急隊、救助隊、消火隊等の部隊をいう。
- (4) 消防活動とは、消防機関が実施する救急活動、救助活動、消火活動、火災原因調査等の活動をいう。
- (5) 支援活動とは、鉄道事業者が行う消防活動時における協力活動をいう。

3 連携の範囲

鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間（軌道内）及び駅構内の消防活動とする。なお、火災にあつては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

4 通報時の留意事項

- (1) 鉄道事業者は、災害を発見または覚知した場合、119番通報するとともに、消防機関が対応体制を整えるのに必要な以下の事項について、可能な限り情報提供するものとする。
 - また、第1通報の後、消防隊が到着するまでの間において、判明した内容についてもどうようにする。
 - ア 災害の種別（救急、救助、火災）及び事故の概要
 - イ 発生時刻
 - ウ 発生場所（駅舎内、駅間（最寄りA駅からB駅方向へ何Km地点等）、目標物、踏切名等）
 - エ 要救助者の数と状況
 - オ 消防隊が向かう入口（西口等、A駅からB駅方向へ何Km地点等）
 - カ 現場責任者の配置の有無及び氏名
 - キ 電源遮断の有無
 - ク 事業者がすでに行っている事項、旅客・乗客の避難誘導、初期消火等初動体制の内容
 - コ 爆発等を誘発するような危険物の有無
- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。

5 消防隊災害現場到着等の連絡調整

- (1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊が到着後、速やかに次の事項について、把握している情報を消防隊の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所へ誘導の支援活動を行うものとする。
 - ア 災害状況
 - イ 列車の運行状況
 - ウ 要救助者、避難者及び死傷者の状況
 - エ 監視員の配置状況
 - オ 電源遮断の有無
 - カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置状況
- (2) 消防隊の現場責任者は、消防機関の活動体制（人数、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

6 消防活動の連携

- (1) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。

＜災害応援の関係＞

- (2) 鉄道事業者は、消防隊からの消防活動上必要な指示、要請事項について可能な限り協力し、消防活動を効率的に実施するための可能な範囲で必要な技術者、施設及び資機材の提供等の支援活動を行うものとする。
- (3) 消防隊の現場責任者は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び必要に応じて電源遮断野措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者に線路内に立入ることについて承諾を得た後、消防活動を行うものとする。
- (4) 消防隊の現場責任者は、災害現場に鉄道事業者の現場責任者が不在で、(3)に定める確認及び承諾が得られないときは、緊急連絡先を通じ鉄道事業者に対し、確認及び協議を行い、消防隊の現場責任者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を行うものとする。

7 事前対策

消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りを行うひつようがあるため、相互に緊急連絡体制を明確にするものとする。

8 消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

9 情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法、救助用資機材の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

10 その他

- (1) 本協定の内容を改定する必要があるときは、鉄道事業者及び消防機関が協議するものとする。
- (2) 本協定に定めるもののほか、鉄道災害の安全管理に関し必要な事項は、関係する鉄道事業者及び消防機関が別途協議し、定めるものとする。

本協定成立の証として、本書18通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月30日

(鉄道事業者)

東日本旅客鉄道株式会社

常務取締役 東京支社長 中村弘之

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 大宮支社長

横山裕司

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 高崎支社長 鎌田伸一郎

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員 水戸支社長

土屋忠巳

東日本旅客鉄道株式会社

取締役 仙台支社長 田浦芳孝

東武鉄道株式会社

常務取締役 鉄道事業本部長 柴田浩一郎

<災害応援の関係>

(消防機関)

宇都宮市消防本部

消防長 狐 塚 和 男

足利市消防本部

消防長 村 田 雅 雄

鹿沼市消防本部

消防長 岩 出 勝 美

日光市消防本部

消防長 高 槻 精 一

小山市市消防本部

消防長 山 崎 仁

石橋地区消防組合消防本部

消防長 落 合 秋 男

大田原地区広域消防組合消防本部

消防長 村 田 明 夫

栃木地区広域行政事務組合消防本部

消防長 日向野 猛

黒磯那須消防組合消防本部

消防長 人 見 潤

南那須地区広域行政事務組合消防本部

消防長 奥 畑 幸 一

佐野地区広域消防組合消防本部

消防長 佐 山 朝 勇

塩谷広域行政組合消防本部

消防長 村 上 芳 忠

危険箇所の情報提供に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と、東京電力株式会社宇都宮支社（以下「乙」という。）は、市内の道路・標識等の損傷、土砂崩れ等（以下「危険箇所」とする。）に関する情報提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙の社員および委託員（以下「ロードサポーター」という。）が、市内において危険箇所を発見した場合、甲に情報を提供することにより、危険箇所を「早期に発見」、「早期に対応」をし、市民の生活環境の安全・安心を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 ロードサポーターは、業務遂行中に危険箇所を発見した場合は、速やかに甲の総務課防災対策室に情報提供するものとする。

（提供方法等）

第3条 前条に基づく情報提供は、電話連絡とする。ただし、甲が必要とする場合は、別に定める「危険箇所情報連絡票」により、甲の総務課防災対策室へファクシミリにより送信する。

（活動期間）

第4条 本協定に基づく活動期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。
ただし、甲および乙から解除の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとする。

（協定の解除）

第5条 甲または乙が実施期間中に活動の解除を申し出たときは、相互に協定の解除ができるものとする。

（その他）

第6条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議しこれを解決するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成21年9月30日

甲 鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市長 佐藤 信

乙 宇都宮市戸祭1丁目11番18号
東京電力株式会社宇都宮支社

支社長 稲垣 宜昭

災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、鹿沼市の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が鹿沼市災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

- （1） 甲が鹿沼市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で提供すること。
- （2） 甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。
- （3） 前2号の飲料水等の提供に当たって必要な役務を提供すること。

（協力要請の手続）

第2条 甲が、前条第1号又は第3号に規定する事項の実施について乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

3 前条第2号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

（協力の方法）

第3条 乙は、第2条1号の事項を実施するときは、甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、第2条第2項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力に要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この協定を1年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

この協定の締結の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月11日

<災害応援の関係>

甲 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 東京都渋谷区本町三丁目47-10
株式会社 伊藤園
代表取締役社長 本 庄 大 介

災害時の医療救護に関する協定

大規模災害発生時には、多方面にわたる救援・支援が必要になる。その第一には被災者の生命と健康の確保である。災害時における医療救護の万全を期するため、鹿沼市（以下「甲」という。）と上上都賀郡市南部地区医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の医療救護に関する業務の実施について、甲が乙に対し鹿沼市地域防災計画の規定により協力を要請する場合において、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護）

第2条 乙は、前条の規定に基づく医療救護活動の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護活動計画の策定に努めるものとする。

2 医療救護活動は、次の事項等とする。

- （1）医療救護班の編成及び医療救護活動に関すること。
- （2）医療機関における救護に関すること。
- （3）郡市医師会等関係機関との連絡体制に関すること。
- （4）その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、鹿沼市地域防災計画に基づき、必要に応じて乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し災害現場等に派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により医療救護班を派遣できるものとする。この場合、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

4 乙は隣市等において災害が発生した場合、災害時における市町村相互応援に関する協定（県内市町）に基づき災害現場等に医療救護班を派遣するものとする。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する医療救護班の指揮は、上都賀郡市南部地区医師会防災救急医療団団長が行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、甲から要請のあった災害現場等において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急措置及び医療
- （2）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等必要な物品は、甲が供給するものとする。

（医療費）

第8条 災害現場等における医療費は原則として無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則患者負担とする。

（収容医療機関の指定）

第9条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

2 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に行えるよう、地域の病院並びに有床診療所に対し、協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等の状況について、把握しておくものとする。

<災害応援の関係>

(費用の弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

(1) 医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用(薬価及び消費税)

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

(4) 前各号以外で、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項、又は、この協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月26日

甲 鹿 沼 市
市 長 佐 藤 信

乙 上都賀郡市南部地区医師会
代 表 奥 山 明 彦

災害時の歯科医療救護に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿沼歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護活動計画）

第2条 乙は、前条の規定に基づく歯科医療救護活動の協力要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、歯科医療救護活動計画を策定するものとする。

2 前項の歯科医療救護活動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医療救護班の編成及び歯科医療救護活動の内容に関すること。
- （2）関係機関との連絡体制に関すること。
- （3）指揮系統に関すること。
- （4）医薬品、医療資機材等の備蓄に関すること。
- （5）その他歯科医療救護活動の協力要請に迅速かつ的確に対応するために必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、鹿沼市地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに歯科医療救護班を編成し、災害現場等に派遣するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急かつやむを得ないと認められるときは、乙の判断により歯科医療救護班を派遣できるものとする。この場合において、乙は、速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

4 乙は、隣接市町等において災害が発生したときは、災害時における市町村相互応援に関する協定（県内市町）に基づき、甲の要請を受け災害現場等に歯科医療救護班を派遣するものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班の指揮は、乙が指名する者が行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲から要請のあった災害現場等において、日本歯科医師会が策定した「大規模災害時の歯科医師会行動計画」に基づき歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）傷病者のスクリーニング（症状判別）
- （2）傷病者に対する応急措置の実施及び必要な歯科医療の提供
- （3）傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4）検死・検案に際しての法歯学上の協力（個人識別）
- （5）被災者に対する口腔ケア活動
- （6）その他状況に応じた処置

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動の円滑な遂行を確保するため、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 歯科医療救護班が使用する医薬品等その他の必要な物品は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有する物品を使用するものとする。

（医療費）

第8条 災害現場等の救護所等における医療費は原則として無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

<災害応援の関係>

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動に従事したことによる日当、超過勤務手当、旅費等の実費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定に基づく事業の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めるもの

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年7月28日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市万町931番地1
一般社団法人鹿沼歯科医師会
会長 佐川 徹

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社とちぎテレビ（以下「乙」という。）並びに株式会社栃木放送（以下「丙」という。）は、同法施行令第22条の規定に基づく災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、法第57条の規定に基づき乙及び丙に対し法第56条の規定による通知又は警告等の放送を要請する場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲は、法第56条の規定に基づき放送を求める場合は、乙及び丙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 放送の日時
- 4 その他必要な事項

第3条 乙及び丙は、前条による放送を求められ、その内容が法第56条の規定に適合すると認められたときは、放送内容、放送の種別及び日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年9月11日から実施する。

平成26年9月11日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市長 佐藤 信

乙 栃木県宇都宮市昭和2-2-2
株式会社とちぎテレビ
代表取締役社長 吉澤 文夫

丙 栃木県宇都宮市本町12-11
株式会社栃木放送
代表取締役社長 竹澤 一夫

鹿沼市災害応急対策の協力に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）、及び鹿沼市造園建設業協会（以下「乙」という。）は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策活動（災害対策基本法（昭和 36 法律第 223 号）に定める災害応急対策の実施に関する活動をいう。以下同じ。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う災害応急対策活動に当たって、乙又は乙の加盟業者からその保有する重機その他の資機材及び労力（以下「資機材等」という。）の提供、その他の協力を受けることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急活動のため、乙又は乙の加盟業者の協力が必要であると認める場合には、甲は、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、緊急を要し、事前に乙に依頼するいとまがないと認める場合には、甲は、乙の加盟業者に対して直接協力を要請できるものとし、甲は、事後速やかにその事実を乙に通知しなければならない。

（資機材等の提供）

第3条 乙又は乙の加盟業者は、この協定に基づく災害応急対策活動の協力に当たって、他に優先して甲に資機材等を提供するものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく災害応急対策活動に当たって、乙又は乙の加盟業者が要した費用は、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく災害応急対策活動のために乙又は乙の加盟業者が派遣した者が、当該活動により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により行うものとし、これにより難い場合には、甲、乙が協議の上処理する。

（遵守事項）

第6条 甲、乙は、この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次のことを遵守する。

（1） この協定を営利目的に利用しないこと。

（2） この協定の実施に關して知り得た秘密を他に漏らさないこと。

（3） この協定に基づく災害応急対策活動に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うこと。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

（その他）

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項の定めに疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月22日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

鹿沼市

市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市南上野町522番地110

鹿沼市造園建設業協会

会長 野口 正

災害時の災害応急業務の実施に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と鹿沼電設会（以下「乙」という。）とは、本市で大規模災害が発生した場合において、市民の安全と市民生活の早期安定を確保するためには、行政と民間が連携・協力し、地域の総力を挙げて、災害応急業務を推進していくことが重要であるとの共通の認識の下に次のとおり、相互に協力して災害応急業務を実施することについて協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、本市で大規模災害が発生した場合において、災害応急業務を実施する上で必要であると認めるときは、乙に対し、甲が管理する公共施設等の機能の確保及び回復に関する業務（以下「災害応急業務」という。）の実施について協力を要請することができるものとする。

（協力の実施）

第2条 乙は前条の規定により、甲から協力を要請された場合においては、災害応急業務の実施について、最大限の協力を行うものとする。この場合において、甲は、乙に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

（従事者の補償）

第3条 災害応急業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、同法が適用されない場合は、甲、乙協議の上補償するものとする。

（経費の負担）

第4条 この協定に基づく災害応急業務に当たって、乙が要した費用は甲が負担するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月22日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市
鹿沼市電設会
会長 南星電気(株)
代表取締役 田村 セ

災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と FV イーストジャパン株式会社北関東統括部 NPV 第一販売部 栃木営業所（以下「乙」という。）は、鹿沼市の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が鹿沼市災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

（1） 甲が鹿沼市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で提供すること。

（2） 甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。

（3） 前2号の飲料水等の提供に当たって必要な役務を提供すること。

（協力要請の手続）

第2条 甲が、前条第1号又は第3号に規定する事項の実施について乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

3 前条第2号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

（協力の方法）

第3条 乙は、第2条1号の事項を実施するときは、甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、第2条第2項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力を要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（協定の適用）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この協定を1年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

この協定の締結の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 鹿沼市茂呂61-1
FV イーストジャパン株式会社 北関東統括部 NPV 第一販売部
栃木営業所 所長 石塚 俊彦

災害時における災害応急対策の協力に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と全国建設労働組合総連合栃木県建設労働組合鹿沼支部（以下「乙」という。）とは、市民の生命、身体及び財産を地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）から保護するため、災害応急対策活動（災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5章に規定する災害応急対策の実施に関する活動をいう。以下同じ。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、乙が甲に対して行う協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策活動のため乙の協力が必要と認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により人員、資機材等を活用し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

3 前項の災害応急対策活動は、その人員、業務等が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用される範囲内で実施するものとする。

（災害応急対策活動の内容）

第3条 前条第1項の規定により、甲が協力を要請する災害応急対策活動は、次に掲げる業務とする。

（1）避難所等の公共施設の応急補修

（2）応急仮設住宅の建設

（3）緊急を要する資機材の調達及び輸送

（4）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力の要請方法）

第4条 甲は、第2条第1項の規定により協力を要請する場合は、当該協力の内容、日時、場所、必要資機材、その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により協力を要請し、その後、遅滞なく文書を交付するものとする。

（着手及び完了の報告）

第5条 乙は、甲から要請された災害応急対策活動に着手し、又は完了した場合には、文書によりその旨を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が災害応急対策活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく災害応急対策活動により乙の構成員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法により行うものとし、これにより難しい場合には、甲乙協議の上補償する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからこの協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

（協議）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項の定めに疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 5月 7日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市板荷815-3
全国建設労働組合総連合栃木県建設労働組合鹿沼支部
支部長 木村 成

災害時における物資供給に関する協定書

＜災害応援の関係＞

鹿沼市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認める場合は、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、前項の規定により要請する物資の範囲は、別表に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請（以下「要請」という。）は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがない時は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、要請を受けたときは、甲に物資を優先的に供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の供給後速やかに、当該供給の実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める方法により運搬させることができる。

2 甲は、乙が前条の規定による運搬に使用する車両を優先車両として、通行することができるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が、第6条第1項の規定による供給に要した物資の代金及び運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費、災害時直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定するものとする。

（費用の支払）

第9条 乙は請求書により前条第1項の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求があった場合は、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙とは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年5月7日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 雄一

災害時の医療救護に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と公益社団法人栃木県柔道整復師会鹿沼支部（以下「乙」という。）とは、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）発生時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市内で災害が発生した場合において、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時において、医療救護活動を行う必要が生じた場合は、医療救護班の派遣を乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに医療救護班を派遣するものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、要請に基づき災害現場等において医療救護活動を行うものとする。

2 前項の医療救護活動は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第4章に規定する業務の範囲とする。

（費用の負担）

第4条 甲乙がこの協定書に基づき医療救護活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、医療救護班が携行した衛生材料等の使用に係る実費をいう。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからこの協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年5月13日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市御成橋町1丁目2259番地1
公益社団法人栃木県柔道整復師会鹿沼支部
支部長 市川

災害時における災害情報の放送に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と鹿沼ケーブルテレビ株式会社（以下「乙」という。）とは、市民の生命、身体及び財産を地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）から保護するため、災害時における災害情報等の放送について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における災害情報等の放送について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、災害情報等を住民に伝達する必要があると判断したときは、乙に対し災害情報等の放送を実施するよう要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、文書によらず要請することができるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（放送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに災害情報等の放送を実施するものとする。

2 乙は、災害情報等の放送に必要な情報を甲に求めることができる。

3 乙は、災害情報等の放送に当たり、地域に密着したケーブルテレビ局としての使命に基づき、市民が求める情報を正確かつ迅速に伝達するよう努めなければならない。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、緊急時における情報の伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

（協議）

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項の定めに疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市上野町281番地4
鹿沼ケーブルテレビ株式会社
代表取締役社長 辻 孝

災害時における災害応急対策の協力に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県自動車整備振興会鹿沼支部（以下「乙」という。）とは、市民の生命、身体及び財産を地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）から保護するため、災害応急対策活動（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5章に規定する災害応急対策の実施に関する活動をいう。以下同じ。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施することができるよう、乙が甲に対して行う協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策活動のため必要と認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲の指示により人員、資機材等を活用し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

（災害応急対策活動の内容）

第3条 前条第1項の規定により、甲が協力を要請する災害応急対策活動は、次に掲げる業務とする。

- （1）道路交通確保のための障害物等の除去
- （2）被災者の救援、緊急自動車等の整備等の応急対策業務
- （3）応急対策活動用資機材の提供
- （4）その他甲が必要と認める業務

（協力の要請方法）

第4条 甲は、第2条第1項の規定により協力を要請する場合は、当該業務の内容、日時、場所、必要資機材その他必要な事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の他の通信手段又は口頭により協力を要請し、その後、遅滞なく文書を交付するものとする。

（着手及び完了の報告）

第5条 乙は、甲から要請された災害応急対策活動に着手し、又は完了した場合には、文書によりその旨を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が災害応急対策活動に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

（災害補償）

第7条 この協定に基づく災害応急対策活動により乙の構成員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により行うものとし、これにより難しい場合には、甲乙協議の上補償する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

（協議）

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の各条項の定めに疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月18日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市口栗野2981番地1
一般社団法人栃木県自動車整備振興会鹿沼支部
支部長 牛 久

(削除)

災害時における廃棄物等の処理に関する協定書

鹿沼市とサンエコサーマル株式会社の災害時における廃棄物等の処理に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）とサンエコサーマル株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他災害により鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設に支障が生じた場合の廃棄物等の処理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が所有する鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設が、地震、風水害等の自然災害、事故及びその他の災害（以下「災害」という。）によりその機能が損なわれた場合等において、乙が、乙の所有する施設を使用し、甲が実施している廃棄物等の処理業務（以下「処理業務」という。）を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、前条の目的を達成するための処理業務が必要であると認めた時は、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙が必要と認めたときは、甲に対して自主的に協力の申し出をすることができるものとする。この場合において、甲は、処理業務の必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

（要請手続）

第3条 甲は、前条に規定する要請を行うときは、要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、要請書に記載されている事項について、口頭等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、処理業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、乙の業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

3 乙の処理施設において廃棄物を処理するにあたり、周辺自治会等への説明が必要となる場合には、その方法等については甲乙協議のうえ行うものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく要請を受けたときは、鹿沼市内における生活環境の保全のため、「鹿沼市外一般廃棄物の市内処分等に関する事前協議要綱」に基づく他自治体からの一般廃棄物の受入量を抑制する等の調整を行い、甲の要請に積極的に協力するものとする。

2 乙は、やむを得ない理由により、前項の要請に応じることができない場合は、直ちにその旨を甲に連絡しなければならない。

（協力活動）

第5条 乙は、甲の指示に従い、処理業務を実施するものとする。

2 乙は、処理業務を実施するときは、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないよう努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請する処理業務を実施したときは、随時その活動内容を電話等により報告すると共に、その業務を完了したときは、速やかに報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（経費負担）

第7条 乙が実施した処理業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙から提出された報告書に基づき算定し、単価等については、乙が通常の業務で用いる単価等に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 前項に定めが無いものや、発生した災害の状況により、前項によることが著しく不適当と思われるものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 費用の支払い方法については、費用が発生した時に甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、処理業務の遂行に当たり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において対処しなければならない。

<災害応援の関係>

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて処理業務に従事した者が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、これにより難しい場合には、甲乙協議の上、補償するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、契約期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様の扱いとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年4月18日（協定日）

令和2年10月12日（一部改定）

甲 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市
鹿沼市長

乙 栃木県鹿沼市下石川 737-55
サンエコサーマル株式会社
代表取締役

災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市（以下それぞれ「甲」という。）と上都賀農業協同組合（以下「乙」という。）との間に甲の地域内に地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、次のとおり食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を求める必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する商品の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び必要とする食糧等の品名と数量
- (2) 引渡の方法及び引渡場所
- (3) その他必要とする事項

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する商品等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する災害時の食糧等は、被害の状況に応じ、原則として別表第1に掲げる物資のうちから指定する。

（食糧等の運搬）

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取り）

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生前の商品価格に基づき甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により、算定する。

（その他必要な支援）

第8条 この協定に定める事項のほか、食糧等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（実施日）

この協定は、平成28年5月2日から実施する。

＜災害応援の関係＞

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表第1

災 害 時 の 食 糧 ・ 生 活 必 需 品

No.	種 類	物 資
1	日用品雑貨	スコップ・ほうき・ガムテープ・作業用手袋
2	食糧	米・味噌・醤油・お茶・ペットボトルお茶・乾麺・各種野菜・各種果実・ ※ただし、各種野菜・各種果実はJAかみつがで集荷されたものとする。

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

平成28年5月2日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市

市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市鳥居跡町983-1

上都賀農業協同組合

代表理事組合長 大 橋 正

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市(以下「甲」という。)と中山建設株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害(以下「災害」という。)が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務(以下「応急復旧対策業務」という。)の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請することができる。

2 本協定に基づく応急復旧対策業務を円滑に実施するため、甲にあつては当該業務を所管する都市建設部長を、乙にあつては工事部課長を、要請に関する連絡責任者とする。

(協力体制の報告)

第3条 乙は、緊急時の連絡先、従業者数及び建設資機材等の協力体制について、あらかじめ市長に申請するものとする。

2 乙は、協力体制等の届出の内容に変更が生じたときは、変更後の協力体制について、市長に報告するものとする。

(業務の指示等)

第4条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 乙は、甲の要請があつたときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

(経費負担)

第6条 第4条又は第5条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の積算単価は、災害査定設計歩掛表又は県が定める設計単価表によるものとし、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成29年8月22日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は平成29年8月22日から1年間を有効期限として延長されるものと

<災害応援の関係>

し、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成28年9月15日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688－1

鹿沼市

鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市上殿町953番地2

中山建設株式会社

代表取締役 平 野 清

広告付避難場所等電柱看板に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）とは、鹿沼市内における広告付避難場所等電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所等を案内表示することを目的とする。

（定義）

第2条

（1）看板：乙の実施している広告事業のうち乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所等案内表示を記載するものをいう。

（2）広告主：本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の義務）

第4条 乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- （1）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- （2）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。
- （3）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。
- （4）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。
- （5）避難場所等の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第5条 看板に記載する避難場所等案内表示には、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所等を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- （3）政治性のあるもの。
- （4）宗教性のあるもの。
- （5）社会問題についての主義主張。
- （6）個人の名刺広告。
- （7）美観風致を害するおそれがあるもの。
- （8）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。
- （9）その他、広告媒体の掲載する広告として不相当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第7条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期限）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成28年10月28日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市長 佐藤 信

乙 栃木県宇都宮市宿郷1-20-5
東電タウンプランニング株式会社 栃木総支社
栃木総支社長 手塚

災害時の医療救護に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と一般社団法人鹿沼薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、鹿沼市防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の要請）

第2条 甲は、防災計画に基づく、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 災害の規模が広範囲となる場合又は地震の規模が震度6以上等であって、緊急やむを得ない事情による場合には、乙は、自らの判断により、薬剤師班を派遣できるものとする。

この場合、乙は速やかに甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1）救護所等において、調剤、服薬指導を行う。

（2）救護所等において、服薬情報を事前に把握し、医師に情報提供する。

（3）医薬品等の集積場所において、医薬品の仕分け、保管、救護所等への医薬品供給を行う。

（4）その他医療救護活動において必要な業務を行う。

（指揮命令）

第4条 乙により派遣された薬剤師班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行する物の他、甲が供給するものとする。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は無料とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の派遣に要した日当、超過勤務手当、旅費等の実費

（2）薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

（3）薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は障害の状態となり、あるいは死亡した場合の扶助費

（4）前各号以外の経費で、この協定実施のために要した経費のうち、甲が特に必要と認める費用

2 前項に定める費用弁償の範囲及び額については、別に定めるものとする。

（細目）

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもこの協定の更新について意思表示がなされないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月8日

甲 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 鹿沼市万町937-3
一般社団法人鹿沼薬剤師会
会長 下妻 和

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と栃木県トラック協会鹿沼支部（以下「乙」という。）は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急物資輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送等の支援要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

（1） 甲が管理する防災用備蓄品の避難所等への配送

（2） 甲が管理する支援物資拠点から避難所等への物資の配送

（3） 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの（支援要請の手続き）

第3条 甲が前条の規定による支援を必要とするときは、文書（様式1）により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により、必要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、業務の終了後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲が負担するものとし、甲は、その代金を、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（額の決定）

第6条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（免除）

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期限）

第10条 本協定の有効期限は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出が無いときは、本協定は同一の条件で1年間継続するものとし、以降も同様とする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月8日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
鹿沼市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市茂呂1054-6
栃木県トラック協会鹿沼支部
鹿沼支部長 吉高神 健

災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と栃木県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市内で、地震、風水害その他の災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害救助の必要があると認められたとき（以下「災害時等」という。）に、甲が行う応急活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等における応急活動のため、乙に対し次に掲げる事項について、文書により協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- （1） 甲が応急活動を行う市有施設の電気設備の復旧・点検
- （2） 甲が応急活動を行う市有施設への物資の供給
- （3） その他甲が行う応急活動に対する協力

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先して協力を努めるものとする。

（措置上の報告）

第4条 乙は、前条の協力を行ったときは、その都度、速やかに甲に対して、措置状況を報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が、第2条に基づく協力を要した経費は、甲が負担することとし、その費用は災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲と乙は、この協定に基づく活動を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月8日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県宇都宮市戸祭4-14-31
栃木県電気工事業工業組合
理事長 吉成 孝

災害時における畳の提供に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、災害時における畳の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市内で、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（災害時の要請）

第2条 甲は、災害時に畳の提供を受けようとするときは、必要な畳の数量、受領の日時及び場所等を明示し、乙に要請するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）避難所等までの畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

（費用）

第4条 乙が甲に提供する畳及び輸送に係る費用は無償とし、その他畳の提供に当たり生じる費用は甲乙協議して定める。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者を様式1のとおり定めるものとする。なお、連絡責任者等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（有効期間等）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙からなんらの申し出がないときは、さらに1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定の解釈について疑義が生じた場合は又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月21日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県宇都宮市二番町1-31
「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
関東地区委員長 坂井 俊彦

災害時における麺類等の提供に関する協定書

災害時における応急食糧として麺類等の提供に関し、鹿沼市（以下「甲」という。）と栃木県麺類業生活衛生同業組合鹿沼支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿沼市内に地震・台風その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、鹿沼市地域防災計画に基づく応援食糧確保の一環として、市内麺類業者の積極的な協力を得ることにより、市民に対する応援食糧の確保および円滑な提供を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に協力を要請する場合は、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、要請するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、前条に掲げる甲の要請を受けたときは、特別の事由がない限りこれに協力するものとする。

2 前項の協力の範囲は次のとおりとする。

- (1) 麺類等給食に関する原材料の提供
- (2) 麺類等給食に関する設備機器の提供
- (3) 麺類等給食に関する労務の提供

（指示）

第4条 乙の協力に係わる指示および連絡調整については、甲が指定する市職員が行うものとする。

（費用弁償および経費負担）

第5条 甲は、乙が提供した原材料等にかかわる実費を弁償するものとする。ただし、200食までは無償とし、それ以降の原材料分については、甲乙協議して、甲が費用を負担する。

2 甲は、乙が原材料等の搬送に要した費用を負担するものとする。

（請求および支払）

第6条 乙は、業務が終了した後、すみやかに甲に報告し、前条に定める費用および経費を甲に請求するものとする。

2 甲は前項による乙の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（報告）

第7条 乙は、この協定の締結にあたり、甲の要請により応急給食に提供できる原材料および設備機器の数量等を、甲に報告するものとする。

（協定期間および更新）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

（協 議）

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

<災害応援の関係>

- 甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長 佐藤 信
- 乙 栃木県鹿沼市上石川1561-15
栃木県めん類業生活衛生同業組合鹿沼支部
支部長 田 中

＜災害応援の関係＞

災害時における相互応援に関する協定書

春日部市、栃木市、及び鹿沼市の3市は、東武鉄道でつながり、特急スペーシアの停車駅を有することから、相互に交流を続けている。

この交流を契機として、いずれかの市域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、被災市の同法第67条の応援要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、3市相互の応援体制について同法第8条第2項第12号の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第2条 被災市は、災害の発生により応援を要請する場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第2号までに掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資等の名及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援の要請を受けた市（以下、「応援市」という。）は、当該応援の要請に応ずるよう努めるものとする。

2 通信途絶等の被害発生により被災市から前条の規定に基づく要請がない場合、被災市以外の市は、被害が甚大であると判断されたときは、前条の応援要請があったものとして、第1条に掲げる応援を実施できるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費については、原則として被災市の負担とする。ただし、前条第2項に規定する情報収集にかかる経費については、応援市の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、経費の負担に関し必要な事項については、被災市と応援市との間で協議して定めることができるものとする。

（災害補償等）

第5条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、応援市が行うものとする。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中に生じたものについては応援市が、その賠償の責務を負うものとする。

（連絡担当部局）

第6条 3市は、災害に備え、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な情報を円滑に相互連絡するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、3市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月17日

埼玉県春日部市中央六丁目2番地
春日部市長 石川良三

栃木県栃木市万町9番25号
栃木市長 鈴木俊美

栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市長 佐藤

災害時等における水道の応急活動の応援に関する協定書

鹿沼市水道事業（以下「甲」という。）と鹿沼市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における水道の応急給水、応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し給水班、復旧班の派遣を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに給水班、復旧班を編成して応急活動に協力するものとする。

（指揮）

第4条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙が、この協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償・損害補償）

第6条 応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災により補償するものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ、対処するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月以前に甲又は乙から変更の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以後この例による。

（その他）

第8条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 5月26日

甲 鹿沼市水道事業

鹿沼市長 佐藤 信

乙 鹿沼市管工事業協同組合

理事長 山 田

全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 全国公設地方卸売市場協議会各会員（以下、「会員」という。）は、いずれかの開設市の区域において、地震等による大規模な災害が発生し、被災した開設市（以下、「被災市」という。）が、独自では十分な生鮮食料品の確保ができない場合において、災害を受けていない会員開設市が友愛的精神に基づき、救援協力し、緊急・応急措置として、被災市における生鮮食料品の確保及び市場機能の復旧対策を図ることを目的に、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者に供給する生鮮食料品の提供
- (2) 被災者に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- (3) 被災市の市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせん又は提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があったもの

(応援要請の手続き)

第3条 被災市は、応援の要請をしようとする場合、次に掲げる事項を明らかにして、全国公設地方卸売市場協議会会長（以下、「会長」という。）に電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請するときは、その品名、数量
- (3) 前条第2号に掲げる応援を要請するときは、被害の状況に応じた有効な搬送手段
- (4) 前条第3号に掲げる応援を要請するときは、資機材、物資等の品名、数量等
- (5) 連絡窓口
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第4条 会長は、被災市から応援の要請を受けたときは、速やかに会員による応援体制を整えるものとする。

2 会長が、被災市となったときは、全国公設地方卸売市場協議会副会長が、代理を務める。

(応援の実施)

第5条 会長から要請された会員は、速やかにこれに応じ、可能な限り応援に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、被災市と応援を実施した会員間の協議によっては、この限りではない。

2 応援の要請をした被災市が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、応援の要請をした被災市からの要請があった場合は、応援を実施した会員は、一時、立替支弁するものとする。

3 応援を実施した会員が、前項の規定に基づく経費の負担をした場合には、この協定に基づき、負担した経費の精算をするものとする。

(連絡担当部局)

第7条 会員は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項、この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、会員が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、全国公設地方卸売市場協議会に加盟する会員を前提に締結するものである。よって、会員から脱退したときは、協定の効力は当然に失うものとする。

附則

1 この協定の締結は、会長への同意書の提出をもって成立したものとする。

2 この協定は、平成29年9月1日から施行する

小型無人航空機による応急対策活動に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と五百部商事有限会社（以下「乙」という。）は、災害時等における小型無人航空機（以下「ドローン」という）による協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿沼市内において、自然災害や大規模事故、武力攻撃事態等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、乙は、甲に協力して災害発生場所の状況把握業務にドローン及びマルチコプターその他の必要な機材（以下、「ドローン」という。）及び人員を確保し、甲が被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（行動規範）

第2条 乙は、ドローンの操作にあたり、公衆の安全を全て優先させるものとする。また、法律、条例、規則等を遵守し、ドローンを安全に運航できるように努めなければならない。

（支援協力）

第3条 鹿沼市内の災害時等で、甲が応急活動を必要と認めるときは、甲は、乙にその実施を要請し、乙は可能な限りこれを受諾するものとする。ただし、雨天や強風などの悪天候により活動できないときは、この限りでない。

2 前項の要請は、災害時協力要請書により行うものとする。ただし、緊急に対応する必要があるときは、甲が乙に電話その他の方法により要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（業務内容）

第4条 乙が実施すべき業務は、次のとおりとする。

（1） 航空撮影による被災状況等に関する情報収集

（2） その他情報収集の実施に関し必要な業務

（費用負担）

第5条 応急活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、実費精算とする。

（映像の所有権）

第6条 応急活動により撮影した映像の所有権は、甲に帰属する。

（実施範囲の特例）

第7条 甲が特に必要として、乙に対し第4条に規定する範囲以外に、ドローンの操作技術の向上、普及を目的とした講習会、訓練等に参加・指導等業務を要請した場合、乙が対応可能な時は、できる限り協力するものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（損害の負担）

第9条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき又は使用した機体等に損害が生じた場合は、乙は、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、甲乙協議の上、その処理を決定するものとする。

2 本業務の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により、第三者に損害を及ぼした場合、または乙に損害が生じた場合は、乙がこれを負担しなければならない。

3 本業務の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により、第三者に損害を及ぼした場合、または乙に損害が生じた場合は、甲がこれを負担しなければならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙の協議により決定するものとする。

（協定の効力）

第11条 この協定は、締結の日から1年間効力を有する。ただし、有効期間満了前1か月前までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申出がないときは、従前と同一の条件で協定を更新するものとする。

2 第1項の期間において、甲及び乙どちらかの申し出があった場合には、有効期間内においてもこの協定を解除することができる。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

平成30年1月26日

甲 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市 市長 佐藤 信

乙 宇都宮市西川田2-2-27
五百部商事有限会社
代表取締役 五百部 達

災害発生時等の支援活動に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と栗野商工会（以下「乙」という。）とは、甚大な被害が生ずる災害が発生した際（以下「災害発生時」という。）の各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿沼市における災害発生時、次の事項について甲が乙に要請することにより、乙が甲に対し協力することを定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、鹿沼市における災害発生時の支援活動・復旧活動が甲のみでは十分に実施できないときは、乙に対して協力を要請できるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲の要請は、次に掲げる事項を示し、原則として災害発生等協力要請文書（様式第1号）にて行うものとする。
ただし、急を要する事態等の場合、電話またはファックス等で要請し、その後、速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（1）要請理由 （2）要請内容 （3）要請期間 （4）その他必要事項

（要請の拒否）

第4条 乙は、甲の要請を受けるとき、災害発生現場の状況により二次災害の恐れ、もしくは人命に重大な危険が及ぶと考えられると判断した場合、その要請を拒否することができるものとする。

（協力内容）

第5条 乙が甲に協力する内容は次のとおりとする。

（1）別表に掲げる生活必需物資の安定供給に関すること

（2）災害発生直前における小売価格を維持すること

（報告）

第6条 乙が、甲の要請に応じその業務に従事した時は、次に掲げる事項を記載した災害発生時等協力活動報告書（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

（1）協力に要した機材、資材、消耗品の数量及び従事者名簿

（2）使用した施設の場所及び使用日数

（3）その他、甲の要請により乙が提供または従事した業務に係る事項

（経費の負担）

第7条 機材、資材、消耗品並びに施設の使用料等、協力に要した経費は甲が負担するものとする。

2 前項における費用は、甲乙協議の上、甲が算出した額とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、甲に一括して請求するものとする

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第10条 甲乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から協力体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。また、甲乙の担当者同士の連絡を平時から行うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては災害対策本部長、乙にあっては会長 井戸道廣とする。

ただし、連絡が取れない場合は甲乙ともにその職員が代理を務めるものとする。

（協定の効力及び更新）

第12条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲または乙のいずれも異議がない時は、さらに1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲または乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲または乙が、それぞれの相手方に対し文書をもって更新しない旨の通知をするものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項が生じた時は、その都度、甲乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

（実施日）

第14条 この協定は、協定締結日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年4月12日

甲 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市 市長 佐藤 信

乙 鹿沼市口栗野1655-1
栗野商工会 会長 井戸 道廣

＜災害応援の関係＞

災害発生時等の支援活動に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と鹿沼商工会議所（以下「乙」という。）とは、甚大な被害が生ずる災害が発生した際（以下「災害発生時」という。）の各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿沼市における災害発生時、次の事項について甲が乙に要請することにより、乙が甲に対し協力することを定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、鹿沼市における災害発生時の支援活動・復旧活動が甲のみでは十分に実施できないときは、乙に対して協力を要請できるものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲の要請は、次に掲げる事項を示し、原則として災害発生等協力要請文書（様式第1号）にて行うものとする。
ただし、急を要する事態等の場合、電話またはファックス等で要請し、その後、速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（1）要請理由 （2）要請内容 （3）要請期間 （4）その他必要事項

（要請の拒否）

第4条 乙は、甲の要請を受けるとき、災害発生現場の状況により二次災害の恐れ、もしくは人命に重大な危険が及ぶと考えられると判断した場合、その要請を拒否することができるものとする。

（協力内容）

第5条 乙が甲に協力する内容は次のとおりとする。

（1）別表に掲げる生活必需物資の安定供給に関すること

（2）災害発生直前における小売価格を維持すること

（報告）

第6条 乙が、甲の要請に応じその業務に従事した時は、次に掲げる事項を記載した災害発生時等協力活動報告書（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

（1）協力に要した機材、資材、消耗品の数量及び従事者名簿

（2）使用した施設の場所及び使用日数

（3）その他、甲の要請により乙が提供または従事した業務に係る事項

（経費の負担）

第7条 機材、資材、消耗品並びに施設の使用料等、協力に要した経費は甲が負担するものとする。

2 前項における費用は、甲乙協議の上、甲が算出した額とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、甲に一括して請求するものとする

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、30日以内に乙が指定する先に支払うものとする。

（支援体制の整備）

第10条 甲乙は、災害発生時における円滑な協力体制が図れるよう、平時から協力体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。また、甲乙の担当者同士の連絡を平時から行うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては災害対策本部長、乙にあっては専務理事とする。ただし、連絡が取れない場合は甲乙ともにその職員が代理を務めるものとする。

（協定の効力及び更新）

第12条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とする。ただし、甲または乙のいずれも異議がない時は、さらに1年更新されるものとし、以後の期間についても同様とする。

2 甲または乙が協定を更新しない場合は、この協定が満了する日の30日前までに、甲または乙が、それぞれの相手方に対し文書をもって更新しない旨の通知をするものとする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項が生じた時は、その都度、甲乙で誠意をもって協議し定めるものとする。

（実施日）

第14条 この協定は、協定締結日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年4月12日

甲 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市 市長 佐藤 信

乙 鹿沼市睦町287-16
鹿沼商工会議所 会頭 木村 剛 考

原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行い、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。

2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び栃木県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行い。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

（受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び栃木県並びに甲と協議して決定する。

（避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

（必要物資等）

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者等）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。

（相互応援）

第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日

鹿 沼 市
甲
鹿沼市長 佐 藤 信

水 戸 市
乙
水戸市長 高 橋 靖

＜災害応援の関係＞

災害時における断熱材の提供に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」と、有限会社池田加工（以下「乙」）は、災害時における断熱材の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市内で、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」）に、避難所における良好な生活環境の確保を図るため、甲の要請に応じ、乙が断熱材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 使用用途は体育館、避難所等の床に敷き断熱性とクッション性を補うものとする。

（災害時の要請）

第2条 甲は、災害時に断熱材の供給を受けようとするときは、必要な断熱材の数量、受領の日時及び場所等を明示し、乙に要請するものとする。

（提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、断熱材の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）避難所等までの断熱材の輸送

（2）利用後の断熱材の処理

（費用）

第4条 乙が提供する断熱材の代金は無償とし、輸送に係る費用は甲が負担する。

2 前項の費用は、乙が断熱材の供給及び輸送の終了後、甲乙協議して定める。尚、出荷数量などについては、乙の提出する出荷確認書などにより算定する。

3 供給可能数量は200枚とする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡責任者を別途定めるものとする。

（有効期間等）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない時は、さらに、1年更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定の解釈について疑義が生じた場合は又はこの協定の定めのない事項については甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 7月30日

甲 住所 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
氏名 鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 住所 栃木県鹿沼市茂呂630-1
氏名 有限会社 池田加工
代表取締役 池田 昭彦

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

栃木県（以下「甲」という。）と栃木県生コンクリート工業組合、栃木県中央生コンクリート協同組合、栃木県北部生コンクリート協同組合、栃木県南部生コンクリート協同組合、大日光生コンクリート協同組合、栃木県西部生コンクリート協同組合及び両毛生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において大規模火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に行うコンクリートミキサー車を活用した消火のための用水（以下「用水」という。）などの供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、別紙1「協力要請書」により市町の要請を受けて、乙に対して別紙2「協力要請書」により用水の供給要請を行うことができる。ただし、文書をもって要請するいとまのないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、指定された場所に出動し、出動先を管轄する消防本部の指示により用水の供給を行うものとする。

（報告）

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、別紙3「協力活動報告書」により甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用は、実費を勘案し、乙と要請をした市町が協議の上、負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、乙と要請をした市町が協議してその処理解決に当たるものとする。

（危険回避）

第6条 乙から連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

（訓練の実施）

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては県民生活部消防防災課長、乙においては事務局責任者とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を8通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30（2018）年8月22日

甲 栃木県宇都宮市埴田1-1-20
栃木県知事 福田 富一

乙 宇都宮市平松本町1140-1
栃木県生コンクリート工業組合
理事長 西畑 宜昭

矢板市扇町2-5-2
栃木県北部生コンクリート協同組合
理事長 岩見 高士

日光市西川420-2
大日光生コンクリート協同組合
理事長 吉澤 洋

足利市常見町1-11-17
両毛生コンクリート協同組合
理事長 武藤 明義

宇都宮市平松本町1140-1
栃木県中央生コンクリート協同組合
理事長 田上 秀文

小山市立木367
栃木県南部生コンクリート協同組合
理事長 西畑 宜昭

日光市町谷747-1
栃木県西部生コンクリート協同組合
理事長 渡辺 真幸

災害時における栃木県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

栃木県（以下「甲1」という。）、宇都宮市上下水道局（以下「甲2」という。）、足利市（以下「甲3」という。）、栃木市（以下「甲4」という。）、佐野市（以下「甲5」という。）、鹿沼市（以下「甲6」という。）、日光市（以下「甲7」という。）、小山市（以下「甲8」という。）、真岡市（以下「甲9」という。）、大田原市（以下「甲10」という。）、矢板市（以下「甲11」という。）、那須塩原市（以下「甲12」という。）、さくら市（以下「甲13」という。）、那須烏山市（以下「甲14」という。）、下野市（以下「甲15」という。）、上三川町（以下「甲16」という。）、益子町（以下「甲17」という。）、茂木町（以下「甲18」という。）、市貝町（以下「甲19」という。）、芳賀町（以下「甲20」という。）、壬生町（以下「甲21」という。）、野木町（以下「甲22」という。）、高根沢町（以下「甲23」という。）、那須町（以下「甲24」という。）、及び那珂川町（以下「甲25」という。）（以下、甲1から甲25を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きょ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは次に掲げるものとする。

- (1) 地震、豪雨、洪水、その他異常な自然現象による災害
- (2) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援協力の内容）

第3条 甲は乙に対し、被災した下水道管路施設の復旧等に関し、次の支援業務を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

（復旧支援協力の要請）

第4条 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第11条に規定する甲の事務局が、甲の支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第11条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

但し事態が急迫する場合は、甲は乙に直接復旧支援の協力要請を行うことができる。なお、事後において甲は甲の事務局に対し復旧支援の内容等について速やかに報告するものとする。

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。但し事態が急迫し書面により難いときには、電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。

3 乙は、甲の要請する業務を行うために、支援業務を実施する乙の会員を選出する。

4 乙は、選出した結果を甲の事務局に報告する。また甲の事務局は甲に対し、この結果を報告する。

（復旧支援の費用負担）

第5条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲の各機関による負担とし、それぞれが個別に支援業務を実施する乙の会員と協議するものとする。

2 甲は、協議を実施した後、遅延なく支援業務を実施する乙の会員と、復旧支援業務の委託契約を締結するものとする。

（復旧支援の実施）

第6条 支援業務を実施する乙の会員は必要な人員と機材等を確保し、可能な範囲内において復旧支援の業務を行うものとする。

2 乙の会員は、復旧支援業務中の余震や急激な大雨等による二次災害の発生を想定し、事前に中止基準と避難基準を定めておくこと。

3 乙の会員は、作業員が支援業務作業中に転倒・転落、硫化水素中毒、酸素欠乏、伝染性感染症等の事故に遭遇しないよう、安全管理に努めること。

（復旧支援の報告）

第7条 乙は、甲の要請により行った復旧支援の業務が終了したときは、速やかに第11条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

（広域被災時の対応）

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」の第3章に定める「下水道対策本部」が栃木県庁に設置された場合に、乙は、「下水道対策本部」が行う応援活動を優先するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（下水道台帳データの提示）

第10条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データの該当箇所について配布することができる。

3 乙及び乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、復旧支援の報告等以外に使用してはならない。

（事務局）

第11条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、栃木県県土整備部都市整備課下水道室とする。

＜災害応援の関係＞

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部栃木県部会とする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の1ヶ月前までに甲乙双方から変更又は解除の申出が無い場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

2 乙はこの協定の期間が更新された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車両等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲2から甲25までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項やこの協定に定めのある事項に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定に違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への文書による通告をもってこの協定を廃止することができる。

(連絡窓口)

第14条 この協定に関する各機関の連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附則)

この協定は、平成31年4月1日から施行する。

この協定を証するため、本書26通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年12月17日

甲1 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事 福田 富一

甲2 栃木県宇都宮市河原町1番41号
宇都宮市上下水道事業管理者 桜井 鉄也

甲3 栃木県足利市本城3丁目2145番地
足利市長 和泉 聡

甲4 栃木県栃木市菌部町3丁目13番24号
栃木市長 大川 秀子

甲5 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市長 岡部 正英

甲6 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市長 佐藤 信

甲7 栃木県日光市今市本町1番地
日光市長 大嶋 一生

甲8 栃木県小山市中央町1丁目1番1号
小山市長 大久保 寿夫

甲9 栃木県真岡市荒町5191番地
真岡市長 石坂 真一

甲10 栃木県大田原市本町1丁目4番1号
大田原市長 津久井 富雄

甲11 栃木県矢板市本町5番4号
矢板市長 齋藤 淳一郎

甲12 栃木県那須塩原市共壺社108番地2
那須塩原市長 君島 寛

甲13 栃木県さくら市氏家2771番地
さくら市長 花塚 隆志

甲14 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
那須烏山市長 川俣 純子

甲15 栃木県下野市笹原26番地
下野市長 広瀬 寿雄

甲16 栃木県河内郡上三川町しらさぎ1丁目1番地
上三川町長 星野 光利

甲17 栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地
益子町長 大塚 朋之

甲18 栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155番地
茂木町長 古口 達也

甲19 栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1280番地
市貝町長 入野 正明

甲20 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町長 見目 匡

甲21 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号
壬生町長 小菅 一弥

甲22 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地
野木町長 真瀬 宏子

甲23 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地
高根沢町長 加藤 公博

甲24 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地13
那須町長 平山 幸宏

甲25 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地
那珂川町長 福島 泰夫

乙 栃木県小山市大字外城157番地3
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 関東支部
栃木県部会長 山本 久

＜災害応援の関係＞

災害時における情報発信等に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害における情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 本協定は、鹿沼市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2）甲が、鹿沼市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙がこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3）甲が、鹿沼市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4）甲が、災害発生時の鹿沼市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙がこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5）甲が、鹿沼市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙がこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年 6月12日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川 邊 健太郎

＜災害応援の関係＞

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社 アクティオ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、鹿沼市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合、被災者の応急対策等に係るレンタル機材の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有する発電機、照明器具、暖房機器、その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲及び乙は、相手方に前条の要請を行う場合、保有機材提供協力依頼書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（保有機材の運搬、引渡し）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する保有機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 前項の保有機材の引渡しは、乙が当該保有機材を本協定第3条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。

なお、当該甲の職員又は甲の指定する者による当該保有機材の確認及び受領をもって、当該引渡しの完了とする。

（経費の負担）

第6条 保有機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の賃貸借料は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲及び乙は、甲が保有機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定する。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は乙からの請求書を受領した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（履行義務の免除）

第8条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月10日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング7F
株式会社アクティオ
代表取締役社長 小沼直人

災害ボランティアセンター設置等に関する協定書

鹿沼市(以下「甲」という。)と社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、災害時における鹿沼市災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鹿沼市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した時(以下「災害発生時」という。)に、迅速かつ効率的に被災者に対する支援活動を行うことができるよう、鹿沼市地域防災計画に基づき、センターの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
(センターの設置)

第2条 甲は乙と協議し、災害発生時の被災地域において、災害ボランティアの受け入れ及び活動支援が必要と判断した場合は、乙に対しセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲からの前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、災害発生時の状況により、センターの設置が必要と判断される場合には、乙の独自の判断によりセンターを設置できるものとする。

4 乙は甲と協議し、被災の著しい地域に、センターの現地事務所を設置する必要があると認めるときは、甲に対し現地事務所の設置を要請することができる。

5 甲は、乙から前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

(センターの設置場所)

第3条 センターの設置場所は、総合福祉センター内に設置する。ただし、甲は、当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保するものとする。

(センターの運営)

第4条 センターの運営は、乙が行うものとする。

2 乙は、センターにボランティアコーディネーターを設置し、次の業務を行うものとする。

(1) 被災者からのニーズの把握

(2) 災害ボランティアの受け入れ

(3) ボランティア活動の調整及び支援

(4) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達及び提供

(5) 災害ボランティア活動についての情報の収集及び提供

(6) その他、被災者の生活再建に必要と認められる事項

(連携及び協力)

第5条 甲及び乙は、センターの設置及び運営に関して相互に連携し、協力するものとする。

2 甲は、乙との連携を図るため、乙に対し担当職員を指名し、連絡調整を行うものとする。

(センターの設置期間)

第6条 センターの設置期間は、被災住民のボランティアニーズの状況等を勘案し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(報告)

第7条 甲は、乙に対しセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時の協力)

第8条 災害時に迅速かつ円滑な連携体制がとれるよう、平常時から災害ボランティア活動等について、協議するよう努めるものとする

<災害応援の関係>

(費用負担)

第9条 第4条に掲げる業務に関し、必要な費用負担は、甲乙協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第10条 災害発生時のボランティア活動に関し、活動参加者が被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 乙は、災害発生時のボランティア活動開始前に、活動参加者を保険に加入させるものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月11日

甲 鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 鹿沼市万町931-1
社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会
会長 池澤 光男

＜災害応援の関係＞

鹿沼市の防災力向上のための協力に関する協定

鹿沼市(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン株式会社(以下「乙」という。)は、甲の防災力向上を推進するための協力(以下、「協力業務」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲及び乙の密接な連携・協力により、大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に備え、市民や企業等の更なる防災力向上を図るとともに、協力業務の適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとする。

- (1)災害時に乙が所有するドローンによる情報収集に関すること。
- (2)防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントへの参加に関すること。
- (3)市民や企業等への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
- (4)地域防災力向上に関する情報交換に関すること。
- (5)その他防災・減災及び災害対応における連携・協力に関すること。

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項及び遵守事項等について、甲乙の合意により決定するものとする。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため相互の協力が必要な場合は、原則として書面を持って要請を行うものとする。ただし、書面によることができない場合は、電話及びその他の方法により要請し、事後速やかに要請の内容を記載した書面を乙に提出するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づく協力業務を実施した場合は、甲に対し書面により報告を行うものとする。

(費用の負担)

第4条 甲及び乙が第2条第1項の規定による協力の実施に要する費用については、その都度、甲乙協議し決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後、甲及び乙は速やかに書面を持って連絡責任者を相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報の管理)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た双方の情報について管理を徹底し、第三者に公表もしくは漏洩してはならないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが書面を持って協定解除の申し出をしない限り、その効力が継続するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙の協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月26日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市

市長 佐藤 信

乙 栃木県宇都宮市大通り1丁目1番地11

損害保険ジャパン株式会社

栃木支店長 大磯 崇雄

＜災害応援の関係＞

災害時における対策業務の応援協力に関する協定書

鹿沼市（以下、「甲」という。）と一般社団法人栃木県建築士会（以下、「乙」という。）は、大規模な災害が発生した場合における甲が行う建築物等の調査等の災害対策業務（以下、「業務」という。）に対する応援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う業務に対し、乙に所属する会員（以下、「会員」という。）の社会貢献活動としての応援協力を得るにあたって、必要な事項を定める。

（応援協力の要請）

第2条 甲は、大規模な災害の発生時に、業務のために応援協力が必要と判断したときは、乙に対し、業務に係る応援協力（以下、「応援協力」という。）を要請することができるものとする。

（応援協力の内容）

第3条 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、できる限り速やかに当該業務を行い、その結果を甲に報告するものとする。

（応援協力の連絡体制）

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援協力の連絡体制を定め、平常時から緊密な情報交換を行うものとする。

2 前項の連絡体制を定めた場合又はそれに変更が生じた場合には、甲及び乙は、速やかに相互に報告するものとする。

（甲、乙の責務）

第5条 甲は、この協定に基づく乙の応援協力が、社会貢献活動であることを理解し、その作業内容に対し十分な考慮をしなければならない。

2 業務にあたる会員の編成や、現場での作業の遂行は、乙の責任において行い、応援協力が迅速かつ効果的に実施できるよう努めなければならない。

3 乙及び会員は、応援協力に参加したことをもって、甲に対し、委託等契約に基づく設計業務等の受注を求めてはならない。

（経費の負担）

第6条 応援協力の実施に関する経費は、実費を勘案し甲と乙が協議の上、負担額を決定するものとする。

（災害予防対策）

第7条 甲及び乙は、建築物の安全性の確保を促進するため、耐震補強等の重要性の啓発を協力して積極的に行う。

（事務局）

第8条 この協定の施行に関し、甲は鹿沼市都市建設部建築指導課に、乙は一般社団法人栃木県建築士会鹿沼支部にそれぞれ事務局を置く。

（協定の有効期限）

第9条 この協定の有効期限は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年6月19日

甲 鹿沼市今宮町 1688 番地 1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 宇都宮市築瀬町 1958 番地 1
一般社団法人栃木県建築士会
会長 青 木 格 次

＜災害応援の関係＞

災害時等における宿泊施設等の提供に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社デベロップ（以下「乙」という。）は、災害時等における宿泊施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害等の発生時において、甲の要請に基づき乙が鹿沼市西茂呂3-52-8で管理する宿泊施設「HOTEL R9 The Yard 鹿沼西茂呂」及び鹿沼市栄町2-21-1で管理する宿泊施設「HOTEL R9 The Yard 鹿沼栄」（以下、「宿泊施設」という。）並びに乙が所有又は管理する移動式宿泊施設の利用について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害等の発生時において、以下の協力が必要と判断した場合、乙に協力を要請し、乙は特段の理由がない限り優先的に協力を行うものとする。

- (1) 宿泊施設を避難所として使用すること
- (2) 移動式宿泊施設を甲が指定する場所において使用すること
- (3) その他、甲乙協議のうえ決定したこと

2 避難所の運営は甲が主体となって行うものとし、乙は可能な限り甲に協力するものとする。

3 移動式宿泊施設は、甲が指定する場所に乙が搬入し、甲の職員が確認の後、引き渡しを受けるものとする。

（手続き）

第3条 甲は、前条第1項第1号の規定による協力を乙に要請する場合は、避難者受入要請書（別記第1号様式）を、前条第1項第2号の規定による協力を乙に要請する場合は、移動式宿泊施設等提供要請書（別記様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとするが、その場合は、遅滞なく本条本文の規定を履践するものとする。

（運営期間）

第4条 第2条第1項の規定により、甲が乙の宿泊施設及び移動式宿泊施設を使用する期間は、災害等の発生時から甲が避難所を閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときは、甲乙協議のうえ決定することとする。

（返還）

第5条 甲は、宿泊施設または移動式宿泊施設の使用が終了したときは、乙の確認を受けたうえで、速やかに乙に返還するものとする。

（費用負担）

第6条 甲と乙は、第2条の規定に基づき要した経費については、災害発生前の宿泊費用ないし移動費用等を基準に、甲乙協議のうえ決定し、甲は速やかに乙に支払うものとする。

（破損等の対応）

第7条 災害時等の使用における宿泊施設及び移動式宿泊施設の破損、汚損等については、甲乙協議により復旧費用を決定し、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、この協定に係る連絡責任者を（別紙）連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合は速やかに相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲または乙から何らかの申し出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年8月21日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市

市長 佐藤 信

乙 千葉県市川市市川一丁目4番10号市川ビル8階
株式会社デベロップ
代表取締役 岡村 健史

＜災害応援の関係＞

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護及び生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等の連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、協議の上、それぞれの職員を相互に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次のとおり情報連携するものとする。

- (1) 甲は、乙に対し復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度、随時提供する。
- (2) 甲は、乙に対し住民が避難している地域及び避難所の情報を提供する。
- (3) 乙は、甲に対し停電の発生状況、復旧見込等その他停電に関連する情報を提供する。
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況を共有する。

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における停電の早期復旧のため、次に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む。）の実施
- (2) 停電復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災無線及び防災メール等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（旧協定の失効）

第9条 甲乙間で平成23年4月1日に締結した災害時における土地及び施設等の提供に関する協定は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 9月 1日

栃木県鹿沼市今宮町1688番1号
甲 鹿沼市
市長 佐藤 信

栃木県宇都宮市馬場通り1丁目1番11号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
栃木総支社
総支社長 金子 史彦

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、鹿沼市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、鹿沼市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

<災害応援の関係>

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年10月20日

甲) 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市

市長 佐藤 信

乙) 埼玉県さいたま市大宮区土手町 1-2
株式会社ゼンリン

関東エリアグループ 園田 孝司

災害時における廃棄物等の処理に関する協定書

鹿沼市と株式会社 YAMANAKA の災害時における廃棄物等の処理に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社 YAMANAKA（以下「乙」という。）は、地震その他災害により鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設に支障が生じた場合の廃棄物等の処理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、甲が所有する鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設が、地震、風水害等の自然災害、事故及びその他の災害（以下「災害」という。）によりその機能が損なわれた場合等において、乙が、乙の所有する資機材及び施設を使用し、甲が実施している廃棄物等の運搬業務及び処理業務（以下「運搬業務」「処理業務」という。）を行うことを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、前条に規定する場合において必要と認めるときは、乙に対し、運搬業務及び処理業務を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、協力を申し出ることができるものとする。この場合において、甲は、必要と認めるときは、乙に対し、運搬業務及び処理業務を要請することができる。

3 前 2 項の規定による甲の乙に対する処理業務の要請は、環境省において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 7 の 16 第 1 項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例が定められたときに限り、することができる。

（関係機関への届出等）

第 3 条 甲は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による要請（処理業務に係るものに限る。）を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 4 条第 9 号の規定により、乙の処理施設の存する市町村に対し、あらかじめ同号に定める事項を通知し、その承諾を得るものとする。

2 乙は、処理業務を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により、栃木県知事に対し、あらかじめ一般廃棄物処理施設として届け出るものとする。ただし、非常災害のために必要な応急措置の場合は、同法第 2 項の規定により、処理業務の開始後、遅滞なく届け出るものとする。

（要請手続）

第 4 条 甲は、第 2 条第 1 項又は第 2 項の規定による要請（以下「要請」という。）を行うときは、要請書（様式第 1 号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、要請書に記載されている事項について、口頭等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、処理業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、乙の業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

（要請への協力）

第 5 条 乙は、甲から要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

2 乙は、やむを得ない理由により、要請に応じることができない場合は、直ちにその旨を甲に連絡しなければならない。

（要請業務実施上の注意事項）

第 6 条 乙は、甲から要請を受けた運搬業務又は処理業務（以下「要請業務」という。）の実施に当たっては、甲の指示に従うほか、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないように努めなければならない。

（報告）

第 7 条 乙は、要請業務を実施したときは、随時その実施内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに報告書（様式第 2 号）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 8 条 乙が実施した要請業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙から提出された報告書に基づき算定し、単価等については、乙が通常の業務で用いる単価等に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 前項に定めがないもののほか、発生した災害の状況により、前項によることが著しく不相当と思われるものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 費用の支払については、毎月、乙は甲に月締めで報告書を提出し、甲は翌月末日までに、その費

を支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、要請業務の遂行に当たり、乙の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において対処しなければならない。また、甲の帰する事由により、回収した廃棄物に、乙が処理不可能な品目が混入していた場合には、甲の責任と負担において対処しなければならない。乙が処理不可能な品目および、その対処の方法については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づいて要請業務に従事した者が要請業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、これにより難しい場合には、甲乙協議の上、補償するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、契約期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様の扱いとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月12日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐藤 信

乙 神奈川県川崎市幸区中幸町三丁目3番1号
株式会社 YAMANAKA
代表取締役 山中昌一

災害時における廃棄物等の処理に関する協定書

鹿沼市と鹿沼資源回収事業協同組合の災害時における廃棄物等の処理に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と鹿沼資源回収事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他災害により鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設に支障が生じた場合の廃棄物等の処理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が所有する鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設が、地震、風水害等の自然災害、事故及びその他の災害（以下「災害」という。）によりその機能が損なわれた場合等において、乙が、乙の所有する資機材等を使用し、甲が実施している廃棄物等の収集運搬業務（以下「収集運搬業務」という。）を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に規定する場合において必要と認めるときは、乙に対し、収集運搬業務を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、協力を申し出ることができるものとする。この場合において、甲は、必要と認めるときは、乙に対し、収集運搬業務を要請することができる。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の規定による要請（以下「要請」という。）を行うときは、要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、要請書に記載されている事項について、口頭等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、収集運搬業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、乙の業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

（要請への協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

2 乙は、やむを得ない理由により、要請に応じることができない場合は、直ちにその旨を甲に連絡しなければならない。

（収集運搬業務実施上の注意事項）

第5条 乙は、甲から要請を受けた収集運搬業務の実施に当たっては、甲の指示に従うほか、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないように努めなければならない。

（報告）

第6条 乙は、収集運搬業務を実施したときは、随時その実施内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が実施した収集運搬業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙から提出された報告書に基づき算定し、単価等については、乙が通常の業務で用いる単価等に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 前項に定めがないもののほか、発生した災害の状況により、前項によることが著しく不適当と思われるものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 費用の支払方法については、費用が発生した時に甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、収集運搬業務の遂行に当たり、乙の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において対処しなければならない。

（災害補償）

第9条 この協定に基づいて収集運搬業務に従事した者が収集運搬業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、これにより難しい場合には、甲乙協議の上、補償するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議を行うものとする

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、契約期間満了日の1か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様の扱いとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月12日

甲 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市
鹿沼市長

乙 栃木県鹿沼市朝日町 1952-2
鹿沼資源回収事業協同組合
代表理事

災害時における廃棄物等の処理に関する協定書

鹿沼市と株式会社平成リサイクルセンターの災害時における廃棄物等の処理に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社平成リサイクルセンター（以下「乙」という。）は、地震その他災害により鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設に支障が生じた場合の廃棄物等の処理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が所有する鹿沼市環境クリーンセンターごみ焼却処理施設が、地震、風水害等の自然災害、事故及びその他の災害（以下「災害」という。）によりその機能が損なわれた場合等において、乙が、乙の所有する資機材及び施設を使用し、甲が実施している廃棄物等の運搬業務及び処理業務（以下「運搬業務」「処理業務」という。）を行うことを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条に規定する場合において必要と認めるときは、乙に対し、運搬業務及び処理業務を要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対し、協力を申し出ることができるものとする。この場合において、甲は、必要と認めるときは、乙に対し、運搬業務及び処理業務を要請することができる。

（関係機関への届出等）

第3条 甲は、乙の処理施設が鹿沼市以外の市町村に存する場合において、前条の規定による要請（処理業務に係るものに限る。）を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号の規定により、当該市町村に対し、あらかじめ同号に定める事項を通知し、その承諾を得るものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の規定による要請（以下「要請」という）を行うときは、要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、要請書に記載されている事項について、口頭等により要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、処理業務を的確かつ安全に実施するために必要な情報を乙に提供し、乙の業務に従事する者の安全の確保に努めるものとする。

（要請への協力）

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

2 乙は、やむを得ない理由により、要請に応じることができない場合は、直ちにその旨を甲に連絡しなければならない。

（要請業務実施上の注意事項）

第6条 乙は、甲から要請を受けた運搬業務又は処理業務（以下「要請業務」という。）の実施に当たっては、甲の指示に従うほか、安全に実施するよう細心の注意を払い、二次災害等の事故が起きないように努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、要請業務を実施したときは、随時その実施内容を電話等により報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 乙が実施した要請業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙から提出された報告書に基づき算定し、単価等については、乙が通常の業務で用いる単価等に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 前項に定めがないもののほか、発生した災害の状況により、前項によることが著しく不適当と思われるものについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

4 費用の支払方法については、費用が発生した時に甲乙協議の上、定めるものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、要請業務の遂行に当たり、乙の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において対処しなければならない。

（災害補償）

第10条 この協定に基づいて要請業務に従事した者が要請業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとし、これにより難しい場合には、甲乙協議の上、補償するものとする

(協議事項)

第 11 条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議を行うものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間満了日の 1 か月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様の扱いとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

甲 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市
鹿沼市長

乙 栃木県鹿沼市富岡 447
株式会社平成リサイクルセンター
代表取締役

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）、東日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担

＜災害応援の関係＞

するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、鹿沼市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第 14 条第 3 項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式 3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らせ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力を要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16 条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 4 月 9 日

甲 栃木県鹿沼市今宮町 1 6 8 8 番地 1
鹿沼市
市長

乙 東京都目黒区鷹番 1 丁目 4 番 7 号
東日本三菱自動車販売株式会社
管理本部副本部長

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
国内地区統括部フィールドマネージャ

災害時の応急対策業務の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と一般社団法人栃木県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における甲が管理する公共施設等の応急対策等に関する測量・設計等業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿沼市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合等において、応急対策業務を実施するために必要な事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力体制）

第2条 乙は、協定締結後、応急対策業務の実施可能な者（以下「業務協力者」という。）を選定し、業務協力者の名簿を速やかに甲に提出するものとする。

2 名簿には、業務協力者の緊急連絡先等について記載するものとする。

3 乙は、業務協力者の名簿の内容に変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、業務協力者の名簿を甲に提出するものとする。

（協力の要請及び受諾）

第3条 甲は、鹿沼市内で災害が発生し、乙に対し応急対策業務の実施について協力を求める必要があるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲の要請を受諾するものとする。ただし、やむを得ない事由により、乙が要請に応じられない場合には、この限りでない。

3 乙は、前項の規定により要請を受諾したときは、応急対策業務を実施することが可能な協力者（以下「業務実施者」という。）を速やかに選定し、甲に報告するものとする。

4 前3項の協力の要請及びその受諾並びに報告は、災害協力要請書兼災害協力受諾書・業務実施者報告書（様式第1号）（以下「協力要請書兼受諾・実施者報告書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により口頭で行うことができるものとし、その後、速やかに協力要請書兼受諾・実施者報告書を送付するものとする。

（業務の実施）

第4条 甲は、前条第3項の規定により報告のあった業務実施者と、速やかに応急対策業務の実施方法について協議するものとする。

2 業務実施者は、前項の規定による協議の結果を踏まえて業務を実施するものとし、業務の実施に当たっては安全の確保を十分図るものとする。

3 前項の業務の実施に要した費用は、甲が負担することとする。この場合において、甲は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第5号の規定により、速やかに業務実施者と随意契約を締結するものとする。

（災害補償）

第5条 前条の業務実施に従事した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、障害を有し、又は死亡した場合における災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。ただし、これによらない場合は、甲乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月25日

甲 鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長

乙 宇都宮市宝木1丁目42番地10
一般社団法人 栃木県測量設計業協会
会長

＜災害応援の関係＞

災害時等での施設利用の協力に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社 ダイナム（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿沼市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により自家用車等を利用して避難する被災者（以下「以下車中泊者」という。）の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条

乙の施設は、次のとおりとする。

店 舗 名	株式会社 ダイナム 栃木鹿沼店
所 在 地	栃木県鹿沼市茂呂字東久保 1170 番地 1
店舗責任者名	
構 造 等	木造構造
店 舗 開店日	2009 年 9 月 11 日
一時避難場所	駐車場：店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設	トイレ、水道施設他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

- （1）乙の施設の駐車場の一部を、車中泊者の一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。
 - （2）避難してきた車中泊者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- 3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合には、当該者が原状回復を行うものとする。ただし、当該者が不明な場合は、甲乙協議のため対応するものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする

<災害応援の関係>

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿(様式第3号)を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月28日

甲 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市
市長

乙 東京都荒川区西日暮里 2-27-5
株式会社 ダイナム
代表取締役

＜災害応援の関係＞

災害時における停電復旧作業および啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書

鹿沼市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社栃木総支社（以下「乙」という。）は、令和 2 年 9 月 1 日に締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、停電復旧に係る作業に支障となる障害物の除去等（以下「復旧作業」という。）及び同復旧に係る甲の管理する道路上の障害物の除去等（以下「啓開作業」という。）並びに予防措置に関して、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び防災基本計画に基づいて、甲及び乙が復旧作業と啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

（適用要件）

第2条 本覚書は、第9条（予防伐採）を除き、「鹿沼市災害対策本部」が設置された場合に適用するものとする。

（対象区域）

第3条 対象とする区域は、道路法及び林道規程に基づき甲が管理している市道及び林道とし、必要に応じて周辺の区域を含め対象とする。

（復旧作業及び啓開作業の協力）

第4条 甲は啓開作業、乙は復旧作業を行うことを原則とする。

2 乙は、停電復旧（応急措置を含む。）を実施するために必要があるときは、甲に対して必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

3 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

4 甲は、乙に対して道路の早期開放のために必要な復旧作業及び啓開作業を要請することができる。なお、要請にあたっては協議の上、書面をもって行う。

5 乙は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、可能な範囲において優先的、積極的に復旧作業及び啓開作業を実施する。

6 第2項又は第4項において、緊急を要するときは、甲及び乙は、相手方に対し口頭又は電話等で行うことができる。ただし、作業の実施後、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

7 災害などの状況により、応急措置及び道路の開放を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲又は乙は第2項又は第4項の規定によらず、復旧作業又は啓開作業を実施することができる。ただし、甲及び乙がやむを得ず実施した復旧作業又は啓開作業は、第2項又は第4項に準じて手続きを行う。

8 甲が復旧作業及び啓開作業を実施するにあたり、電線等に接触している障害物等の除去作業で甲自ら実施することが困難な場合は、甲は乙に対し、現場の安全性を判断できる技術員の派遣を要請し、甲乙の相互協力により、除去等を行う。

9 乙は、前項の規定に基づき、甲からの技術員の派遣要請があった場合は、できる限り速やかに乙の技術員を派遣する。

（費用負担）

第5条 復旧作業及び啓開作業の請求の精査においては、別添1の「災害時における障害物の除去等に係る復旧作業・啓開作業の費用負担」を基準とする。

2 前条第3項により甲が実施した復旧作業に要した費用については乙の負担とし、甲が乙に請求することができる。

3 乙は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに甲へ費用を支払う。

4 前条第5項により乙が実施した啓開作業に要した費用については甲の負担とし、乙が甲に請求することができる。

5 甲は、前項による請求を精査し適当と認めた時は、速やかに乙へ費用を支払う。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第6条 乙は、復旧作業又は啓開作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従う。

2 乙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法及び道路法に基づく甲の指示により、他人の土地を一時使用することができる。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、広範囲の長時間停電発生時又は発生するおそれがある場合や、重要需要設備を結び優先的に啓開すべき道路について情報共有するなど、復旧作業及び啓開作業の連携等のための別添2「復旧作業および啓開作業における連携フロー」により連絡体制を構築する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

（実施責任）

第8条 復旧作業及び啓開作業に係る関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 復旧作業及び啓開作業の協力に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

<災害応援の関係>

(予防伐採)

第9条 甲及び乙は、大規模災害に備え、電力設備への被害が想定される箇所について、情報共有等の協力体制を図るものとし、甲及び乙は連携して予防伐採を実施する。

2 予防伐採の実施箇所及び役割分担については、甲乙協議の上、書面により定める。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月3日

栃木県鹿沼市今宮町1688番1号
甲 鹿沼市
市長 佐藤 信

栃木県宇都宮市馬場通り1丁目1番11号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
栃木総支社
総支社長 瀬戸 晴彦

＜災害応援の関係＞

災害時等における施設の提供に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と五月女総合プロダクト株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域に地震、風水害等の大規模災害や大規模火災が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、避難者の安全確保のため、乙が甲の要請に応じ第2条に定める乙の店舗（以下「乙の施設」という。）提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は次のとおりとする。

施設名称	① ライブガーデン鹿沼グランドシティ ② 1 円の達人鹿沼店 ③ ライブガーデン鹿沼インター店
所在地	① 栃木県鹿沼市茂呂 2491-1 ② 栃木県鹿沼市茂呂字東久保 1051-5 ③ 栃木県鹿沼市茂呂 250-7
所有者	五月女総合プロダクト株式会社
構造等	① 鉄骨 ② コンクリート ③ 鉄骨
建築年	① 13 年 ② 22 年 ③ 18 年
一時避難場所	駐車場 ① 収容台数 900 台の一部 ② 収容台数 531 台の一部 ③ 収容台数 430 台の一部 店舗が指示する指定のスペースを貸し出し
使用可能施設・設備	トイレ、水道施設、大型ラウンジ、併設食堂、 コンビニエンスストア他

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）避難者に対し、乙の設備が使用可能な場合、トイレ、水道施設等を可能な範囲で提供すること。

（2）避難者に対し、乙の管理する備蓄品を乙の判断により提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等の発生時における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（別記様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲から協力要請に対し、協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えたうえ、甲に対し避難者による乙の施設使用の開始時間を通知する。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（費用負担）

第8条 災害時等における施設の使用料は無料とする

＜災害応援の関係＞

2 第3条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、当該者が費用を負担するものとする。

3 当該者が不明な場合は、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（利用期間）

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

（利用の終了）

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（別記様式第2号）にて通知するものとする。

（連絡体制等）

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、それぞれ連絡責任者を選任し、書面により相手方に連絡しておくものとする。

2 前項に規定するもののほか、甲及び乙は、相互の連絡体制、連絡方法等について確認し、この協定の履行に支障を来さないよう努めるものとする。

（事故等にかかわる責任）

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する避難者、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（備品等の提供）

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断において提供できるものとする。

（秘密の保持）

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年5月11日

甲 鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長

乙 栃木市川原田町1341番地2
五月女総合プロダクト株式会社
代表取締役

＜災害応援の関係＞

災害時における生活物資の供給協力及び一時的な避難場所の提供に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社ヨークベニマル（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給協力及び一時的な避難場所等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における生活物資の供給並びに市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における店舗駐車場の一時的な避難場所としての使用及び店舗内のトイレの使用に関し必要な事項を定めることにより、甲及び乙が相互に協力し、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が前条の目的のために必要があるときは、乙に対し本協定に定める必要な協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（調達物資の要請手続）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制について、常に点検及び改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（一時的な避難場所）

第9条 一時的な避難場所は、鹿沼市内の浸水の恐れのない店舗の駐車場とする。

2 乙は、避難者に対し店舗内トイレを使用させるものとし、原則として、乙の店舗の営業時間内に限るものとする。

3 乙は、増改築又は乙の事情により店舗の駐車場及び店舗内トイレの使用ができない場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

（一時的な避難場所の開放）

第10条 乙は、災害に関する情報の取得に努め、高齢者等避難又は避難指示等（以下「避難情報」という。）の発令があった場合に、一時的な避難場所が開設できるように備える。

2 乙は、甲から文書（様式第1号）又は口頭により、一時的な避難場所の開設の要請があった場合、避難者の当該場所への受入れを開始するものとする。この場合において、甲は、口頭による要請をしたときは、できる限り早い時期にその旨を乙に通知する。

3 乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時的な避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡する。

4 前3項の規定により、一時的な避難場所が開設されたときは、甲は、ホームページ、防災メール等により、その旨及び当該場所の使用範囲を周知するものとする。

（一時的な避難場所の閉鎖）

第11条 避難者の受入れは、避難情報が解除されたとき、又は甲が乙に対し一時的な避難場所の閉鎖の旨を文書（様式第2号）若しくは口頭により要請したときに終了するものとする。

2 甲は、避難者の受け入れの終了後、なお施設から退去しない避難者がいる場合は、乙と協力し避難者の退去を促すものとする。

（一時的な避難に係る経費の負担）

第12条 一時的な避難場所として使用する乙の店舗駐車場及び店舗内トイレの使用料は、無料とする。

2 乙がこの協定に基づき要した人件費、光熱水費等は、乙の負担とする

（損傷等の費用負担）

第13条 避難者の受入れに伴い、第9条第1項の使用範囲に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用（以下「復

<災害応援の関係>

旧費用」という。)については、避難者の責めに帰すべき事由による場合はその避難者が復旧費用を負担する。

2 乙は、避難者が避難した際に施設の使用範囲内において発生した事故等（避難者同士の事故を含む。）に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

3 復旧費用の負担者が不明な場合は、甲及び乙が協議して費用を負担するものとする。

（連絡調整）

第14条 甲及び乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第16条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年7月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長

乙 福島県郡山市谷島町5番42号
株式会社ヨークベニマル
代表取締役社

＜災害応援の関係＞

鹿沼市の災害時等における充電型ポータブル電源の提供に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社プラスエナジー（以下「乙」という。）は、災害時等における充電型ポータブル電源の提供について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、市内における災害等の発生時において、甲の要請に基づく充電型ポータブル電源（乙が所有し、又は管理するものをいう。以下同じ。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、市内における災害等の発生時において、甲の使用のため、乙に対し、甲の指定する場所に充電型ポータブル電源を搬入し、提供することを要請することができる。この場合において、乙は、充電型ポータブル電源を当該指定する場所に搬入したことについて甲の確認を受けたうえで、甲に引渡しを行うものとする。

2 前項に規定する協力について、乙は甲に対し、特段の事情がない限り、優先的に協力をするものとする。

（手続）

第3条 前条第1項第1号に規定する協力の要請は、「充電型ポータブル電源使用要請書（様式第1号）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請をし、当該協力の完了後に「充電型ポータブル電源使用要請書」を提出するものとする。

（使用期間）

第4条 第2条第1号に規定する協力において、甲が乙の充電型ポータブル電源を使用する期間は、災害等の発生時から甲が避難所を閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情があるときは、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

（返還）

第5条 甲は、充電型ポータブル電源の使用が終了したときは、乙の確認を受けたうえで、速やかに乙の指定する場所に返還するものとする。

（費用負担）

第6条 甲及び乙は、第2条に規定する協力において生じた費用については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。ただし、定期的点検等の経常的な管理費は乙が負担するものとする。

（破損等の対応）

第7条 第2条に規定する協力において、充電型ポータブル電源の破損、汚損等が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ修繕費用を決定し、甲が負担するものとする。ただし、通常的使用方法により生じた充電型ポータブル電源の故障、破損、汚損等についてはこの限りではない。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を「連絡責任者届（様式第2号）」により相手方に報告するものとする。

また、変更があった場合においても、速やかに新たな連絡責任者を相手方に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までに甲又は乙から書面による当該協定の解除の申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和4年11月25日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市

乙 群馬県太田市龍舞町2750番地1
株式会社プラスエナジー
代表取締役

＜災害応援の関係＞
消防団活動の充実強化に向けた支援に関する協定書

宇都宮ヤクルト販売株式会社（以下「甲」という。）と鹿沼市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、鹿沼市の消防団活動の充実強化を図り、もって、市民の安全・安心の確保に資することを目的に協定を締結する。

（支援の内容）

第2条 甲は、消防団活動の充実強化のため、甲に属する従業員（以下「従業員」という。）が、次に掲げる事項に取り組むよう努める。

- 1 従業員に消防団への加入について呼びかける。
- 2 従業員から消防団に入団したい旨の申し出があった場合に、できる限り配慮する。
- 3 消防団に入団している従業員に対して、消防団活動が円滑に行われるよう、勤務の免除・ボランティア休暇等の活用などの配慮をする。また、乙による消防団活動の実績に関する証明書を勤務評価の一つとする。
- 4 ポスター・パンフレット等の設置など、防火防災及び消防団活動に関する広報活動の支援について、乙から協力要請があった場合には、できる限り協力する。
- 5 乙が実施する「鹿沼市消防団サポート店」や栃木県が実施する「栃木県消防団応援の店」について、登録依頼があった場合には、できる限り協力する。
- 6 その他、従業員の消防団活動への支援に資するための必要な措置を講じる。

（乙の取り組み）

第3条 乙は、従業員による消防団への支援活動が積極的に行われるよう、次に掲げる事項に取り組む。

- 1 消防団協力事業所として公表する。
- 2 その他、従業員による消防団活動への支援に資するための必要な措置を講じる。

（費用の負担）

第4条 ポスター・パンフレット等、消防団活動に関する広報活動の支援に使用する物品に要する費用については、乙が負担するものとする。

（意見交換）

第5条 甲と乙は、消防団活動の充実強化に向け、定期的に意見交換に努める。

（有効期限）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが書面を持って協定解除の申し出をしない限り、その効力が継続するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めない事項及びこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度、甲乙の協議により、決定するものとする

＜災害応援の関係＞

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年11月28日

甲 栃木県宇都宮市瑞穂3-9-8
宇都宮ヤクルト販売株式会社
代表取締役社長

乙 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
市

＜災害応援の関係＞

大規模災害時における市有施設の一時使用に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と栃木県鹿沼警察署（以下「乙」という。）とは、大規模災害等発生時における市有施設の一時使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害等の発生により、乙の施設が使用不能になった場合に、適正な警察業務を継続することを目的として、乙が甲の所有又は管理する市有施設（以下「代替施設」という。）を使用するに当たって必要な事項を定める。

（適用条例）

第2条 この協定により乙が代替施設を使用する場合は、次の鹿沼市関係条例等（以下「条例等」という。）の規定によるものとする。

- (1) 鹿沼市民文化センター条例
- (2) 鹿沼市民文化センター条例施行規則
- (3) 鹿沼市御殿山会館条例
- (4) 鹿沼市御殿山会館条例施行規則

（代替施設の使用）

第3条 代替施設は次のとおりとする。

- (1) 鹿沼市民文化センター

大会議室、中会議室、小会議室、多目的ギャラリー、1階トイレ、駐車場及び付属設備

- (2) 鹿沼市御殿山会館

大会議室、中会議室、小会議室、第1和室、第2和室、各階のトイレ及び付属設備

2 乙は、代替施設を使用する必要がある時は、甲に対し文書でその旨を通知することとする。ただし、文書で通知するいとまがない場合は、口頭にて通知の後、速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、前項により通知があった時は、災害対策業務等に支障のない範囲で、代替施設の提供について最大限の協力をするものとする。

（費用負担）

第4条 乙が代替施設を使用する場合の使用料は、条例等の定めるところによる。

2 乙は、代替施設の現状を変更しようとする場合は、甲の承認を得て、乙の負担により行うこととする。

3 代替施設の使用に関し、乙の責めに期すべき理由により代替施設を損傷し、又は滅失したときは、乙は甲にその損害を賠償するものとする。

4 代替施設の使用により第三者に損害を及ぼす恐れがある場合は、乙の責任において損害発生の防止策を講じなければならない。もし第三者に損害を及ぼした場合は、乙の責任において賠償しなければならない。

（使用期間）

第5条 代替施設の使用期間は、原則1年以内とし、甲乙が協議してこれを決定する。なお、乙は代替施設の使用を早期に解消するよう努めることとする

＜災害応援の関係＞

(返還)

第6条 乙は、代替施設の使用を終了したときは、遅滞なく甲に返還するものとする。

2 この協定及び条例等に違反した代替施設の利用があったと甲が認めた場合には、乙に対し代替施設を催告なしに返還させるものとする。

3 乙は、前2項の規定により代替施設を返還する場合、これを原状に復し、甲の確認を受けなければならない。ただし、現状による返還を甲が認めた場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第7条 甲乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

2 この協定の締結事実を自己又は他人の営利目的の手段として利用してはならない。

3 この協定の締結及び締結に基づく活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、有効期間満了の翌日から起算して1年間期間が延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

甲と乙はこの協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月8日

甲 鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長

乙 鹿沼市上殿町1000番地5
栃木県鹿沼警察署
署長

＜災害応援の関係＞

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）ととちぎ流通センター協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、鹿沼市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- （2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- （4）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる鹿沼市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- （5）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、鹿沼市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （2）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （3）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- （4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し

＜災害応援の関係＞

支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（機密の保持及び情報提供）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様にする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するもの

＜災害応援の関係＞

する。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第12条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年6月26日

甲 鹿沼市今宮町1688番地1

鹿沼市

市長

乙 鹿沼市流通センター66番地

とちぎ流通センター協同組合

代表理事

＜災害応援の関係＞

災害時における相互協力に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と北日本ガス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の地域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の都市ガス設備の早期復旧、被災者支援等について、甲及び乙が相互に協力して迅速かつ的確に実施することで、市民生活の安定を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障ない範囲、関連法規に抵触しない範囲でこれに応じるものとする。

（1） 甲乙相互の災害情報の提供

- ① 乙の地震計情報、都市ガス設備の被災・復旧状況に関する情報の提供
- ② 甲の建物・道路の被害状況等に関する情報の提供

（2） 甲乙相互の広報の協力

（3） 甲が管理する施設又は甲が指定する場所への乙の調達可能なガス機器及びLPガスの供給

（4） 乙の復旧に要する復旧要員、復旧車両、資機材置場の集結基地（以下、「前進基地」という。）が必要な場合の甲の敷地の提供

（5） 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力要請）

第3条 甲及び乙が協力の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- （1） 前条第2号の場合、広報する内容
- （2） 前条第3号の場合、場所、協力を要する品目、規格、数量等
- （3） 前条第4号の場合、場所、人数、期間、車両台数、必要とする広さ等
- （4） 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、支援協力を行うように積極的に努めるものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合はこの限りではない。

（費用）

第4条 乙が第2条の規定により要した費用（以下、「費用」という。）については、原則として乙が負担する。ただし、第2条第3号に規定する費用は、甲が負担するものとする

＜災害応援の関係＞

2 前項に規定する費用の額は、災害救助法等の法令に定めのあるものを除くほかは、発生直前における価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（原状回復）

第5条 乙は、第2条第4号に規定する使用をした場合、使用期間終了までに甲の敷地における設備の撤去も含め、自己の責任と負担において原状回復をするものとする。

（実績報告、請求及び支払い）

第6条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援協力について、業務完了後、報告書を甲の求めに応じて作成し、甲に提出することにより報告するとともに、乙は費用を甲に請求するものとする。ただし、乙は災害発生時の混乱を考慮し、可能な限り、沈静化した後に請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、内容を精査確認し、遅滞なく乙に対してその費用を払うものとする。

（安全管理）

第7条 この協定の実施にあたり、甲と乙は相互に協力し、安全の確保に万全を期すものとする。

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。

2 甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、相手方に対して、当該損害を賠償しなければならない。

3 前2項に該当しない損害賠償については、甲乙の両者の協議の上決定する。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、連絡責任者を定め、文書をもって相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する事務を円滑に行うため、平常時から緊密な情報交換を行うよう努めるものとする。

（防災訓練等への協力）

第10条 乙は、災害時における支援協力が円滑に遂行できるよう、甲が地域防災計画等に基づき実施する防災訓練等に可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間更新するものとし、その後にも同様とする

＜災害応援の関係＞

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙がこの協定の有効期間内において解除を希望する場合は、解除希望日の3か月前までに書面により相手方に通知し、双方合意の上でこの協定を解除できるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年7月12日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1

鹿沼市 市長 佐藤 信

乙 栃木県小山市花垣町2-11-22

北日本ガス株式会社

代表取締役社長執行役員 滝瀬 淳一

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、鹿沼市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- （2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- （4）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる鹿沼市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- （5）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、鹿沼市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （2）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （3）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施（案）
- （4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対して支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる

＜災害応援の関係＞

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない

＜災害応援の関係＞

（機密の保持及び情報提供）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。

業務終了後又は解除された後についても同様にする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

（連絡責任者）

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和5年7月20日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市長

乙 埼玉県白岡町篠津914-3

佐川急便株式会社北関東支店

支店長

災害時における物資の供給に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社カワチ薬品（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合等において、甲が行う災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（物資の要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認める時は、乙に対し、物資の供給を要請することができる。

- (1) 市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるとき。
- (2) 市外において大規模な災害が発生した場合であって、市への広域避難者等に対して物資を調達する必要があるとき。
- (3) 市外において大規模な災害が発生し、他の地方公共団体を支援するために物資を調達する必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、物資供給に関する要請書（別紙様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（供給の範囲）

第3条 前条の規定に基づき甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が供給可能なものとする。

- (1) 食料品、日用品、衣料品及び医薬品
- (2) その他甲が指定する物資で、乙が供給できる商品

（物資の供給）

第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく物資供給の要請を受けたときは、速やかに供給するよう努めるものとする。

- 2 物資等の引渡しは、原則として乙が指定する店舗等において行うものとする。ただし、乙が輸送可能な場合は、甲の指定する場所（以下「指定場所」という。）において引き渡すものとする。
- 3 乙は、前項の規定により物資を供給した場合は、甲に対し、物資供給報告書（別紙様式2）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。
- 4 物資等の引渡しの際は、甲の職員が立ち会い、物資を確認するものとする

＜災害応援の関係＞

（物資の数量）

第5条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、調達した物資等の代金及び指定場所への輸送に要した費用を負担する。ただし、乙が無償での提供を申し出た場合はこの限りではない。

2 経費の算出方法には、要請時点の直近の価格を基準とし、甲及び乙協議の上、決定するものとする。

3 甲が報告を受けた物資の代金は、乙の請求後、速やかに支払うものとする。

（緊急連絡先の報告等）

第7条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先に変更があった場合は、互いに報告するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結の日より令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年9月1日

甲 栃木県鹿沼市

鹿沼市長 佐藤 信

乙 栃木県小山市大字卒島1293番地

株式会社カワチ薬品

代表取締役社長 河内 伸二

災害時等における一時避難場所の指定に関する覚書

鹿沼市（以下「甲」という。）及び独立行政法人水資源機構（以下「乙」という。）は、南摩ダム管理棟多目的室を鹿沼市地域防災計画に定める一時避難場所（以下「避難場所」という。）として利用することに関して、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、鹿沼市内に地震、風水害その他甚大な災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、甲及び乙が相互に協力し、災害の対応を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（対象施設）

第3条 本覚書の対象施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 南摩ダム管理棟 多目的室

所在地 栃木県鹿沼市上南摩町地内

（避難場所の開設）

第4条 災害時等において、甲又は避難することを余儀なくされている者（以下「避難者」という。）の要請に基づき、乙は、南摩ダム管理棟多目的室を避難場所として甲又は避難者に提供する。

2 甲は、甲又は避難者が南摩ダム管理棟多目的室を避難場所として使用する場合には、避難場所の運営、誘導等に必要な要員を派遣することができる。

3 乙は、可能な範囲で、避難場所の運営を行うものとする。

4 乙は、甲の要請によらずに避難場所を開設した場合は、速やかに甲に情報提供するものとする。

（使用期間）

第5条 甲が、施設を避難場所として使用できる期間は、開設から、災害時等において避難者の安全が確保されて、避難者が帰宅し、又は甲が指定する避難場所へ避難者が移動するまでの期間とする。

2 甲又は乙が、前項の期限を変更する場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の負担）

第6条 南摩ダム管理棟多目的室を避難場所として使用した場合の施設の使用料は、無料とする。

（資材等の備蓄）

第7条 甲は、施設内に避難所運営に必要な資材等を備蓄することができる。

2 甲又は乙は、避難者が利用するためのスマートフォン用充電器を5台程度設置するものとする。この場合において、乙が、電源として南摩ダム発電所で発電した再生可能エネルギー電気を供給するものとする

＜災害応援の関係＞

3 甲は、第1項の他に資材等を備蓄する場合には、甲の責任において実施する。

4 甲は、前項の規定により資材等を備蓄した場合には、備蓄状況を明らかにした書類を乙に提出しなければならない。

(乙の免責)

第8条 避難場所において甲が派遣した要員が被災した場合又は甲が備蓄した資材等に損害が生じた場合には、甲の責任で解決するものとし、乙はこの責任を負わないものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力の要請等に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(覚書の期間)

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から締結の日以後の最初の3月31日までとし、以降は期間満了の日の3ヶ月前までに甲又は乙からこの覚書の解除又は変更の申出がない場合は、さらに有効期間を一年間延長するものとする。ただし、施設に重大な損傷が発生した場合等、施設を甲の一時避難所として使用することができない事情が生じた場合、この覚書は解除されるものとする。

(疑義)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印上各1通を保有する。

令和5年10月13日

甲 鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市長 佐藤 信

乙 栃木県鹿沼市口栗野839-2
独立行政法人水資源機構思川開発建設所
所長 福田 達郎

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と㈱富泉興業（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（業務の指示等）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額（県が定める設計単価）に基づき、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の認定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は令和7年

＜災害応援の関係＞

3月31日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市千渡1217-11
株式会社富泉興業
代表取締役 齋 藤 文 泰

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と上岡土建(株)（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（業務の指示等）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額（県が定める設計単価）に基づき、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の認定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は令和7年

＜災害応援の関係＞

3月31日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市茂呂252-1
上岡土建株式会社
代表取締役 上 岡 利 之

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と(有)山崎工務店（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（業務の指示等）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額（県が定める設計単価）に基づき、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の認定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は令和7年

＜災害応援の関係＞

3月31日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市仁神堂町42
有限会社山崎工務店
代表取締役 福 田 紀 子

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と若松建設(有)（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（業務の指示等）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額（県が定める設計単価）に基づき、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の認定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は令和7年

＜災害応援の関係＞

3月31日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市蓬萊町1013-2
若松建設有限公司
代表取締役 若 松 和 典

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と(有)加藤技建（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（業務の指示等）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額（県が定める設計単価）に基づき、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の認定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は令和7年

＜災害応援の関係＞

3月31日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市板荷2994-1
有限会社加藤技建
代表取締役 加 藤 文 士

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と㈱電友社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（業務の指示等）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額（県が定める設計単価）に基づき、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の認定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は令和7年

＜災害応援の関係＞

3月31日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市縦山町198-2
有限会社電友社
代表取締役 渡 辺 稔

災害時における応急復旧対策業務等の実施に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と南摩興業（以下「乙」という。）とは、災害時における応急復旧対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び鹿沼市地域防災計画の趣旨に基づき、市内で大規模な地震・火災・風水害等重大な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生のおそれがある場合において、甲が管理する公共施設等の被害状況の把握並びに機能の確保及び回復に関する業務（以下「応急復旧対策業務」という。）の実施に関し、迅速かつ的確に対応することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧対策等を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

（業務の指示等）

第3条 甲は、災害の実情に応じて、乙に対して業務内容、日時場所を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の指示が不可能な事態が生じた場合は、乙は、本協定の主旨に基づいて応急復旧対策等を実施できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき応急復旧対策等を実施した場合は、当該応急復旧対策等終了後、甲に報告するものとする。

（建設資機材等の提供）

第4条 乙は、甲の要請があったときは、甲に対し最優先して、建設資機材等を提供するものとする。

（経費負担）

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき、乙が実施した応急復旧対策等に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定める基準により積算した額（県が定める設計単価）に基づき、乙と協議の上契約を取り交わし、支払うものとする。

（災害補償）

第6条 甲の要請により応急復旧対策等に従事した者が、当該応急復旧対策等により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。これによらない場合は、甲、乙協議の上処理するものとする。

（協定の認定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了までに甲乙いずれからも特に意思表示がない場合は、この協定は令和7年

＜災害応援の関係＞

3月31日から1年間を有効期限として延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、この協定の条項について疑義を生じたとき又はこの協定書に定めのない事項については、必要によりその都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

令和6年4月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688-1
鹿沼市
鹿沼市長 佐 藤 信

乙 栃木県鹿沼市千渡1218
有限会社南摩興業
代表取締役 齋 藤 公 美 恵

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

鹿沼市（以下「甲」という。）と帝国繊維株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿沼市内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して、町民生活の安定を図るため、物資の調達及び供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要になった場合は、次に掲げる事項を明らかにした文書により、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後文書により提出するものとする。

- （1）災害の状況及び必要とする物資の品名と数量
- （2）引渡の方法及び引渡場所
- （3）設置期間
- （4）その他必要とする事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し保有する物資の優先的な供給および運搬について積極的に協力するものとする。

（物資の種類）

第4条 甲の要請に基づき乙が甲に供給する物資の種類は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

- （1）排水ポンプ
- （2）救助資機材
- （3）その他甲が指定する物資

（物資の納入）

第5条 物資の納入は、甲乙調整の上、甲が指定する場所へ行うものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合には、甲又は甲が協力を要請する運送事業者等が行うものとする。
- 3 甲は、物資の納入引渡場所に職員を派遣し、要請に係る物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 4 甲は、乙が物資の運搬に使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

（物資の費用）

第6条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第7条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（取扱い指導）

第8条 災害時に備え、乙は甲の要請に応じて乙が対応可能な時期に、甲の指定する作業者に乙が供給する物資の取扱い方法を下野工場にて無償指導するものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑なものとするため、次に掲げる者を連絡責任者

＜災害応援の関係＞

とする。

- (1) 甲 鹿沼市 総合政策部 危機管理監
- (2) 乙 帝国繊維株式会社 下野工場センター長

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲、乙いずれからも相手方に対しこの協定の解除又は変更の申出をしないときは、協定期間は期間満了の日から翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。
2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年8月1日

甲 栃木県鹿沼市今宮町1688番地1
鹿沼市
市 長 松井 正一

乙 東京都中央区日本橋2丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング15階
帝国繊維株式会社
代表取締役社長執行役員 榎谷 徹

災害時における保存水等の供給に関する協定

鹿沼市（以下「甲」という。）と株式会社シェフコ（以下「乙」という。）は、災害時における保存水等の供給及び保管に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民生活の早期安定を図るため、甲が行う災害救助に必要な保存水等の供給及び保管に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合に、乙に対し、保存水等の供給を要請することができる。

- (1) 市内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合
 - (2) 市外において大規模な災害が発生した場合であって、市への広域避難者等に対し、保存水を調達する必要がある場合
 - (3) 市外において大規模な災害が発生した場合であって、他の地方公共団体を支援するために保存水を調達する必要がある場合
- 2 前項に基づく要請は、甲から乙に対し、保存水供給に関する要請書（別紙様式1）を提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請を行い、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。
- 3 その他、本市の地域防災力向上のため、防災訓練や防災イベントに積極的に協力する。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに供給するための保存水等を生産し、かつ、それらを保管することについて、可能な範囲で協力するものとする。

- 2 前項の規定により、乙が供給する保存水等の運搬方法については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により保存水等を供給した場合は、甲に対し、保存水等の供給報告書（別紙様式2）により、その状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告を行い、その後速やかに当該報告書を提出するものとする。
- 4 保存水等の供給の際は、甲の職員が立ち会い、確認するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙が供給した保存水等の費用を負担する。

＜災害応援の関係＞

2 費用の算出においては、要請時点の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

3 甲は、前項の規定により定められた保存水等の費用について、乙の請求後、速やかに支払うものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第5条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定め、文書をもって相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日より令和7年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から協定解除の申し出がなかったときは、さらに1年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙両者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月6日

甲 栃木県鹿沼市今宮町 1688 番地 1
鹿沼市
市長

乙 東京都板橋区西台 2 丁目 12 番 12 号
株式会社シェフコ
代表取締役社長